



DIAMバランス・ファンド<DC年金>

DIAMバランス・ファンド<DC年金>1 安定型
DIAMバランス・ファンド<DC年金>2 安定・成長型
DIAMバランス・ファンド<DC年金>3 成長型

追加型投信／内外／資産複合（インデックス型）

■この目論見書により行う「DIAMバランス・ファンド<DC年金>1安定型」、「DIAMバランス・ファンド<DC年金>2安定・成長型」、「DIAMバランス・ファンド<DC年金>3成長型」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を2025年5月23日に関東財務局長に提出しており、2025年5月24日にその効力が生じております。

■「DIAMバランス・ファンド<DC年金>1安定型」、「DIAMバランス・ファンド<DC年金>2安定・成長型」、「DIAMバランス・ファンド<DC年金>3成長型」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

■委託会社への照会先

【コールセンター】 0120-104-694 （受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

【ホームページアドレス】 <https://www.am-one.co.jp/>

発行者名	アセットマネジメントOne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 杉原 規之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目 次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	5
第1【ファンドの状況】	5
第2【管理及び運営】	69
第3【ファンドの経理状況】	76
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	237
第三部【委託会社等の情報】	239
第1【委託会社等の概況】	239
約款	286

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 1 安定型

D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 2 安定・成長型

D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 3 成長型

(以上を総称して、または個別に「D I A Mバランス・ファンド<DC年金>」、「ファンド」、「当ファンド」または「各ファンド」ということがあります。また各々、「D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 1 安定型」を「バランス・ファンド<DC年金> 1」、「D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 2 安定・成長型」を「バランス・ファンド<DC年金> 2」、「D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 3 成長型」を「バランス・ファンド<DC年金> 3」という場合もあります。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下、「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

お申込日の翌営業日の基準価額※とします。

なお、収益分配金の再投資を行う場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（但し、便宜上1万口当りに換算した基準価額で表示することがあります。）

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ

- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

各ファンドにつき、1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）

※収益分配金の再投資をする場合は、1口単位となります。

（７）【申込期間】

継続申込期間：2025年5月24日から2025年11月25日まで

※お申込みの取扱いは、販売会社の毎営業日に行われます。

※ニューヨークの銀行、フランクフルトの銀行、パリの銀行、ロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

※継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

各ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行います。

※販売会社は、以下の方法でご確認ください。

- ・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（９）【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社を買付代金を支払うものとします。

※払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

- ・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

お申込みの方法

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは原則として確定拠出年金制度によるお申込みのみの取扱いとなります。ただし、委託会社または販売会社が取得する場合はこの限りではありません。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合、収益分配金を無手数料で全額再投資する「累積投資（自動けいぞく投資）」専用ファンドです。このためお申込みの際、受益権の取得申込者は販売会社との間で、「累積投資約款」に従って分配金累積投資に関する契約を締結します。

なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

なお、海外休業日には、お申込みの受付を行いません。

※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

○振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ①当ファンドは、3本のファンドから構成され、安定した収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
- ②各ファンドの信託金の限度額は1兆円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1 ライフサイクルにあわせた分散投資

- 主としてマザーファンド*を通じて実質的に国内株式・国内債券・外国株式・外国債券の4つのアセット(資産)に投資します。

※国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド、外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド、国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

- 個々のアセット(資産)において、数多くの銘柄に分散して投資することにより、より一層の分散投資効果を追求します。
- 基本アロケーションのもと、委託会社が独自に指数化する合成インデックス^(注)に概ね連動する投資成果をめざして運用を行います。
- 各資産につき、基本アロケーションにおける各資産の比率から一定の範囲内で配分比率の変動を抑えます。
- 運用環境見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響をおよぼす可能性が高いと判断した場合には、基本アロケーションの若干の見直しを行う場合があります。
- 実質組入外貨建資産の為替リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

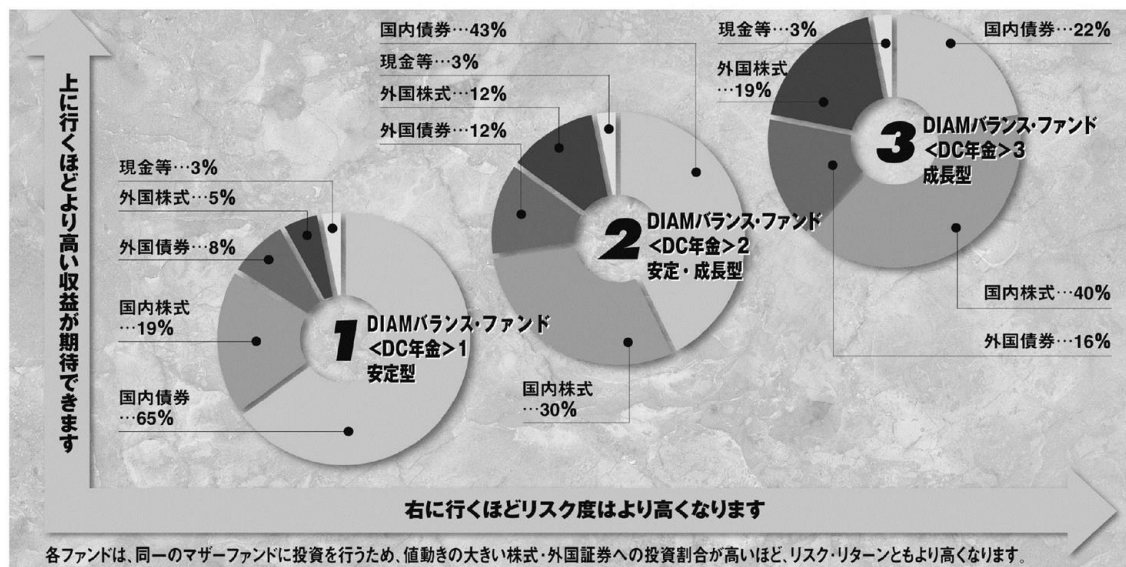
(注)委託会社が独自に指数化する合成インデックスとは、国内株式については東証株価指数(TOPIX)(配当込み)、国内債券についてはNOMURA-BPI総合、外国株式についてはMSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)、外国債券についてはFTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジなし)、短期金融資産についてはコール・ローンのオーバーナイト物レートを、各ファンドにおける基本アロケーションに基づいて合成したものです。

2 ライフサイクルにあわせて、3つのファンドから選択できます

ご投資家の皆様のライフサイクルやリスク許容度に応じて、3種類の組み合わせ（資産配分）からご選択いただけます。

3ファンドの基本アロケーション

(注) 運用環境見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響をおよぼす可能性が高いと判断した場合には、基本アロケーションの若干の見直しを行う場合があります。



- DIAM/バランス・ファンド<DC年金>1 安定型
比較的风险の低い資産（国内債券）を中心に組入れ、安定運用を行います。
- DIAM/バランス・ファンド<DC年金>2 安定・成長型
各資産をバランスよく組入れ、ミドルリスク・ミドルリターンをめざします。
- DIAM/バランス・ファンド<DC年金>3 成長型
株式・外国証券等のリスク資産を中心に組入れることにより、より高い収益をめざします。

■ 分配方針

年1回の決算時(2月25日(休業日の場合は翌営業日))に、経費控除後の利子、配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

○商品分類表

「D I AMバランス・ファンド＜DC年金＞1 安定型」

「D I AMバランス・ファンド＜DC年金＞2 安定・成長型」

「D I AMバランス・ファンド＜DC年金＞3 成長型」

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国 内	株 式	インデックス型 特殊型
		債 券	
	海 外	不動産投信	
追加型投信	内 外	その他資産 () 資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

○属性区分表

「D I AMバランス・ファンド<DC年金>1 安定型」

「D I AMバランス・ファンド<DC年金>2 安定・成長型」

「D I AMバランス・ファンド<DC年金>3 成長型」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を含む) 日本			日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり () なし	TOPIX その他 (MSCI コク サイ・インデッ クス、NOMU RA-BPI 総 合、FTSE世界国債 インデックス)
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株 式、債券)資産 配分固定型)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型					

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○属性区分定義

その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券) 資産配分固定 型))	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として複数の資産(株式、債券)へ実質的に投資し、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。 (注) 商品分類表の投資対象資産は資産複合に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券)資産配分固定型))に分類されます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル (日本を含む)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファン ド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、対円での為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
その他	日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。

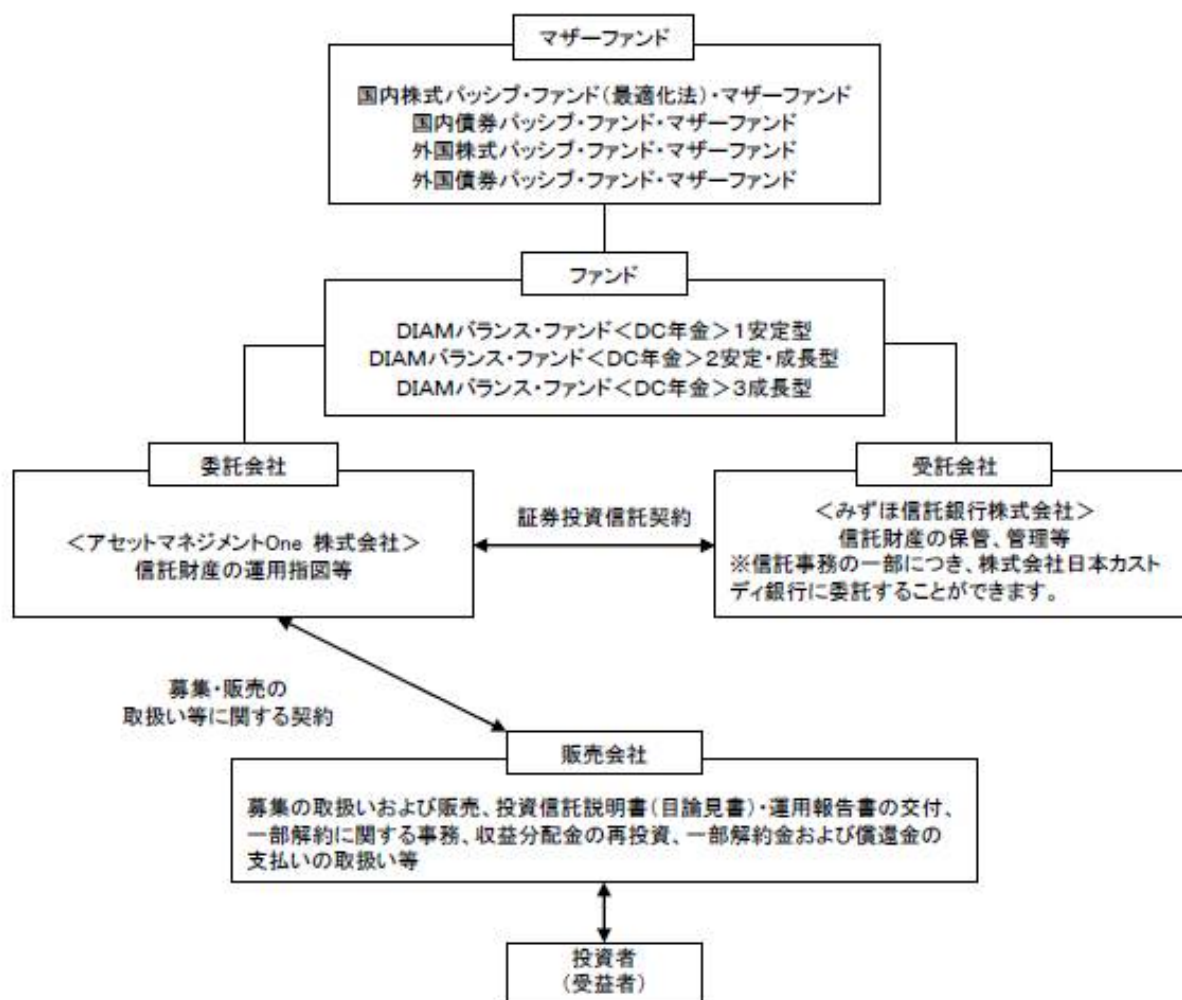
※上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。

上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

(2) 【ファンドの沿革】

2002年12月13日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
2005年10月 1日 信託報酬率の変更

(3) 【ファンドの仕組み】



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドの設定時に証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

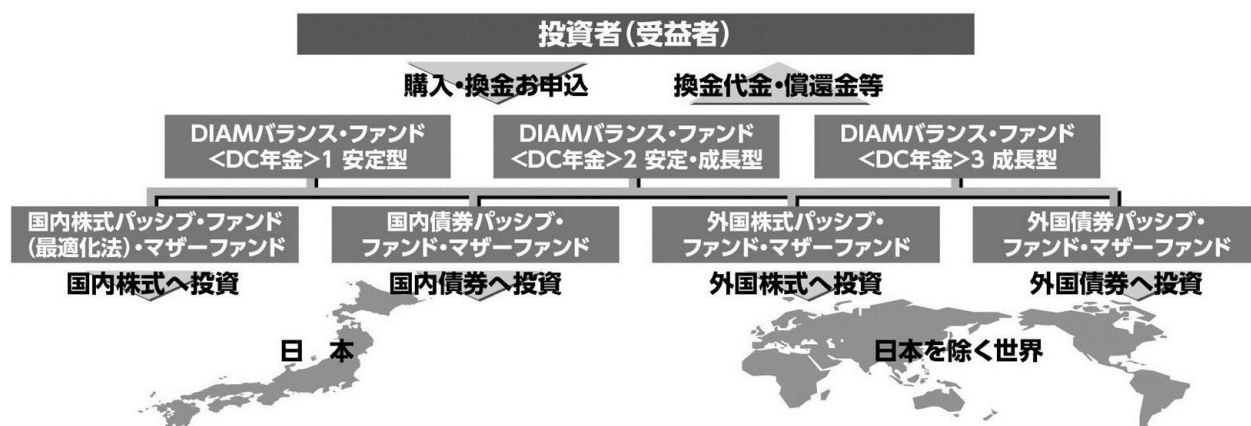
委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約事務、収益分配金の再投資、一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

●ファミリーファンド方式とは●

当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



○委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2025年2月28日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（2025年2月28日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<基本方針>

安定した収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目標として安定的な運用を行います。

<投資対象>

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券、外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券、国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券および外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

<投資態度>

1) 主として国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券、外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券、国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券および外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券への投資を通じて国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分散投資を行います。

2) ①「D I AMバランス・ファンド<DC年金> 1 安定型」

国内株式、国内債券、外国株式、外国債券および短期金融資産について、株式への実質投資割合の上限が40%以下、かつ外貨建資産への実質投資割合の上限が30%以下の範囲内において配分した基本アロケーションのもと、委託会社が独自に指数化する合成インデックス※に概ね連動する投資成果をめざして運用します。

②「D I AMバランス・ファンド<DC年金> 2 安定・成長型」

国内株式、国内債券、外国株式、外国債券および短期金融資産について、株式への実質投資割合の上限が60%以下、かつ外貨建資産への実質投資割合の上限が50%以下の範囲内において配分した基本アロケーションのもと、委託会社が独自に指数化する合成インデックス※に概ね連動する投資成果をめざして運用します。

③「D I AMバランス・ファンド<DC年金> 3 成長型」

国内株式、国内債券、外国株式、外国債券および短期金融資産について、株式への実質投資割合の上限が80%未満、かつ外貨建資産への実質投資割合の上限が55%以下の範囲内において配分した基本アロケーションのもと、委託会社が独自に指数化する合成インデックス※に概ね連動する投資成果をめざして運用します。

※委託会社が独自に指数化する合成インデックスとは、国内株式については東証株価指数(TOPIX)(配当込み)(注1)、国内債券についてはNOMURA-BPI総合(注2)、外国株式についてはMSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)(注3)、外国債券についてはFTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジなし)

(注4)、短期金融資産についてはコール・ローンのオーバーナイト物レートを、各ファンドにおける基本アロケーションに基づいて合成したものです。

(注1) ①東証株価指数(TOPIX)の指数値および東証株価指数(TOPIX)にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。

②JPXは、東証株価指数(TOPIX)の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数(TOPIX)の指数値の算出もしくは公表の停止または東証株価指数(TOPIX)にかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。

③JPXは、東証株価指数(TOPIX)の指数値および東証株価指数(TOPIX)にかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の東証株価指数(TOPIX)の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。

④JPXは、東証株価指数(TOPIX)の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、東証株価指数(TOPIX)の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

⑤本件商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではありません。

⑥JPXは、本件商品の購入者または公衆に対し、本件商品の説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。

⑦JPXは、当社または本件商品の購入者のニーズを東証株価指数(TOPIX)の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。

⑧以上の項目に限らず、JPXは本件商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

(注2) NOMURA-BPI総合の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

(注3) 本ファンドは、MSCI Inc. (以下、「MSCI」といいます。)、MSCIの関連会社、情報提供者その他MSCI指数の編集、計算または作成に関与または関係した第三者(以下、総称して「MSCI関係者」といいます。)によって保証、推奨、販売、または宣伝されるものではありません。MSCI指数は、MSCIの独占的財産です。MSCIおよびMSCI指数の名称は、MSCIまたはその関連会社のサービスマークであり、委託会社による特定の目的のために使用が許諾されています。MSCI関係者は、本ファンドの発行者もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、ファンド全般もしくは本ファンド自体への投資に関する適否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラック

するMSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIまたはその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマークおよびトレードネーム、ならびに、本ファンドまたは本ファンドの発行会社、所有者、その他の者もしくは団体に限りなくMSCIが決定、編集、計算するMSCI指数のライセンス所有者です。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数の決定、編集または計算にあたり、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体の要望を考慮する義務を負いません。いかなるMSCI関係者も、本ファンドの発行時期、発行価格もしくは発行数量の決定、または、本ファンドを換金する方程式もしくは本ファンドの換算対価の決定もしくは計算について責任を負うものではなく、また、関与もしていません。また、MSCI関係者は、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入または使用するための情報を入手しますが、いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。いかなるMSCI関係者も、明示的か黙示的かを問わず、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体が、MSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行いません。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの、またはそれらに関連する過誤、脱漏または中断について責任を負いません。また、MSCI指数およびそれに含まれるデータの各々に関し、いかなるMSCI関係者も明示的または黙示的な保証を行うものではなく、かつMSCI関係者は、それらに関する特定目的に対する市場性および適合性に係る一切の保証を明示的に否認します。前記事項を制限することなく、直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、結果的損害その他あらゆる損害（逸失利益を含む。）については、その可能性について告知されていたとしても、MSCI関係者は、かかる損害について責任を負いません。

本証券、本商品もしくは本ファンドの購入者、販売者もしくは所有者、またはその他いかなる者もしくは団体も、MSCIの承認が必要か否かの確認を事前にMSCIに求めることなく、本証券を保証、推奨、販売、または宣伝するためにMSCIのトレードネーム、トレードマークまたはサービスマークを使用したり、それらに言及することはできません。いかなる状況においても、いかなる者または団体も、事前にMSCIの書面による承認を得ることなくMSCIとの関係を主張することはできません。

(注4) FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。

このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

3) 各資産につき、基本アロケーションにおける各資産毎の比率から一定の範囲内で配分比率の変動を抑えます。なお、運用環境見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、基本アロケーションの若干の見直しを行う場合があります。

4) 実質組入れ外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

■対象指数の変動を基準価額の変動に適正に反映するための手法に関する事項

ファンドは合成インデックスに連動させるため、以下の対応を行います。

基本アロケーションにおける各資産の比率から一定の範囲内で配分比率の変動を抑えます。

なお、投資対象とする各マザーファンドにおける対象指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法に関する事項については、下記2投資方針 (2) 投資対象 (参考) ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要をご参照ください。

(2) 【投資対象】

1. 投資の対象とする資産 (約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます、以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利 (金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りします。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

2. 有価証券の指図範囲 (約款第16条第1項)

委託会社は、信託金を、主として次に掲げる(1)から(4)までのアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託の受益証券ならびに(5)以降の有価証券 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

(1) 国内株式パッシブ・ファンド (最適化法) ・マザーファンド

(2) 外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

(3) 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

(4) 外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

(5) 株券または新株引受権証書

(6) 国債証券

(7) 地方債証券

(8) 特別の法律により法人の発行する債券

- (9) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - (10) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - (11) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - (12) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - (13) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - (14) コマーシャル・ペーパー
 - (15) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - (16) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(5)から(15)までの証券または証書の性質を有するもの
 - (17) 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替投資信託受益権を含みます。）
 - (18) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - (19) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - (20) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - (21) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - (22) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (23) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - (24) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - (25) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - (26) 外国の者に対する権利で上記(25)の有価証券の性質を有するもの
- なお、(5)の証券または証書、(16)ならびに(21)の証券または証書のうち(5)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(6)から(10)までの証券および(16)ならびに(21)の証券または証書のうち(6)から(10)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(17)の証券および(18)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

3. 金融商品の指図範囲（約款第16条第2項）

委託会社は、信託金を、上記2. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

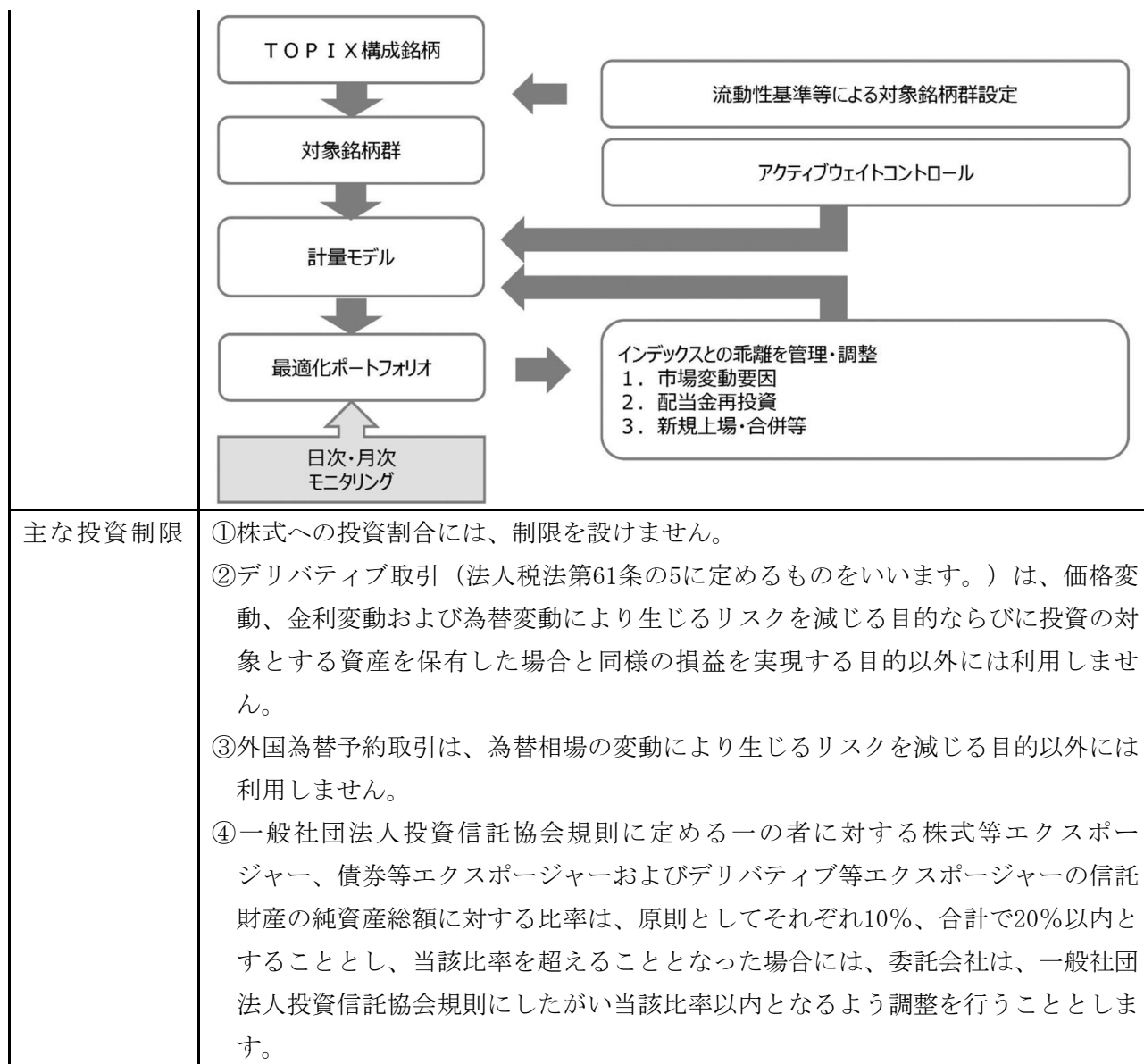
- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの

4. 上記2. の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を上記3. の(1)から(4)までの金融商品により運用することの指図ができます。(約款第16条第3項)

(参考) ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

ファンド名	国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に連動する投資成果を目標として運用を行います。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄を主要投資対象とします。
投資態度	- 主としてわが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄に投資し、「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」に連動する投資成果をめざして運用を行います。 - 最適化法によるポートフォリオ構築を行い、運用コストの最小化と徹底したリスク管理を行います。 - 株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。 - 株式の組入比率の調整には、株価指数先物取引等を活用します。 - 非株式割合は原則として信託財産総額の50%以下とします。また、外貨建資産割合は原則として信託財産総額の10%以下とします。
運用プロセス	- 流動性基準等による対象銘柄群設定 マーケットインパクトの低減を図る為、TOPIX採用銘柄のうち、流動性が低い銘柄等を除外して投資対象銘柄群を設定します。 - 最適化法によるポートフォリオの構築 インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差（アクティブウェイト）を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。 - インデックスとの乖離を管理 日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。組入比率の調整には、先物等を利用することがあります。 インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。 - 市場変動に伴うもの：推定トラッキングエラーの増加に伴い実施 - 配当金再投資に伴うもの：キャッシュ比率の上昇に伴い実施 - 新規上場、合併等に伴うもの：指数に与える影響を勘案し、決定



ファンド名	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、NOMURA-BPI総合に連動する投資成果を目標として運用を行います。
主な投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	1. 主としてわが国の公社債に投資し、「NOMURA-BPI総合」に連動する投資成果をめざして運用を行います。 2. 公社債（債券先物取引等を含みます。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。 3. 公社債の組入比率の調整には、債券先物取引等を活用する場合があります。
運用プロセス	1) 流動性基準等による対象銘柄群設定 NOMURA-BPI総合構成銘柄のうち、流動性基準等を勘案して投資対象銘柄群を設定します。 2) 最適化法によるポートフォリオの構築

- ①債券種別・格付けから発生するベンチマーク乖離要因
- ②金利の期間構造、スプレッドの期間構造から発生するベンチマーク乖離要因
- ①、②が最小になると判断されるポートフォリオを構築します。

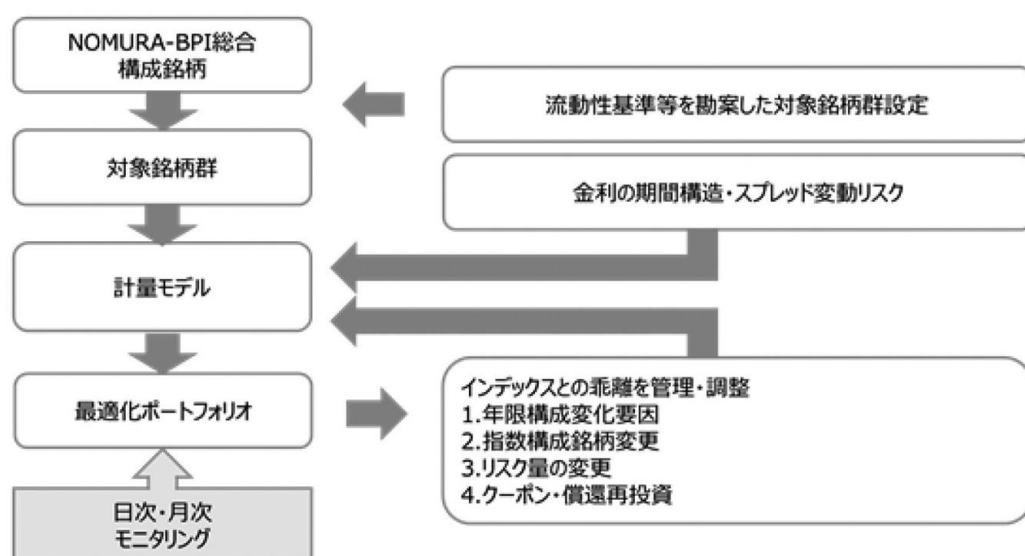
3) インデックスとの乖離を管理

日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。

組入比率の調整には、債券先物取引等を活用する場合があります。

インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。

- ・ 年限構成変化要因
- ・ 指数構成銘柄変更
- ・ リスク量の変更
- ・ クーポン、償還再投資

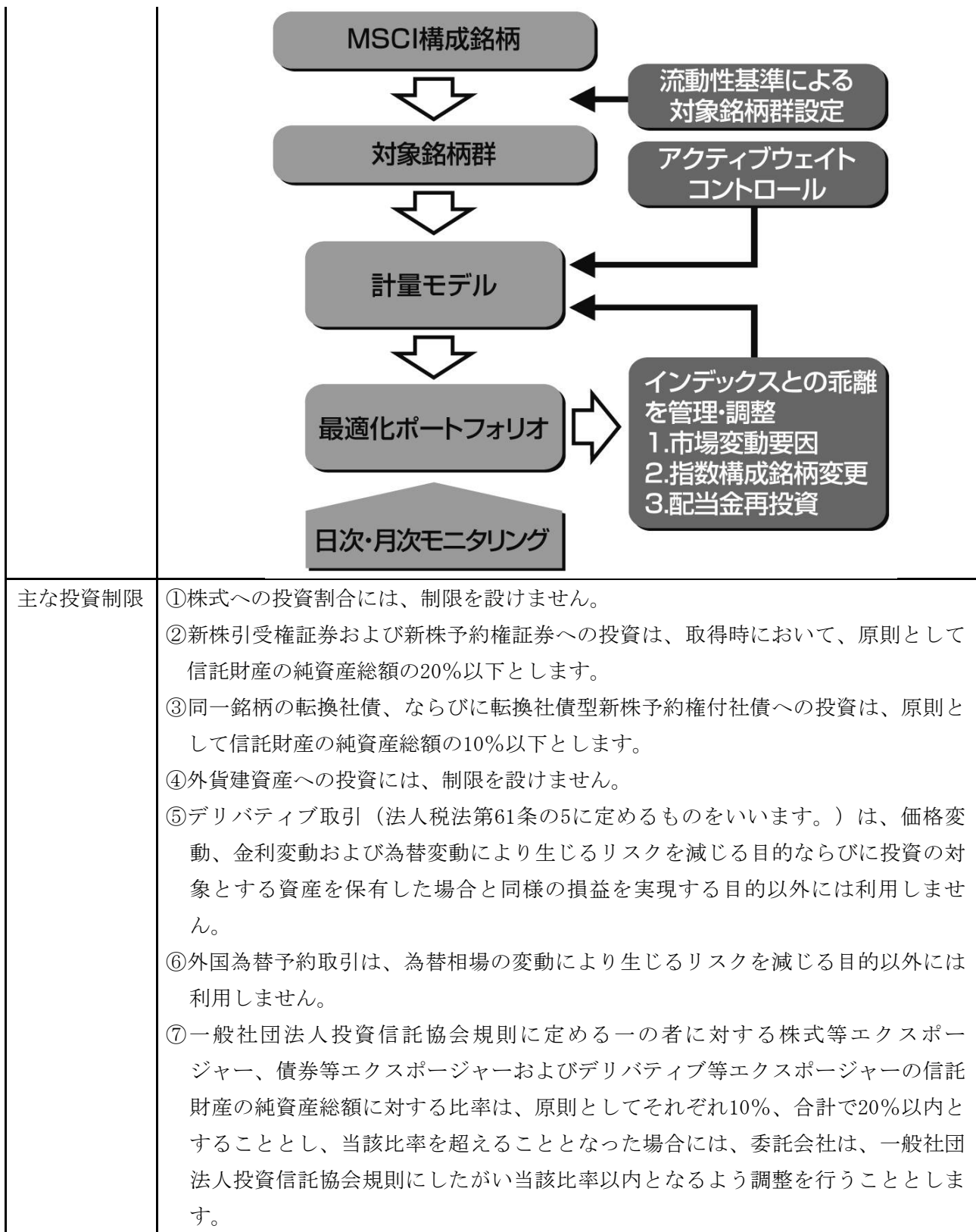


主な投資制限

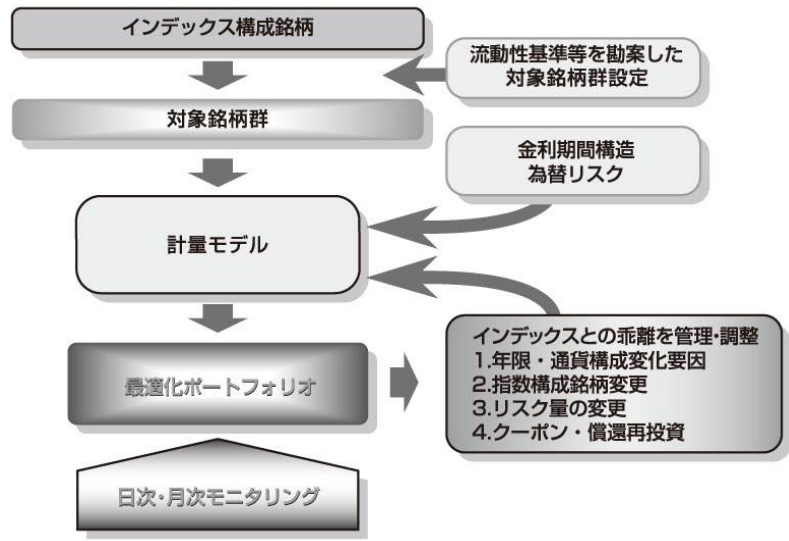
- ①株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限りします。
- ②株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑦外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

	⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ファンド名	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資対象	海外の株式を主要投資対象とします。
投資態度	1. 主に海外の株式に投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざして運用を行います。 2. 株式への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。 3. 組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。
運用プロセス	1) 流動性基準による対象銘柄群設定 取引コスト、マーケットインパクトの低減を図る為、MSCIコクサイ・インデックス構成銘柄のうち、流動性が著しく低くかつ時価総額比率が小さい銘柄を除外して投資銘柄群を設定します。 2) 最適化法によるポートフォリオの構築 インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差（アクティブウェイト）を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。 3) インデックスとの乖離を管理 日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合は速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。 インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。 ・市場変動に伴うもの：推定トラッキングエラーの増加に伴い実施 ・ベンチマーク構成銘柄の変更に伴うもの：四半期に一度の銘柄入替、コーポレートアクションおよび指数構築手法の変更に伴い実施 ・配当金再投資に伴うもの：キャッシュ比率の上昇に伴い実施



ファンド名	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資対象	海外の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	1. 主に日本を除く世界主要国の公社債に投資し、「FTSE世界国債インデックス（除

	く日本、円ベース、為替ヘッジなし）」に連動する投資成果をめざして運用を行います。 2. 外国債券への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。 3. 外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。
運用プロセス	1) 流動性基準等による対象銘柄群設定 FTSE世界国債インデックス構成銘柄のうち、流動性基準等を勘案して投資対象銘柄群を設定します。 2) 最適化法によるポートフォリオの構築 金利の期間構造、通貨エクスポージャーから発生するベンチマーク乖離要因が最小となるポートフォリオを構築します。 3) インデックスとの乖離を管理 日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。 インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。 ・ 年限・通貨構成変化要因 ・ 指数構成銘柄変更 ・ リスク量の変更 ・ クーポン・償還再投資  <pre> graph TD A[インデックス構成銘柄] --> B[対象銘柄群] C[流動性基準等を勘案した対象銘柄群設定] --> B B --> D[計量モデル] E[金利期間構造為替リスク] --> D D --> F[最適化ポートフォリオ] G[インデックスとの乖離を管理・調整
1. 年限・通貨構成変化要因
2. 指数構成銘柄変更
3. リスク量の変更
4. クーポン・償還再投資] --> F F --> H[日次・月次モニタリング] </pre>
主な投資制限	① 株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限りします。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ② 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資には、制限を設けません。 ⑤ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対

象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

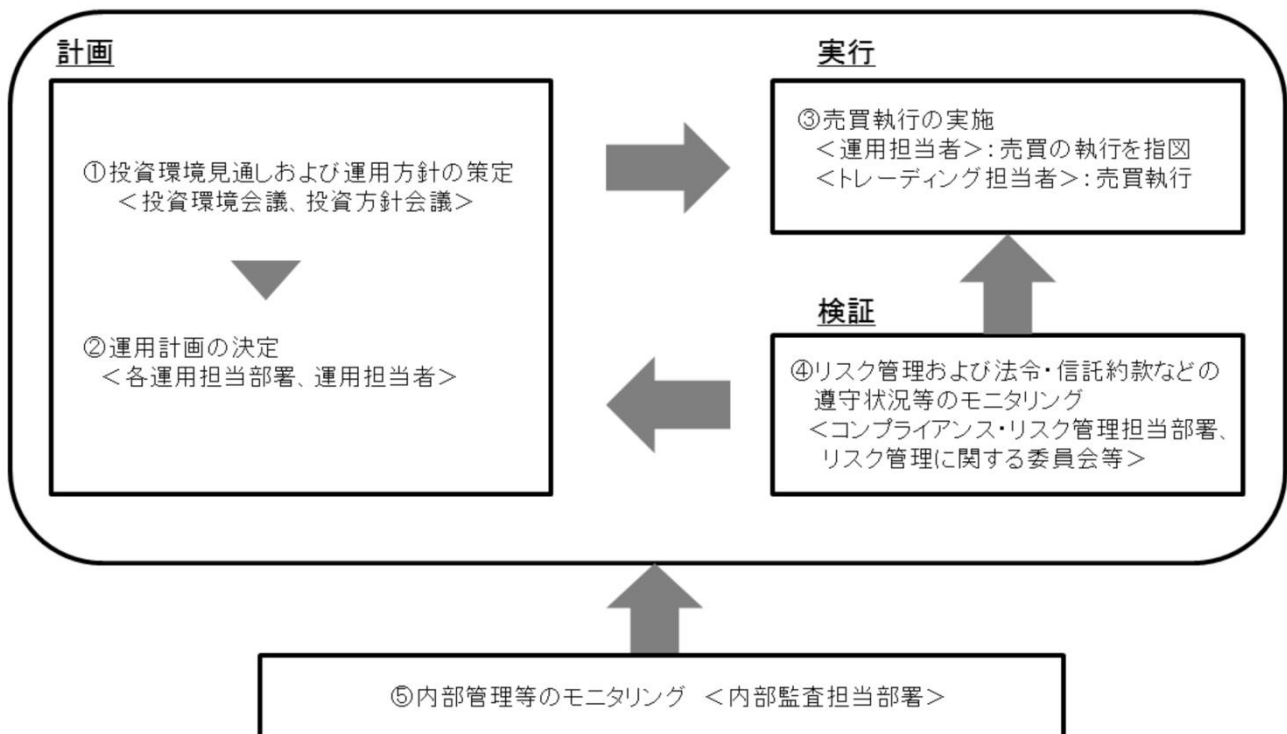
⑥外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金動向、市況動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④ モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2025年2月28日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

（４）【分配方針】

①収益分配方針

毎決算時（原則2月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益の分配方式

a. 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

1) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の再投資

収益分配金は、原則として自動的に再投資される性格を有します。

委託会社は受託会社から交付を受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、別に定める契約に基づき、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に対し、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

① 「D I A Mバランス・ファンド＜D C年金＞ 1 安定型」

(1) 株式への実質投資割合（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。

(2) 外貨建資産への実質投資割合（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

② 「D I A Mバランス・ファンド＜D C年金＞ 2 安定・成長型」

(1) 株式への実質投資割合（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の60%以下とします。

(2) 外貨建資産への実質投資割合（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

③ 「D I A Mバランス・ファンド＜D C年金＞ 3 成長型」

(1) 株式への実質投資割合（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の80%未満とします。

(2) 外貨建資産への実質投資割合（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の55%以下とします。

①②③共通

(3) 投資信託証券への実質投資割合（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

各マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(4) 新株引受権証券等への実質投資割合（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の15%以下とします。

(5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

(6) 投資する株式等の範囲（約款第18条）

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) 上記(a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

(7) 同一銘柄の新株引受権証券等への実質投資制限（約款第19条）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(8) 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第20条）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(9) 信用取引の指図範囲（約款第21条）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) 上記(a)の信用取引の指図は、次の1)～6)に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1)～6)に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2) 株式分割により取得する株券
- 3) 有償増資により取得する株券
- 4) 売出しにより取得する株券
- 5) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
- 6) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(上記5)に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(10) 先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第22条）

(a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

- 1) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産

の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

- 2) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象3. 金融商品の指図範囲(1)～(4)に掲げる金融商品で運用している額とマザーファンドが限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象3. 金融商品の指図範囲(1)～(4)に掲げる金融商品で運用している額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象3. 金融商品の指図範囲(1)～(4)に掲げる金融商品で運用している額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。

- 3) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

- 1) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象3. 金融商品の指図範囲(1)～(4)に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。

- 2) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象
3. 金融商品の指図範囲(1)～(4)に掲げる金融商品で運用している額（以下2)において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- 3) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(11) スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第23条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下(c)において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (d) 上記(c)においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
- (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供を要求され委託会社がその必要性を認めたときあるいは担保の受入れが必要と委託会社が認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(12) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図・目的・範囲（約款第24条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。

- (b) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡し取引の指図にあたっては、当該信託期間に係る金利先渡し取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡し取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡し取引の想定元本の合計額」といいます。以下(c)において同じ。）が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下(c)において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡し取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡し取引の一部の解約を指図するものとします。
- (d) 上記(c)においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡し取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡し取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) 為替先渡し取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡し取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡し取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡し取引の想定元本の合計額」といいます。以下(e)において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、為替先渡し取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡し取引の一部の解約を指図するものとします。
- (f) 上記(e)においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡し取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡し取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (g) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (h) 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (13) デリバティブ取引等にかかる投資制限（約款第24条の2）
デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (14) 有価証券の貸付の指図および範囲（約款第25条）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1)～2)の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価総額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(b) 上記(a) 1)～2)で定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

(15) 公社債の空売りの指図範囲（約款第26条）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) 上記(a)の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(16) 公社債の借入れ（約款第27条）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) 上記(a)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) 上記(a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(17) 特別な場合の外貨建資産への投資制限（約款第29条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(18) 外国為替予約の指図（約款第30条）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(b) 上記(a)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの信託財産に係る為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

- (c) 上記(b)においてマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係る為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (d) 上記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(19) 資金の借入れ（約款第37条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(20) 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

3 【投資リスク】

< 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

(1) 株式投資リスク

当ファンドは実質的に株式に投資します。株式には一般的に次に掲げるリスクがあります。

1) 価格変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株式の価格は、一般に大きく変動します。株式市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

2) 信用リスク

投資する株式の発行者の経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

(2) 債券投資リスク

当ファンドは実質的に公社債に投資します。公社債では、一般的に次に掲げるリスクがあります。

1) 金利リスク

金利の上昇（債券の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。

金利リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

2) 信用リスク

投資する債券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが実質的に投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、債券の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

(3) 為替リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドは実質的に外貨建資産を保有します。外貨建資産に投資する場合には、一般的に為替リスクがあります。

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。従いまして、外貨建資産が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落（円高）度合いによっては、当該資産の円ベースの評価額が減価し、ファンドの基準価額の変動および分配金に影響を与える要因となります。また外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当ファンドでは、為替変動リスクに対して為替ヘッジを行わないことを原則としており、円と投資対象国通貨の為替レートの変化がファンドの資産価値に影響します。

(4) 資産配分リスク

資産配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数または全ての資産の価値が同時に下落した場合等は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドの各資産（国内株式、国内債券、外国株式、外国債券および短期金融資産）の資産配分比率は、基本アロケーションの比率に準じ、一定範囲内の変動に抑えます。

この資産配分が当ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、収益率の悪い資産への配分が大きい場合、複数または全ての資産価値が下落する場合には、各資産の投資成果が各資産のベンチマークと同等あるいはそれ以上のものであったとしても、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

(5) カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、もしくは取引に対して規制が変更となる場合または新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落する場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

- 当ファンドは、各マザーファンドへの投資を通じて合成インデックスに概ね連動する投資成果をめざして運用を行います。各マザーファンドが各対象インデックス採用全銘柄を組入れないこ

と、資金流入から組入銘柄の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額と合成インデックスが乖離する場合があります。

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合に、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。
- 当ファンドは、原則として確定拠出年金制度によるお申込みのみの取扱いとなります。
- 資金動向、市況動向等によっては、上記の投資態度に従った運用ができない場合があります。
- 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができますものとします。
- 各ファンドにつき、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情がある場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。

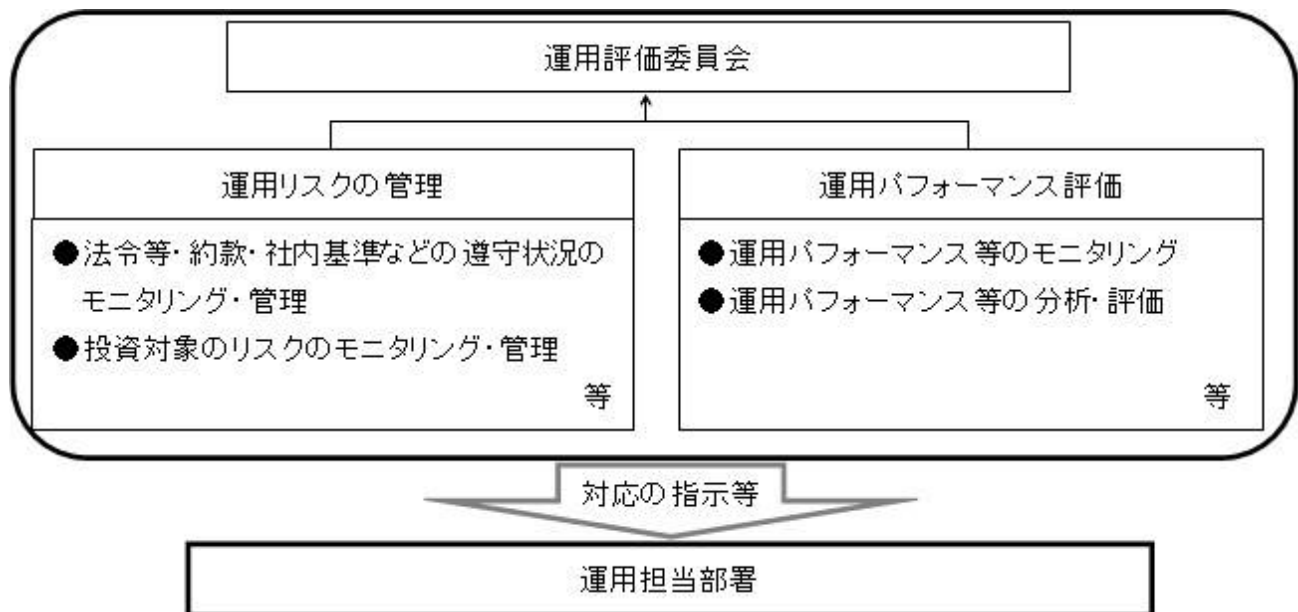
○注意事項

- イ. 当ファンドは、実質的に株式や公社債など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。
- ロ. 投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ハ. 投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ニ. 投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

＜リスク管理体制＞

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



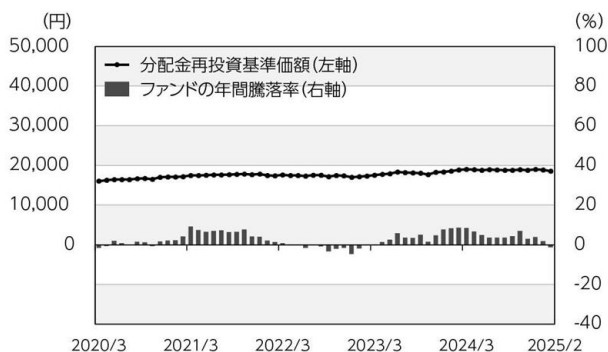
- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は2025年2月28日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

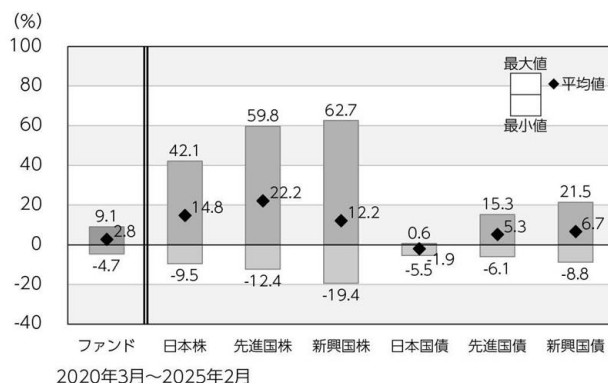
<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

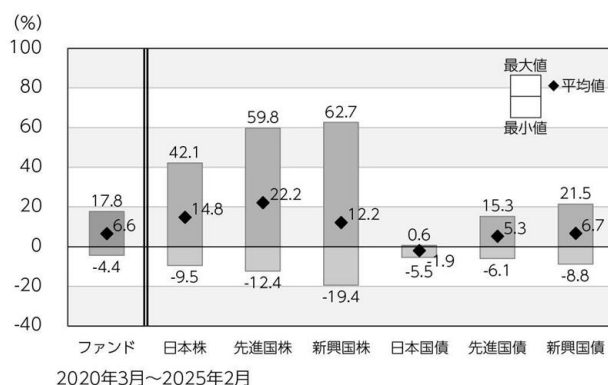
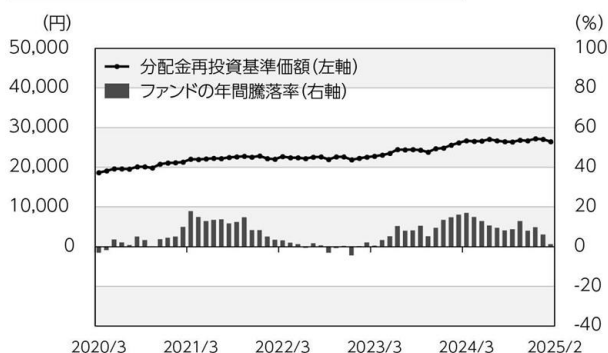
DIAMバランス・ファンド<DC年金>1安定型



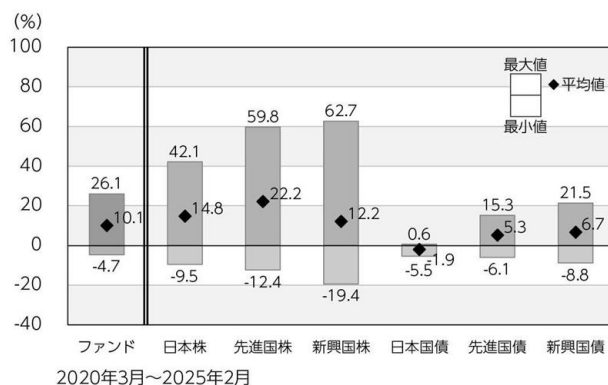
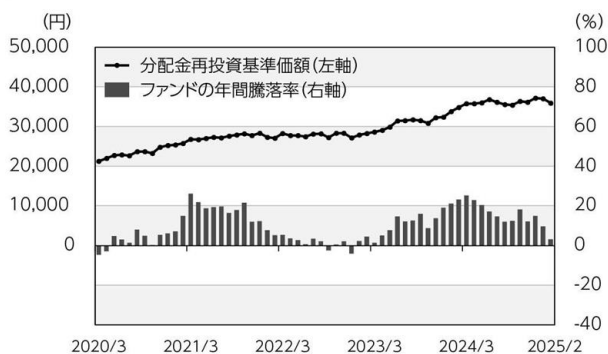
ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



DIAMバランス・ファンド<DC年金>2安定・成長型



DIAMバランス・ファンド<DC年金>3成長型



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日 本 株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先 進 国 株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新 興 国 株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日 本 国 債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先 進 国 債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新 興 国 債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

各ファンドの信託報酬およびその配分は、日々の純資産総額に対して以下の通りとします。

ファンド名	信託報酬の配分（税抜）（年率）		
	委託会社	販売会社	受託会社
信託報酬 税込（税抜）			
D I A Mバランス・ファンド ＜D C年金＞1 安定型 年率0.286%（税抜0.26%）	0.100%	0.130%	0.030%
D I A Mバランス・ファンド ＜D C年金＞2 安定・成長型 年率0.319%（税抜0.29%）	0.115%	0.145%	0.030%
D I A Mバランス・ファンド ＜D C年金＞3 成長型 年率0.352%（税抜0.32%）	0.130%	0.160%	0.030%
主な役務	信託財産の運用、目 論見書等各種書類の 作成、基準価額の算 出等の対価	購入後の情報提供、 交付運用報告書等各 種書類の送付、口座 内でのファンドの管 理等の対価	運用財産の保管・管 理、委託会社からの 運用指図の実行等の 対価

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

※信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎年8月25日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

◆税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4)【その他の手数料等】

1. 信託財産留保額

ありません。

2. その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

- ①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ②監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎年8月25日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。
- ③有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ④マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。
- ※上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
- ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

（５）【課税上の取扱い】

◇各ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定

口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税（復興特別所得税を含みます。）および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※上記は、2025年2月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

<個別元本について>

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。
（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。）

<収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

…（参考情報）ファンドの総経費率…

ファンド名	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
DIAM/バランス・ファンド<DC年金> 1安定型	0.29%	0.29%	0.01%
DIAM/バランス・ファンド<DC年金> 2安定・成長型	0.33%	0.32%	0.01%
DIAM/バランス・ファンド<DC年金> 3成長型	0.36%	0.35%	0.01%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2024年2月27日～2025年2月25日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、各ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

D I A M バランス・ファンド<DC年金>1 安定型

2025年2月28日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	22,440,302,343	97.00
内 日本	22,440,302,343	97.00
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	695,125,189	3.00
純資産総額	23,135,427,532	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

D I A M バランス・ファンド<DC年金>2 安定・成長型

2025年2月28日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	51,437,925,291	96.97
内 日本	51,437,925,291	96.97
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	1,607,664,738	3.03
純資産総額	53,045,590,029	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

D I A M バランス・ファンド<DC年金>3 成長型

2025年2月28日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	47,645,144,871	96.96
内 日本	47,645,144,871	96.96
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	1,495,123,613	3.04
純資産総額	49,140,268,484	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

国内株式パッシブ・ファンド (最適化法) ・マザーファンド

2025年2月28日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	585,941,505,630	97.49
内 日本	585,941,505,630	97.49
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	15,078,354,316	2.51
純資産総額	601,019,859,946	100.00

その他資産の投資状況

2025年2月28日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引 (買建)	15,253,200,000	2.54
内 日本	15,253,200,000	2.54

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(注3) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

2025年2月28日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
株式		1,726,459,276,221	96.02
	内 アメリカ	1,275,313,616,834	70.93
	内 イギリス	65,253,637,923	3.63
	内 カナダ	56,856,095,941	3.16
	内 スイス	49,997,874,535	2.78
	内 フランス	47,004,356,493	2.61
	内 ドイツ	44,105,732,856	2.45
	内 アイルランド	32,860,676,161	1.83
	内 オランダ	29,028,563,354	1.61
	内 オーストラリア	28,916,120,073	1.61
	内 スウェーデン	15,003,693,973	0.83
	内 スペイン	13,206,154,665	0.73
	内 デンマーク	12,562,823,853	0.70
	内 イタリア	10,840,167,087	0.60
	内 香港	6,785,268,782	0.38
	内 シンガポール	5,727,519,386	0.32
	内 フィンランド	4,628,281,914	0.26
	内 イスラエル	4,363,956,487	0.24
	内 ジャージイー	3,402,158,598	0.19
	内 ベルギー	3,388,924,292	0.19
	内 ルクセンブルグ	3,221,607,756	0.18
	内 ケイマン諸島	2,915,391,938	0.16
	内 ノルウェー	2,632,282,130	0.15
	内 バミューダ	1,890,314,636	0.11
	内 リベリア	1,539,952,881	0.09
	内 オランダ領キュラソー	1,499,761,423	0.08
	内 ニュージーランド	1,270,324,678	0.07
	内 オーストリア	882,726,593	0.05
	内 パナマ	642,783,558	0.04
	内 ポルトガル	581,584,236	0.03
	内 マン島	136,923,185	0.01
新株予約権証券		0	0.00
	内 カナダ	0	0.00
投資信託受益証券		2,235,385,092	0.12
	内 オーストラリア	1,798,867,005	0.10
	内 シンガポール	436,518,087	0.02
投資証券		30,613,318,878	1.70
	内 アメリカ	29,007,775,402	1.61
	内 フランス	659,169,092	0.04
	内 イギリス	463,934,327	0.03
	内 香港	282,631,441	0.02
	内 ベルギー	100,276,837	0.01
	内 カナダ	99,531,779	0.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		38,665,576,207	2.15
純資産総額		1,797,973,556,398	100.00

その他資産の投資状況

2025年2月28日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）	39,202,362,725	2.18
内 アメリカ	30,518,592,311	1.70
内 ドイツ	5,252,444,492	0.29
内 イギリス	1,516,803,760	0.08
内 カナダ	1,222,625,040	0.07
内 オーストラリア	691,897,122	0.04

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（注3）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2025年2月28日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	410,525,403,600	85.22
内 日本	410,525,403,600	85.22
地方債証券	25,452,275,349	5.28
内 日本	25,452,275,349	5.28
特殊債券	23,314,683,634	4.84
内 日本	23,314,683,634	4.84
社債券	20,431,211,400	4.24
内 日本	20,038,946,400	4.16
内 フランス	392,265,000	0.08
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,984,259,027	0.41
純資産総額	481,707,833,010	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2025年2月28日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	265,931,921,849	98.36
内 アメリカ	127,056,298,581	46.99
内 中国	29,628,747,626	10.96
内 フランス	19,164,396,817	7.09
内 イタリア	17,756,976,820	6.57
内 ドイツ	15,145,385,493	5.60
内 イギリス	13,728,222,658	5.08
内 スペイン	11,684,073,093	4.32
内 カナダ	5,310,048,967	1.96
内 ベルギー	4,100,806,852	1.52
内 オランダ	3,298,173,883	1.22
内 オーストラリア	3,177,759,209	1.18
内 オーストリア	2,890,692,470	1.07
内 メキシコ	2,080,222,704	0.77
内 ポルトガル	1,528,953,532	0.57
内 ポーランド	1,494,438,803	0.55

	内 フィンランド	1,307,398,913	0.48
	内 マレーシア	1,302,870,662	0.48
	内 アイルランド	1,229,494,118	0.45
	内 シンガポール	1,013,118,224	0.37
	内 イスラエル	937,119,996	0.35
	内 ニュージーランド	699,614,459	0.26
	内 デンマーク	563,519,483	0.21
	内 スウェーデン	443,528,690	0.16
	内 ノルウェー	390,059,796	0.14
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		4,440,344,244	1.64
純資産総額		270,372,266,093	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

D I A M バランス・ファンド<DC年金>1 安定型

2025年2月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	12,730,986,022	1.1891 15,138,415,479	1.1897 15,146,054,070	— —	65.47
2	国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	903,602,088	4.8660 4,396,993,566	4.7908 4,328,976,883	— —	18.71
3	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	772,852,058	2.3819 1,840,923,058	2.3771 1,837,146,627	— —	7.94
4	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	115,234,710	9.9912 1,151,338,691	9.7898 1,128,124,763	— —	4.88

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年2月28日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.00
合計	97.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

D I A M バランス・ファンド<DC年金>2 安定・成長型

2025年2月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)

1	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	19,348,822,356	1.1890 23,007,684,663	1.1897 23,019,293,956	— —	43.40
2	国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	3,289,880,560	4.8659 16,008,558,804	4.7908 15,761,159,786	— —	29.71
3	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	2,676,159,074	2.3819 6,374,544,262	2.3771 6,361,497,734	— —	11.99
4	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	643,115,673	9.9919 6,425,980,935	9.7898 6,295,973,815	— —	11.87

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年2月28日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	96.97
合計	96.97

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

D I A M バランス・ファンド＜D C 年金＞3 成長型

2025年2月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	4,092,639,758	4.8659 19,914,785,062	4.7908 19,607,018,552	— —	39.90
2	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	9,196,968,137	1.1890 10,936,114,811	1.1897 10,941,632,992	— —	22.27
3	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	944,181,133	9.9919 9,434,198,612	9.7898 9,243,344,455	— —	18.81
4	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	3,303,667,861	2.3819 7,869,293,013	2.3771 7,853,148,872	— —	15.98

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年2月28日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	96.96
合計	96.96

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

2025年2月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	8,150,900	2,824.50 23,022,217,050	2,689.00 21,917,770,100	— —	3.65
2	ソニーグループ 日本	株式 電気機器	5,290,900	3,483.00 18,428,204,700	3,739.00 19,782,675,100	— —	3.29
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ 日本	株式 銀行業	9,686,200	1,911.00 18,510,328,200	1,903.00 18,432,838,600	— —	3.07
4	日立製作所 日本	株式 電気機器	3,939,200	4,080.00 16,071,936,000	3,750.00 14,772,000,000	— —	2.46
5	三井住友フィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	3,150,300	3,746.00 11,801,023,800	3,792.00 11,945,937,600	— —	1.99
6	リクルートホールディングス 日本	株式 サービス業	1,229,800	10,700.00 13,158,860,000	8,800.00 10,822,240,000	— —	1.80
7	任天堂 日本	株式 その他製品	968,200	10,805.00 10,461,401,000	11,160.00 10,805,112,000	— —	1.80
8	キーエンス 日本	株式 電気機器	153,400	63,100.00 9,679,540,000	59,410.00 9,113,494,000	— —	1.52
9	みずほフィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	2,038,200	4,160.00 8,478,912,000	4,177.00 8,513,561,400	— —	1.42
10	東京海上ホールディングス 日本	株式 保険業	1,474,300	5,038.00 7,427,523,400	5,297.00 7,809,367,100	— —	1.30
11	三菱商事 日本	株式 卸売業	2,998,100	2,521.50 7,559,709,150	2,496.50 7,484,756,650	— —	1.25
12	伊藤忠商事 日本	株式 卸売業	1,090,500	6,683.00 7,287,811,500	6,669.00 7,272,544,500	— —	1.21
13	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	324,500	25,500.00 8,274,750,000	22,125.00 7,179,562,500	— —	1.19
14	三井物産 日本	株式 卸売業	2,383,400	2,866.50 6,832,016,100	2,795.00 6,661,603,000	— —	1.11
15	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	45,743,300	146.90 6,719,690,770	145.40 6,651,075,820	— —	1.11
16	ソフトバンクグループ 日本	株式 情報・通信業	758,600	9,683.00 7,345,523,800	8,273.00 6,275,897,800	— —	1.04

17	信越化学工業 日本	株式 化学	1,366,200	4,704.00 6,426,604,800	4,492.00 6,136,970,400	— —	1.02
18	武田薬品工業 日本	株式 医薬品	1,368,400	4,137.00 5,661,070,800	4,334.00 5,930,645,600	— —	0.99
19	KDDI 日本	株式 情報・通信業	1,131,000	4,874.00 5,512,494,000	4,894.00 5,535,114,000	— —	0.92
20	三菱重工業 日本	株式 機械	2,708,200	2,209.50 5,983,767,900	1,987.00 5,381,193,400	— —	0.90
21	ソフトバンク 日本	株式 情報・通信業	24,605,200	199.90 4,918,579,480	213.70 5,258,131,240	— —	0.87
22	HOYA 日本	株式 精密機器	299,500	18,840.00 5,642,580,000	17,495.00 5,239,752,500	— —	0.87
23	本田技研工業 日本	株式 輸送用機器	3,633,000	1,436.50 5,218,804,500	1,393.00 5,060,769,000	— —	0.84
24	第一三共 日本	株式 医薬品	1,422,400	3,833.00 5,452,059,200	3,447.00 4,903,012,800	— —	0.82
25	ファーストリテイリング 日本	株式 小売業	91,200	48,860.00 4,456,032,000	45,470.00 4,146,864,000	— —	0.69
26	富士通 日本	株式 電気機器	1,425,100	2,991.00 4,262,474,100	2,879.00 4,102,862,900	— —	0.68
27	アドバンテスト 日本	株式 電気機器	483,300	8,606.00 4,159,279,800	8,116.00 3,922,462,800	— —	0.65
28	キヤノン 日本	株式 電気機器	764,900	4,760.00 3,640,924,000	5,063.00 3,872,688,700	— —	0.64
29	セブン&アイ・ホールディングス 日本	株式 小売業	1,792,100	2,385.50 4,275,054,550	2,144.00 3,842,262,400	— —	0.64
30	三菱電機 日本	株式 電気機器	1,575,200	2,439.50 3,842,700,400	2,307.00 3,633,986,400	— —	0.60

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年2月28日現在

種類	投資比率 (%)
株式	97.49
合計	97.49

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2025年2月28日現在

業種	国内／外国	投資比率 (%)
電気機器	国内	17.45
銀行業		8.96
情報・通信業		7.51
輸送用機器		7.14
卸売業		6.34
機械		5.25
化学		4.84

サービス業	4.70
小売業	4.32
医薬品	4.08
保険業	3.25
その他製品	3.09
食料品	2.92
陸運業	2.34
精密機器	2.16
建設業	2.13
不動産業	1.80
電気・ガス業	1.24
その他金融業	1.11
証券、商品先物取引業	0.92
鉄鋼	0.88
非鉄金属	0.79
海運業	0.69
ガラス・土石製品	0.62
ゴム製品	0.61
石油・石炭製品	0.54
金属製品	0.49
繊維製品	0.40
空運業	0.35
鉱業	0.24
倉庫・運輸関連業	0.14
パルプ・紙	0.14
水産・農林業	0.08
合計	97.49

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2025年2月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	APPLE INC アメリカ	株式 コン ピュー タ・周辺 機器	2,663,351	36,609.28 97,503,367,823	35,516.69 94,593,414,491	— —	5.26
2	NVIDIA CORP アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	4,297,214	20,781.67 89,303,324,090	17,982.85 77,276,156,928	— —	4.30
3	MICROSOFT CORP アメリカ	株式 ソフト ウェア	1,236,883	61,129.71 75,610,309,112	58,749.96 72,666,833,082	— —	4.04
4	AMAZON.COM INC アメリカ	株式 大規模小 売り	1,654,860	34,226.53 56,640,124,703	31,242.11 51,701,327,752	— —	2.88
5	META PLATFORMS INC アメリカ	株式 インタラ	382,886	110,257.39 42,216,014,435	98,518.78 37,721,461,905	— —	2.10

		クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス					
6	ALPHABET INC-CL A アメリカ	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	1,026,682	27,723.37 28,463,089,167	25,219.39 25,892,298,897	— —	1.44
7	BROADCOM INC アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	777,466	34,879.09 27,117,311,872	29,604.72 23,016,667,904	— —	1.28
8	ALPHABET INC-CL C アメリカ	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	880,493	27,968.83 24,626,361,586	25,475.33 22,430,850,354	— —	1.25
9	TESLA INC アメリカ	株式 自動車	503,813	53,258.57 26,832,361,338	42,199.45 21,260,634,777	— —	1.18
10	JPMORGAN CHASE & CO アメリカ	株式 銀行	498,519	41,397.22 20,637,303,359	38,772.01 19,328,585,398	— —	1.08
11	ELI LILLY & CO アメリカ	株式 医薬品	141,588	126,361.89 17,891,327,408	135,475.29 19,181,676,379	— —	1.07
12	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B アメリカ	株式 金融サー ビス	232,103	71,780.23 16,660,407,953	75,195.70 17,453,148,647	— —	0.97
13	VISA INC アメリカ	株式 金融サー ビス	292,789	52,954.74 15,504,566,160	53,243.60 15,589,142,098	— —	0.87
14	EXXON MOBIL CORP アメリカ	株式 石油・ガ ス・消耗 燃料	778,262	16,200.28 12,608,062,935	16,486.15 12,830,544,460	— —	0.71
15	MASTERCARD INC アメリカ	株式 金融サー ビス	144,720	84,527.62 12,232,838,497	84,536.60 12,234,138,112	— —	0.68
16	COSTCO WHOLESALE CORP アメリカ	株式 生活必需 品流通・ 小売り	77,612	160,423.78 12,450,811,150	152,919.33 11,868,375,482	— —	0.66
17	UNITEDHEALTH GROUP INC アメリカ	株式 ヘルスケ ア・プロ バイダー ／ヘルス	161,930	78,353.74 12,687,821,393	70,129.37 11,356,049,726	— —	0.63

		ケア・サービス					
18	WALMART INC アメリカ	株式 生活必需品流通・小売り	774,839	15,571.66 12,065,534,731	14,486.55 11,224,751,121	— —	0.62
19	NETFLIX INC アメリカ	株式 娯楽	75,229	158,440.66 11,919,332,561	144,142.68 10,843,710,192	— —	0.60
20	PROCTER & GAMBLE CO アメリカ	株式 家庭用品	411,720	24,379.74 10,037,629,146	25,738.74 10,597,158,108	— —	0.59
21	JOHNSON & JOHNSON アメリカ	株式 医薬品	421,917	23,370.97 9,860,609,760	24,505.46 10,339,274,006	— —	0.58
22	HOME DEPOT INC アメリカ	株式 専門小売り	174,199	61,289.86 10,676,633,193	58,411.71 10,175,261,627	— —	0.57
23	ABBVIE INC アメリカ	株式 バイオテクノロジー	309,698	28,866.85 8,940,006,609	30,685.34 9,503,189,480	— —	0.53
24	BANK OF AMERICA CORP アメリカ	株式 銀行	1,225,797	7,028.50 8,615,518,137	6,603.44 8,094,477,431	— —	0.45
25	ASML HOLDING NV オランダ	株式 半導体・半導体製造装置	70,167	113,930.31 7,994,148,763	108,779.95 7,632,763,453	— —	0.42
26	SAP SE ドイツ	株式 ソフトウェア	182,889	43,093.41 7,881,312,490	41,623.00 7,612,388,847	— —	0.42
27	COCA-COLA CO/THE アメリカ	株式 飲料	716,910	10,307.77 7,389,745,469	10,607.11 7,604,345,309	— —	0.42
28	NOVO NORDISK A/S-B デンマーク	株式 医薬品	566,235	11,629.44 6,585,001,620	13,387.94 7,580,724,735	— —	0.42
29	SALESFORCE INC アメリカ	株式 ソフトウェア	167,655	48,873.24 8,193,843,353	44,137.68 7,399,903,243	— —	0.41
30	ORACLE CORP アメリカ	株式 ソフトウェア	291,638	26,066.52 7,601,989,859	24,659.62 7,191,684,940	— —	0.40

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年2月28日現在

種類	投資比率 (%)
株式	96.02
新株予約権証券	0.00
投資信託受益証券	0.12
投資証券	1.70
合計	97.85

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2025年2月28日現在

業種	国内／外国	投資比率 (%)
半導体・半導体製造装置	外国	8.24
ソフトウェア		8.23
銀行		6.04
コンピュータ・周辺機器		5.56
インタラクティブ・メディアおよびサービス		4.90
医薬品		4.50
石油・ガス・消耗燃料		3.70
資本市場		3.52
金融サービス		3.39
大規模小売り		3.31
保険		3.15
ヘルスケア機器・用品		2.19
航空宇宙・防衛		2.14
ホテル・レストラン・レジャー		1.99
生活必需品流通・小売り		1.88
機械		1.76
バイオテクノロジー		1.65
自動車		1.62
ヘルスケア・プロバイダー／ヘルスケア・サービス		1.60
専門小売り		1.59
電力		1.56
化学		1.54
娯楽		1.40
情報技術サービス		1.38
飲料		1.23
金属・鉱業		1.12
電気設備		1.05
食品		1.03
各種電気通信サービス		0.99
繊維・アパレル・贅沢品		0.96
家庭用品		0.95
専門サービス		0.93
陸上運輸		0.90
ライフサイエンス・ツール／サービス		0.88
通信機器		0.73
総合公益事業		0.69
コングロマリット		0.66
タバコ		0.64
商業サービス・用品		0.62
建設関連製品		0.60
電子装置・機器・部品		0.48
消費者金融		0.47
メディア		0.45
パーソナルケア用品		0.44
商社・流通業		0.43
航空貨物・物流サービス		0.38
建設資材		0.32
建設・土木		0.31

不動産管理・開発	0.28
無線通信サービス	0.26
家庭用耐久財	0.25
容器・包装	0.21
エネルギー設備・サービス	0.19
独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.14
自動車用部品	0.09
運送インフラ	0.09
ガス	0.08
水道	0.07
紙製品・林産品	0.07
販売	0.07
ヘルスケア・テクノロジー	0.06
旅客航空輸送	0.05
海上運輸	0.04
各種消費者サービス	0.02
合計	96.02

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2025年2月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	153回 利付国庫債券 (5年) 日本	国債証券	7,300,000,000	98.18 7,167,651,000	98.19 7,168,162,000	0.005 2027/6/20	1.49
2	349回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証券	6,050,000,000	97.98 5,928,334,500	97.96 5,926,701,000	0.1 2027/12/20	1.23
3	350回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証券	5,800,000,000	97.74 5,669,210,000	97.72 5,668,282,000	0.1 2028/3/20	1.18
4	348回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証券	5,570,000,000	98.18 5,469,015,900	98.18 5,469,071,600	0.1 2027/9/20	1.14
5	372回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証券	5,100,000,000	96.58 4,925,784,000	96.44 4,918,899,000	0.8 2033/9/20	1.02
6	150回 利付国庫債券 (5年) 日本	国債証券	4,570,000,000	98.64 4,508,259,300	98.65 4,508,716,300	0.005 2026/12/20	0.94
7	346回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証券	4,540,000,000	98.61 4,477,121,000	98.63 4,477,802,000	0.1 2027/3/20	0.93
8	347回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証券	4,500,000,000	98.40 4,428,225,000	98.40 4,428,360,000	0.1 2027/6/20	0.92
9	368回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証券	4,750,000,000	93.20 4,427,285,000	93.20 4,427,237,500	0.2 2032/9/20	0.92

10	1 5 7 回 利付国庫債券 (5 年) 日本	国債証 券	4, 500, 000, 000	98. 04 4, 412, 070, 000	98. 02 4, 411, 170, 000	0. 2 2028/3/20	0. 92
11	3 6 3 回 利付国庫債券 (1 0 年) 日本	国債証 券	4, 670, 000, 000	94. 19 4, 398, 905, 500	94. 24 4, 401, 381, 600	0. 1 2031/6/20	0. 91
12	3 6 5 回 利付国庫債券 (1 0 年) 日本	国債証 券	4, 530, 000, 000	93. 59 4, 239, 759, 000	93. 64 4, 242, 027, 900	0. 1 2031/12/20	0. 88
13	3 7 3 回 利付国庫債券 (1 0 年) 日本	国債証 券	4, 400, 000, 000	94. 63 4, 164, 072, 000	94. 50 4, 158, 396, 000	0. 6 2033/12/20	0. 86
14	3 7 0 回 利付国庫債券 (1 0 年) 日本	国債証 券	4, 150, 000, 000	94. 77 3, 932, 996, 500	94. 75 3, 932, 498, 500	0. 5 2033/3/20	0. 82
15	3 6 0 回 利付国庫債券 (1 0 年) 日本	国債証 券	4, 100, 000, 000	95. 03 3, 896, 394, 000	95. 04 3, 896, 722, 000	0. 1 2030/9/20	0. 81
16	3 6 4 回 利付国庫債券 (1 0 年) 日本	国債証 券	4, 110, 000, 000	93. 91 3, 859, 824, 300	93. 94 3, 861, 221, 700	0. 1 2031/9/20	0. 80
17	3 7 6 回 利付国庫債券 (1 0 年) 日本	国債証 券	4, 000, 000, 000	96. 26 3, 850, 440, 000	96. 11 3, 844, 440, 000	0. 9 2034/9/20	0. 80
18	3 6 6 回 利付国庫債券 (1 0 年) 日本	国債証 券	4, 040, 000, 000	93. 93 3, 794, 772, 000	93. 99 3, 797, 236, 400	0. 2 2032/3/20	0. 79
19	3 6 7 回 利付国庫債券 (1 0 年) 日本	国債証 券	3, 970, 000, 000	93. 57 3, 714, 808, 400	93. 60 3, 716, 039, 100	0. 2 2032/6/20	0. 77
20	3 6 1 回 利付国庫債券 (1 0 年) 日本	国債証 券	3, 900, 000, 000	94. 77 3, 696, 147, 000	94. 78 3, 696, 420, 000	0. 1 2030/12/20	0. 77
21	3 6 2 回 利付国庫債券 (1 0 年) 日本	国債証 券	3, 910, 000, 000	94. 51 3, 695, 419, 200	94. 51 3, 695, 653, 800	0. 1 2031/3/20	0. 77
22	3 5 9 回 利付国庫債券 (1 0 年) 日本	国債証 券	3, 850, 000, 000	95. 27 3, 667, 933, 500	95. 30 3, 669, 165, 500	0. 1 2030/6/20	0. 76
23	3 7 7 回 利付国庫債券 (1 0 年) 日本	国債証 券	3, 700, 000, 000	98. 60 3, 648, 493, 000	98. 53 3, 645, 647, 000	1. 2 2034/12/20	0. 76
24	3 4 5 回 利付国庫債券 (1 0 年) 日本	国債証 券	3, 660, 000, 000	98. 82 3, 616, 812, 000	98. 82 3, 617, 104, 800	0. 1 2026/12/20	0. 75
25	3 7 5 回 利付国庫債券 (1 0 年) 日本	国債証 券	3, 680, 000, 000	98. 29 3, 617, 182, 400	98. 17 3, 612, 913, 600	1. 1 2034/6/20	0. 75
26	3 5 5 回 利付国庫債券 (1 0 年) 日本	国債証 券	3, 730, 000, 000	96. 31 3, 592, 698, 700	96. 37 3, 594, 601, 000	0. 1 2029/6/20	0. 75

27	1 6 3 回 利付国庫債券 (5 年) 日本	国債証 券	3, 650, 000, 000	98. 26 3, 586, 526, 500	98. 24 3, 585, 942, 500	0. 4 2028/9/20	0. 74
28	1 7 5 回 利付国庫債券 (5 年) 日本	国債証 券	3, 600, 000, 000	99. 54 3, 583, 527, 000	99. 54 3, 583, 476, 000	0. 9 2029/12/20	0. 74
29	3 5 3 回 利付国庫債券 (1 0 年) 日本	国債証 券	3, 690, 000, 000	96. 90 3, 575, 831, 400	96. 91 3, 576, 274, 200	0. 1 2028/12/20	0. 74
30	3 4 4 回 利付国庫債券 (1 0 年) 日本	国債証 券	3, 570, 000, 000	99. 01 3, 534, 657, 000	99. 01 3, 534, 942, 600	0. 1 2026/9/20	0. 73

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年2月28日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	85. 22
地方債証券	5. 28
特殊債券	4. 84
社債券	4. 24
合計	99. 59

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2025年2月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	US T N/B 4. 375 05/15/34 アメリカ	国債証 券	1, 272, 195, 000	99. 08 1, 260, 491, 798	100. 83 1, 282, 780, 056	4. 375 2034/5/15	0. 47
2	US T N/B 4. 125 11/15/32 アメリカ	国債証 券	1, 212, 327, 000	97. 97 1, 187, 748, 958	99. 48 1, 206, 123, 287	4. 125 2032/11/15	0. 45
3	US T N/B 3. 875 08/15/34 アメリカ	国債証 券	1, 197, 360, 000	95. 19 1, 139, 830, 584	96. 96 1, 160, 971, 485	3. 875 2034/8/15	0. 43
4	US T N/B 4. 0 02/15/34 アメリカ	国債証 券	1, 122, 525, 000	96. 39 1, 082, 096, 566	98. 07 1, 100, 929, 549	4 2034/2/15	0. 41
5	US T N/B 4. 5 11/15/33 アメリカ	国債証 券	1, 047, 690, 000	100. 13 1, 049, 142, 852	101. 81 1, 066, 720, 304	4. 5 2033/11/15	0. 39
6	US T N/B 2. 75 08/15/32 アメリカ	国債証 券	1, 173, 412, 800	89. 28 1, 047, 706, 364	90. 75 1, 064, 986, 710	2. 75 2032/8/15	0. 39
7	US T N/B 1. 25 08/15/31 アメリカ	国債証 券	1, 251, 241, 200	82. 26 1, 029, 390, 263	83. 57 1, 045, 715, 059	1. 25 2031/8/15	0. 39
8	CHINA GOVERNMENT BOND 2. 18 08/15/26 中国	国債証 券	1, 024, 740, 000	101. 14 1, 036, 482, 905	100. 95 1, 034, 576, 581	2. 18 2026/8/15	0. 38
9	US T N/B 3. 5 02/15/33 アメリカ	国債証 券	1, 085, 107, 500	93. 60 1, 015, 677, 567	95. 17 1, 032, 780, 727	3. 5 2033/2/15	0. 38

10	CHINA GOVERNMENT BOND 2.3 05/15/26 中国	国債証 券	1,014,492,600	101.11 1,025,823,366	100.99 1,024,541,352	2.3 2026/5/15	0.38
11	US T N/B 3.875 08/15/33 アメリカ	国債証 券	1,047,690,000	95.77 1,003,470,116	97.43 1,020,822,482	3.875 2033/8/15	0.38
12	CHINA GOVERNMENT BOND 2.69 08/12/26 中国	国債証 券	955,057,680	101.95 973,738,417	101.73 971,662,312	2.69 2026/8/12	0.36
13	US T N/B 2.875 05/15/32 アメリカ	国債証 券	1,055,173,500	90.39 953,798,527	91.84 969,131,518	2.875 2032/5/15	0.36
14	US T N/B 1.625 05/15/31 アメリカ	国債証 券	1,098,577,800	84.96 933,383,454	86.24 947,458,983	1.625 2031/5/15	0.35
15	US T N/B 3.375 05/15/33 アメリカ	国債証 券	1,002,789,000	92.51 927,775,675	94.11 943,757,625	3.375 2033/5/15	0.35
16	US T N/B 1.875 02/15/32 アメリカ	国債証 券	1,059,663,600	84.73 897,899,327	86.11 912,552,493	1.875 2032/2/15	0.34
17	US T N/B 3.75 04/15/26 アメリカ	国債証 券	898,020,000	99.40 892,670,467	99.57 894,178,863	3.75 2026/4/15	0.33
18	US T N/B 4.25 11/15/34 アメリカ	国債証 券	868,086,000	97.97 850,520,817	99.80 866,390,523	4.25 2034/11/15	0.32
19	US T N/B 6.25 05/15/30 アメリカ	国債証 券	787,114,530	108.76 856,110,036	109.98 865,702,996	6.25 2030/5/15	0.32
20	US T N/B 0.75 04/30/26 アメリカ	国債証 券	898,020,000	95.94 861,608,089	96.15 863,484,814	0.75 2026/4/30	0.32
21	US T N/B 4.25 01/15/28 アメリカ	国債証 券	823,185,000	99.90 822,381,110	100.54 827,654,638	4.25 2028/1/15	0.31
22	US T N/B 0.75 03/31/26 アメリカ	国債証 券	856,112,400	96.21 823,707,209	96.40 825,362,577	0.75 2026/3/31	0.31
23	US T N/B 0.75 05/31/26 アメリカ	国債証 券	842,642,100	95.66 806,155,038	95.91 808,179,350	0.75 2026/5/31	0.30
24	US T N/B 2.875 05/15/52 アメリカ	国債証 券	1,049,186,700	70.60 740,783,189	72.95 765,414,484	2.875 2052/5/15	0.28
25	US T N/B 1.125 02/29/28 アメリカ	国債証 券	823,185,000	91.14 750,288,106	91.82 755,883,196	1.125 2028/2/29	0.28
26	US T N/B 2.625 02/15/29 アメリカ	国債証 券	797,741,100	93.81 748,427,605	94.72 755,688,303	2.625 2029/2/15	0.28
27	US T N/B 1.625 05/15/26 アメリカ	国債証 券	773,793,900	96.85 749,446,597	97.06 751,093,927	1.625 2026/5/15	0.28
28	US T N/B 1.875 02/28/27 アメリカ	国債証 券	779,780,700	95.40 743,913,835	95.82 747,249,222	1.875 2027/2/28	0.28
29	US T N/B 0.5 02/28/26 アメリカ	国債証 券	773,793,900	96.23 744,639,240	96.40 745,967,961	0.5 2026/2/28	0.28
30	US T N/B 4.25 02/28/29 アメリカ	国債証 券	737,873,100	99.70 735,668,127	100.61 742,427,162	4.25 2029/2/28	0.27

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年2月28日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	98.36
合計	98.36

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

D I A M バランス・ファンド< D C 年金> 1 安定型
該当事項はありません。

D I A M バランス・ファンド< D C 年金> 2 安定・成長型
該当事項はありません。

D I A M バランス・ファンド< D C 年金> 3 成長型
該当事項はありません。

(参考)

国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド
該当事項はありません。

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
該当事項はありません。

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
該当事項はありません。

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

D I A M バランス・ファンド< D C 年金> 1 安定型
該当事項はありません。

D I A M バランス・ファンド< D C 年金> 2 安定・成長型
該当事項はありません。

D I A M バランス・ファンド< D C 年金> 3 成長型
該当事項はありません。

(参考)

国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド

2025年2月28日現在

種類	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	T O P I X 先物 0 7 0 3 月	買建	570	15, 612, 142, 850	15, 253, 200, 000	2. 54

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場場で評価しています。

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2025年2月28日現在

種類	取引所	資産の名称	買建／	数量	簿価金額	評価金額	投資比率

			売建		(円)	(円)	(%)
株価指数先物取引	シカゴ商品取引所	S&P500 EMINI FUT Mar25	買建	694	31,667,691,219	30,518,592,311	1.70
	EUREX取引所	DJ EURO STOXX 50 Mar25	買建	617	5,281,045,328	5,252,444,492	0.29
	ICE-EU	FTSE 100 INDEX FUTURE Mar25	買建	92	1,509,422,438	1,516,803,760	0.08
	モントリオール取引所	S&P/TSE 60 IX FUT Mar25	買建	39	1,237,245,072	1,222,625,040	0.07
	シドニー先物取引所	SPI 200 FUTURES Mar25	買建	36	708,513,038	691,897,122	0.04

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
該当事項はありません。

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

DIAMバランス・ファンド<DC年金>1安定型

直近日(2025年2月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第13計算期間末 (2016年2月25日)	8,608	8,608	1.4954	1.4954
第14計算期間末 (2017年2月27日)	9,711	9,711	1.5586	1.5586
第15計算期間末 (2018年2月26日)	10,879	10,879	1.6264	1.6264
第16計算期間末 (2019年2月25日)	12,140	12,140	1.6261	1.6261
第17計算期間末 (2020年2月25日)	14,046	14,046	1.6706	1.6706
第18計算期間末 (2021年2月25日)	16,105	16,105	1.7306	1.7306
第19計算期間末 (2022年2月25日)	17,694	17,694	1.7336	1.7336
第20計算期間末 (2023年2月27日)	18,732	18,732	1.7299	1.7299
第21計算期間末 (2024年2月26日)	21,531	21,531	1.8898	1.8898
第22計算期間末 (2025年2月25日)	23,173	23,173	1.8681	1.8681
2024年2月末日	21,544	—	1.8862	—

3月末日	21,944	—	1.9064	—
4月末日	21,804	—	1.8927	—
5月末日	21,778	—	1.8798	—
6月末日	21,945	—	1.8989	—
7月末日	21,919	—	1.8847	—
8月末日	21,969	—	1.8830	—
9月末日	22,881	—	1.8823	—
10月末日	23,281	—	1.8955	—
11月末日	23,124	—	1.8823	—
12月末日	23,415	—	1.9032	—
2025年1月末日	23,493	—	1.8914	—
2月末日	23,135	—	1.8610	—

D I A M バランス・ファンド<DC年金>2 安定・成長型

直近日（2025年2月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第13計算期間末 (2016年2月25日)	18,932	18,932	1.6738	1.6738
第14計算期間末 (2017年2月27日)	21,334	21,334	1.8059	1.8059
第15計算期間末 (2018年2月26日)	23,907	23,907	1.9363	1.9363
第16計算期間末 (2019年2月25日)	25,795	25,795	1.9233	1.9233
第17計算期間末 (2020年2月25日)	28,999	28,999	1.9981	1.9981
第18計算期間末 (2021年2月25日)	33,402	33,402	2.1637	2.1637
第19計算期間末 (2022年2月25日)	36,908	36,908	2.1956	2.1956
第20計算期間末 (2023年2月27日)	40,248	40,248	2.2470	2.2470
第21計算期間末 (2024年2月26日)	49,296	49,296	2.6188	2.6188
第22計算期間末 (2025年2月25日)	53,325	53,325	2.6649	2.6649
2024年2月末日	49,337	—	2.6157	—
3月末日	50,354	—	2.6676	—
4月末日	50,199	—	2.6572	—
5月末日	50,395	—	2.6585	—
6月末日	51,253	—	2.7047	—
7月末日	50,727	—	2.6696	—
8月末日	50,475	—	2.6472	—
9月末日	52,170	—	2.6423	—
10月末日	53,271	—	2.6874	—
11月末日	52,927	—	2.6701	—
12月末日	54,010	—	2.7232	—

2025年1月末日	54,161	—	2.7091	—
2月末日	53,045	—	2.6459	—

D I A M バランス・ファンド<DC年金>3成長型

直近日（2025年2月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第13計算期間末 (2016年2月25日)	14,524	14,524	1.8463	1.8463
第14計算期間末 (2017年2月27日)	16,465	16,465	2.0530	2.0530
第15計算期間末 (2018年2月26日)	18,810	18,810	2.2555	2.2555
第16計算期間末 (2019年2月25日)	20,092	20,092	2.2234	2.2234
第17計算期間末 (2020年2月25日)	22,391	22,391	2.3353	2.3353
第18計算期間末 (2021年2月25日)	26,255	26,255	2.6198	2.6198
第19計算期間末 (2022年2月25日)	29,757	29,757	2.6891	2.6891
第20計算期間末 (2023年2月27日)	33,467	33,467	2.8200	2.8200
第21計算期間末 (2024年2月26日)	44,118	44,118	3.4833	3.4833
第22計算期間末 (2025年2月25日)	49,574	49,574	3.6272	3.6272
2024年2月末日	44,168	—	3.4815	—
3月末日	45,501	—	3.5772	—
4月末日	45,462	—	3.5740	—
5月末日	45,987	—	3.5967	—
6月末日	47,079	—	3.6810	—
7月末日	46,374	—	3.6100	—
8月末日	45,670	—	3.5522	—
9月末日	47,883	—	3.5412	—
10月末日	49,346	—	3.6369	—
11月末日	49,015	—	3.6154	—
12月末日	50,430	—	3.7172	—
2025年1月末日	50,601	—	3.7017	—
2月末日	49,140	—	3.5899	—

②【分配の推移】

D I A M バランス・ファンド<DC年金>1安定型

	1口当たりの分配金 (円)
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000

第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
第19計算期間	0.0000
第20計算期間	0.0000
第21計算期間	0.0000
第22計算期間	0.0000

D I A M バランス・ファンド<DC年金> 2 安定・成長型

	1口当たりの分配金（円）
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
第19計算期間	0.0000
第20計算期間	0.0000
第21計算期間	0.0000
第22計算期間	0.0000

D I A M バランス・ファンド<DC年金> 3 成長型

	1口当たりの分配金（円）
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
第19計算期間	0.0000
第20計算期間	0.0000
第21計算期間	0.0000
第22計算期間	0.0000

③【収益率の推移】

D I A M バランス・ファンド<DC年金> 1 安定型

	収益率（％）
第13計算期間	△0.7
第14計算期間	4.2
第15計算期間	4.4
第16計算期間	△0.0
第17計算期間	2.7
第18計算期間	3.6
第19計算期間	0.2
第20計算期間	△0.2
第21計算期間	9.2
第22計算期間	△1.1

（注）収益率は期間騰落率です。

D I A M バランス・ファンド<DC年金> 2 安定・成長型

	収益率（％）

第13計算期間	△4.4
第14計算期間	7.9
第15計算期間	7.2
第16計算期間	△0.7
第17計算期間	3.9
第18計算期間	8.3
第19計算期間	1.5
第20計算期間	2.3
第21計算期間	16.5
第22計算期間	1.8

（注）収益率は期間騰落率です。

D I A M バランス・ファンド＜DC年金＞3 成長型

	収益率（%）
第13計算期間	△7.8
第14計算期間	11.2
第15計算期間	9.9
第16計算期間	△1.4
第17計算期間	5.0
第18計算期間	12.2
第19計算期間	2.6
第20計算期間	4.9
第21計算期間	23.5
第22計算期間	4.1

（注）収益率は期間騰落率です。

（４）【設定及び解約の実績】

D I A M バランス・ファンド＜DC年金＞1 安定型

	設定口数	解約口数
第13計算期間	1,428,568,208	1,108,983,410
第14計算期間	1,177,511,256	702,902,178
第15計算期間	1,447,662,999	989,556,322
第16計算期間	1,628,738,236	851,823,010
第17計算期間	1,933,987,415	992,137,886
第18計算期間	2,435,613,354	1,537,362,088
第19計算期間	2,220,967,739	1,320,382,866
第20計算期間	1,748,111,899	1,126,760,085
第21計算期間	1,999,883,214	1,434,801,822
第22計算期間	2,495,529,603	1,483,614,059

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

D I A M バランス・ファンド＜DC年金＞2 安定・成長型

	設定口数	解約口数
第13計算期間	1,697,863,637	1,553,640,036
第14計算期間	1,423,621,400	920,758,675
第15計算期間	1,657,767,778	1,125,122,159
第16計算期間	1,981,921,051	916,350,971
第17計算期間	2,437,684,904	1,336,440,297
第18計算期間	2,967,927,595	2,044,238,507
第19計算期間	2,931,027,984	1,557,985,089

第20計算期間	2,453,637,662	1,352,278,614
第21計算期間	2,686,742,128	1,774,203,861
第22計算期間	2,953,837,021	1,767,365,968

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

D I A M バランス・ファンド＜DC年金＞3 成長型

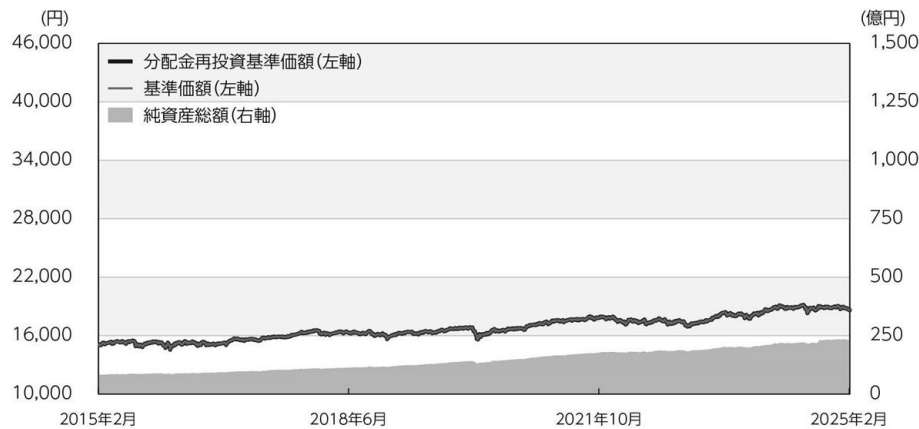
	設定口数	解約口数
第13計算期間	1,425,335,822	1,490,982,099
第14計算期間	1,086,201,353	932,940,956
第15計算期間	1,357,837,135	1,038,315,671
第16計算期間	1,485,604,296	788,709,795
第17計算期間	1,754,564,428	1,202,899,164
第18計算期間	2,137,759,735	1,703,975,804
第19計算期間	2,436,219,650	1,392,409,226
第20計算期間	1,879,201,334	1,076,988,091
第21計算期間	2,230,886,992	1,433,224,319
第22計算期間	2,530,224,223	1,528,481,518

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

データの基準日:2025年2月28日

DIAMバランス・ファンド<DC年金>1安定型

基準価額・純資産の推移 《2015年2月27日～2025年2月28日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2002年12月13日)

分配の推移(税引前)

2021年 2月	0円
2022年 2月	0円
2023年 2月	0円
2024年 2月	0円
2025年 2月	0円
設定来累計	0円

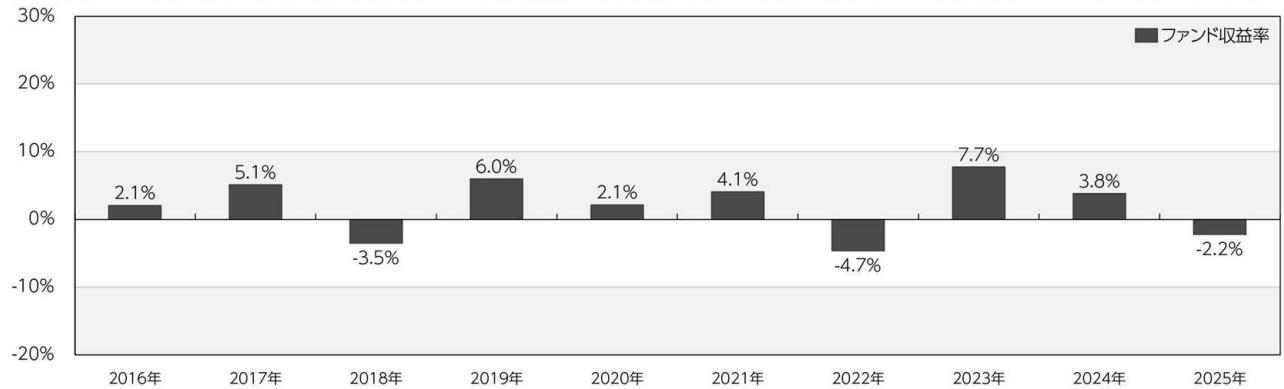
※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	65.47
2	国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	18.71
3	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	7.94
4	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	4.88

年間収益率の推移(暦年ベース)

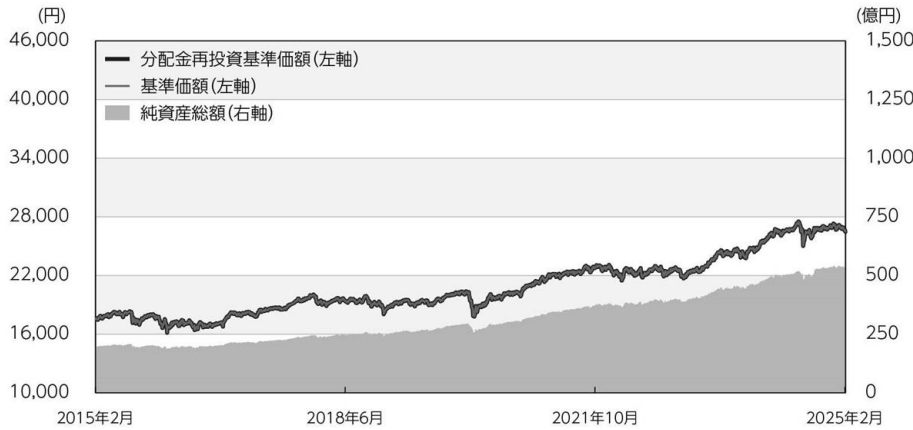


※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

DIAMバランス・ファンド<DC年金>2安定・成長型

基準価額・純資産の推移《2015年2月27日～2025年2月28日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
 （設定日:2002年12月13日）

分配の推移(税引前)

2021年 2月	0円
2022年 2月	0円
2023年 2月	0円
2024年 2月	0円
2025年 2月	0円
設定来累計	0円

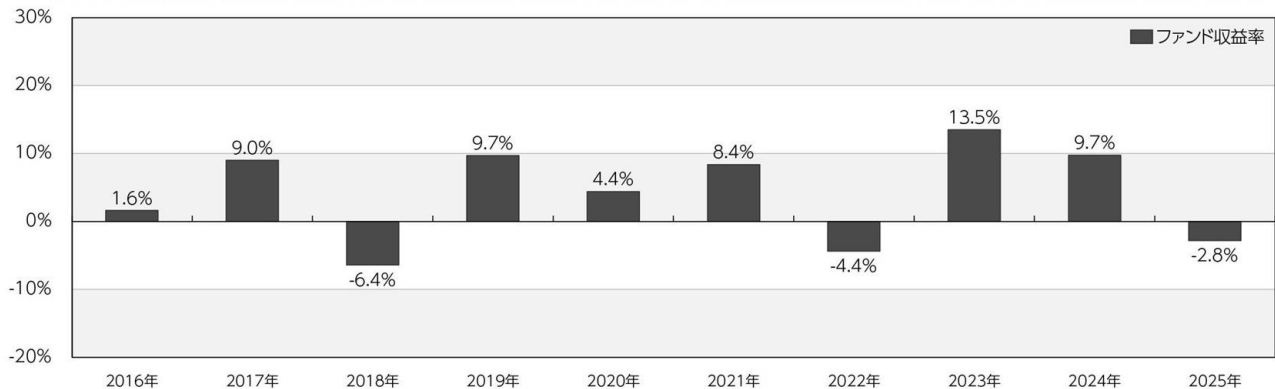
※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	43.40
2	国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	29.71
3	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	11.99
4	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	11.87

年間収益率の推移(暦年ベース)

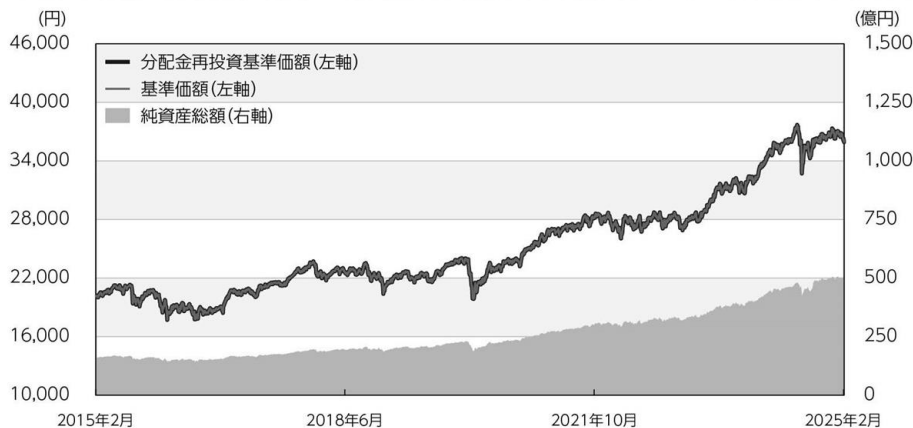


※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
 ※2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
 ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

DIAMバランス・ファンド<DC年金>3成長型

基準価額・純資産の推移《2015年2月27日～2025年2月28日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2002年12月13日)

分配の推移(税引前)

2021年 2月	0円
2022年 2月	0円
2023年 2月	0円
2024年 2月	0円
2025年 2月	0円
設定来累計	0円

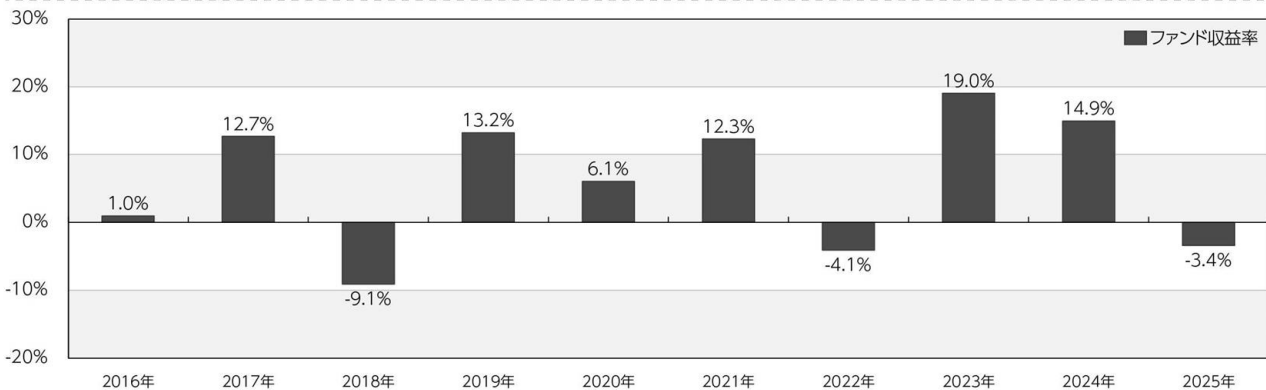
※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	39.90
2	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	22.27
3	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	18.81
4	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	15.98

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

主要な資産の状況

■国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	3.65
2	ソニーグループ	株式	日本	電気機器	3.29
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	3.07
4	日立製作所	株式	日本	電気機器	2.46
5	三井住友フィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	1.99

■外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	APPLE INC	株式	アメリカ	コンピュータ・周辺機器	5.26
2	NVIDIA CORP	株式	アメリカ	半導体・半導体製造装置	4.30
3	MICROSOFT CORP	株式	アメリカ	ソフトウェア	4.04
4	AMAZON.COM INC	株式	アメリカ	大規模小売り	2.88
5	META PLATFORMS INC	株式	アメリカ	インタラクティブ・メディアおよびサービス	2.10

■国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	153回 利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.005	2027/6/20	1.49
2	349回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.1	2027/12/20	1.23
3	350回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.1	2028/3/20	1.18
4	348回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.1	2027/9/20	1.14
5	372回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.8	2033/9/20	1.02

■外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	US T N/B 4.375 05/15/34	国債証券	アメリカ	4.375	2034/5/15	0.47
2	US T N/B 4.125 11/15/32	国債証券	アメリカ	4.125	2032/11/15	0.45
3	US T N/B 3.875 08/15/34	国債証券	アメリカ	3.875	2034/8/15	0.43
4	US T N/B 4.0 02/15/34	国債証券	アメリカ	4	2034/2/15	0.41
5	US T N/B 4.5 11/15/33	国債証券	アメリカ	4.5	2033/11/15	0.39

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・お申込みの方法

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは原則として確定拠出年金制度による取得のみの取扱いとなります。ただし、委託会社または販売会社が取得する場合はこの限りではありません。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合、収益分配金を無手数料で再投資する「累積投資（自動けいぞく投資）」専用ファンドです。このためお申込みの際、受益権の取得申込者は販売会社との間で、「累積投資約款」に従って分配金累積投資に関する契約を締結します。

なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。ただし、ニューヨークの銀行、フランクフルトの銀行、パリの銀行、ロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

- ・お申込価額（発行価格）はお申込日の翌営業日の基準価額※とします。

なお、収益分配金の再投資を行う場合は各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・お申込単位

1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）とします。

※収益分配金の再投資をする場合は、1口単位となります。

- ・お申込手数料はありません。

- ・取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約の請求をすることができます。受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに行われ、かつ、解約の受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※海外休業日には、解約の受付を行いません。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ・解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して6営業日目から販売会社の営業所等においてお支払いします。
- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解

解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

- ・解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・解約価額の照会方法等

解約価額は委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・換金（解約）単位は1口単位とします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日※における金融商品取引所等の最終相場
公社債等	計算日※における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。） ・価格情報会社の提供する価額
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

※外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

基準価額（1万口当たり）は、委託会社の毎営業日において、委託会社にて計算されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社への問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は2002年12月13日から無期限です。

※下記(5)イ.の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

a. 計算期間は原則として毎年2月26日から翌年2月25日までとします。

b. 上記a.の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

イ. 償還規定

- a. 委託会社は各ファンドについて受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項についてあらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- b. 委託会社は、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項についてあらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 委託会社は上記a. b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記a. b. につき、上記c. に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 上記c. ～e. の規定は信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、上記c. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- g. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- h. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ. 信託約款の変更d.」に該当する場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- i. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ. 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- j. 上記c. に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。

ロ. 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 委託会社は上記b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記c. に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記a. ～e. の規定に従います。
- g. 上記c. に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、公告または書面に付記します。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに、当事者間の別段の意思表示がない限り、1年

毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

ニ. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ. 運用報告書

- ・委託会社は、毎年2月25日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

4【受益者の権利等】

①収益分配金請求権

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、販売会社に交付され、販売会社により自動的に再投資されます。

販売会社は、別に定める契約に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

③一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

④帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

D I A M バランス・ファンド＜D C 年金＞ 1 安定型

D I A M バランス・ファンド＜D C 年金＞ 2 安定・成長型

D I A M バランス・ファンド＜D C 年金＞ 3 成長型

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期計算期間（2024年2月27日から2025年2月25日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年4月25日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I A Mバランス・ファンド< D C年金> 1安定型の2024年2月27日から2025年2月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mバランス・ファンド< D C年金> 1安定型の2025年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

1【財務諸表】

【D I A Mバランス・ファンド＜D C年金＞1安定型】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第21期 2024年2月26日現在	第22期 2025年2月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	705,733,434	758,658,846
親投資信託受益証券	20,890,798,864	22,477,791,794
未収入金	54,224,000	7,807,000
流動資産合計	21,650,756,298	23,244,257,640
資産合計	21,650,756,298	23,244,257,640
負債の部		
流動負債		
未払解約金	89,567,208	37,372,798
未払受託者報酬	3,425,027	3,791,028
未払委託者報酬	26,258,846	29,064,811
その他未払費用	401,475	420,649
流動負債合計	119,652,556	70,649,286
負債合計	119,652,556	70,649,286
純資産の部		
元本等		
元本	11,393,251,151	12,405,166,695
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	10,137,852,591	10,768,441,659
（分配準備積立金）	2,852,178,127	2,515,718,724
元本等合計	21,531,103,742	23,173,608,354
純資産合計	21,531,103,742	23,173,608,354
負債純資産合計	21,650,756,298	23,244,257,640

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第21期 自 2023年2月28日 至 2024年2月26日	第22期 自 2024年2月27日 至 2025年2月25日
営業収益		
受取利息	5,689	1,229,769
有価証券売買等損益	1,831,217,374	△214,501,070
営業収益合計	1,831,223,063	△213,271,301
営業費用		
支払利息	240,046	2,782
受託者報酬	6,590,825	7,366,452
委託者報酬	50,530,253	56,476,624
その他費用	776,777	827,424
営業費用合計	58,137,901	64,673,282
営業利益又は営業損失（△）	1,773,085,162	△277,944,583
経常利益又は経常損失（△）	1,773,085,162	△277,944,583
当期純利益又は当期純損失（△）	1,773,085,162	△277,944,583
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	112,276,267	△5,568,053
期首剰余金又は期首欠損金（△）	7,903,980,759	10,137,852,591
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,628,422,078	2,223,224,204
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,628,422,078	2,223,224,204
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,055,359,141	1,320,258,606
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,055,359,141	1,320,258,606
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	10,137,852,591	10,768,441,659

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第22期
	自 2024年2月27日 至 2025年2月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年2月25日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を2024年2月26日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第21期	第22期
	2024年2月26日現在	2025年2月25日現在
1. 期首元本額	10,828,169,759円	11,393,251,151円
期中追加設定元本額	1,999,883,214円	2,495,529,603円
期中一部解約元本額	1,434,801,822円	1,483,614,059円
2. 受益権の総数	11,393,251,151口	12,405,166,695口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第21期	第22期
	自 2023年2月28日 至 2024年2月26日	自 2024年2月27日 至 2025年2月25日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(1,583,750,848円)、信託約款に規定される収益調整金(7,285,891,288円)及び分配準備積立金(1,268,427,279円)より分配対象収益は10,138,069,415円(1万口当たり8,898.31円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(8,252,722,935円)及び分配準備積立金(2,515,718,724円)より分配対象収益は10,768,441,659円(1万口当たり8,680.61円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第21期	第22期
	自 2023年2月28日 至 2024年2月26日	自 2024年2月27日 至 2025年2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ロー	同左

	ン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第21期 2024年2月26日現在	第22期 2025年2月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第21期 2024年2月26日現在	第22期 2025年2月25日現在

	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,668,324,956	△264,996,798
合計	1,668,324,956	△264,996,798

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第21期 2024年2月26日現在	第22期 2025年2月25日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.8898円 (18,898円)	1.8681円 (18,681円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2025年2月25日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式パッシブ・ファンド (最適化法)・マザーファンド	898,326,668	4,371,257,566	
	国内債券パッシブ・ファン ド・マザーファンド	12,731,750,466	15,139,324,479	
	外国株式パッシブ・ファン ド・マザーファンド	113,904,915	1,138,160,691	
	外国債券パッシブ・ファン ド・マザーファンド	767,862,745	1,829,049,058	
親投資信託受益証券 合計		14,511,844,794	22,477,791,794	
合計			22,477,791,794	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年4月25日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I A Mバランス・ファンド< D C年金> 2安定・成長型の2024年2月27日から2025年2月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mバランス・ファンド< D C年金> 2安定・成長型の2025年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

【D I A Mバランス・ファンド＜D C年金＞ 2 安定・成長型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第21期 2024年2月26日現在	第22期 2025年2月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,580,250,582	1,733,053,460
親投資信託受益証券	47,844,610,300	51,716,531,664
未収入金	67,386,000	7,505,000
流動資産合計	49,492,246,882	53,457,090,124
資産合計	49,492,246,882	53,457,090,124
負債の部		
流動負債		
未払解約金	120,396,951	46,304,154
未払受託者報酬	7,717,815	8,699,010
未払委託者報酬	66,888,022	75,391,755
その他未払費用	656,315	711,860
流動負債合計	195,659,103	131,106,779
負債合計	195,659,103	131,106,779
純資産の部		
元本等		
元本	18,824,329,381	20,010,800,434
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	30,472,258,398	33,315,182,911
（分配準備積立金）	13,237,982,363	12,850,226,995
元本等合計	49,296,587,779	53,325,983,345
純資産合計	49,296,587,779	53,325,983,345
負債純資産合計	49,492,246,882	53,457,090,124

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第21期 自 2023年2月28日 至 2024年2月26日	第22期 自 2024年2月27日 至 2025年2月25日
営業収益		
受取利息	12,466	2,813,646
有価証券売買等損益	7,002,267,768	1,010,936,364
営業収益合計	7,002,280,234	1,013,750,010
営業費用		
支払利息	527,336	6,297
受託者報酬	14,635,776	16,937,106
委託者報酬	126,844,059	146,789,001
その他費用	1,258,737	1,395,291
営業費用合計	143,265,908	165,127,695
営業利益又は営業損失（△）	6,859,014,326	848,622,315
経常利益又は経常損失（△）	6,859,014,326	848,622,315
当期純利益又は当期純損失（△）	6,859,014,326	848,622,315
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	309,555,206	74,151,956
期首剰余金又は期首欠損金（△）	22,336,439,878	30,472,258,398
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,815,468,353	4,934,183,356
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,815,468,353	4,934,183,356
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,229,108,953	2,865,729,202
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,229,108,953	2,865,729,202
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	30,472,258,398	33,315,182,911

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第22期
	自 2024年2月27日 至 2025年2月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年2月25日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を2024年2月26日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第21期	第22期
	2024年2月26日現在	2025年2月25日現在
1. 期首元本額	17,911,791,114円	18,824,329,381円
期中追加設定元本額	2,686,742,128円	2,953,837,021円
期中一部解約元本額	1,774,203,861円	1,767,365,968円
2. 受益権の総数	18,824,329,381口	20,010,800,434口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第21期	第22期
	自 2023年2月28日 至 2024年2月26日	自 2024年2月27日 至 2025年2月25日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(6,549,550,402円)、信託約款に規定される収益調整金(17,234,761,944円)及び分配準備積立金(6,688,431,961円)より分配対象収益は30,472,744,307円(1万口当たり16,187.95円)であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,286,706円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(771,740,390円)、信託約款に規定される収益調整金(20,464,955,916円)及び分配準備積立金(12,076,199,899円)より分配対象収益は33,315,182,911円(1万口当たり16,648.60円)であります。分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第21期	第22期
	自 2023年2月28日 至 2024年2月26日	自 2024年2月27日 至 2025年2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ロー	同左

	ン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第21期 2024年2月26日現在	第22期 2025年2月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第21期 2024年2月26日現在	第22期 2025年2月25日現在

	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	6,717,071,466	769,110,290
合計	6,717,071,466	769,110,290

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第21期 2024年2月26日現在	第22期 2025年2月25日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.6188円 (26,188円)	2.6649円 (26,649円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2025年2月25日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式パッシブ・ファンド (最適化法)・マザーファンド	3,289,880,560	16,008,558,804	
	国内債券パッシブ・ファン ド・マザーファンド	19,348,822,356	23,007,684,663	
	外国株式パッシブ・ファン ド・マザーファンド	641,180,114	6,406,799,935	
	外国債券パッシブ・ファン ド・マザーファンド	2,642,102,545	6,293,488,262	
親投資信託受益証券 合計		25,921,985,575	51,716,531,664	
合計			51,716,531,664	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年4月25日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I A Mバランス・ファンド< D C年金> 3成長型の2024年2月27日から2025年2月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mバランス・ファンド< D C年金> 3成長型の2025年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

【D I A Mバランス・ファンド＜D C年金＞3成長型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第21期 2024年2月26日現在	第22期 2025年2月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,440,871,490	1,642,671,957
親投資信託受益証券	42,813,408,531	48,074,882,498
未収入金	5,677,000	3,474,000
流動資産合計	44,259,957,021	49,721,028,455
資産合計	44,259,957,021	49,721,028,455
負債の部		
流動負債		
未払解約金	69,283,013	60,398,628
未払受託者報酬	6,710,774	8,040,120
未払委託者報酬	64,871,224	77,721,600
その他未払費用	596,568	672,743
流動負債合計	141,461,579	146,833,091
負債合計	141,461,579	146,833,091
純資産の部		
元本等		
元本	12,665,777,646	13,667,520,351
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	31,452,717,796	35,906,675,013
（分配準備積立金）	14,102,186,728	14,217,655,265
元本等合計	44,118,495,442	49,574,195,364
純資産合計	44,118,495,442	49,574,195,364
負債純資産合計	44,259,957,021	49,721,028,455

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第21期 自 2023年2月28日 至 2024年2月26日	第22期 自 2024年2月27日 至 2025年2月25日
営業収益		
受取利息	10,769	2,619,599
有価証券売買等損益	8,281,536,578	1,992,698,967
営業収益合計	8,281,547,347	1,995,318,566
営業費用		
支払利息	454,786	5,741
受託者報酬	12,529,727	15,514,048
委託者報酬	121,121,525	149,969,927
その他費用	1,133,783	1,310,847
営業費用合計	135,239,821	166,800,563
営業利益又は営業損失（△）	8,146,307,526	1,828,518,003
経常利益又は経常損失（△）	8,146,307,526	1,828,518,003
当期純利益又は当期純損失（△）	8,146,307,526	1,828,518,003
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	411,653,053	154,428,908
期首剰余金又は期首欠損金（△）	21,599,780,104	31,452,717,796
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,752,431,370	6,588,248,606
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,752,431,370	6,588,248,606
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,634,148,151	3,808,380,484
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,634,148,151	3,808,380,484
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	31,452,717,796	35,906,675,013

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第22期
	自 2024年2月27日 至 2025年2月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年2月25日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を2024年2月26日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第21期	第22期
	2024年2月26日現在	2025年2月25日現在
1. 期首元本額	11,868,114,973円	12,665,777,646円
期中追加設定元本額	2,230,886,992円	2,530,224,223円
期中一部解約元本額	1,433,224,319円	1,528,481,518円
2. 受益権の総数	12,665,777,646口	13,667,520,351口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第21期	第22期
	自 2023年2月28日 至 2024年2月26日	自 2024年2月27日 至 2025年2月25日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(7,734,750,018円)、信託約款に規定される収益調整金(17,350,946,449円)及び分配準備積立金(6,367,436,710円)より分配対象収益は31,453,133,177円(1万口当たり24,833.16円)であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,380,372円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(1,671,339,238円)、信託約款に規定される収益調整金(21,689,019,748円)及び分配準備積立金(12,543,935,655円)より分配対象収益は35,906,675,013円(1万口当たり26,271.53円)であります。分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第21期	第22期
	自 2023年2月28日 至 2024年2月26日	自 2024年2月27日 至 2025年2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ロー	同左

	ン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第21期 2024年2月26日現在	第22期 2025年2月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第21期 2024年2月26日現在	第22期 2025年2月25日現在

	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	8,113,893,316	1,864,014,034
合計	8,113,893,316	1,864,014,034

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第21期 2024年2月26日現在	第22期 2025年2月25日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.4833円 (34,833円)	3.6272円 (36,272円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2025年2月25日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式パッシブ・ファンド (最適化法)・マザーファンド	4,092,639,758	19,914,785,062	
	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	9,196,968,137	10,936,114,811	
	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	941,170,174	9,404,360,612	
	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	3,282,796,815	7,819,622,013	
親投資信託受益証券 合計		17,513,574,884	48,074,882,498	
合計			48,074,882,498	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「D I A Mバランス・ファンド<DC年金>1安定型」、「D I A Mバランス・ファンド<DC年金>2安定・成長型」、「D I A Mバランス・ファンド<DC年金>3成長型」は、「国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド」受益証券、「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券及び「外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸

借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。
同親投資信託の状況は以下の通りであります。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド
貸借対照表

(単位：円)

2025年2月25日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	12,201,988,084
株式	595,879,503,920
派生商品評価勘定	30,432,800
未収配当金	832,721,715
差入委託証拠金	671,360,576
流動資産合計	609,616,007,095
資産合計	609,616,007,095
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	31,600,490
前受金	45,020,000
未払解約金	427,138,000
流動負債合計	503,758,490
負債合計	503,758,490
純資産の部	
元本等	
元本	125,178,271,907
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	483,933,976,698
元本等合計	609,112,248,605
純資産合計	609,112,248,605
負債純資産合計	609,616,007,095

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年2月27日 至 2025年2月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025年2月25日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	121,324,101,032円
同期中追加設定元本額	39,284,998,067円
同期中一部解約元本額	35,430,827,192円
元本の内訳	
ファンド名	
MHAMスリーウェイオープン	234,935,632円
MHAM TOPIXオープン	2,302,328,115円
たわらノーロード 国内株式くらっぷ専用>	5,343,042,010円
One DC 国内株式インデックスファンド	34,790,726,461円
DIAM国内株式パッシブ・ファンド	4,641,360,270円
MITO ラップ型ファンド（安定型）	1,766,612円
MITO ラップ型ファンド（中立型）	7,529,575円
MITO ラップ型ファンド（積極型）	17,877,455円
グローバル8資産ラップファンド（安定型）	21,614,045円
グローバル8資産ラップファンド（中立型）	20,880,192円
グローバル8資産ラップファンド（積極型）	8,944,428円
たわらノーロード TOPIX	3,693,498,424円
たわらノーロード バランス（8資産均等型）	2,121,183,347円
たわらノーロード バランス（堅実型）	49,402,284円
たわらノーロード バランス（標準型）	425,199,058円
たわらノーロード バランス（積極型）	812,973,758円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（保守型）	2,736,429円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）	204,479,862円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）	578,539,386円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）	511,787,714円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（積極型）	709,016,645円
たわらノーロード 最適化バランス（保守型）	486,689円
たわらノーロード 最適化バランス（安定型）	2,245,905円
たわらノーロード 最適化バランス（安定成長型）	41,318,158円
たわらノーロード 最適化バランス（成長型）	13,080,073円

たわらノーロード 最適化バランス（積極型）	22,936,280円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）	26,773円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）	1,019,741円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）	1,024,575円
D I A M国内株式インデックスファンド<DC年金>	32,440,462,034円
O n e グローバルバランス	108,782,427円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 1 安定型	898,326,668円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 2 安定・成長型	3,289,880,560円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 3 成長型	4,092,639,758円
D I A M DC バランス 3 0 インデックスファンド	248,223,494円
D I A M DC バランス 5 0 インデックスファンド	856,827,602円
D I A M DC バランス 7 0 インデックスファンド	1,059,585,492円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	24,939,298円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	967,311,894円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	12,368,768円
D I A M DC 8 資産バランスファンド（新興国 1 0）	255,372,412円
D I A M DC 8 資産バランスファンド（新興国 2 0）	326,821,886円
D I A M DC 8 資産バランスファンド（新興国 3 0）	594,096,978円
投資のソムリエ	6,619,003,667円
クルーズコントロール	145,630,227円
投資のソムリエ<DC年金>	897,766,879円
D I A M 8 資産バランスファンドN<DC年金>	370,586,838円
4 資産分散投資・ハイクラス<DC年金>	1,425,178,147円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	299,836,496円
リスク抑制世界 8 資産バランスファンド	755,779,553円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー 2 0 4 5）	103,599,397円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー 2 0 5 5）	56,080,738円
リスク抑制世界 8 資産バランスファンド（DC）	3,165,226円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー 2 0 3 5）	224,283,226円
4 資産分散投資・スタンダード<DC年金>	664,911,408円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	84,763,449円
9 資産分散投資・スタンダード<DC年金>	228,338,316円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー 2 0 4 0）	86,072,775円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー 2 0 5 0）	60,715,509円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー 2 0 6 0）	36,193,761円
4 資産分散投資・ミドルクラス<DC年金>	775,080,835円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー 2 0 6 5）	10,657,113円
O n e グローバル最適化バランス（安定型）<ラップ向け>	1,436,079円
O n e グローバル最適化バランス（成長型）<ラップ向け>	36,521,239円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー 2 0 7 0）	62,281円
インカム重視マルチアセット運用ファンド 2 0 1 9 - 1 2 （適格機関投資家限定）	773,642円
インカム重視マルチアセット運用ファンド 2 0 2 0 - 0 6 （適格機関投資家限定）	760,540円
マルチアセット・インカム戦略ファンド 2 0 - 0 8 （適格機関投資家限定）	8,787,387円
インカム重視マルチアセット運用ファンド 2 0 2 0 - 0 9 （適格機関投資家限定）	471,372円
インカム重視マルチアセット運用ファンド 2 0 2 1 - 0 3 （適格機関投資家限定）	10,792,717円
インカム重視マルチアセット運用ファンドⅡ 2 0 2 1 - 0 4 （適格機関投資家限定）	1,855,004円

マルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き） 2021-05（適格機関投資家限定）	16,365,943円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き） 2021-06（適格機関投資家限定）	75,346,240円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き） 2021-07（適格機関投資家限定）	27,208,380円
日本株40・外債60配分戦略ファンド2021-07（適格機関投資家限定）	349,581,656円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き） 2021-08（適格機関投資家限定）	19,025,409円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-09（適格機関投資家限定）	463,860円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き） 2021-09（適格機関投資家限定）	18,820,834円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き） 2021-12（適格機関投資家限定）	27,208,380円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き） 2022-05（適格機関投資家限定）	71,685,880円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（日米資産投資・シグナルヘッジ付き） 2022-10（適格機関投資家限定）	344,907,996円
予兆モデル活用型戦略ファンド2024-01（適格機関投資家限定）	3,783,053円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（日米資産投資・シグナルヘッジ付き） 2024-05（適格機関投資家限定）	348,851,836円
AMONE TOPIXインデックスファンド2025-01（適格機関投資家限定）	637,425,888円
投資のソムリエ・私募（適格機関投資家限定）	130,509,834円
AMONE マルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）（適格機関投資家限定）	4,829,269円
DIAMワールドバランス25VA（適格機関投資家限定）	18,980,668円
日米資産配分戦略ファンド（インカム重視型）（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	93,890,674円
インカム重視マルチアセット運用ファンド（適格機関投資家限定）	1,339,507円
リスクコントロール世界8資産バランスファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	3,366,821円
DIAMグローバル・バランスファンド25VA（適格機関投資家限定）	27,932,176円
DIAMグローバル・バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	59,041,780円
DIAM国際分散バランスファンド30VA（適格機関投資家限定）	2,167,529円
DIAM国際分散バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	8,837,011円
DIAM国内重視バランスファンド30VA（適格機関投資家限定）	2,815,726円
DIAM国内重視バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	77,102円
DIAM世界バランスファンド40VA（適格機関投資家限定）	40,947円
DIAM世界バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	953,425円
DIAMバランスファンド25VA（適格機関投資家限定）	194,548,356円
DIAMバランスファンド37.5VA（適格機関投資家限定）	334,085,017円
DIAMバランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	1,058,093,357円
DIAMグローバル・アセット・バランスVA（適格機関投資家限定）	8,584,282円
DIAMグローバル・アセット・バランスVA2（適格機関投資家限定）	12,110,443円
DIAM アクサ グローバル バランスファンド30VA（適格機関投資家限定）	105,406,328円

D I A M世界アセットバランスファンドV A（適格機関投資家向け）	21, 833, 620円
D I A M世界バランスファンド5 5 V A（適格機関投資家限定）	50, 296円
D I A M世界アセットバランスファンド2 V A（適格機関投資家限定）	91, 819, 738円
D I A M世界アセットバランスファンド4 0 V A（適格機関投資家限定）	6, 730, 365円
D I A M世界アセットバランスファンド2 5 V A（適格機関投資家限定）	19, 843, 471円
D I A M世界アセットバランスファンド3 V A（適格機関投資家限定）	42, 041, 593円
D I A M世界アセットバランスファンド4 V A（適格機関投資家限定）	55, 439, 804円
D I A M世界バランス2 5 V A（適格機関投資家限定）	14, 069, 435円
D I A M国内バランス3 0 V A（適格機関投資家限定）	5, 031, 029円
動的パッケージファンド<D C年金>	24, 347, 592円
コア資産形成ファンド	9, 446, 067円
MHAMトピックスファンド	727, 496, 227円
MHAM T O P I XファンドV A（適格機関投資家専用）	41, 429, 339円
MHAM動的パッケージファンド〔適格機関投資家限定〕	2, 562, 634, 765円
MHAM日本株式パッシブファンド〔適格機関投資家限定〕	2, 881, 069, 971円
計	125, 178, 271, 907円
2. 受益権の総数	125, 178, 271, 907口

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年2月27日 至 2025年2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年2月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	（1）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	(2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2025年2月25日現在
	当期の損益に含まれた評価差額(円)
株式	△2,739,417,810
合計	△2,739,417,810

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2025年2月8日から2025年2月25日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

株式関連

種類	2025年2月25日現在			
	契約額等(円)	うち 1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引 先物取引 買建	13,437,720,000	—	13,436,715,000	△1,005,000
合計	13,437,720,000	—	13,436,715,000	△1,005,000

(注)時価の算定方法

株価指数先物取引

- 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2025年2月25日現在
1口当たり純資産額	4.8660円
(1万口当たり純資産額)	(48,660円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2025年2月25日現在

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
極洋	9,100	4,105.00	37,355,500	
ニッスイ	215,000	851.20	183,008,000	
マルハニチロ	31,900	3,128.00	99,783,200	
雪国まいたけ	18,300	1,204.00	22,033,200	
カネコ種苗	6,100	1,407.00	8,582,700	
サカタのタネ	26,600	3,435.00	91,371,000	
ホクト	19,100	1,917.00	36,614,700	
ショーボンドホールディングス	28,200	4,716.00	132,991,200	
ミライト・ワン	70,300	2,243.00	157,682,900	
タマホーム	13,600	3,340.00	45,424,000	
r o b o t h o m e	41,700	176.00	7,339,200	
住石ホールディングス	23,700	773.00	18,320,100	
日鉄鉱業	8,600	5,560.00	47,816,000	
三井松島ホールディングス	10,500	4,065.00	42,682,500	
I N P E X	649,900	1,896.50	1,232,535,350	
石油資源開発	118,000	1,118.00	131,924,000	
K&Oエナジーグループ	9,800	3,215.00	31,507,000	
リョーサン菱洋ホールディングス	24,700	2,550.00	62,985,000	
第一カッター興業	6,200	1,406.00	8,717,200	
安藤・間	124,500	1,335.00	166,207,500	
東急建設	67,300	771.00	51,888,300	
コムシスホールディングス	76,400	3,176.00	242,646,400	
ビーアールホールディングス	31,500	340.00	10,710,000	
高松コンストラクショングループ	16,000	2,709.00	43,344,000	
東建コーポレーション	4,700	12,540.00	58,938,000	
ヤマウラ	10,900	1,297.00	14,137,300	
オリエンタル白石	79,500	378.00	30,051,000	
大成建設	136,600	6,800.00	928,880,000	
大林組	496,500	2,014.00	999,951,000	
清水建設	410,900	1,359.00	558,413,100	
長谷工コーポレーション	138,000	1,969.00	271,722,000	
松井建設	14,200	906.00	12,865,200	
鹿島建設	333,500	3,135.00	1,045,522,500	
不動テトラ	9,500	2,230.00	21,185,000	
鉄建建設	9,900	2,529.00	25,037,100	
西松建設	24,000	4,855.00	116,520,000	
三井住友建設	121,100	400.00	48,440,000	
大豊建設	4,100	3,555.00	14,575,500	
奥村組	26,500	4,285.00	113,552,500	
東鉄工業	16,600	3,050.00	50,630,000	
浅沼組	60,300	673.00	40,581,900	
戸田建設	185,200	956.40	177,125,280	
熊谷組	24,800	3,825.00	94,860,000	
矢作建設工業	20,300	1,203.00	24,420,900	
ピーエス・コンストラクション	10,900	1,516.00	16,524,400	

日本ハウスホールディングス	32,000	326.00	10,432,000	
大東建託	51,400	15,575.00	800,555,000	
新日本建設	21,100	1,400.00	29,540,000	
東亜道路工業	26,000	1,472.00	38,272,000	
日本道路	15,100	1,850.00	27,935,000	
東亜建設工業	45,300	1,327.00	60,113,100	
日本国土開発	42,800	484.00	20,715,200	
若築建設	4,600	3,540.00	16,284,000	
東洋建設	43,300	1,325.00	57,372,500	
五洋建設	196,800	645.30	126,995,040	
世紀東急工業	21,400	1,541.00	32,977,400	
福田組	5,700	5,030.00	28,671,000	
住友林業	130,000	4,485.00	583,050,000	
大和ハウス工業	453,800	4,923.00	2,234,057,400	
ライト工業	30,600	2,547.00	77,938,200	
積水ハウス	456,200	3,370.00	1,537,394,000	
日特建設	14,400	1,059.00	15,249,600	
北陸電気工事	10,300	1,157.00	11,917,100	
ユアテック	29,000	1,554.00	45,066,000	
日本リーテック	11,600	1,451.00	16,831,600	
四電工	18,900	1,303.00	24,626,700	
中電工	23,500	3,170.00	74,495,000	
関電工	82,400	2,526.50	208,183,600	
きんでん	104,500	3,188.00	333,146,000	
東京エネシス	16,100	1,075.00	17,307,500	
トーエネック	24,900	971.00	24,177,900	
住友電設	12,200	4,625.00	56,425,000	
日本電設工業	28,200	2,120.00	59,784,000	
エクシオグループ	155,500	1,743.00	271,036,500	
新日本空調	19,500	1,643.00	32,038,500	
九電工	32,600	4,530.00	147,678,000	
三機工業	31,400	3,265.00	102,521,000	
日揮ホールディングス	148,900	1,122.00	167,065,800	
中外炉工業	4,900	3,620.00	17,738,000	
太平電業	9,600	4,795.00	46,032,000	
高砂熱学工業	36,200	5,421.00	196,240,200	
朝日工業社	14,100	1,925.00	27,142,500	
明星工業	25,800	1,234.00	31,837,200	
大気社	19,200	4,610.00	88,512,000	
ダイダン	19,700	3,640.00	71,708,000	
日比谷総合設備	12,200	3,215.00	39,223,000	
ニッポン	49,800	2,139.00	106,522,200	
日清製粉グループ本社	157,000	1,697.00	266,429,000	
日東富士製粉	2,500	6,590.00	16,475,000	
昭和産業	12,700	2,833.00	35,979,100	
中部飼料	20,800	1,260.00	26,208,000	
フィード・ワン	22,300	800.00	17,840,000	
日本甜菜製糖	7,800	2,334.00	18,205,200	
DM三井製糖ホールディングス	14,900	3,475.00	51,777,500	
ウェルネオシュガー	9,100	2,269.00	20,647,900	

L I F U L L	39,200	165.00	6,468,000	
M I X I	29,500	3,610.00	106,495,000	
ジェイエシーリクルートメント	57,100	771.00	44,024,100	
日本M&Aセンターホールディングス	231,800	602.80	139,729,040	
メンバーズ	6,200	1,232.00	7,638,400	
UTグループ	20,400	2,324.00	47,409,600	
アイティメディア	8,300	1,665.00	13,819,500	
ケアネット	32,300	716.00	23,126,800	
E・Jホールディングス	9,300	1,605.00	14,926,500	
オープンアップグループ	52,700	1,822.00	96,019,400	
コシダカホールディングス	47,100	1,047.00	49,313,700	
パソナグループ	19,100	1,994.00	38,085,400	
リンクアンドモチベーション	39,100	564.00	22,052,400	
エス・エム・エス	60,300	1,208.50	72,872,550	
パーソルホールディングス	1,436,900	240.50	345,574,450	
クックパッド	43,600	136.00	5,929,600	
森永製菓	63,100	2,482.00	156,614,200	
中村屋	3,700	3,195.00	11,821,500	
江崎グリコ	43,200	4,591.00	198,331,200	
名糖産業	6,700	2,009.00	13,460,300	
井村屋グループ	8,200	2,453.00	20,114,600	
不二家	10,300	2,274.00	23,422,200	
山崎製パン	101,200	2,765.50	279,868,600	
モロゾフ	14,600	1,667.00	24,338,200	
亀田製菓	9,600	3,875.00	37,200,000	
寿スピリッツ	89,200	2,394.00	213,544,800	
カルビー	69,100	2,852.50	197,107,750	
森永乳業	56,200	2,983.00	167,644,600	
六甲バター	11,000	1,162.00	12,782,000	
ヤクルト本社	215,800	2,957.50	638,228,500	
明治ホールディングス	194,100	3,070.00	595,887,000	
雪印メグミルク	40,700	2,544.00	103,540,800	
プリマハム	20,200	2,151.00	43,450,200	
日本ハム	65,000	4,499.00	292,435,000	
丸大食品	15,200	1,652.00	25,110,400	
S F o o d s	16,700	2,372.00	39,612,400	
柿安本店	5,900	2,874.00	16,956,600	
伊藤ハム米久ホールディングス	23,200	3,685.00	85,492,000	
学情	7,900	2,033.00	16,060,700	
スタジオアリス	7,800	2,050.00	15,990,000	
クロスキャット	8,800	1,176.00	10,348,800	
システナ	219,900	350.00	76,965,000	
N J S	3,900	4,490.00	17,511,000	
デジタルアーツ	9,700	6,170.00	59,849,000	
日鉄ソリューションズ	52,500	4,011.00	210,577,500	
総合警備保障	263,400	1,092.00	287,632,800	
キューブシステム	8,000	1,002.00	8,016,000	
いちご	127,800	355.00	45,369,000	
日本駐車場開発	179,700	202.00	36,299,400	
コア	6,800	1,835.00	12,478,000	

カカコム	113,500	2,279.50	258,723,250	
アイロムグループ	6,400	2,794.00	17,881,600	
セントケア・ホールディング	10,000	743.00	7,430,000	
ルネサンス	12,200	1,070.00	13,054,000	
ディップ	27,600	2,207.00	60,913,200	
SBSホールディングス	13,800	2,830.00	39,054,000	
デジタルホールディングス	7,900	1,479.00	11,684,100	
新日本科学	16,700	1,533.00	25,601,100	
エムスリー	311,500	1,999.00	622,688,500	
ワールドホールディングス	6,200	2,088.00	12,945,600	
ディー・エヌ・エー	63,000	3,974.00	250,362,000	
博報堂DYホールディングス	178,800	1,088.50	194,623,800	
ぐるなび	29,300	321.00	9,405,300	
タカミヤ	21,300	404.00	8,605,200	
ファンコミュニケーションズ	22,300	404.00	9,009,200	
ライク	5,900	1,394.00	8,224,600	
エスプール	49,900	304.00	15,169,600	
WDBホールディングス	8,000	1,798.00	14,384,000	
手間いらず	2,500	3,185.00	7,962,500	
アドウェイズ	19,400	280.00	5,432,000	
バリューコマース	13,900	836.00	11,620,400	
インフォマート	148,800	406.00	60,412,800	
サッポロホールディングス	49,800	7,617.00	379,326,600	
アサヒグループホールディングス	1,133,700	1,773.50	2,010,616,950	
麒麟ホールディングス	628,900	2,031.50	1,277,610,350	
宝ホールディングス	101,800	1,170.50	119,156,900	
オエノンホールディングス	48,900	409.00	20,000,100	
養命酒製造	5,000	2,571.00	12,855,000	
飛島ホールディングス	15,500	1,726.00	26,753,000	
コカ・コーラ ボトラーズジャパン ホールディングス	94,600	2,408.00	227,796,800	
ライフドリンク カンパニー	33,100	1,633.00	54,052,300	
サントリー食品インターナショナル	106,200	4,787.00	508,379,400	
ダイドーグループホールディングス	17,100	2,950.00	50,445,000	
伊藤園	50,600	3,306.00	167,283,600	
キーコーヒー	16,900	2,069.00	34,966,100	
日清オイリオグループ	21,200	4,750.00	100,700,000	
不二製油グループ本社	30,300	2,621.50	79,431,450	
J-オイルミルズ	17,300	1,976.00	34,184,800	
インターメスティック	9,300	1,801.00	16,749,300	
サンエー	27,500	2,961.00	81,427,500	
カワチ薬品	12,600	2,646.00	33,339,600	
エービーシー・マート	71,000	2,927.00	207,817,000	
ハードオフコーポレーション	6,400	1,850.00	11,840,000	
高千穂交易	6,400	4,010.00	25,664,000	
アスクル	38,200	1,628.00	62,189,600	
ゲオホールディングス	18,100	1,734.00	31,385,400	
アダストリア	22,600	2,991.00	67,596,600	
リガク・ホールディングス	77,400	1,089.00	84,288,600	
伊藤忠食品	3,600	7,400.00	26,640,000	

くら寿司	19,000	3,075.00	58,425,000	
キャンドウ	5,800	3,365.00	19,517,000	
パルグループホールディングス	37,100	3,105.00	115,195,500	
エディオン	70,700	1,727.00	122,098,900	
あらた	24,800	3,115.00	77,252,000	
サーラコーポレーション	34,100	783.00	26,700,300	
トーメンデバイス	2,300	6,110.00	14,053,000	
ハローズ	6,500	3,900.00	25,350,000	
J Pホールディングス	40,400	517.00	20,886,800	
フジオフードグループ本社	18,200	1,172.00	21,330,400	
あみやき亭	11,700	1,553.00	18,170,100	
東京エレクトロン デバイス	16,200	3,235.00	52,407,000	
円谷フィールズホールディングス	26,200	1,571.00	41,160,200	
双日	180,500	3,303.00	596,191,500	
アルフレッサ ホールディングス	151,300	2,016.50	305,096,450	
大黒天物産	5,000	6,920.00	34,600,000	
ハニーズホールディングス	14,400	1,618.00	23,299,200	
キッコーマン	500,300	1,438.50	719,681,550	
味の素	349,700	5,942.00	2,077,917,400	
ブルドックソース	7,900	1,790.00	14,141,000	
キュービー	81,100	2,817.00	228,458,700	
ハウス食品グループ本社	50,800	2,756.00	140,004,800	
カゴメ	64,700	2,887.50	186,821,250	
アリアケジャパン	15,100	5,870.00	88,637,000	
エバラ食品工業	3,600	2,822.00	10,159,200	
キオクシアホールディングス	69,600	2,575.00	179,220,000	
ニチレイ	58,900	3,513.00	206,915,700	
横浜冷凍	40,900	869.00	35,542,100	
東洋水産	70,000	8,987.00	629,090,000	
イートアンドホールディングス	7,800	2,135.00	16,653,000	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	8,200	962.00	7,888,400	
日清食品ホールディングス	190,800	2,987.50	570,015,000	
フジッコ	15,600	1,614.00	25,178,400	
ロック・フィールド	16,900	1,546.00	26,127,400	
日本たばこ産業	917,500	3,767.00	3,456,222,500	
ケンコーマヨネーズ	9,500	1,882.00	17,879,000	
わらべや日洋ホールディングス	10,100	2,083.00	21,038,300	
なとり	9,600	2,167.00	20,803,200	
ファーマフーズ	19,900	915.00	18,208,500	
北の達人コーポレーション	64,700	170.00	10,999,000	
ユーグレナ	93,900	484.00	45,447,600	
紀文食品	13,200	1,049.00	13,846,800	
ピクルスホールディングス	8,800	1,002.00	8,817,600	
スター・マイカ・ホールディングス	15,600	865.00	13,494,000	
S R Eホールディングス	5,600	3,340.00	18,704,000	
片倉工業	14,200	1,945.00	27,619,000	
グンゼ	10,900	5,030.00	54,827,000	
ヒューリック	352,300	1,378.50	485,645,550	
ラサ商事	8,900	1,494.00	13,296,600	
アルペン	13,500	2,201.00	29,713,500	

ラクーンホールディングス	11,500	872.00	10,028,000	
クオールホールディングス	20,000	1,564.00	31,280,000	
アルコニックス	23,300	1,482.00	34,530,600	
神戸物産	125,600	3,309.00	415,610,400	
ソリトンシステムズ	7,900	1,089.00	8,603,100	
ジンズホールディングス	12,300	6,910.00	84,993,000	
ビックカメラ	97,100	1,623.00	157,593,300	
D C Mホールディングス	84,000	1,359.00	114,156,000	
ペッパーフードサービス	47,800	165.00	7,887,000	
M o n o t a R O	230,000	2,492.00	573,160,000	
あい ホールディングス	25,900	1,954.00	50,608,600	
J. フロント リテイリング	186,300	1,950.50	363,378,150	
ドトール・日レスホールディングス	28,700	2,355.00	67,588,500	
マツキヨココカラ&カンパニー	285,900	2,400.00	686,160,000	
ブロンコビリー	9,600	3,495.00	33,552,000	
Z O Z O	120,700	4,795.00	578,756,500	
トレジャー・ファクトリー	11,100	1,490.00	16,539,000	
物語コーポレーション	31,500	3,190.00	100,485,000	
三越伊勢丹ホールディングス	242,400	2,269.00	550,005,600	
東洋紡	66,400	963.00	63,943,200	
ユニチカ	49,700	151.00	7,504,700	
富士紡ホールディングス	6,100	4,925.00	30,042,500	
日清紡ホールディングス	116,500	918.80	107,040,200	
倉敷紡績	10,800	5,810.00	62,748,000	
ダイワボウホールディングス	71,800	2,669.00	191,634,200	
シキボウ	10,900	1,010.00	11,009,000	
日東紡績	17,300	4,895.00	84,683,500	
トヨタ紡織	64,400	1,968.00	126,739,200	
マクニカホールディングス	125,700	1,832.00	230,282,400	
H a m e e	6,600	1,257.00	8,296,200	
ラクト・ジャパン	6,900	2,845.00	19,630,500	
ウエルシアホールディングス	84,200	2,262.50	190,502,500	
クリエイトSDホールディングス	23,100	2,816.00	65,049,600	
グリムス	6,800	2,159.00	14,681,200	
パイタルケーエスケー・ホールディングス	22,500	1,141.00	25,672,500	
八洲電機	13,200	1,698.00	22,413,600	
メディアスホールディングス	9,500	900.00	8,550,000	
レスター	13,900	2,404.00	33,415,600	
T O K A I ホールディングス	88,100	930.00	81,933,000	
三洋貿易	16,700	1,450.00	24,215,000	
シュッピン	16,000	1,011.00	16,176,000	
ビューティガレージ	5,200	1,380.00	7,176,000	
オイシックス・ラ・大地	26,100	1,298.00	33,877,800	
ウイン・パートナーズ	11,700	1,269.00	14,847,300	
ネクステージ	37,000	1,465.00	54,205,000	
ジョイフル本田	45,000	1,928.00	86,760,000	
エターナルホスピタリティグループ	6,000	2,510.00	15,060,000	
ホットランド	12,400	2,073.00	25,705,200	
すかいらくホールディングス	221,800	2,466.50	547,069,700	

S F Pホールディングス	9, 200	2, 152. 00	19, 798, 400	
綿半ホールディングス	12, 600	1, 664. 00	20, 966, 400	
日本毛織	39, 500	1, 321. 00	52, 179, 500	
ヨシックスホールディングス	5, 400	2, 839. 00	15, 330, 600	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	69, 200	784. 00	54, 252, 800	
野村不動産ホールディングス	94, 700	4, 086. 00	386, 944, 200	
三重交通グループホールディングス	32, 400	516. 00	16, 718, 400	
ディア・ライフ	25, 700	1, 052. 00	27, 036, 400	
地主	13, 500	2, 091. 00	28, 228, 500	
プレサンスコーポレーション	20, 000	2, 378. 00	47, 560, 000	
フィル・カンパニー	2, 900	850. 00	2, 465, 000	
J P M C	8, 700	1, 128. 00	9, 813, 600	
フージャースホールディングス	23, 400	1, 062. 00	24, 850, 800	
オープンハウスグループ	55, 200	5, 280. 00	291, 456, 000	
東急不動産ホールディングス	454, 100	962. 30	436, 980, 430	
飯田グループホールディングス	144, 700	2, 240. 00	324, 128, 000	
帝国繊維	17, 300	2, 410. 00	41, 693, 000	
日本コークス工業	156, 000	90. 00	14, 040, 000	
ゴルフダイジェスト・オンライン	9, 500	331. 00	3, 144, 500	
B E E N O S	10, 100	3, 975. 00	40, 147, 500	
あさひ	13, 600	1, 430. 00	19, 448, 000	
日本調剤	10, 700	1, 335. 00	14, 284, 500	
コスモス薬品	32, 100	7, 155. 00	229, 675, 500	
シップヘルスケアホールディングス	64, 000	1, 937. 50	124, 000, 000	
ソフトクリエイトホールディングス	11, 000	2, 020. 00	22, 220, 000	
セブン&アイ・ホールディングス	1, 792, 100	2, 400. 00	4, 301, 040, 000	
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	121, 900	1, 270. 00	154, 813, 000	
明治電機工業	6, 100	1, 409. 00	8, 594, 900	
ツルハホールディングス	28, 400	9, 430. 00	267, 812, 000	
サンマルクホールディングス	13, 200	2, 303. 00	30, 399, 600	
トリドールホールディングス	45, 400	3, 795. 00	172, 293, 000	
帝人	147, 600	1, 301. 50	192, 101, 400	
東レ	1, 122, 400	989. 30	1, 110, 390, 320	
クラレ	204, 800	1, 873. 00	383, 590, 400	
旭化成	1, 039, 200	1, 012. 00	1, 051, 670, 400	
T O K Y O B A S E	17, 400	335. 00	5, 829, 000	
稲葉製作所	8, 800	1, 649. 00	14, 511, 200	
宮地エンジニアリンググループ	19, 000	1, 801. 00	34, 219, 000	
トーカロ	45, 500	1, 736. 00	78, 988, 000	
S U M C O	301, 200	1, 192. 00	359, 030, 400	
川田テクノロジーズ	10, 200	3, 035. 00	30, 957, 000	
R S T e c h n o l o g i e s	12, 100	3, 505. 00	42, 410, 500	
A n d D oホールディングス	9, 200	1, 161. 00	10, 681, 200	
シーアールイー	6, 700	1, 697. 00	11, 369, 900	
ケイアイスター不動産	8, 100	4, 435. 00	35, 923, 500	
グッドコムアセット	12, 200	836. 00	10, 199, 200	
ジェイ・エス・ビー	6, 300	3, 035. 00	19, 120, 500	
ロードスターキャピタル	8, 600	2, 411. 00	20, 734, 600	

霞ヶ関キャピタル	6,200	14,290.00	88,598,000	
J Mホールディングス	12,200	2,281.00	27,828,200	
コメダホールディングス	42,500	2,714.00	115,345,000	
アレンザホールディングス	12,100	1,081.00	13,080,100	
串カツ田中ホールディングス	4,900	1,354.00	6,634,600	
バロックジャパンリミテッド	18,900	764.00	14,439,600	
クスリのアオキホールディングス	42,200	3,180.00	134,196,000	
力の源ホールディングス	12,100	1,331.00	16,105,100	
FOOD & LIFE COMPANIES	86,500	4,162.00	360,013,000	
アセンテック	6,200	1,126.00	6,981,200	
セーレン	29,600	2,685.00	79,476,000	
小松マテーレ	22,400	798.00	17,875,200	
ワコールホールディングス	31,800	5,083.00	161,639,400	
ホギメディカル	20,600	4,800.00	98,880,000	
T S I ホールディングス	48,500	1,224.00	59,364,000	
ワールド	23,800	2,345.00	55,811,000	
T I S	162,500	3,882.00	630,825,000	
グリーホールディングス	51,500	561.00	28,891,500	
GMOペパボ	1,900	1,425.00	2,707,500	
コーエーテクモホールディングス	115,500	2,037.00	235,273,500	
三菱総合研究所	7,500	4,660.00	34,950,000	
ファインデックス	12,300	705.00	8,671,500	
ブレインパッド	12,700	1,184.00	15,036,800	
K L a b	38,400	157.00	6,028,800	
ポールトゥウィンホールディングス	22,000	437.00	9,614,000	
ネクソン	337,800	2,086.00	704,650,800	
アイスタイル	46,700	484.00	22,602,800	
エムアップホールディングス	18,800	1,488.00	27,974,400	
エイチーム	10,300	908.00	9,352,400	
セルシス	21,900	1,237.00	27,090,300	
エニグモ	17,100	317.00	5,420,700	
コロプラ	52,200	491.00	25,630,200	
ブロードリーフ	61,700	641.00	39,549,700	
デジタルハーツホールディングス	10,900	1,050.00	11,445,000	
メディアドゥ	6,900	1,645.00	11,350,500	
じげん	38,300	460.00	17,618,000	
ブイキューブ	20,900	202.00	4,221,800	
フィックスターズ	15,500	1,810.00	28,055,000	
CARTA HOLDINGS	8,700	1,432.00	12,458,400	
オブティム	15,900	699.00	11,114,100	
セレス	6,900	2,453.00	16,925,700	
S H I F T	152,500	1,343.00	204,807,500	
特種東海製紙	7,400	3,670.00	27,158,000	
セック	2,600	5,040.00	13,104,000	
テクマトリックス	33,300	2,222.00	73,992,600	
プロシップ	6,800	1,584.00	10,771,200	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	38,000	3,086.00	117,268,000	
GMOペイメントゲートウェイ	35,000	7,733.00	270,655,000	

システムリサーチ	10,500	1,635.00	17,167,500	
インターネットイニシアティブ	84,100	2,538.00	213,445,800	
さくらインターネット	24,100	4,225.00	101,822,500	
GMOグローバルサイン・ホールディングス	4,800	2,179.00	10,459,200	
S R Aホールディングス	8,700	4,355.00	37,888,500	
朝日ネット	16,500	667.00	11,005,500	
e B A S E	21,800	577.00	12,578,600	
アバントグループ	19,400	1,844.00	35,773,600	
アドソル日進	6,500	2,156.00	14,014,000	
フリービット	6,700	1,519.00	10,177,300	
コムチュア	20,200	1,885.00	38,077,000	
アステリア	12,000	572.00	6,864,000	
アイル	8,600	2,382.00	20,485,200	
王子ホールディングス	581,700	623.60	362,748,120	
日本製紙	79,900	1,008.00	80,539,200	
北越コーポレーション	86,200	1,342.00	115,680,400	
大王製紙	77,500	823.00	63,782,500	
マークライNZ	9,200	2,395.00	22,034,000	
メディカル・データ・ビジョン	18,400	444.00	8,169,600	
g u m i	25,100	557.00	13,980,700	
テラスカイ	6,000	2,294.00	13,764,000	
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	7,900	2,478.00	19,576,200	
ネオジャパン	4,000	1,614.00	6,456,000	
P R T I M E S	3,100	2,266.00	7,024,600	
ラクス	72,500	2,049.50	148,588,750	
ダブルスタンダード	5,500	1,608.00	8,844,000	
オーブンドア	10,700	624.00	6,676,800	
アカツキ	7,500	2,957.00	22,177,500	
U b i c o mホールディングス	4,900	1,346.00	6,595,400	
カナミックネットワーク	19,400	451.00	8,749,400	
レンゴー	139,800	807.00	112,818,600	
トーモク	8,800	2,335.00	20,548,000	
ザ・パック	11,300	3,255.00	36,781,500	
チェンジホールディングス	37,900	1,333.00	50,520,700	
オークネット	7,100	2,374.00	16,855,400	
マクロミル	29,400	1,247.00	36,661,800	
オロ	6,500	2,581.00	16,776,500	
ユーザーローカル	6,500	1,762.00	11,453,000	
P K S H A T e c h n o l o g y	12,300	3,660.00	45,018,000	
マネーフォワード	37,500	4,399.00	164,962,500	
レゾナック・ホールディングス	137,900	3,471.00	478,650,900	
住友化学	1,235,200	344.70	425,773,440	
住友精化	7,200	4,980.00	35,856,000	
日産化学	78,900	4,377.00	345,345,300	
ラサ工業	5,500	2,612.00	14,366,000	
クレハ	31,800	2,760.00	87,768,000	
多木化学	6,000	3,470.00	20,820,000	
テイカ	11,100	1,444.00	16,028,400	

石原産業	25,500	1,700.00	43,350,000	
日本曹達	32,600	2,913.00	94,963,800	
東ソー	205,000	2,073.50	425,067,500	
トクヤマ	49,700	2,697.50	134,065,750	
セントラル硝子	19,300	3,225.00	62,242,500	
東亜合成	71,300	1,390.00	99,107,000	
大阪ソーダ	53,600	1,363.00	73,056,800	
関東電化工業	33,200	892.00	29,614,400	
SUN ASTERISK	10,900	548.00	5,973,200	
デンカ	55,700	2,096.50	116,775,050	
イビデン	88,800	3,655.00	324,564,000	
信越化学工業	1,366,200	4,668.00	6,377,421,600	
日本カーバイド工業	8,000	1,905.00	15,240,000	
プラスアルファ・コンサルティング	19,400	1,481.00	28,731,400	
電算システムホールディングス	6,800	2,405.00	16,354,000	
堺化学工業	10,700	2,711.00	29,007,700	
第一稀元素化学工業	16,800	702.00	11,793,600	
エア・ウォーター	145,000	1,886.00	273,470,000	
日本酸素ホールディングス	149,000	4,481.00	667,669,000	
日本化学工業	5,700	2,289.00	13,047,300	
日本パーカライジング	68,400	1,271.00	86,936,400	
高压ガス工業	22,500	771.00	17,347,500	
四国化成ホールディングス	17,300	1,890.00	32,697,000	
戸田工業	3,500	1,116.00	3,906,000	
ステラ ケミファ	8,200	4,205.00	34,481,000	
保土谷化学工業	4,900	3,130.00	15,337,000	
日本触媒	98,300	1,839.00	180,773,700	
大日精化工業	10,600	3,080.00	32,648,000	
カネカ	37,700	3,732.00	140,696,400	
協和キリン	180,800	2,088.50	377,600,800	
APIER GROUP	46,800	1,675.00	78,390,000	
三菱瓦斯化学	124,500	2,356.50	293,384,250	
三井化学	138,200	3,357.00	463,937,400	
東京応化工業	73,300	3,610.00	264,613,000	
大阪有機化学工業	12,800	2,584.00	33,075,200	
三菱ケミカルグループ	1,122,600	761.10	854,410,860	
KHネオケム	27,700	2,494.00	69,083,800	
ビジョナル	18,100	7,310.00	132,311,000	
ダイセル	174,700	1,315.00	229,730,500	
住友ベークライト	48,400	3,399.00	164,511,600	
積水化学工業	305,900	2,517.00	769,950,300	
日本ゼオン	118,500	1,485.50	176,031,750	
アイカ工業	38,800	3,325.00	129,010,000	
UBE	79,100	2,241.50	177,302,650	
積水樹脂	20,900	1,852.00	38,706,800	
旭有機材	10,200	3,870.00	39,474,000	
ニチパン	9,600	2,015.00	19,344,000	
リケンテクノス	28,700	1,025.00	29,417,500	
大倉工業	7,100	3,495.00	24,814,500	
積水化成品工業	21,700	353.00	7,660,100	

群栄化学工業	3,600	2,698.00	9,712,800	
ダイキョーニシカワ	33,900	609.00	20,645,100	
森六ホールディングス	8,500	1,956.00	16,626,000	
恵和	10,000	1,235.00	12,350,000	
日本化薬	104,100	1,350.50	140,587,050	
カーリット	15,200	1,091.00	16,583,200	
C Lホールディングス	3,700	798.00	2,952,600	
プレステージ・インターナショナル	73,800	711.00	52,471,800	
プロトコーポレーション	16,500	2,165.00	35,722,500	
ハイマックス	4,700	1,351.00	6,349,700	
アミューズ	9,600	1,492.00	14,323,200	
野村総合研究所	333,400	5,224.00	1,741,681,600	
ドリームインキュベータ	3,800	3,895.00	14,801,000	
クイック	10,900	1,897.00	20,677,300	
日本システム技術	14,300	1,909.00	27,298,700	
電通グループ	167,600	3,223.00	540,174,800	
インテージホールディングス	8,600	1,701.00	14,628,600	
テイクアンドグヴィ・ニーズ	7,500	925.00	6,937,500	
東邦システムサイエンス	7,100	1,203.00	8,541,300	
ぴあ	5,400	2,999.00	16,194,600	
イオンファンタジー	6,800	2,910.00	19,788,000	
ソースネクスト	78,100	201.00	15,698,100	
シーティーエス	21,800	806.00	17,570,800	
メディカルシステムネットワーク	15,900	396.00	6,296,400	
日本精化	10,200	2,203.00	22,470,600	
扶桑化学工業	14,300	3,440.00	49,192,000	
トリケミカル研究所	16,800	3,650.00	61,320,000	
シンプレクス・ホールディングス	30,000	2,799.00	83,970,000	
HEROZ	6,100	957.00	5,837,700	
ラクスル	37,100	1,238.00	45,929,800	
メルカリ	84,800	2,335.50	198,050,400	
I P S	4,600	2,380.00	10,948,000	
システムサポートホールディングス	6,000	2,066.00	12,396,000	
A D E K A	53,500	2,771.50	148,275,250	
日油	180,700	2,095.00	378,566,500	
ハリマ化成グループ	11,800	865.00	10,207,000	
イーソル	10,400	603.00	6,271,200	
ウイングアーク 1 s t	16,100	3,550.00	57,155,000	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	5,300	924.00	4,897,200	
サーバーワークス	2,600	2,400.00	6,240,000	
S a n s a n	43,400	2,280.00	98,952,000	
ギフティ	13,600	1,515.00	20,604,000	
花王	373,800	6,547.00	2,447,268,600	
第一工業製薬	5,600	2,672.00	14,963,200	
石原ケミカル	6,700	2,129.00	14,264,300	
三洋化成工業	9,500	4,010.00	38,095,000	
メドレー	16,900	2,995.00	50,615,500	
ベース	7,500	3,220.00	24,150,000	
J M D C	18,700	3,119.00	58,325,300	

武田薬品工業	1,368,400	4,282.00	5,859,488,800	
アステラス製薬	1,349,000	1,494.50	2,016,080,500	
住友ファーマ	136,900	747.00	102,264,300	
塩野義製薬	509,900	2,327.00	1,186,537,300	
日本新薬	40,400	4,005.00	161,802,000	
中外製薬	481,300	7,866.00	3,785,905,800	
科研製薬	26,300	4,383.00	115,272,900	
エーザイ	200,700	4,372.00	877,460,400	
理研ビタミン	13,200	2,326.00	30,703,200	
ロート製薬	162,500	2,285.50	371,393,750	
小野薬品工業	314,700	1,598.00	502,890,600	
久光製薬	34,200	4,376.00	149,659,200	
持田製薬	19,300	3,135.00	60,505,500	
参天製薬	278,600	1,415.50	394,358,300	
扶桑薬品工業	6,000	2,468.00	14,808,000	
ツムラ	52,900	4,271.00	225,935,900	
テルモ	1,025,700	2,667.00	2,735,541,900	
H. U. グループホールディングス	46,100	2,611.00	120,367,100	
キッセイ薬品工業	25,500	3,635.00	92,692,500	
生化学工業	29,300	776.00	22,736,800	
栄研化学	24,300	2,219.00	53,921,700	
鳥居薬品	8,200	4,215.00	34,563,000	
J C Rファーマ	52,100	527.00	27,456,700	
東和薬品	20,600	2,839.00	58,483,400	
富士製薬工業	11,300	1,354.00	15,300,200	
ゼリア新薬工業	24,300	2,107.00	51,200,100	
ネクセラファーマ	72,100	885.00	63,808,500	
第一三共	1,451,300	3,451.00	5,008,436,300	
杏林製薬	33,500	1,354.00	45,359,000	
大幸薬品	34,800	288.00	10,022,400	
ダイト	11,400	2,020.00	23,028,000	
大塚ホールディングス	379,900	7,349.00	2,791,885,100	
ペプチドリーム	74,500	2,020.00	150,490,000	
大日本塗料	17,000	1,209.00	20,553,000	
日本ペイントホールディングス	679,500	1,058.00	718,911,000	
関西ペイント	128,600	2,198.50	282,727,100	
中国塗料	34,700	2,098.00	72,800,600	
藤倉化成	19,300	497.00	9,592,100	
太陽ホールディングス	26,700	3,930.00	104,931,000	
D I C	54,400	3,244.00	176,473,600	
サカタインクス	34,100	1,800.00	61,380,000	
a r t i e n c e	27,500	3,055.00	84,012,500	
アルプス技研	13,800	2,471.00	34,099,800	
サニックス	22,700	236.00	5,357,200	
日本空調サービス	16,900	1,005.00	16,984,500	
オリエンタルランド	929,400	3,066.00	2,849,540,400	
フォーカスシステムズ	10,300	1,054.00	10,856,200	
ダスキン	34,400	3,650.00	125,560,000	
パーク 2 4	117,800	2,015.00	237,367,000	
明光ネットワークジャパン	19,100	745.00	14,229,500	

ファルコホールディングス	6,400	2,293.00	14,675,200	
クレスコ	25,100	1,134.00	28,463,400	
フジ・メディア・ホールディングス	147,800	2,613.50	386,275,300	
ラウンドワン	148,700	1,153.00	171,451,100	
リゾートトラスト	62,200	3,045.00	189,399,000	
オービック	285,600	4,412.00	1,260,067,200	
ジャストシステム	22,300	3,810.00	84,963,000	
TDCソフト	25,900	1,250.00	32,375,000	
L I N Eヤフー	2,459,800	478.90	1,177,998,220	
ビー・エム・エル	19,300	2,778.00	53,615,400	
トレンドマイクロ	80,700	11,125.00	897,787,500	
I Dホールディングス	10,400	1,830.00	19,032,000	
リソー教育	98,300	266.00	26,147,800	
日本オラクル	29,400	14,585.00	428,799,000	
早稲田アカデミー	8,700	2,014.00	17,521,800	
アルファシステムズ	4,900	3,375.00	16,537,500	
フューチャー	38,100	1,772.00	67,513,200	
C A C H o l d i n g s	9,500	1,960.00	18,620,000	
ユー・エス・エス	324,300	1,388.00	450,128,400	
オービックビジネスコンサルタント	25,900	7,454.00	193,058,600	
アイティフォー	18,000	1,266.00	22,788,000	
東京個別指導学院	18,700	350.00	6,545,000	
東計電算	4,200	4,225.00	17,745,000	
サイバーエージェント	348,300	1,154.00	401,938,200	
楽天グループ	1,110,300	961.30	1,067,331,390	
クリーク・アンド・リバー社	7,900	1,709.00	13,501,100	
S B I グローバルアセットマネジメン ト	30,900	700.00	21,630,000	
テー・オー・ダブリュー	31,100	312.00	9,703,200	
大塚商会	174,200	3,537.00	616,145,400	
サイボウズ	21,100	3,105.00	65,515,500	
山田コンサルティンググループ	7,900	1,720.00	13,588,000	
セントラルスポーツ	6,000	2,422.00	14,532,000	
パラカ	4,900	1,800.00	8,820,000	
電通総研	14,900	6,020.00	89,698,000	
A C C E S S	16,100	1,023.00	16,470,300	
デジタルガレージ	24,500	4,580.00	112,210,000	
イーエムシステムズ	25,600	760.00	19,456,000	
ウェザーニューズ	12,200	3,560.00	43,432,000	
C I J	38,200	453.00	17,304,600	
ビジネスエンジニアリング	3,600	3,810.00	13,716,000	
WOWOW	11,500	997.00	11,465,500	
スカラ	14,200	413.00	5,864,600	
フルキャストホールディングス	12,800	1,615.00	20,672,000	
エン・ジャパン	25,600	1,732.00	44,339,200	
セルソース	10,200	835.00	8,517,000	
あすか製薬ホールディングス	14,100	1,944.00	27,410,400	
サワイグループホールディングス	90,600	2,027.50	183,691,500	
富士フイルムホールディングス	927,300	3,010.00	2,791,173,000	
コニカミノルタ	345,800	541.50	187,250,700	

資生堂	321,100	2,709.00	869,859,900	
ライオン	195,800	1,855.00	363,209,000	
高砂香料工業	10,300	6,460.00	66,538,000	
マンダム	30,600	1,242.00	38,005,200	
ミルボン	24,600	2,948.00	72,520,800	
コーセー	31,300	6,260.00	195,938,000	
コタ	15,600	1,503.00	23,446,800	
ポーラ・オルビスホールディングス	78,800	1,219.50	96,096,600	
ノエビアホールディングス	13,800	4,215.00	58,167,000	
新日本製薬	8,800	2,185.00	19,228,000	
I-n-e	5,200	1,684.00	8,756,800	
アクシージア	10,200	426.00	4,345,200	
エスデー	12,400	1,470.00	18,228,000	
コニシ	48,500	1,186.00	57,521,000	
長谷川香料	29,400	2,738.00	80,497,200	
小林製薬	40,400	5,620.00	227,048,000	
荒川化学工業	14,300	1,132.00	16,187,600	
メック	12,600	2,557.00	32,218,200	
日本高純度化学	3,800	3,120.00	11,856,000	
タカラバイオ	48,400	884.00	42,785,600	
JCU	17,000	3,550.00	60,350,000	
OATアグリオ	6,400	1,884.00	12,057,600	
デクセリアルズ	134,800	2,205.00	297,234,000	
アース製薬	14,100	5,010.00	70,641,000	
北興化学工業	13,800	1,270.00	17,526,000	
大成ラミック	4,600	2,492.00	11,463,200	
クミアイ化学工業	61,100	764.00	46,680,400	
日本農薬	23,600	751.00	17,723,600	
ニチレキグループ	16,400	2,243.00	36,785,200	
ユシロ化学工業	7,800	2,017.00	15,732,600	
富士石油	40,400	310.00	12,524,000	
出光興産	718,800	1,022.50	734,973,000	
ENEOSホールディングス	2,608,600	813.40	2,121,835,240	
コスモエネルギーホールディングス	50,700	6,673.00	338,321,100	
ANYCOLOR	20,700	3,030.00	62,721,000	
テスホールディングス	32,700	276.00	9,025,200	
インフロニア・ホールディングス	157,500	1,140.00	179,550,000	
横浜ゴム	77,800	3,392.00	263,897,600	
TOYO TIRE	88,300	2,554.00	225,518,200	
ブリヂストン	450,100	5,944.00	2,675,394,400	
住友ゴム工業	150,900	1,797.50	271,242,750	
藤倉コンポジット	14,700	1,422.00	20,903,400	
オカモト	8,100	5,110.00	41,391,000	
アキレス	8,300	1,449.00	12,026,700	
フコク	9,100	1,605.00	14,605,500	
ニッタ	15,100	3,580.00	54,058,000	
住友理工	29,800	1,628.00	48,514,400	
三ツ星ベルト	21,300	3,775.00	80,407,500	
パンドー化学	23,000	1,690.00	38,870,000	
AGC	149,600	4,554.00	681,278,400	

日本板硝子	78,700	383.00	30,142,100
有沢製作所	23,200	1,416.00	32,851,200
日本電気硝子	57,200	3,654.00	209,008,800
オハラ	7,300	1,061.00	7,745,300
住友大阪セメント	26,600	3,495.00	92,967,000
太平洋セメント	94,900	3,916.00	371,628,400
日本ヒューム	13,600	1,785.00	24,276,000
日本コンクリート工業	29,700	354.00	10,513,800
三谷セキサン	5,400	5,920.00	31,968,000
アジアパイルホールディングス	21,900	887.00	19,425,300
東海カーボン	141,800	913.20	129,491,760
日本カーボン	8,800	4,055.00	35,684,000
東洋炭素	10,800	3,900.00	42,120,000
ノリタケ	17,000	3,495.00	59,415,000
TOTO	111,600	3,896.00	434,793,600
日本碍子	170,900	1,868.50	319,326,650
日本特殊陶業	125,700	4,493.00	564,770,100
MARUWA	6,400	34,910.00	223,424,000
品川リフラクトリーズ	18,900	1,725.00	32,602,500
黒崎播磨	10,400	2,565.00	26,676,000
ヨータイ	7,800	1,698.00	13,244,400
フジインコーポレーテッド	41,400	2,083.00	86,236,200
ニチアス	39,100	4,511.00	176,380,100
日本製鉄	801,100	3,343.00	2,678,077,300
神戸製鋼所	318,200	1,767.00	562,259,400
中山製鋼所	32,800	750.00	24,600,000
合同製鐵	8,900	3,875.00	34,487,500
JFEホールディングス	476,700	1,816.50	865,925,550
東京製鐵	44,100	1,589.00	70,074,900
共英製鋼	15,600	1,956.00	30,513,600
大和工業	29,800	7,895.00	235,271,000
東京鐵鋼	7,000	5,760.00	40,320,000
大阪製鐵	7,300	2,796.00	20,410,800
淀川製鋼所	14,600	5,860.00	85,556,000
中部鋼鈑	10,400	2,181.00	22,682,400
丸一鋼管	48,300	3,470.00	167,601,000
モリ工業	3,700	4,550.00	16,835,000
大同特殊鋼	99,800	1,197.00	119,460,600
日本冶金工業	10,700	4,130.00	44,191,000
山陽特殊製鋼	15,800	2,746.00	43,386,800
愛知製鋼	9,200	7,280.00	66,976,000
大太平洋金属	14,600	1,551.00	22,644,600
新日本電工	94,800	276.00	26,164,800
栗本鐵工所	7,300	4,800.00	35,040,000
日本製鋼所	46,900	5,018.00	235,344,200
三菱製鋼	11,700	1,618.00	18,930,600
日本精線	12,600	1,295.00	16,317,000
エンビプロ・ホールディングス	15,700	414.00	6,499,800
大紀アルミニウム工業所	22,800	1,007.00	22,959,600
日本軽金属ホールディングス	46,300	1,542.00	71,394,600

三井金属鉱業	39,700	4,302.00	170,789,400
東邦亜鉛	12,500	637.00	7,962,500
三菱マテリアル	113,100	2,351.50	265,954,650
住友金属鉱山	200,000	3,333.00	666,600,000
DOWAホールディングス	42,800	4,549.00	194,697,200
古河機械金属	20,800	2,100.00	43,680,000
大阪チタニウムテクノロジーズ	27,400	1,860.00	50,964,000
東邦チタニウム	32,800	976.00	32,012,800
UACJ	22,400	5,060.00	113,344,000
CKサンエツ	2,900	3,790.00	10,991,000
古河電気工業	51,500	6,406.00	329,909,000
住友電気工業	546,200	2,642.50	1,443,333,500
フジクラ	169,600	6,117.00	1,037,443,200
SWCC	21,200	6,190.00	131,228,000
平河ヒューテック	10,100	1,445.00	14,594,500
いよぎんホールディングス	197,700	1,645.50	325,315,350
しずおかフィナンシャルグループ	332,800	1,563.50	520,332,800
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	127,200	1,620.00	206,064,000
楽天銀行	70,100	5,825.00	408,332,500
京都フィナンシャルグループ	190,000	2,129.50	404,605,000
リョービ	16,800	2,184.00	36,691,200
AREホールディングス	64,000	1,853.00	118,592,000
東洋製罐グループホールディングス	101,000	2,324.00	234,724,000
ホッカンホールディングス	8,500	1,666.00	14,161,000
コロナ	8,900	944.00	8,401,600
横河ブリッジホールディングス	27,200	2,545.00	69,224,000
三和ホールディングス	156,200	4,917.00	768,035,400
文化シヤッター	41,500	1,830.00	75,945,000
三協立山	19,800	598.00	11,840,400
アルインコ	12,000	1,022.00	12,264,000
LIXIL	230,700	1,714.00	395,419,800
ノーリツ	22,500	1,670.00	37,575,000
長府製作所	17,600	1,847.00	32,507,200
リンナイ	84,100	3,384.00	284,594,400
ユニプレス	27,500	1,045.00	28,737,500
日東精工	23,100	587.00	13,559,700
岡部	28,200	811.00	22,870,200
ジーテクト	17,600	1,605.00	28,248,000
東プレ	27,800	1,775.00	49,345,000
高周波熱錬	23,500	994.00	23,359,000
東京製綱	9,400	1,285.00	12,079,000
サンコール	17,500	379.00	6,632,500
パイオラックス	21,200	2,388.00	50,625,600
エイチワン	16,300	1,044.00	17,017,200
日本発条	139,900	1,731.00	242,166,900
中央発條	10,200	1,562.00	15,932,400
三浦工業	71,800	3,195.00	229,401,000
タクマ	52,400	1,764.00	92,433,600
テクノプロ・ホールディングス	95,900	2,961.50	284,007,850
アイ・アールジャパンホールディング	8,100	713.00	5,775,300

ス				
K e e P e r 技研	9, 800	3, 925. 00	38, 465, 000	
G u n o s y	12, 600	586. 00	7, 383, 600	
イー・ガーディアン	7, 500	2, 159. 00	16, 192, 500	
ジャパンマテリアル	48, 300	1, 450. 00	70, 035, 000	
ベクトル	21, 400	963. 00	20, 608, 200	
チャーム・ケア・コーポレーション	13, 200	1, 228. 00	16, 209, 600	
キャリアリンク	5, 800	2, 312. 00	13, 409, 600	
I B J	12, 000	678. 00	8, 136, 000	
アサンテ	7, 700	1, 632. 00	12, 566, 400	
バリューHR	14, 200	1, 401. 00	19, 894, 200	
M&Aキャピタルパートナーズ	12, 700	2, 832. 00	35, 966, 400	
ライドオンエクスプレスホールディングス	6, 300	1, 040. 00	6, 552, 000	
シグマクシス・ホールディングス	46, 200	949. 00	43, 843, 800	
ウィルグループ	13, 300	993. 00	13, 206, 900	
メドピア	12, 700	510. 00	6, 477, 000	
リクルートホールディングス	1, 229, 800	9, 112. 00	11, 205, 937, 600	
エラン	20, 700	758. 00	15, 690, 600	
ツガミ	33, 200	1, 724. 00	57, 236, 800	
オークマ	27, 100	3, 395. 00	92, 004, 500	
芝浦機械	20, 300	3, 585. 00	72, 775, 500	
アマダ	215, 100	1, 471. 50	316, 519, 650	
アイダエンジニアリング	34, 600	826. 00	28, 579, 600	
F U J I	67, 300	2, 219. 50	149, 372, 350	
牧野フライス製作所	17, 100	11, 640. 00	199, 044, 000	
オーエスジー	68, 200	1, 748. 50	119, 247, 700	
旭ダイヤモンド工業	38, 500	836. 00	32, 186, 000	
DMG森精機	97, 600	2, 702. 00	263, 715, 200	
ソディック	40, 900	929. 00	37, 996, 100	
ディスコ	74, 500	42, 780. 00	3, 187, 110, 000	
日東工器	6, 000	2, 070. 00	12, 420, 000	
日進工具	12, 800	754. 00	9, 651, 200	
富士ダイス	11, 400	795. 00	9, 063, 000	
日本郵政	1, 765, 400	1, 601. 00	2, 826, 405, 400	
ベルシステム24ホールディングス	16, 900	1, 261. 00	21, 310, 900	
鎌倉新書	13, 500	493. 00	6, 655, 500	
エアトリ	11, 500	1, 074. 00	12, 351, 000	
アトラエ	11, 000	737. 00	8, 107, 000	
ストライク	7, 700	3, 165. 00	24, 370, 500	
ソラスト	43, 500	460. 00	20, 010, 000	
セラク	4, 900	1, 711. 00	8, 383, 900	
インソース	34, 200	921. 00	31, 498, 200	
豊田自動織機	130, 800	12, 785. 00	1, 672, 278, 000	
リケンNPR	19, 400	2, 537. 00	49, 217, 800	
島精機製作所	24, 600	954. 00	23, 468, 400	
オプトラン	25, 300	1, 704. 00	43, 111, 200	
イワキ	10, 300	2, 455. 00	25, 286, 500	
フリーー	14, 500	1, 034. 00	14, 993, 000	
ヤマシンフィルタ	32, 800	607. 00	19, 909, 600	

日阪製作所	18,800	1,007.00	18,931,600	
やまびこ	25,200	2,421.00	61,009,200	
野村マイクロ・サイエンス	25,600	2,612.00	66,867,200	
平田機工	7,400	4,875.00	36,075,000	
P E G A S U S	17,100	508.00	8,686,800	
マルマエ	6,700	1,451.00	9,721,700	
タツモ	11,000	2,260.00	24,860,000	
ナブテスコ	97,100	2,463.00	239,157,300	
三井海洋開発	19,500	4,115.00	80,242,500	
レオン自動機	16,300	1,260.00	20,538,000	
SMC	46,300	56,360.00	2,609,468,000	
ホソカワミクロン	10,800	3,880.00	41,904,000	
ユニオンツール	6,800	4,500.00	30,600,000	
瑞光	9,900	1,101.00	10,899,900	
オイレス工業	20,900	2,251.00	47,045,900	
日精エー・エス・ビー機械	5,400	5,260.00	28,404,000	
サトーホールディングス	19,300	2,081.00	40,163,300	
技研製作所	14,500	1,457.00	21,126,500	
日本エアーテック	7,200	1,071.00	7,711,200	
日精樹脂工業	10,200	930.00	9,486,000	
ワイエイシイホールディングス	15,800	977.00	15,436,600	
小松製作所	763,300	4,575.00	3,492,097,500	
住友重機械工業	91,700	3,004.00	275,466,800	
日立建機	61,600	3,842.00	236,667,200	
日工	23,100	689.00	15,915,900	
巴工業	6,100	3,600.00	21,960,000	
井関農機	14,500	1,044.00	15,138,000	
T O W A	47,500	1,612.00	76,570,000	
北川鉄工所	6,100	1,205.00	7,350,500	
ローツェ	80,900	1,755.50	142,019,950	
クボタ	792,100	1,903.50	1,507,762,350	
荏原実業	7,400	4,020.00	29,748,000	
東洋エンジニアリング	22,300	691.00	15,409,300	
三菱化工機	5,500	3,745.00	20,597,500	
月島ホールディングス	20,800	1,564.00	32,531,200	
帝国電機製作所	10,600	2,870.00	30,422,000	
新東工業	34,400	894.00	30,753,600	
澁谷工業	14,500	3,260.00	47,270,000	
アイチコーポレーション	25,600	1,464.00	37,478,400	
小森コーポレーション	38,000	1,235.00	46,930,000	
鶴見製作所	11,700	3,100.00	36,270,000	
酒井重工業	6,100	2,234.00	13,627,400	
荏原製作所	317,900	2,498.50	794,273,150	
西島製作所	13,400	2,282.00	30,578,800	
北越工業	15,600	2,016.00	31,449,600	
ダイキン工業	201,600	16,180.00	3,261,888,000	
オルガノ	24,000	7,020.00	168,480,000	
トーヨーカネツ	5,800	3,840.00	22,272,000	
栗田工業	86,600	4,903.00	424,599,800	
椿本チエイン	70,200	1,879.00	131,905,800	

日機装	39,800	1,237.00	49,232,600	
木村化工機	11,800	802.00	9,463,600	
レイズネクスト	21,900	1,580.00	34,602,000	
アネスト岩田	26,300	1,254.00	32,980,200	
ダイフク	261,300	3,918.00	1,023,773,400	
サムコ	3,700	2,918.00	10,796,600	
タダノ	89,000	1,085.00	96,565,000	
フジテック	49,800	5,811.00	289,387,800	
CKD	42,900	2,296.00	98,498,400	
平和	51,600	2,265.00	116,874,000	
理想科学工業	24,700	1,426.00	35,222,200	
SANKYO	179,000	2,126.50	380,643,500	
日本金銭機械	18,700	1,124.00	21,018,800	
マースグループホールディングス	10,400	3,135.00	32,604,000	
フクシマガリレイ	22,700	2,681.00	60,858,700	
ダイコク電機	6,800	2,676.00	18,196,800	
竹内製作所	28,000	5,410.00	151,480,000	
アマノ	43,900	3,841.00	168,619,900	
JUKI	24,200	432.00	10,454,400	
ジャノメ	13,500	1,029.00	13,891,500	
ブラザー工業	207,000	2,637.00	545,859,000	
マックス	19,100	4,065.00	77,641,500	
モリタホールディングス	24,200	2,076.00	50,239,200	
グローリー	40,700	2,598.50	105,758,950	
新晃工業	44,300	1,241.00	54,976,300	
大和冷機工業	23,800	1,561.00	37,151,800	
セガサミーホールディングス	138,300	2,881.50	398,511,450	
T P R	19,600	2,283.00	44,746,800	
ツバキ・ナカシマ	38,100	461.00	17,564,100	
ホシザキ	99,800	5,887.00	587,522,600	
大豊工業	13,500	613.00	8,275,500	
日本精工	286,700	637.90	182,885,930	
NTN	366,400	237.40	86,983,360	
ジェイテクト	137,800	1,153.50	158,952,300	
不二越	11,400	3,270.00	37,278,000	
ミネベアミツミ	269,200	2,356.00	634,235,200	
日本トムソン	42,100	479.00	20,165,900	
THK	89,300	3,844.00	343,269,200	
ユーシン精機	14,400	641.00	9,230,400	
前澤給装工業	11,000	1,333.00	14,663,000	
イーグル工業	17,100	2,003.00	34,251,300	
P I L L A R	14,400	3,575.00	51,480,000	
キッツ	51,900	1,144.00	59,373,600	
日立製作所	3,987,800	3,837.00	15,301,188,600	
三菱電機	1,575,200	2,383.50	3,754,489,200	
富士電機	94,200	6,671.00	628,408,200	
安川電機	168,400	4,382.00	737,928,800	
シンフォニア テクノロジー	15,500	6,000.00	93,000,000	
明電舎	26,100	4,575.00	119,407,500	
山洋電気	6,700	9,030.00	60,501,000	

デンヨー	11,700	2,605.00	30,478,500	
PHCホールディングス	29,000	1,078.00	31,262,000	
KOKUSAI ELECTRIC	108,400	3,570.00	386,988,000	
ソシオネクスト	154,400	2,024.00	312,505,600	
ベイカレント	115,700	6,504.00	752,512,800	
Orchestra Holdings	3,500	752.00	2,632,000	
アイモバイル	19,900	479.00	9,532,100	
MS-Japan	8,600	1,012.00	8,703,200	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	61,300	2,845.00	174,398,500	
エル・ティール・エス	2,100	2,037.00	4,277,700	
ミダックホールディングス	9,600	2,045.00	19,632,000	
キュービーネットホールディングス	9,100	1,033.00	9,400,300	
オープングループ	24,900	258.00	6,424,200	
三櫻工業	21,200	640.00	13,568,000	
マキタ	192,600	4,863.00	936,613,800	
東芝テック	23,300	2,993.00	69,736,900	
芝浦メカトロニクス	11,200	8,770.00	98,224,000	
マブチモーター	67,900	2,345.00	159,225,500	
ニデック	683,700	2,799.00	1,913,676,300	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	9,900	304.00	3,009,600	
トレックス・セミコンダクター	7,300	1,235.00	9,015,500	
東光高岳	8,300	2,010.00	16,683,000	
ダブル・スコープ	47,600	267.00	12,709,200	
宮越ホールディングス	6,900	1,266.00	8,735,400	
ダイヘン	14,600	7,140.00	104,244,000	
ヤーマン	30,000	763.00	22,890,000	
JVCケンウッド	122,100	1,387.00	169,352,700	
ミマキエンジニアリング	12,800	1,464.00	18,739,200	
大崎電気工業	33,400	764.00	25,517,600	
オムロン	141,800	4,640.00	657,952,000	
日東工業	20,700	2,951.00	61,085,700	
IDEC	23,000	2,527.00	58,121,000	
ジーエス・ユアサコーポレーション	69,100	2,440.00	168,604,000	
テクノメディカ	2,900	1,754.00	5,086,600	
ダイヤモンドエレクトリックホールディングス	6,300	569.00	3,584,700	
日本電気	219,000	14,760.00	3,232,440,000	
富士通	1,425,100	2,942.00	4,192,644,200	
沖電気工業	75,100	924.00	69,392,400	
電気興業	6,300	1,606.00	10,117,800	
サンケン電気	15,900	6,250.00	99,375,000	
アイホン	9,500	2,612.00	24,814,000	
ルネサスエレクトロニクス	1,179,800	2,629.50	3,102,284,100	
セイコーエプソン	198,600	2,510.00	498,486,000	
ワコム	108,900	629.00	68,498,100	
アルバック	34,000	5,614.00	190,876,000	
アクセル	7,700	1,168.00	8,993,600	
EIZO	20,100	2,160.00	43,416,000	

ジャパンディスプレイ	667,000	19.00	12,673,000	
日本信号	35,200	898.00	31,609,600	
京三製作所	36,000	499.00	17,964,000	
能美防災	20,800	3,055.00	63,544,000	
ホーチキ	9,900	2,436.00	24,116,400	
エレコム	36,900	1,635.00	60,331,500	
パナソニック ホールディングス	1,829,700	1,855.50	3,395,008,350	
シャープ	223,700	976.90	218,532,530	
アンリツ	109,100	1,414.50	154,321,950	
富士通ゼネラル	43,800	2,757.00	120,756,600	
ソニーグループ	5,290,900	3,797.00	20,089,547,300	
T D K	1,337,400	1,644.00	2,198,685,600	
帝国通信工業	6,800	2,355.00	16,014,000	
タムラ製作所	61,600	549.00	33,818,400	
アルプスアルパイン	125,800	1,561.00	196,373,800	
日本電波工業	14,500	857.00	12,426,500	
鈴木	8,200	1,691.00	13,866,200	
メイコー	15,200	7,460.00	113,392,000	
日本トリム	3,500	3,735.00	13,072,500	
フォスター電機	15,800	1,444.00	22,815,200	
SMK	3,700	2,676.00	9,901,200	
ヨコオ	13,800	1,457.00	20,106,600	
ホシデン	38,500	2,090.00	80,465,000	
ヒロセ電機	22,700	18,180.00	412,686,000	
日本航空電子工業	40,400	2,671.00	107,908,400	
T O A	15,800	939.00	14,836,200	
マクセル	29,600	1,878.00	55,588,800	
古野電気	18,200	2,235.00	40,677,000	
スミダコーポレーション	20,700	937.00	19,395,900	
アイコム	6,000	2,748.00	16,488,000	
リオン	6,400	2,465.00	15,776,000	
横河電機	169,500	2,831.50	479,939,250	
新電元工業	6,000	2,555.00	15,330,000	
アズビル	417,900	1,160.00	484,764,000	
日本光電工業	137,200	2,213.50	303,692,200	
チノー	6,400	2,111.00	13,510,400	
日本電子材料	9,500	2,245.00	21,327,500	
堀場製作所	29,000	9,746.00	282,634,000	
アドバンテスト	483,300	9,000.00	4,349,700,000	
エスベック	13,700	2,312.00	31,674,400	
キーエンス	153,400	61,770.00	9,475,518,000	
日置電機	8,000	7,200.00	57,600,000	
シスメックス	396,900	2,721.00	1,079,964,900	
日本マイクロニクス	25,200	4,475.00	112,770,000	
メガチップス	11,700	5,000.00	58,500,000	
OBARA GROUP	9,600	3,405.00	32,688,000	
I M A G I C A GROUP	15,500	500.00	7,750,000	
デンソー	1,502,100	1,915.50	2,877,272,550	
コーセル	16,400	1,021.00	16,744,400	
イリソ電子工業	15,600	2,718.00	42,400,800	

オブテックスグループ	28,100	1,672.00	46,983,200	
千代田インテグレ	5,400	3,085.00	16,659,000	
レーザーテック	59,500	15,065.00	896,367,500	
スタンレー電気	96,000	2,499.00	239,904,000	
ウシオ電機	67,800	2,095.50	142,074,900	
日本セラミック	14,100	2,716.00	38,295,600	
古河電池	11,200	1,383.00	15,489,600	
山一電機	12,500	2,130.00	26,625,000	
図研	14,100	4,640.00	65,424,000	
日本電子	35,400	5,071.00	179,513,400	
カシオ計算機	122,500	1,255.00	153,737,500	
ファナック	741,900	4,539.00	3,367,484,100	
日本シイエムケイ	44,800	475.00	21,280,000	
エンプラス	4,600	5,020.00	23,092,000	
大真空	18,700	584.00	10,920,800	
ローム	277,700	1,588.50	441,126,450	
浜松ホトニクス	246,300	1,651.50	406,764,450	
三井ハイテック	67,900	903.00	61,313,700	
新光電気工業	54,100	5,902.00	319,298,200	
京セラ	952,800	1,702.00	1,621,665,600	
太陽誘電	67,200	2,566.00	172,435,200	
村田製作所	1,350,500	2,698.00	3,643,649,000	
双葉電子工業	29,100	507.00	14,753,700	
日東電工	486,500	2,973.50	1,446,607,750	
東海理化電機製作所	43,300	2,167.00	93,831,100	
ニチコン	40,400	1,237.00	49,974,800	
日本ケミコン	18,900	891.00	16,839,900	
K O A	25,500	986.00	25,143,000	
三井E & S	82,800	1,613.00	133,556,400	
カナデビア	126,900	893.00	113,321,700	
三菱重工業	2,708,200	2,027.00	5,489,521,400	
川崎重工業	115,400	7,676.00	885,810,400	
I H I	124,100	8,910.00	1,105,731,000	
名村造船所	43,700	1,879.00	82,112,300	
マネジメントソリューションズ	7,700	1,900.00	14,630,000	
プロレド・パートナーズ	3,900	439.00	1,712,100	
フロンティア・マネジメント	4,800	656.00	3,148,800	
アンビスホールディングス	33,900	698.00	23,662,200	
カープスホールディングス	43,100	666.00	28,704,600	
フォーラムエンジニアリング	18,300	1,065.00	19,489,500	
FAST FITNESS JAPAN	5,500	1,485.00	8,167,500	
Mac bee Planet	4,500	3,300.00	14,850,000	
日本車輛製造	5,900	2,059.00	12,148,100	
三菱ロジスネクスト	24,400	1,932.00	47,140,800	
フルサト・マルカホールディングス	13,100	2,255.00	29,540,500	
ヤマエグループホールディングス	17,500	2,194.00	38,395,000	
F P G	53,800	2,424.00	130,411,200	
全国保証	39,700	5,494.00	218,111,800	
めぶきフィナンシャルグループ	758,200	627.60	475,846,320	

ジャパンインベストメントアドバイザー	24,500	1,792.00	43,904,000	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	19,300	5,100.00	98,430,000	
九州フィナンシャルグループ	265,700	756.50	201,002,050	
かんぽ生命保険	175,700	2,905.00	510,408,500	
ゆうちょ銀行	1,244,600	1,530.00	1,904,238,000	
富山第一銀行	48,000	999.00	47,952,000	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	803,300	912.60	733,091,580	
ジェイリース	11,200	1,296.00	14,515,200	
西日本フィナンシャルホールディングス	93,000	2,017.00	187,581,000	
SBIアルヒ	15,500	853.00	13,221,500	
プレミアグループ	25,500	2,179.00	55,564,500	
日産自動車	1,916,400	422.00	808,720,800	
いすゞ自動車	473,600	1,997.50	946,016,000	
トヨタ自動車	8,150,900	2,710.50	22,093,014,450	
日野自動車	230,700	474.80	109,536,360	
三菱自動車工業	586,200	410.60	240,693,720	
武蔵精密工業	37,500	2,584.00	96,900,000	
日産車体	23,400	1,028.00	24,055,200	
新明和工業	44,000	1,361.00	59,884,000	
極東開発工業	20,600	2,506.00	51,623,600	
トピー工業	12,400	2,085.00	25,854,000	
ティラド	3,400	3,600.00	12,240,000	
曙ブレーキ工業	93,600	115.00	10,764,000	
タチエス	28,200	1,753.00	49,434,600	
NOK	59,600	2,321.50	138,361,400	
フタバ産業	46,200	744.00	34,372,800	
カヤバ	26,200	2,920.00	76,504,000	
市光工業	27,700	407.00	11,273,900	
大同メタル工業	29,900	501.00	14,979,900	
プレス工業	60,000	560.00	33,600,000	
太平洋工業	35,100	1,357.00	47,630,700	
アイシン	324,700	1,749.00	567,900,300	
マツダ	471,000	1,016.00	478,536,000	
本田技研工業	3,633,000	1,388.50	5,044,420,500	
スズキ	1,239,200	1,838.50	2,278,269,200	
SUBARU	462,300	2,748.00	1,270,400,400	
ヤマハ発動機	647,300	1,246.50	806,859,450	
小糸製作所	158,900	1,913.50	304,055,150	
エクセディ	25,000	4,725.00	118,125,000	
ミツバ	28,900	780.00	22,542,000	
豊田合成	43,800	2,664.50	116,705,100	
愛三工業	29,100	1,862.00	54,184,200	
ヨロズ	15,900	1,012.00	16,090,800	
エフ・シー・シー	26,800	3,095.00	82,946,000	
シマノ	66,400	20,420.00	1,355,888,000	
テイ・エス テック	62,300	1,723.50	107,374,050	
三十三フィナンシャルグループ	13,600	2,308.00	31,388,800	

第四北越フィナンシャルグループ	47,500	2,762.00	131,195,000	
ひろぎんホールディングス	212,500	1,204.00	255,850,000	
おきなわフィナンシャルグループ	11,800	2,510.00	29,618,000	
ダイレクトマーケティングミックス	19,000	297.00	5,643,000	
ポピンズ	2,800	1,111.00	3,110,800	
L I T A L I C O	14,400	1,100.00	15,840,000	
十六フィナンシャルグループ	21,100	4,560.00	96,216,000	
北國フィナンシャルホールディングス	14,700	5,350.00	78,645,000	
ネットプロテクションズホールディングス	50,300	432.00	21,729,600	
プロクレアホールディングス	17,200	1,759.00	30,254,800	
F P パートナー	6,600	2,323.00	15,331,800	
あいちフィナンシャルグループ	28,100	2,780.00	78,118,000	
ジャムコ	9,300	1,785.00	16,600,500	
小野建	17,800	1,465.00	26,077,000	
ノジマ	53,000	2,240.00	118,720,000	
佐島電機	11,300	1,624.00	18,351,200	
カッパ・クリエイト	25,500	1,453.00	37,051,500	
伯東	9,300	4,490.00	41,757,000	
コンドーテック	12,400	1,312.00	16,268,800	
ナガイレーベン	20,400	1,769.00	36,087,600	
三菱食品	14,900	4,690.00	69,881,000	
良品計画	193,100	4,103.00	792,289,300	
松田産業	12,300	3,090.00	38,007,000	
第一興商	62,800	1,589.00	99,789,200	
メディバルホールディングス	175,900	2,238.00	393,664,200	
アドヴァングループ	13,900	907.00	12,607,300	
S P K	6,600	2,100.00	13,860,000	
萩原電気ホールディングス	7,000	3,315.00	23,205,000	
アルビス	5,400	2,620.00	14,148,000	
アズワン	50,300	2,412.00	121,323,600	
スズデン	6,900	1,924.00	13,275,600	
シモジマ	10,800	1,286.00	13,888,800	
ドウシシャ	14,900	2,060.00	30,694,000	
高速	9,700	2,113.00	20,496,100	
G－7ホールディングス	17,700	1,272.00	22,514,400	
たけびし	6,900	1,891.00	13,047,900	
イオン北海道	40,100	857.00	34,365,700	
コジマ	31,300	982.00	30,736,600	
コーナン商事	17,800	3,585.00	63,813,000	
エコス	6,100	2,022.00	12,334,200	
ワタミ	19,500	977.00	19,051,500	
リックス	3,700	2,983.00	11,037,100	
システムソフト	53,200	72.00	3,830,400	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	327,800	4,113.00	1,348,241,400	
丸文	14,500	1,019.00	14,775,500	
西松屋チェーン	35,900	2,126.00	76,323,400	
ゼンショーホールディングス	92,100	7,614.00	701,249,400	
ハビネット	12,400	4,730.00	58,652,000	

幸楽苑	12,000	1,086.00	13,032,000	
橋本総業ホールディングス	6,400	1,195.00	7,648,000	
日本ライフライン	43,500	1,568.00	68,208,000	
サイゼリヤ	24,100	4,375.00	105,437,500	
タカショー	13,200	392.00	5,174,400	
V Tホールディングス	63,100	493.00	31,108,300	
アルゴグラフィックス	14,200	4,980.00	70,716,000	
魚力	5,700	2,396.00	13,657,200	
I D O M	55,000	1,127.00	61,985,000	
日本エム・ディ・エム	12,100	595.00	7,199,500	
フジ・コーポレーション	7,400	1,902.00	14,074,800	
ユナイテッドアローズ	17,300	2,162.00	37,402,600	
進和	9,900	2,841.00	28,125,900	
ダイトロン	7,000	3,260.00	22,820,000	
ハイデイ日高	26,200	2,689.00	70,451,800	
シークス	23,300	1,051.00	24,488,300	
コロワイド	91,600	1,709.50	156,590,200	
オーハシテクニカ	7,700	1,849.00	14,237,300	
壱番屋	64,000	958.00	61,312,000	
白銅	4,800	2,314.00	11,107,200	
スギホールディングス	87,200	2,771.50	241,674,800	
薬王堂ホールディングス	7,900	1,852.00	14,630,800	
島津製作所	220,700	3,933.00	868,013,100	
J M S	14,100	476.00	6,711,600	
長野計器	10,000	1,946.00	19,460,000	
ブイ・テクノロジー	7,400	2,278.00	16,857,200	
スター精密	26,000	1,938.00	50,388,000	
東京計器	10,700	3,060.00	32,742,000	
愛知時計電機	7,300	1,762.00	12,862,600	
インターアクション	9,300	1,190.00	11,067,000	
東京精密	31,500	8,826.00	278,019,000	
マニー	61,300	1,372.50	84,134,250	
ニコン	241,700	1,550.00	374,635,000	
トプコン	87,100	2,851.50	248,365,650	
オリンパス	877,900	2,078.00	1,824,276,200	
理研計器	21,800	2,857.00	62,282,600	
S C R E E Nホールディングス	64,000	10,970.00	702,080,000	
キャノン電子	14,500	2,483.00	36,003,500	
タムロン	21,100	3,685.00	77,753,500	
H O Y A	299,500	17,975.00	5,383,512,500	
ノーリツ銅機	14,500	4,465.00	64,742,500	
A & Dホロンホールディングス	19,100	1,980.00	37,818,000	
朝日インテック	187,000	2,653.50	496,204,500	
キャノン	764,900	5,141.00	3,932,350,900	
リコー	403,800	1,623.50	655,569,300	
シチズン時計	141,000	893.00	125,913,000	
メニコン	57,300	1,328.00	76,094,400	
パラマウントベッドホールディングス	33,100	2,679.00	88,674,900	
トランザクション	10,100	2,134.00	21,553,400	
ニホンフラッシュ	13,100	804.00	10,532,400	

前田工織	27,300	1,754.00	47,884,200	
アートネイチャー	15,900	746.00	11,861,400	
フルヤ金属	13,100	2,849.00	37,321,900	
バンダイナムコホールディングス	416,300	5,098.00	2,122,297,400	
SHOEI	43,200	1,880.00	81,216,000	
フランスベッドホールディングス	22,200	1,264.00	28,060,800	
マーベラス	28,400	508.00	14,427,200	
パイロットコーポレーション	23,500	4,201.00	98,723,500	
萩原工業	10,200	1,489.00	15,187,800	
エイベックス	28,900	1,254.00	36,240,600	
フジシールインターナショナル	34,500	2,641.00	91,114,500	
タカラトミー	64,300	3,774.00	242,668,200	
広済堂ホールディングス	57,900	486.00	28,139,400	
レック	19,600	1,208.00	23,676,800	
三光合成	19,300	642.00	12,390,600	
プロネクス	16,000	1,268.00	20,288,000	
TOPPANホールディングス	200,900	4,515.00	907,063,500	
大日本印刷	317,900	2,206.50	701,446,350	
共同印刷	4,500	4,270.00	19,215,000	
NISSHA	26,200	1,399.00	36,653,800	
ZACROS	12,100	4,090.00	49,489,000	
TAKARA & COMPANY	8,300	3,045.00	25,273,500	
前澤化成工業	10,800	1,786.00	19,288,800	
未来工業	5,600	3,475.00	19,460,000	
アシックス	566,200	3,400.00	1,925,080,000	
ツツミ	3,600	2,301.00	8,283,600	
JSP	12,600	2,063.00	25,993,800	
ニチハ	19,200	2,972.00	57,062,400	
ローランド	11,200	3,695.00	41,384,000	
エフピコ	33,900	2,955.00	100,174,500	
小松ウオール工業	11,200	1,479.00	16,564,800	
ヤマハ	274,100	1,087.50	298,083,750	
河合楽器製作所	4,800	3,075.00	14,760,000	
クリナップ	14,900	656.00	9,774,400	
ピジョン	97,600	1,646.00	160,649,600	
天馬	12,700	2,650.00	33,655,000	
キングジム	13,700	854.00	11,699,800	
象印マホービン	45,700	1,498.00	68,458,600	
リンテック	29,100	2,846.00	82,818,600	
信越ポリマー	33,300	1,534.00	51,082,200	
イトーキ	30,700	1,651.00	50,685,700	
任天堂	968,200	11,310.00	10,950,342,000	
三菱鉛筆	21,200	2,589.00	54,886,800	
松風	15,500	2,139.00	33,154,500	
タカラスタANDARD	35,200	1,708.00	60,121,600	
コクヨ	73,000	2,905.50	212,101,500	
ナカバヤシ	16,600	531.00	8,814,600	
ニフコ	57,600	3,700.00	213,120,000	
立川ブラインド工業	7,100	1,402.00	9,954,200	
グローブライド	15,100	1,890.00	28,539,000	

オカムラ	46,100	1,965.00	90,586,500	
バルカー	11,700	3,310.00	38,727,000	
伊藤忠商事	1,090,500	6,551.00	7,143,865,500	
丸紅	1,333,100	2,460.00	3,279,426,000	
スクロール	24,200	1,034.00	25,022,800	
ヨンドシーホールディングス	15,400	1,850.00	28,490,000	
三陽商会	7,900	2,784.00	21,993,600	
長瀬産業	72,400	2,766.50	200,294,600	
蝶理	8,700	3,085.00	26,839,500	
豊田通商	487,400	2,475.00	1,206,315,000	
オンワードホールディングス	99,700	555.00	55,333,500	
三共生興	21,100	629.00	13,271,900	
兼松	67,800	2,541.00	172,279,800	
美津濃	15,200	7,990.00	121,448,000	
ルックホールディングス	4,900	2,240.00	10,976,000	
三井物産	2,383,400	2,844.00	6,778,389,600	
日本紙パルプ商事	77,600	595.00	46,172,000	
東京エレクトロン	324,500	24,200.00	7,852,900,000	
カメイ	17,200	1,946.00	33,471,200	
スターゼン	11,100	2,812.00	31,213,200	
セイコーグループ	23,800	4,710.00	112,098,000	
山善	54,500	1,269.00	69,160,500	
椿本興業	8,900	2,139.00	19,037,100	
住友商事	972,200	3,457.00	3,360,895,400	
B I P R O G Y	52,000	4,303.00	223,756,000	
内田洋行	6,600	6,790.00	44,814,000	
三菱商事	2,998,100	2,589.00	7,762,080,900	
第一実業	15,400	2,374.00	36,559,600	
キヤノンマーケティングジャパン	31,900	5,071.00	161,764,900	
西華産業	7,700	4,405.00	33,918,500	
佐藤商事	11,300	1,452.00	16,407,600	
東京産業	16,500	721.00	11,896,500	
ユアサ商事	14,000	4,505.00	63,070,000	
神鋼商事	3,500	5,990.00	20,965,000	
阪和興業	26,600	4,950.00	131,670,000	
正栄食品工業	10,700	3,810.00	40,767,000	
カナデン	12,200	1,475.00	17,995,000	
R Y O D E N	13,200	2,328.00	30,729,600	
ニプロ	127,800	1,323.00	169,079,400	
岩谷産業	161,200	1,559.00	251,310,800	
極東貿易	9,700	1,623.00	15,743,100	
アステナホールディングス	30,600	435.00	13,311,000	
三愛オブリ	37,700	1,765.00	66,540,500	
稲畑産業	43,800	3,115.00	136,437,000	
G S I クレオス	8,700	2,098.00	18,252,600	
明和産業	24,000	711.00	17,064,000	
ゴールドウイン	27,200	7,186.00	195,459,200	
ユニ・チャーム	960,800	1,144.50	1,099,635,600	
ワキタ	24,000	1,694.00	40,656,000	
東邦ホールディングス	43,700	4,134.00	180,655,800	

サンゲツ	40,800	2,894.00	118,075,200	
ミツウロコグループホールディングス	20,600	1,800.00	37,080,000	
シナネンホールディングス	4,600	5,550.00	25,530,000	
伊藤忠エネクス	40,300	1,576.00	63,512,800	
サンリオ	131,700	6,991.00	920,714,700	
サンワテクノス	7,300	2,150.00	15,695,000	
新光商事	21,900	950.00	20,805,000	
トーヨー	6,900	2,623.00	18,098,700	
三信電気	6,600	1,995.00	13,167,000	
東陽テクニカ	14,900	1,418.00	21,128,200	
モスフードサービス	23,900	3,560.00	85,084,000	
加賀電子	33,100	2,654.00	87,847,400	
都築電気	9,300	2,359.00	21,938,700	
ソーダニッカ	15,900	1,111.00	17,664,900	
立花エレテック	9,700	2,453.00	23,794,100	
木曽路	24,500	2,164.00	53,018,000	
S R Sホールディングス	26,700	1,225.00	32,707,500	
千趣会	32,800	239.00	7,839,200	
リテールパートナーズ	24,100	1,233.00	29,715,300	
上新電機	16,100	2,167.00	34,888,700	
日本瓦斯	77,600	2,177.50	168,974,000	
ロイヤルホールディングス	28,500	2,356.00	67,146,000	
チヨダ	15,600	1,097.00	17,113,200	
ライフコーポレーション	17,000	3,600.00	61,200,000	
リンガーハット	20,800	2,253.00	46,862,400	
M r M a x HD	20,300	689.00	13,986,700	
A O K Iホールディングス	34,700	1,248.00	43,305,600	
オークワ	25,900	772.00	19,994,800	
コメリ	21,900	2,819.00	61,736,100	
青山商事	34,600	2,106.00	72,867,600	
しまむら	37,900	8,949.00	339,167,100	
高島屋	225,400	1,235.00	278,369,000	
松屋	27,500	1,035.00	28,462,500	
エイチ・ツー・オー リテイリング	78,900	2,266.00	178,787,400	
近鉄百貨店	9,300	2,125.00	19,762,500	
丸井グループ	107,800	2,593.50	279,579,300	
クレディセゾン	95,600	3,559.00	340,240,400	
アクシアル リテイリング	44,200	968.00	42,785,600	
イオン	600,000	3,701.00	2,220,600,000	
イズミ	24,600	3,060.00	75,276,000	
フォーバル	6,400	1,418.00	9,075,200	
平和堂	27,100	2,395.00	64,904,500	
フジ	29,800	2,036.00	60,672,800	
ヤオコー	19,200	9,210.00	176,832,000	
ゼビオホールディングス	22,200	1,211.00	26,884,200	
ケーズホールディングス	109,000	1,394.50	152,000,500	
P A L T A C	25,200	3,932.00	99,086,400	
三谷産業	28,300	332.00	9,395,600	
あおぞら銀行	104,100	2,206.00	229,644,600	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	9,686,200	1,960.50	18,989,795,100	

りそなホールディングス	1,865,000	1,209.50	2,255,717,500	
三井住友トラストグループ	537,600	3,881.00	2,086,425,600	
三井住友フィナンシャルグループ	3,150,300	3,869.00	12,188,510,700	
千葉銀行	467,600	1,376.00	643,417,600	
群馬銀行	262,300	1,078.50	282,890,550	
武蔵野銀行	23,100	3,140.00	72,534,000	
千葉興業銀行	35,700	1,496.00	53,407,200	
筑波銀行	66,300	250.00	16,575,000	
七十七銀行	48,400	4,508.00	218,187,200	
秋田銀行	10,100	2,260.00	22,826,000	
山形銀行	16,800	1,384.00	23,251,200	
岩手銀行	9,600	3,030.00	29,088,000	
東邦銀行	130,100	314.00	40,851,400	
ふくおかフィナンシャルグループ	131,400	4,048.00	531,907,200	
スルガ銀行	101,700	1,316.00	133,837,200	
八十二銀行	353,400	996.10	352,021,740	
山梨中央銀行	16,900	2,048.00	34,611,200	
大垣共立銀行	28,700	2,221.00	63,742,700	
福井銀行	13,600	1,868.00	25,404,800	
清水銀行	6,000	1,500.00	9,000,000	
滋賀銀行	23,000	4,755.00	109,365,000	
南都銀行	22,900	3,500.00	80,150,000	
百五銀行	142,200	712.00	101,246,400	
紀陽銀行	53,900	2,165.00	116,693,500	
ほくほくフィナンシャルグループ	84,900	2,226.50	189,029,850	
山陰合同銀行	94,600	1,260.00	119,196,000	
百十四銀行	14,700	3,315.00	48,730,500	
四国銀行	22,400	1,168.00	26,163,200	
阿波銀行	21,100	2,750.00	58,025,000	
大分銀行	9,200	3,220.00	29,624,000	
宮崎銀行	9,900	3,235.00	32,026,500	
佐賀銀行	8,800	2,247.00	19,773,600	
琉球銀行	34,600	1,115.00	38,579,000	
セブン銀行	540,900	300.30	162,432,270	
みずほフィナンシャルグループ	2,038,200	4,275.00	8,713,305,000	
山口フィナンシャルグループ	148,100	1,650.00	244,365,000	
芙蓉総合リース	14,000	11,115.00	155,610,000	
みずほリース	113,400	1,025.00	116,235,000	
東京センチュリー	112,800	1,429.00	161,191,200	
S B I ホールディングス	243,000	4,465.00	1,084,995,000	
日本証券金融	55,300	1,776.00	98,212,800	
アイフル	250,100	353.00	88,285,300	
名古屋銀行	9,500	7,320.00	69,540,000	
北洋銀行	205,900	525.00	108,097,500	
愛媛銀行	22,300	1,107.00	24,686,100	
京葉銀行	67,800	811.00	54,985,800	
栃木銀行	69,100	301.00	20,799,100	
北日本銀行	5,400	3,390.00	18,306,000	
東和銀行	27,700	650.00	18,005,000	
リコーリース	14,400	5,210.00	75,024,000	

イオンフィナンシャルサービス	86,700	1,235.50	107,117,850	
アコム	359,300	392.10	140,881,530	
ジャックス	18,000	3,780.00	68,040,000	
オリエントコーポレーション	49,400	809.00	39,964,600	
オリックス	905,500	3,064.00	2,774,452,000	
三菱HCキャピタル	757,000	1,009.00	763,813,000	
ジャフコ グループ	44,800	2,321.00	103,980,800	
トモニホールディングス	144,300	489.00	70,562,700	
大和証券グループ本社	1,079,900	1,052.50	1,136,594,750	
野村ホールディングス	2,539,500	992.90	2,521,469,550	
岡三証券グループ	119,400	613.00	73,192,200	
丸三証券	50,300	975.00	49,042,500	
東洋証券	45,000	574.00	25,830,000	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	179,300	497.00	89,112,100	
水戸証券	41,500	534.00	22,161,000	
いちよし証券	30,600	748.00	22,888,800	
松井証券	104,000	803.00	83,512,000	
SOMPOホールディングス	738,400	4,259.00	3,144,845,600	
日本取引所グループ	898,300	1,577.00	1,416,619,100	
マネックスグループ	147,900	792.00	117,136,800	
極東証券	18,800	1,627.00	30,587,600	
岩井コスモホールディングス	17,200	2,479.00	42,638,800	
アイザワ証券グループ	21,900	1,768.00	38,719,200	
フィデアホールディングス	15,700	1,518.00	23,832,600	
池田泉州ホールディングス	209,400	430.00	90,042,000	
アニコム ホールディングス	51,300	538.00	27,599,400	
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	1,106,900	3,047.00	3,372,724,300	
スパークス・グループ	16,800	1,561.00	26,224,800	
第一生命ホールディングス	710,400	4,513.00	3,206,035,200	
東京海上ホールディングス	1,474,300	5,144.00	7,583,799,200	
イー・ギャランティ	24,600	1,755.00	43,173,000	
NECキャピタルソリューション	7,400	3,820.00	28,268,000	
T&Dホールディングス	405,500	3,218.00	1,304,899,000	
アドバンスクリエイト	11,700	556.00	6,505,200	
三井不動産	2,073,600	1,270.50	2,634,508,800	
三菱地所	860,600	2,183.00	1,878,689,800	
平和不動産	24,500	4,670.00	114,415,000	
東京建物	131,800	2,410.00	317,638,000	
京阪神ビルディング	25,300	1,446.00	36,583,800	
住友不動産	245,900	5,124.00	1,259,991,600	
テーオーシー	26,800	635.00	17,018,000	
レオパレス21	132,100	576.00	76,089,600	
スターツコーポレーション	24,700	3,975.00	98,182,500	
フジ住宅	19,000	718.00	13,642,000	
空港施設	21,200	592.00	12,550,400	
明和地所	12,100	1,047.00	12,668,700	
ゴールドクレスト	10,300	3,020.00	31,106,000	
リログループ	87,800	1,863.50	163,615,300	

エスリード	7,100	4,330.00	30,743,000	
日神グループホールディングス	24,200	535.00	12,947,000	
日本エスコン	39,700	1,023.00	40,613,100	
MIRARTHホールディングス	88,400	505.00	44,642,000	
イオンモール	91,400	1,959.00	179,052,600	
ランド	947,500	7.00	6,632,500	
カチタス	40,700	2,078.00	84,574,600	
東祥	13,300	661.00	8,791,300	
トーセイ	25,100	2,409.00	60,465,900	
サンフロンティア不動産	25,100	1,914.00	48,041,400	
FJネクストホールディングス	16,000	1,149.00	18,384,000	
グランディハウス	14,200	584.00	8,292,800	
東武鉄道	161,600	2,576.00	416,281,600	
相鉄ホールディングス	50,600	2,280.00	115,368,000	
東急	430,100	1,689.50	726,653,950	
京浜急行電鉄	189,700	1,421.00	269,563,700	
小田急電鉄	253,500	1,453.00	368,335,500	
京王電鉄	81,100	3,800.00	308,180,000	
京成電鉄	266,800	1,450.00	386,860,000	
富士急行	18,900	2,321.00	43,866,900	
東日本旅客鉄道	845,500	2,895.00	2,447,722,500	
西日本旅客鉄道	378,100	2,972.00	1,123,713,200	
東海旅客鉄道	590,700	2,930.00	1,730,751,000	
東京地下鉄	256,200	1,792.00	459,110,400	
西武ホールディングス	166,900	3,055.00	509,879,500	
鴻池運輸	26,100	2,904.00	75,794,400	
西日本鉄道	44,200	2,178.50	96,289,700	
ハマキョウレックス	52,400	1,257.00	65,866,800	
サカイ引越センター	19,400	2,323.00	45,066,200	
近鉄グループホールディングス	163,900	3,331.00	545,950,900	
阪急阪神ホールディングス	203,100	3,787.00	769,139,700	
南海電気鉄道	68,200	2,446.00	166,817,200	
京阪ホールディングス	84,400	3,250.00	274,300,000	
神戸電鉄	4,100	2,430.00	9,963,000	
名古屋鉄道	169,300	1,774.50	300,422,850	
山陽電気鉄道	11,500	1,999.00	22,988,500	
ヤマトホールディングス	186,100	1,982.50	368,943,250	
山九	36,900	5,988.00	220,957,200	
日新	10,400	4,290.00	44,616,000	
丸全昭和運輸	9,500	5,740.00	54,530,000	
センコーグループホールディングス	100,800	1,426.00	143,740,800	
トナミホールディングス	3,400	5,970.00	20,298,000	
ニッコンホールディングス	87,100	2,296.00	199,981,600	
福山通運	16,400	3,560.00	58,384,000	
セイノーホールディングス	75,400	2,251.50	169,763,100	
神奈川中央交通	4,500	3,890.00	17,505,000	
AZ-COM丸和ホールディングス	47,600	1,205.00	57,358,000	
日本郵船	317,200	5,236.00	1,660,859,200	
商船三井	291,100	5,502.00	1,601,632,200	
川崎汽船	348,300	2,130.00	741,879,000	

NSユニテッド海運	9,700	4,035.00	39,139,500	
飯野海運	56,300	1,028.00	57,876,400	
九州旅客鉄道	117,400	3,620.00	424,988,000	
SGホールディングス	257,000	1,576.50	405,160,500	
NIPPON EXPRESSホールディングス	164,100	2,653.00	435,357,300	
日本航空	351,000	2,649.00	929,799,000	
ANAホールディングス	416,500	2,941.50	1,225,134,750	
ビーウィズ	3,200	1,416.00	4,531,200	
サンウェルズ	6,100	703.00	4,288,300	
TREホールディングス	36,200	1,546.00	55,965,200	
人・夢・技術グループ	6,500	1,515.00	9,847,500	
シルバーライフ	4,600	781.00	3,592,600	
Genky Drug Stores	14,300	2,941.00	42,056,300	
コア商事ホールディングス	11,800	709.00	8,366,200	
KPPグループホールディングス	33,700	675.00	22,747,500	
ブックオフグループホールディングス	11,700	1,339.00	15,666,300	
ギフトホールディングス	7,900	3,570.00	28,203,000	
三菱倉庫	155,800	1,035.00	161,253,000	
三井倉庫ホールディングス	15,800	7,500.00	118,500,000	
住友倉庫	45,400	2,740.00	124,396,000	
澁澤倉庫	7,000	3,145.00	22,015,000	
ヤマタネ	6,500	3,675.00	23,887,500	
乾汽船	19,400	1,441.00	27,955,400	
日本トランスシティ	30,900	912.00	28,180,800	
中央倉庫	9,100	1,387.00	12,621,700	
安田倉庫	10,400	1,732.00	18,012,800	
NISSOホールディングス	13,700	771.00	10,562,700	
大栄環境	34,300	2,687.00	92,164,100	
GENOVA	5,400	1,068.00	5,767,200	
日本管財ホールディングス	16,500	2,558.00	42,207,000	
上組	70,700	3,325.00	235,077,500	
キューソー流通システム	10,200	1,845.00	18,819,000	
エーアイテイー	9,600	1,651.00	15,849,600	
内外トランスライン	6,200	2,457.00	15,233,400	
日本コンセプト	5,600	1,803.00	10,096,800	
TBSホールディングス	75,900	4,193.00	318,248,700	
日本テレビホールディングス	136,200	2,846.00	387,625,200	
朝日放送グループホールディングス	14,400	701.00	10,094,400	
テレビ朝日ホールディングス	37,200	2,539.00	94,450,800	
スカパーJSATホールディングス	119,500	1,081.00	129,179,500	
テレビ東京ホールディングス	9,500	3,560.00	33,820,000	
ビジョン	23,200	1,173.00	27,213,600	
U-NEXT HOLDINGS	51,600	1,791.00	92,415,600	
日本通信	123,600	156.00	19,281,600	
日本電信電話	45,743,300	146.90	6,719,690,770	
KDDI	1,131,000	4,895.00	5,536,245,000	
ソフトバンク	24,605,200	210.90	5,189,236,680	
光通信	17,700	36,800.00	651,360,000	
エムティーアイ	10,500	861.00	9,040,500	

GMOインターネットグループ	50,100	2,870.00	143,787,000	
ファイバーゲート	8,100	1,004.00	8,132,400	
KADOKAWA	81,300	3,628.00	294,956,400	
学研ホールディングス	28,100	977.00	27,453,700	
ゼンリン	26,200	985.00	25,807,000	
東京電力ホールディングス	1,290,000	398.60	514,194,000	
中部電力	565,100	1,590.50	898,791,550	
関西電力	747,900	1,737.00	1,299,102,300	
中国電力	266,300	848.90	226,062,070	
北陸電力	156,700	792.20	124,137,740	
東北電力	403,600	1,071.00	432,255,600	
四国電力	142,900	1,146.50	163,834,850	
九州電力	353,400	1,288.50	455,355,900	
北海道電力	160,500	729.70	117,116,850	
沖縄電力	39,400	907.00	35,735,800	
電源開発	115,300	2,601.50	299,952,950	
エフオン	11,300	385.00	4,350,500	
イーレックス	29,800	783.00	23,333,400	
レノバ	41,900	721.00	30,209,900	
東京瓦斯	289,900	4,684.00	1,357,891,600	
大阪瓦斯	301,200	3,395.00	1,022,574,000	
東邦瓦斯	60,400	4,089.00	246,975,600	
北海道瓦斯	45,700	508.00	23,215,600	
広島ガス	32,600	348.00	11,344,800	
西部ガスホールディングス	16,000	1,641.00	26,256,000	
静岡ガス	34,900	1,020.00	35,598,000	
メタウォーター	20,800	1,960.00	40,768,000	
M&A総研ホールディングス	17,000	1,373.00	23,341,000	
アイネット	9,400	1,943.00	18,264,200	
松竹	8,800	11,780.00	103,664,000	
東宝	96,200	7,188.00	691,485,600	
エイチ・アイ・エス	50,400	1,490.00	75,096,000	
東映	25,300	5,050.00	127,765,000	
ラックランド	6,600	1,855.00	12,243,000	
NTTデータグループ	402,100	2,837.00	1,140,757,700	
共立メンテナンス	49,600	2,965.00	147,064,000	
イチネンホールディングス	15,400	1,642.00	25,286,800	
建設技術研究所	16,200	2,376.00	38,491,200	
スペース	11,400	1,066.00	12,152,400	
アインホールディングス	16,300	4,556.00	74,262,800	
燦ホールディングス	13,300	1,259.00	16,744,700	
ピー・シー・エー	10,100	1,907.00	19,260,700	
スバル興業	6,100	3,390.00	20,679,000	
タナベコンサルティンググループ	6,800	1,237.00	8,411,600	
ビジネスブレイン太田昭和	6,600	2,500.00	16,500,000	
ナガワ	4,200	6,700.00	28,140,000	
東京都競馬	11,500	4,505.00	51,807,500	
カナモト	24,400	3,035.00	74,054,000	
DTS	27,000	4,155.00	112,185,000	
スクウェア・エニックス・ホールディ	77,300	7,079.00	547,206,700	

シグス				
シーイーシー	19,400	1,818.00	35,269,200	
カプコン	305,700	3,968.00	1,213,017,600	
ニシオホールディングス	13,200	4,150.00	54,780,000	
アイ・エス・ビー	7,200	1,284.00	9,244,800	
日本空港ビルデング	53,400	4,513.00	240,994,200	
トランス・コスモス	20,000	3,070.00	61,400,000	
乃村工藝社	68,700	883.00	60,662,100	
S C S K	125,700	3,776.00	474,643,200	
藤田観光	7,000	9,330.00	65,310,000	
K N T－C Tホールディングス	9,400	1,137.00	10,687,800	
トーカイ	14,000	2,041.00	28,574,000	
セコム	321,100	5,117.00	1,643,068,700	
N S W	6,800	2,808.00	19,094,400	
セントラル警備保障	8,500	2,865.00	24,352,500	
アイネス	12,000	1,725.00	20,700,000	
丹青社	33,500	870.00	29,145,000	
メイテックグループホールディングス	58,200	2,977.00	173,261,400	
T K C	27,400	3,780.00	103,572,000	
富士ソフト	42,600	9,790.00	417,054,000	
応用地質	14,600	2,899.00	42,325,400	
船井総研ホールディングス	31,600	2,360.00	74,576,000	
N S D	59,200	3,412.00	201,990,400	
コナミグループ	57,700	18,590.00	1,072,643,000	
学究社	6,300	2,017.00	12,707,100	
イオンディライト	16,900	4,510.00	76,219,000	
ナック	16,100	666.00	10,722,600	
福井コンピュータホールディングス	10,700	3,045.00	32,581,500	
ダイセキ	37,900	3,620.00	137,198,000	
ステップ	5,800	2,172.00	12,597,600	
泉州電業	10,600	4,795.00	50,827,000	
GENKI GLOBAL DINI NG CONCEPTS	9,200	3,235.00	29,762,000	
トラスコ中山	34,100	1,973.00	67,279,300	
ヤマダホールディングス	498,700	431.40	215,139,180	
オートバックスセブン	56,500	1,463.00	82,659,500	
モリト	12,800	1,513.00	19,366,400	
アー克蘭ズ	48,300	1,619.00	78,197,700	
ニトリホールディングス	59,100	16,265.00	961,261,500	
グルメ杵屋	13,300	1,078.00	14,337,400	
ケーユーホールディングス	9,500	1,109.00	10,535,500	
吉野家ホールディングス	63,400	2,931.50	185,857,100	
加藤産業	20,000	4,460.00	89,200,000	
イノテック	11,000	1,374.00	15,114,000	
イエローハット	28,500	2,862.00	81,567,000	
松屋フーズホールディングス	7,600	5,830.00	44,308,000	
J B C Cホールディングス	10,200	4,650.00	47,430,000	
J Kホールディングス	12,400	999.00	12,387,600	
サガミホールディングス	26,000	1,739.00	45,214,000	
日伝	9,300	2,902.00	26,988,600	

ミロク情報サービス	14,000	1,803.00	25,242,000	
杉本商事	14,400	1,224.00	17,625,600	
因幡電機産業	45,200	3,847.00	173,884,400	
王将フードサービス	32,100	3,030.00	97,263,000	
ミニストップ	13,600	1,724.00	23,446,400	
アークス	27,300	2,735.00	74,665,500	
バローホールディングス	31,000	2,231.00	69,161,000	
東テク	16,300	2,449.00	39,918,700	
ミスミグループ本社	245,000	2,636.50	645,942,500	
ベルク	8,000	6,520.00	52,160,000	
大 庄	9,800	1,086.00	10,642,800	
ファーストリテイリング	91,200	45,560.00	4,155,072,000	
ソフトバンクグループ	758,600	8,991.00	6,820,572,600	
スズケン	53,400	4,840.00	258,456,000	
サンドラッグ	54,600	4,314.00	235,544,400	
サックスバー ホールディングス	15,500	903.00	13,996,500	
ジェコス	9,700	1,023.00	9,923,100	
ベルーナ	39,200	892.00	34,966,400	
合計	289,921,100		595,879,503,920	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2025年2月25日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	15,295,645,705
コール・ローン	1,008,162,247
株式	1,763,036,656,638
投資信託受益証券	2,318,654,759
投資証券	30,402,962,721
派生商品評価勘定	124,231,150
未収入金	69,510,421
未収配当金	1,692,536,552
差入委託証拠金	15,234,916,837
流動資産合計	1,829,183,277,030
資産合計	1,829,183,277,030
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	381,338,734
未払金	7,542,758
未払解約金	1,468,931,000
流動負債合計	1,857,812,492
負債合計	1,857,812,492
純資産の部	
元本等	
元本	182,875,484,297
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,644,449,980,241
元本等合計	1,827,325,464,538
純資産合計	1,827,325,464,538
負債純資産合計	1,829,183,277,030

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年2月27日 至 2025年2月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。 為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025年2月25日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 同期中追加設定元本額 同期中一部解約元本額	162, 160, 503, 494円 49, 485, 842, 080円 28, 770, 861, 277円

元本の内訳	
ファンド名	
D I A M外国株式パッシブ・ファンド	3, 922, 552, 840円
M I T O ラップ型ファンド (安定型)	1, 127, 962円
M I T O ラップ型ファンド (中立型)	5, 763, 630円
M I T O ラップ型ファンド (積極型)	14, 183, 129円
グローバル8資産ラップファンド (安定型)	13, 805, 778円
グローバル8資産ラップファンド (中立型)	15, 988, 052円
グローバル8資産ラップファンド (積極型)	7, 094, 068円
たわらノーロード 先進国株式	75, 154, 858, 100円
たわらノーロード 先進国株式<為替ヘッジあり>	2, 892, 395, 281円
たわらノーロード バランス (8資産均等型)	1, 015, 663, 767円
たわらノーロード バランス (堅実型)	70, 491, 026円
たわらノーロード バランス (標準型)	764, 449, 623円
たわらノーロード バランス (積極型)	1, 163, 948, 529円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (保守型)	1, 335円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定型)	39, 222, 656円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定成長型)	279, 178, 509円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (成長型)	336, 334, 131円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (積極型)	556, 695, 583円
たわらノーロード 最適化バランス (保守型)	1, 447円
たわらノーロード 最適化バランス (安定型)	480, 413円
たわらノーロード 最適化バランス (安定成長型)	18, 128, 036円
たわらノーロード 最適化バランス (成長型)	7, 410, 962円
たわらノーロード 最適化バランス (積極型)	16, 729, 841円
たわらノーロード 全世界株式	8, 798, 157, 159円
マスターズ・マルチアセット・ファンド (安定型)	9, 019円
マスターズ・マルチアセット・ファンド (バランス型)	294, 351円
マスターズ・マルチアセット・ファンド (積極型)	241, 127円
D I A M外国株式インデックスファンド<DC年金>	58, 915, 530, 834円
O n e DC 先進国株式インデックスファンド	3, 923, 088, 472円
O n e グローバルバランス	52, 130, 977円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 1 安定型	113, 904, 915円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 2 安定・成長型	641, 180, 114円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 3 成長型	941, 170, 174円
D I A M DC バランス30インデックスファンド	59, 048, 378円
D I A M DC バランス50インデックスファンド	175, 481, 981円
D I A M DC バランス70インデックスファンド	202, 149, 111円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	15, 485, 551円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	600, 069, 666円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	108, 251, 992円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国10)	122, 734, 895円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国20)	158, 803, 617円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国30)	284, 714, 436円
投資のソムリエ	6, 551, 714, 512円
クルーズコントロール	34, 497, 342円
投資のソムリエ<DC年金>	902, 258, 476円
D I A M 8資産バランスファンドN<DC年金>	177, 024, 847円
4資産分散投資・ハイクラス<DC年金>	322, 712, 808円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	524, 946, 627円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	1, 322, 304, 856円
ワールドアセットバランス (基本コース)	112, 249, 588円

ワールドアセットバランス（リスク抑制コース）	254,691,909円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０４５）	82,933,077円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０５５）	44,558,717円
リスク抑制世界８資産バランスファンド（ＤＣ）	5,552,344円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０３５）	225,274,080円
４資産分散投資・スタンダード＜ＤＣ年金＞	157,855,104円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	366,376,037円
９資産分散投資・スタンダード＜ＤＣ年金＞	108,637,810円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０４０）	94,290,176円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０５０）	48,411,714円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０６０）	28,990,787円
４資産分散投資・ミドルクラス＜ＤＣ年金＞	184,962,365円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０６５）	8,445,954円
Ｏｎｅグローバル最適化バランス（成長型）＜ラップ向け＞	26,804,283円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０７０）	48,477円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０１９－１２（適格機関投資家限定）	9,159,198円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２０－０６（適格機関投資家限定）	9,191,363円
マルチアセット・インカム戦略ファンド２０－０８（適格機関投資家限定）	6,173,376円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２０－０９（適格機関投資家限定）	5,508,244円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０３（適格機関投資家限定）	2,187,833円
インカム重視マルチアセット運用ファンドⅡ ２０２１－０４（適格機関投資家限定）	23,242,477円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）２０２１－０６（適格機関投資家限定）	10,455,622円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０９（適格機関投資家限定）	6,387,059円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）２０２２－０５（適格機関投資家限定）	13,050,662円
予兆モデル活用型戦略ファンド２０２４－０１（適格機関投資家限定）	13,857,184円
MSCIコクサイ・インデックスファンド＜為替ヘッジあり＞（適格機関投資家限定）	214,073,349円
DIAM外国株式インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	13,303,485円
DIAM外国株式パッシブ私募ファンド（適格機関投資家向け）	966,692,909円
外国株式パッシブ・ファンド２（適格機関投資家限定）	1,019,496,524円
投資のソムリエ・私募（適格機関投資家限定）	131,320,509円
AMOnEマルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）（適格機関投資家限定）	1,548,102円
DIAMワールドバランス２５VA（適格機関投資家限定）	3,912,245円
インカム重視マルチアセット運用ファンド（適格機関投資家限定）	15,287,825円
リスクコントロール世界８資産バランスファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	3,371,433円
DIAMグローバル・バランスファンド２５VA（適格機関投資家限定）	13,447,414円
DIAMグローバル・バランスファンド５０VA（適格機関投資家限定）	28,421,379円
DIAM国際分散バランスファンド３０VA（適格機関投資家限定）	1,043,342円
DIAM国際分散バランスファンド５０VA（適格機関投資家限定）	6,381,389円

D I A M国内重視バランスファンド30VA（適格機関投資家限定）	677,357円
D I A M国内重視バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	24,708円
D I A M世界バランスファンド40VA（適格機関投資家限定）	19,736円
D I A M世界バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	688,432円
D I A Mバランスファンド25VA（適格機関投資家限定）	63,090,250円
D I A Mバランスファンド37.5VA（適格機関投資家限定）	140,616,763円
D I A Mバランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	510,528,011円
D I A Mグローバル・アセット・バランスVA（適格機関投資家限定）	20,726,217円
D I A Mグローバル・アセット・バランスVA2（適格機関投資家限定）	17,471,137円
D I A M アクサ グローバル バランスファンド30VA（適格機関投資家限定）	101,192,980円
D I A M世界アセットバランスファンドVA（適格機関投資家向け）	3,509,079円
D I A M世界バランスファンド55VA（適格機関投資家限定）	109,084円
D I A M世界アセットバランスファンド2VA（適格機関投資家限定）	29,458,173円
D I A M世界アセットバランスファンド40VA（適格機関投資家限定）	3,244,333円
D I A M世界アセットバランスファンド25VA（適格機関投資家限定）	9,564,928円
D I A M世界アセットバランスファンド3VA（適格機関投資家限定）	13,488,890円
D I A M世界アセットバランスファンド4VA（適格機関投資家限定）	26,978,073円
動的パッケージファンド<DC年金>	12,512,869円
コア資産形成ファンド	5,195,588円
たわらノーロード 先進国株式（為替ヘッジなし）<ラップ専用>	2,505,032,703円
MHAM外国株式インデックスファンド	126,993,352円
たわらノーロード 先進国株式（為替ヘッジあり）<ラップ専用>	748,706,473円
MHAM動的パッケージファンド〔適格機関投資家限定〕	1,372,022,254円
MHAM外国株式パッシブファンド〔適格機関投資家限定〕	1,651,626,627円
計	182,875,484,297円
2. 受益権の総数	182,875,484,297口

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年2月27日 至 2025年2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価及び為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運

	用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年2月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2) デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年2月25日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
株式	△35,597,735,881
投資信託受益証券	△90,476,631
投資証券	291,421,506
合計	△35,396,791,006

（注）「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2025年2月18日から2025年2月25日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

種類	2025年2月25日現在			
	契約額等（円）	うち 1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建	771,609,740	—	772,512,846	△903,106
アメリカ・ドル	466,833,090	—	468,213,609	△1,380,519
イギリス・ポンド	138,384,314	—	138,384,567	△253
オーストラリア・ドル	77,688,934	—	77,239,315	449,619
カナダ・ドル	17,849,949	—	17,787,672	62,277
ユーロ	70,853,453	—	70,887,683	△34,230

買建	960,078,554	—	960,134,812	56,258
アメリカ・ドル	756,292,245	—	756,321,951	29,706
オーストラリア・ドル	25,998,063	—	26,000,410	2,347
カナダ・ドル	33,363,077	—	33,365,042	1,965
ユーロ	144,425,169	—	144,447,409	22,240
合計	1,731,688,294	—	1,732,647,658	△846,848

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

株式関連

種類	2025年2月25日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引				
先物取引				
買建	32,428,318,381	—	32,172,057,645	△256,260,736
合計	32,428,318,381	—	32,172,057,645	△256,260,736

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2025年2月25日現在
1口当たり純資産額	9.9922円
(1万口当たり純資産額)	(99,922円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2025年2月25日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額	備考

			単価	金額	
アメリカ・ドル	AMAZON.COM INC	1,654,860	212.710	352,005,270.600	
	ABBOTT LABORATORIES	305,349	134.950	41,206,847.550	
	AES CORP	109,122	10.720	1,169,787.840	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	161,416	261.870	42,270,007.920	
	ADVANCED MICRO DEVICES	284,129	108.110	30,717,186.190	
	ADOBE INC	77,244	444.420	34,328,778.480	
	CHUBB LTD	67,590	273.440	18,481,809.600	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	39,079	309.390	12,090,651.810	
	ALLSTATE CORP	46,443	188.750	8,766,116.250	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	113,888	209.910	23,906,230.080	
	AMGEN INC	94,329	309.720	29,215,577.880	
	HESS CORP	49,481	148.750	7,360,298.750	
	AMERICAN EXPRESS CO	99,991	295.530	29,550,340.230	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	92,281	106.290	9,808,547.490	
	AFLAC INC	93,034	104.090	9,683,909.060	
	AMERICAN INTL GROUP	112,152	78.570	8,811,782.640	
	ANALOG DEVICES	85,829	236.990	20,340,614.710	
	JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	114,610	84.030	9,630,678.300	
	VALERO ENERGY CORP	56,511	135.060	7,632,375.660	
	ANSYS INC	15,352	333.630	5,121,887.760	
	APPLE INC	2,663,351	247.100	658,114,032.100	
	APPLIED MATERIALS INC	143,556	168.570	24,199,234.920	
	ALBEMARLE CORP	18,991	81.030	1,538,840.730	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	81,504	48.400	3,944,793.600	
	AMEREN CORP	44,814	98.840	4,429,415.760	
	AUTODESK INC	37,957	285.260	10,827,613.820	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	70,737	312.200	22,084,091.400	
	AUTOZONE INC	2,979	3,401.000	10,131,579.000	
	AVERY DENNISON CORP	13,185	184.540	2,433,159.900	
	BALL CORP	51,188	50.780	2,599,326.640	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC- CL B	232,103	498.420	115,684,777.260	
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	127,892	88.010	11,255,774.920	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	92,098	35.080	3,230,797.840	
	BECTON DICKINSON & CO	50,924	230.310	11,728,306.440	
	AMETEK INC	39,830	185.780	7,399,617.400	
	VERIZON COMM INC	737,378	43.320	31,943,214.960	
	WR BERKLEY CORP	55,630	62.310	3,466,305.300	
	BEST BUY CO INC	35,626	88.700	3,160,026.200	
	BIO-RAD LABORATORIES-CL A	3,021	280.150	846,333.150	
	YUM! BRANDS INC	48,345	150.230	7,262,869.350	

FIRSTENERGY CORP	96,001	42.880	4,116,522.880	
BOEING CO	126,672	179.910	22,789,559.520	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	258,091	104.390	26,942,119.490	
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	21,827	100.680	2,197,542.360	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	30,820	212.020	6,534,456.400	
METTLER TOLEDO INTERNATIONAL INC	3,710	1,309.970	4,859,988.700	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	356,248	57.880	20,619,634.240	
ONEOK INC	108,966	98.120	10,691,743.920	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	12,940	120.200	1,555,388.000	
UNITED RENTALS INC	11,720	632.000	7,407,040.000	
SEMPRA	112,589	87.180	9,815,509.020	
FEDEX CORP	40,902	253.540	10,370,293.080	
VERISIGN INC	14,698	233.150	3,426,838.700	
AMPHENOL CORP	212,921	67.130	14,293,386.730	
BROWN-FORMAN CORP	37,107	32.820	1,217,851.740	
QUANTA SERVICES INC	25,373	259.360	6,580,741.280	
CSX CORP	341,999	31.810	10,878,988.190	
COTERRA ENERGY INC	134,560	27.980	3,764,988.800	
THE CAMPBELL'S COMPANY	38,172	41.330	1,577,648.760	
CONSTELLATION BRANDS INC	28,149	178.970	5,037,826.530	
CARDINAL HEALTH INC	42,364	127.550	5,403,528.200	
CARLISLE COS INC	8,519	332.280	2,830,693.320	
CARNIVAL CORP COMMON PAIRED	182,752	23.630	4,318,429.760	
CATERPILLAR INC	85,165	338.920	28,864,121.800	
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES	16,645	215.210	3,582,170.450	
JPMORGAN CHASE & CO	498,519	261.340	130,282,955.460	
CHURCH & DWIGHT CO INC	43,274	107.590	4,655,849.660	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	28,678	137.130	3,932,614.140	
CINTAS CORP	64,386	203.350	13,092,893.100	
CISCO SYSTEMS INC	699,534	63.240	44,238,530.160	
CLOROX COMPANY	21,216	154.670	3,281,478.720	
COCA-COLA CO/THE	716,910	70.590	50,606,676.900	
COPART INC	149,289	56.750	8,472,150.750	
COLGATE-PALMOLIVE CO	135,219	90.110	12,184,584.090	
MARRIOTT INTERNATIONAL-CL A	41,863	276.760	11,586,003.880	
MOLINA HEALTHCARE INC	9,939	287.420	2,856,667.380	
NRG ENERGY, INC.	34,874	103.430	3,607,017.820	
COMCAST CORP-CL A	680,839	36.300	24,714,455.700	
CONAGRA BRANDS INC	86,036	25.820	2,221,449.520	
CONSOLIDATED EDISON INC	60,171	99.680	5,997,845.280	
CMS ENERGY CORP	49,050	72.120	3,537,486.000	
COOPER COS INC	35,452	90.060	3,192,807.120	

MOLSON COORS BEVERAGE CO	30,436	61.200	1,862,683.200	
CORNING INC	144,670	50.780	7,346,342.600	
HEICO CORP-CL A	14,337	185.300	2,656,646.100	
MANHATTAN ASSOCIATES INC	10,995	176.950	1,945,565.250	
CUMMINS INC	23,932	360.470	8,626,768.040	
DR HORTON INC	51,443	126.420	6,503,424.060	
DANAHER CORP	114,241	211.140	24,120,844.740	
MOODY'S CORP	28,498	500.950	14,276,073.100	
COGNIZANT TECHNOLOGY SOLUTIONS	86,788	84.550	7,337,925.400	
TARGET CORP	79,921	125.770	10,051,664.170	
DEERE & CO	45,669	484.550	22,128,913.950	
MORGAN STANLEY	213,457	129.970	27,743,006.290	
REPUBLIC SERVICES INC	37,796	232.710	8,795,507.160	
COSTAR GROUP INC	71,135	77.490	5,512,251.150	
DECKERS OUTDOOR CORP	26,850	140.110	3,761,953.500	
THE WALT DISNEY CO	318,263	111.200	35,390,845.600	
DOLLAR TREE INC	35,355	75.310	2,662,585.050	
DOVER CORP	24,373	199.460	4,861,438.580	
OMNICOM GROUP	34,694	83.730	2,904,928.620	
DTE ENERGY CO	36,522	132.380	4,834,782.360	
DUKE ENERGY CORP	134,477	115.920	15,588,573.840	
DARDEN RESTAURANTS INC	20,935	194.940	4,081,068.900	
EBAY INC	84,227	69.990	5,895,047.730	
BANK OF AMERICA CORP	1,225,797	44.460	54,498,934.620	
CITIGROUP INC	335,628	78.540	26,360,223.120	
EASTMAN CHEMICAL CO	21,268	98.230	2,089,155.640	
EATON CORP PLC	70,039	289.850	20,300,804.150	
CADENCE DESIGN SYS INC	48,177	252.950	12,186,372.150	
ECOLAB INC	45,002	263.810	11,871,977.620	
REVVITY INC	21,035	114.910	2,417,131.850	
ELECTRONIC ARTS INC	43,874	134.050	5,881,309.700	
SALESFORCE INC	167,655	308.320	51,691,389.600	
ERIE INDEMNITY CO	4,050	390.310	1,580,755.500	
EMERSON ELECTRIC CO	99,891	120.680	12,054,845.880	
ATMOS ENERGY CORP	27,454	150.240	4,124,688.960	
ENTERGY CORP	78,020	85.290	6,654,325.800	
EOG RESOURCES INC	99,776	133.630	13,333,066.880	
EQUIFAX INC	21,778	239.870	5,223,888.860	
EQT CORP	99,214	50.080	4,968,637.120	
ESTEE LAUDER COS INC/THE	41,803	75.100	3,139,405.300	
EXPEDITORS INTERNATIONAL	25,296	116.550	2,948,248.800	
EXXON MOBIL CORP	778,262	111.270	86,597,212.740	
NEXTERA ENERGY INC	357,735	70.800	25,327,638.000	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	6,746	461.560	3,113,683.760	
FAIR ISAAC CORP	4,212	1,732.200	7,296,026.400	
ASSURANT INC	8,766	202.800	1,777,744.800	
FASTENAL CO	100,928	74.780	7,547,395.840	
FIFTH THIRD BANCORP	120,431	42.990	5,177,328.690	

M&T BANK CORP	28,540	192.900	5,505,366.000	
FISERV INC	101,205	232.090	23,488,668.450	
FORD MOTOR CO	675,985	9.350	6,320,459.750	
FRANKLIN RESOURCES INC	47,477	20.360	966,631.720	
FREEPORT-MCMORAN INC	257,745	37.110	9,564,916.950	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	1,770	2,025.020	3,584,285.400	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	43,444	328.490	14,270,919.560	
GENERAL DYNAMICS CORP	40,650	246.270	10,010,875.500	
GENERAL MILLS INC	94,669	61.340	5,806,996.460	
GENUINE PARTS CO	26,430	122.180	3,229,217.400	
GILEAD SCIENCES INC	216,145	111.030	23,998,579.350	
GARTNER INC	13,413	497.560	6,673,772.280	
MCKESSON CORP	22,765	605.760	13,790,126.400	
NVIDIA CORP	4,297,214	130.280	559,841,039.920	
GRACO INC	27,006	86.290	2,330,347.740	
GE AEROSPACE	190,123	198.710	37,779,341.330	
WW GRAINGER INC	7,565	998.020	7,550,021.300	
HALLIBURTON CO	155,027	26.740	4,145,421.980	
MONSTER BEVERAGE CORP	124,258	52.560	6,531,000.480	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	55,548	626.140	34,780,824.720	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	33,409	199.850	6,676,788.650	
HENRY SCHEIN INC	20,863	77.640	1,619,803.320	
HEICO CORP	6,878	229.570	1,578,982.460	
HERSHEY FOODS CORP	26,628	177.840	4,735,523.520	
HP INC	164,781	34.670	5,712,957.270	
F5 INC	10,684	293.210	3,132,655.640	
CROWN HOLDINGS INC NPR	22,872	86.810	1,985,518.320	
UNITED THERAPEUTICS CORP	7,615	358.210	2,727,769.150	
JUNIPER NETWORKS INC	60,059	35.960	2,159,721.640	
HOLOGIC INC	38,399	65.010	2,496,318.990	
HOME DEPOT INC	174,199	382.420	66,617,181.580	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	33,844	69.005	2,335,405.220	
HORMEL FOODS CORP	49,054	29.230	1,433,848.420	
CENTERPOINT ENERGY INC	115,509	34.200	3,950,407.800	
LENNOX INTERNATIONAL INC	5,672	609.700	3,458,218.400	
HUBBELL INC	9,510	369.250	3,511,567.500	
HUMANA INC	20,751	255.000	5,291,505.000	
JB HUNT TRANSPORT SERVICES INC	15,365	162.690	2,499,731.850	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	258,834	16.020	4,146,520.680	
BIOGEN INC	25,797	141.270	3,644,342.190	
IDEX CORP	14,254	196.620	2,802,621.480	
ILLINOIS TOOL WORKS	51,358	261.600	13,435,252.800	
INTUIT INC	49,151	567.240	27,880,413.240	
IDEXX LABORATORIES INC	14,376	463.660	6,665,576.160	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	39,283	346.880	13,626,487.040	

INTEL CORP	744,282	24.270	18,063,724.140	
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	45,847	79.610	3,649,879.670	
INTERNATIONAL PAPER CO	88,550	55.300	4,896,815.000	
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	63,859	27.570	1,760,592.630	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	11,857	172.610	2,046,636.770	
JABIL CIRCUIT INC	19,586	159.100	3,116,132.600	
INCYTE CORP	28,067	74.010	2,077,238.670	
EMCOR GROUP INC	8,492	391.430	3,324,023.560	
JOHNSON & JOHNSON	421,917	163.740	69,084,689.580	
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	51,256	113.820	5,833,957.920	
KLA CORPORATION	23,304	737.570	17,188,331.280	
DEVON ENERGY CORP	106,971	37.310	3,991,088.010	
KELLANOVA	47,714	82.720	3,946,902.080	
KEYCORP	166,503	16.770	2,792,255.310	
KIMBERLY-CLARK CORP	58,999	140.040	8,262,219.960	
KROGER CO	121,914	64.880	7,909,780.320	
LAM RESEARCH CORP	229,221	83.340	19,103,278.140	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	8,555	496.030	4,243,536.650	
PACKAGING CORP OF AMERICA	15,558	209.740	3,263,134.920	
AKAMAI TECHNOLOGIES	27,653	77.650	2,147,255.450	
LENNAR CORP	40,713	119.810	4,877,824.530	
ELI LILLY & CO	141,588	881.400	124,795,663.200	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	129,192	116.160	15,006,942.720	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	50,158	135.280	6,785,374.240	
LOCKHEED MARTIN CORP	37,870	440.270	16,673,024.900	
LOEWS CORP	30,289	84.380	2,555,785.820	
LOWE'S COS INC	99,754	237.080	23,649,678.320	
DOMINION ENERGY INC	150,336	56.870	8,549,608.320	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	40,401	36.370	1,469,384.370	
MCCORMICK & CO INC	44,760	81.220	3,635,407.200	
MCDONALD'S CORPORATION	125,782	307.570	38,686,769.740	
S&P GLOBAL INC	56,205	533.220	29,969,630.100	
EVEREST GROUP LTD	8,130	340.920	2,771,679.600	
MARKEL GROUP INC	2,404	1,849.570	4,446,366.280	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP NPR	103,592	72.760	7,537,353.920	
MARSH & MCLENNAN COS	86,367	232.850	20,110,555.950	
MASCO CORP	38,833	74.050	2,875,583.650	
MARTIN MARIETTA MATERIALS INC	10,701	490.640	5,250,338.640	
METLIFE INC	103,317	81.210	8,390,373.570	
MEDTRONIC PLC	225,802	90.170	20,360,566.340	

CVS HEALTH CORP	219,853	63.020	13,855,136.060	
MERCK & CO. INC.	445,265	91.270	40,639,336.550	
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	75,686	53.400	4,041,632.400	
MICROSOFT CORP	1,236,883	404.000	499,700,732.000	
MICRON TECH INC	192,642	95.410	18,379,973.220	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	92,397	60.830	5,620,509.510	
3M CO	96,811	145.480	14,084,064.280	
ENTEGRIS INC	27,042	102.300	2,766,396.600	
CHARLES RIVER LABORATORIES INT	9,324	170.510	1,589,835.240	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	29,389	420.700	12,363,952.300	
ILLUMINA INC	27,148	93.960	2,550,826.080	
XCEL ENERGY INC	96,398	70.780	6,823,050.440	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	17,037	119.110	2,029,277.070	
NETAPP INC	36,842	123.500	4,549,987.000	
NEWMONT CORP	201,255	44.040	8,863,270.200	
NVR INC	548	7,062.020	3,869,986.960	
NIKE INC-CL B	207,781	80.280	16,680,658.680	
NORDSON CORP	10,665	212.800	2,269,512.000	
NORFOLK SOUTHERN CORP	39,940	244.100	9,749,354.000	
EVERSOURCE ENERGY	65,787	63.030	4,146,554.610	
NISOURCE INC	79,685	39.930	3,181,822.050	
NORTHERN TRUST CORP	36,601	112.820	4,129,324.820	
NORTHROP GRUMMAN CORP	24,160	449.940	10,870,550.400	
WELLS FARGO & CO	597,491	77.220	46,138,255.020	
NUCOR CORP	40,395	136.180	5,500,991.100	
CHENIERE ENERGY INC	38,886	219.780	8,546,365.080	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	67,923	199.920	13,579,166.160	
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	111,803	49.860	5,574,497.580	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	33,427	181.970	6,082,711.190	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	10,207	1,314.910	13,421,286.370	
ORACLE CORP	291,638	169.960	49,566,794.480	
PACCAR INC	92,514	106.250	9,829,612.500	
PTC INC	20,087	162.580	3,265,744.460	
EXELON CORP	172,366	43.350	7,472,066.100	
PARKER HANNIFIN CORP	22,393	659.080	14,758,778.440	
PAYCHEX INC	55,583	149.890	8,331,335.870	
ALIGN TECHNOLOGY INC	11,452	190.720	2,184,125.440	
PPL CORPORATION	132,503	34.880	4,621,704.640	
PEPSICO INC	240,986	153.850	37,075,696.100	
PENTAIR PLC	30,201	92.620	2,797,216.620	
PFIZER INC	996,614	26.650	26,559,763.100	
ESSENTIAL UTILITIES INC	40,319	37.030	1,493,012.570	
CONOCOPHILLIPS	227,117	98.820	22,443,701.940	
PG&E CORP	347,639	16.010	5,565,700.390	

ALTRIA GROUP INC	299,456	55.250	16,544,944.000	
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	69,368	186.960	12,969,041.280	
BROWN & BROWN INC	40,458	112.600	4,555,570.800	
GARMIN LTD	27,410	222.810	6,107,222.100	
PPG INDUSTRIES INC	40,502	113.530	4,598,192.060	
COSTCO WHOLESALE CORP	77,612	1,035.600	80,374,987.200	
T ROWE PRICE GROUP INC	37,719	106.570	4,019,713.830	
QUEST DIAGNOSTICS	19,786	174.060	3,443,951.160	
PROCTER & GAMBLE CO	411,720	170.540	70,214,728.800	
PROGRESSIVE CORP	102,954	272.630	28,068,349.020	
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	85,682	84.360	7,228,133.520	
PULTE GROUP INC	37,647	101.700	3,828,699.900	
GLOBAL PAYMENTS INC	43,206	103.840	4,486,511.040	
QUALCOMM INC	195,456	161.100	31,487,961.600	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	34,489	151.680	5,231,291.520	
EXACT SCIENCES CORP	29,779	51.280	1,527,067.120	
RELIANCE INC	10,527	299.210	3,149,783.670	
REGENERON PHARMACEUTICALS	18,857	713.250	13,449,755.250	
RESMED INC	26,211	229.650	6,019,356.150	
US BANCORP	272,144	45.610	12,412,487.840	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	65,415	89.550	5,857,913.250	
ROSS STORES INC	57,180	135.930	7,772,477.400	
ROLLINS INC	52,010	51.420	2,674,354.200	
ROPER TECHNOLOGIES INC	18,840	576.580	10,862,767.200	
ROCKWELL AUTOMATION INC	19,881	292.630	5,817,777.030	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	43,202	237.660	10,267,387.320	
RPM INTERNATIONAL INC	22,264	120.470	2,682,144.080	
ACCENTURE PLC-CL A	109,536	363.910	39,861,245.760	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	232,495	65.360	15,195,873.200	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	17,682	328.200	5,803,232.400	
AXON ENTERPRISE INC	12,622	499.730	6,307,592.060	
THE TRAVELERS COMPANIES INC	40,570	248.240	10,071,096.800	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	93,547	69.370	6,489,355.390	
BOOKING HOLDINGS INC	5,830	5,049.080	29,436,136.400	
SCHLUMBERGER LTD	244,939	41.530	10,172,316.670	
SCHWAB (CHARLES) CORP	301,641	80.120	24,167,476.920	
POOL CORP	6,305	344.730	2,173,522.650	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	35,309	105.980	3,742,047.820	
SEI INVESTMENTS CO	20,388	80.020	1,631,447.760	
ELEVANCE HEALTH INC	40,487	385.260	15,598,021.620	
CENCORA INC	30,836	244.240	7,531,384.640	

PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	42,607	85.110	3,626,281.770	
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	41,669	343.870	14,328,719.030	
CENTENE CORP	93,967	58.930	5,537,475.310	
SMITH (A.O.) CORP	19,563	66.230	1,295,657.490	
SNAP-ON INC	9,624	335.980	3,233,471.520	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	61,857	110.510	6,835,817.070	
EDISON INTERNATIONAL	71,484	52.230	3,733,609.320	
SOUTHERN CO	190,594	88.890	16,941,900.660	
TRUIST FINANCIAL CORP	236,251	45.340	10,711,620.340	
SOUTHWEST AIRLINES	19,700	30.270	596,319.000	
AT&T INC	1,255,408	26.740	33,569,609.920	
CHEVRON CORP	304,426	157.890	48,065,821.140	
STANLEY BLACK & DECKER INC	26,546	86.800	2,304,192.800	
STATE STREET CORP	49,873	98.550	4,914,984.150	
STARBUCKS CORP	197,693	113.190	22,376,870.670	
STEEL DYNAMICS INC	25,751	133.150	3,428,745.650	
STRYKER CORP	59,524	387.920	23,090,550.080	
NETFLIX INC	75,229	988.470	74,361,609.630	
GEN DIGITAL INC	92,583	27.350	2,532,145.050	
KNIGHT SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	27,400	50.700	1,389,180.000	
SYNOPSYS INC	27,071	470.080	12,725,535.680	
SYSCO CORP	88,086	73.650	6,487,533.900	
INTUITIVE SURGICAL INC	62,374	591.010	36,863,657.740	
TELEFLEX INC	9,358	177.640	1,662,355.120	
TEVA PHARMACEUTICAL INDUSTRIES	199,352	16.780	3,345,126.560	
TERADYNE INC	29,014	113.580	3,295,410.120	
TEXAS INSTRUMENTS INC	160,307	200.740	32,180,027.180	
TEXTRON INC	33,319	72.530	2,416,627.070	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	67,061	535.550	35,914,518.550	
TORO CO	18,011	79.990	1,440,699.890	
DAVITA INC	9,106	142.040	1,293,416.240	
TRACTOR SUPPLY CO	96,396	56.060	5,403,959.760	
BIO-TECHNE CORP	25,934	65.560	1,700,233.040	
TRIMBLE INC	43,160	70.930	3,061,338.800	
TYLER TECHNOLOGIES INC	7,396	613.570	4,537,963.720	
TYSON FOODS INC	47,194	60.870	2,872,698.780	
UNION PACIFIC CORP	106,825	242.330	25,886,902.250	
RTX CORP	233,422	125.430	29,278,121.460	
UNITEDHEALTH GROUP INC	161,930	461.520	74,733,933.600	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES INC	9,903	181.460	1,796,998.380	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	45,349	481.650	21,842,345.850	
VULCAN MATERIALS CO	23,048	251.560	5,797,954.880	

WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	139,773	10.820	1,512,343.860	
WALMART INC	774,839	93.670	72,579,169.130	
WASTE MANAGEMENT INC	69,718	229.680	16,012,830.240	
WATERS CORP	9,995	379.270	3,790,803.650	
WATSCO INC	6,216	501.100	3,114,837.600	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	12,974	221.070	2,868,162.180	
JM SMUCKER CO/THE-NEW	19,624	110.960	2,177,479.040	
WESTERN DIGITAL CORP	59,863	49.020	2,934,484.260	
WABTEC CORP	30,492	182.000	5,549,544.000	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	28,356	66.530	1,886,524.680	
WYNN RESORTS LTD	18,911	90.150	1,704,826.650	
NASDAQ INC	75,600	79.940	6,043,464.000	
CME GROUP INC	62,955	247.750	15,597,101.250	
WILLIAMS COS INC	214,625	57.330	12,304,451.250	
WILLIAMS-SONOMA INC	22,865	194.670	4,451,129.550	
DICK'S SPORTING GOODS INC	9,703	220.380	2,138,347.140	
LKQ CORP	43,882	41.250	1,810,132.500	
ALLIANT ENERGY CORP	49,014	63.850	3,129,543.900	
WEC ENERGY GROUP INC	56,102	104.880	5,883,977.760	
MICROSTRATEGY INC-CL A	32,171	282.760	9,096,671.960	
CARMAX INC	27,022	82.890	2,239,853.580	
TJX COMPANIES INC	197,791	121.470	24,025,672.770	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP	9,012	309.550	2,789,664.600	
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	156,049	4.510	703,780.990	
JARDINE MATHESON HOLDINGS LTD	23,528	41.000	964,648.000	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	22,849	248.940	5,688,030.060	
CBRE GROUP INC	52,609	137.890	7,254,255.010	
REGIONS FINANCIAL CORP	152,588	23.440	3,576,662.720	
DOMINO'S PIZZA INC	5,925	455.640	2,699,667.000	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	8,645	652.740	5,642,937.300	
CRH PLC	120,151	100.360	12,058,354.360	
WESTLAKE CORP	6,030	109.530	660,465.900	
T-MOBILE US INC	92,187	268.130	24,718,100.310	
LAS VEGAS SANDS CORP	66,391	45.110	2,994,898.010	
MOSAIC CO/THE	48,502	25.340	1,229,040.680	
MARKETAXESS HOLDINGS INC	6,126	194.260	1,190,036.760	
CELANESE CORP	19,797	52.930	1,047,855.210	
DEXCOM INC	68,840	90.750	6,247,230.000	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	19,554	138.580	2,709,793.320	
EXPEDIA GROUP INC	21,978	199.970	4,394,940.660	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	30,969	77.510	2,400,407.190	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	17,107	531.030	9,084,330.210	

INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	101,047	168.420	17,018,335.740	
LIVE NATION	27,355	154.620	4,229,630.100	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	241,228	51.210	12,353,285.880	
TRANSDIGM GROUP INC	9,780	1,313.030	12,841,433.400	
MASTERCARD INC	144,720	559.000	80,898,480.000	
OWENS CORNING	15,643	162.890	2,548,088.270	
LEIDOS HOLDINGS INC	22,802	128.300	2,925,496.600	
AERCAP HOLDINGS NV	33,912	101.580	3,444,780.960	
FIRST SOLAR INC	17,922	152.910	2,740,453.020	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	20,698	236.430	4,893,628.140	
SUPER MICRO COMPUTER INC	90,744	51.610	4,683,297.840	
AECOM TECHNOLOGY CORP	23,905	95.690	2,287,469.450	
DELTA AIR LINES INC	30,555	61.490	1,878,826.950	
INSULET CORP	12,022	283.480	3,407,996.560	
DISCOVER FINANCIAL	43,392	193.170	8,382,032.640	
LULULEMON ATHLETICA INC	19,768	368.220	7,278,972.960	
MERCADOLIBRE INC	7,952	2,223.350	17,680,079.200	
ULTA BEAUTY INC	7,914	363.890	2,879,825.460	
MSCI INC	13,920	573.550	7,983,816.000	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	272,781	156.280	42,630,214.680	
VISA INC	292,789	349.860	102,435,159.540	
KEURIG DR PEPPER INC	197,495	34.120	6,738,529.400	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	34,911	133.590	4,663,760.490	
MARATHON PETROLEUM CORP	59,005	152.700	9,010,063.500	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	21,430	64.800	1,388,664.000	
KINDER MORGAN INC/DELAWARE	351,582	26.470	9,306,375.540	
XYLEM INC	42,710	128.230	5,476,703.300	
LYONDELLBASELL INDUSTRIES NV	46,489	77.310	3,594,064.590	
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIES INC	6,481	168.810	1,094,057.610	
EPAM SYSTEMS INC	10,290	207.380	2,133,940.200	
HCA HEALTHCARE INC	33,736	319.570	10,781,013.520	
VERISK ANALYTICS INC	24,505	297.010	7,278,230.050	
CORPAY INC	11,338	361.230	4,095,625.740	
NXP SEMICONDUCTOR NV	45,057	233.150	10,505,039.550	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDING CORP	21,225	112.430	2,386,326.750	
TARGA RESOURCES CORP	36,212	198.470	7,186,995.640	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	17,578	210.790	3,705,266.620	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	40,549	88.650	3,594,668.850	
DOLLAR GENERAL CORP	40,485	79.030	3,199,529.550	

FORTINET INC	114,524	108.690	12,447,613.560	
HYATT HOTELS CORP	6,647	138.010	917,352.470	
TESLA INC	503,813	330.530	166,525,310.890	
ENPHASE ENERGY INC	21,539	66.080	1,423,297.120	
GENERAL MOTORS CO	195,493	46.570	9,104,109.010	
ALLY FINANCIAL INC	47,540	36.900	1,754,226.000	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	12,907	374.220	4,830,057.540	
PHILLIPS 66	74,386	127.080	9,452,972.880	
META PLATFORMS INC	382,886	668.130	255,817,623.180	
IQVIA HOLDINGS INC	31,999	194.750	6,231,805.250	
DIAMONDBACK ENERGY INC	32,925	155.230	5,110,947.750	
SERVICENOW INC	36,140	927.580	33,522,741.200	
PALO ALTO NETWORKS INC	113,203	190.390	21,552,719.170	
WORKDAY INC	36,785	261.810	9,630,680.850	
ABBVIE INC	309,698	204.080	63,203,167.840	
ZOETIS INC	79,836	165.310	13,197,689.160	
NEWS CORP/NEW-CL A	74,964	28.460	2,133,475.440	
CDW CORP	23,964	186.690	4,473,839.160	
HOWMET AEROSPACE INC	66,688	129.560	8,640,097.280	
TWILIO INC	25,710	118.020	3,034,294.200	
SNAP INC	174,273	10.420	1,815,924.660	
TRADE DESK INC A	79,340	74.200	5,887,028.000	
OKTA INC	28,877	90.880	2,624,341.760	
BAKER HUGHES CO	175,333	44.620	7,823,358.460	
LAMB WESTON HOLDINGS INC	27,172	52.290	1,420,823.880	
CNH INDUSTRIAL NV	161,962	13.050	2,113,604.100	
BROADCOM INC	777,466	207.930	161,658,505.380	
ARES MANAGEMENT CORP	32,721	168.910	5,526,904.110	
MONGODB INC	12,304	267.100	3,286,398.400	
BURLINGTON STORES INC	11,551	235.920	2,725,111.920	
VEEVA SYSTEMS INC	26,583	226.110	6,010,682.130	
EVERGY INC	45,274	68.390	3,096,288.860	
ALLEGION PLC	15,800	127.930	2,021,294.000	
DAYFORCE INC	29,460	64.430	1,898,107.800	
STERIS PLC	17,428	223.680	3,898,295.040	
DOCUSIGN INC	35,627	83.690	2,981,623.630	
SPOTIFY TECHNOLOGY SA	26,713	601.610	16,070,807.930	
WIX.COM LTD	8,997	202.315	1,820,228.050	
KKR & CO INC	108,035	131.190	14,173,111.650	
FUTU HOLDINGS LTD ADR	9,649	110.280	1,064,091.720	
ZOOM COMMUNICATIONS INC	44,913	81.100	3,642,444.300	
MODERNA INC	52,618	33.900	1,783,750.200	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS INC	43,239	258.900	11,194,577.100	
CIGNA GROUP	49,412	301.020	14,874,000.240	
DELL TECHNOLOGIES INC	55,660	114.140	6,353,032.400	
DOW INC	126,892	39.050	4,955,132.600	
OVINTIV INC	48,592	43.500	2,113,752.000	
AMCOR PLC	265,013	10.260	2,719,033.380	

PINTEREST INC	105,039	36.950	3,881,191.050	
FOX CORP-A	36,501	58.000	2,117,058.000	
FOX CORP-B	27,507	54.230	1,491,704.610	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC	40,878	391.720	16,012,730.160	
AVANTOR INC	120,170	17.470	2,099,369.900	
DYNATRACE INC	52,494	58.990	3,096,621.060	
CLOUDFLARE INC	54,061	148.000	8,001,028.000	
TRADEWEB MARKETS INC	20,579	132.280	2,722,190.120	
CARRIER GLOBAL CORP	141,703	66.550	9,430,334.650	
OTIS WORLDWIDE CORP	69,678	98.680	6,875,825.040	
UBER TECHNOLOGIES INC	332,054	76.420	25,375,566.680	
CORTEVA INC	121,878	62.610	7,630,781.580	
MATCH GROUP INC	44,764	32.850	1,470,497.400	
BLACKSTONE INC	126,547	157.070	19,876,737.290	
CARLYLE GROUP INC	42,691	49.430	2,110,216.130	
DATADOG INC	49,600	117.510	5,828,496.000	
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS PLC	36,279	100.080	3,630,802.320	
VERTIV HOLDINGS CO	62,079	91.020	5,650,430.580	
INGERSOLL RAND INC	69,666	82.930	5,777,401.380	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	80,820	90.570	7,319,867.400	
PAYCOM SOFTWARE INC	8,941	219.190	1,959,777.790	
RIVIAN AUTOMOTIVE INC	118,889	11.960	1,421,912.440	
DRAFTKINGS INC	75,786	44.270	3,355,046.220	
AON PLC	34,486	392.180	13,524,719.480	
WARNER BROS DISCOVERY INC	398,011	11.090	4,413,941.990	
TEXAS PACIFIC LAND CORP	3,473	1,293.920	4,493,784.160	
BENTLEY SYSTEMS INC	27,315	46.630	1,273,698.450	
COINBASE GLOBAL INC	34,007	227.070	7,721,969.490	
AIRBNB INC	76,962	144.820	11,145,636.840	
CONSTELLATION ENERGY CORP	54,482	267.720	14,585,921.040	
MONDAY.COM LTD	6,356	298.100	1,894,723.600	
SOLVENTUM CORP	26,221	76.280	2,000,137.880	
COREBRIDGE FINANCIAL INC	49,996	32.640	1,631,869.440	
APPLOVIN CORP	36,279	410.450	14,890,715.550	
ROYALTY PHARMA PLC	62,173	33.800	2,101,447.400	
ROBLOX CORP	84,108	61.070	5,136,475.560	
VIATRIS INC	218,432	11.390	2,487,940.480	
EXPAND ENERGY CORP	36,772	103.900	3,820,610.800	
BLACKROCK INC	25,677	952.800	24,465,045.600	
HF SINCLAIR CORP	25,560	36.920	943,675.200	
SNOWFLAKE INC	52,402	170.920	8,956,549.840	
DOORDASH INC	53,873	195.870	10,552,104.510	
ARISTA NETWORKS INC	185,366	92.690	17,181,574.540	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	69,129	147.870	10,222,105.230	
GLOBAL-E ONLINE LTD	15,893	44.100	700,881.300	

PALANTIR TECHNOLOGIES INC	357,040	90.680	32,376,387.200	
FNF GROUP	46,461	59.900	2,783,013.900	
JACOBS SOLUTIONS INC	21,170	128.390	2,718,016.300	
MARVELL TECHNOLOGY INC	150,668	97.910	14,751,903.880	
APA CORP	67,758	22.870	1,549,625.460	
LINDE PLC	83,442	458.530	38,260,660.260	
ROBINHOOD MARKETS INC	95,005	49.930	4,743,599.650	
U-HAUL HOLDING CO	16,864	63.850	1,076,766.400	
ASPEN TECHNOLOGY INC	5,007	263.800	1,320,846.600	
TOAST INC	68,531	37.180	2,547,982.580	
GE VERNOVA INC	47,850	315.910	15,116,293.500	
GRAB HOLDINGS LTD	369,622	4.820	1,781,578.040	
SYNCHRONY FINANCIAL	70,641	60.570	4,278,725.370	
VERALTO CORP	43,319	100.070	4,334,932.330	
SAMSARA INC	39,442	50.630	1,996,948.460	
LIBERTY MEDIA CORP- LIBERTY FORMULA ONE	37,461	97.000	3,633,717.000	
BUNGE GLOBAL SA	25,136	73.580	1,849,506.880	
KENVUE INC	331,175	23.300	7,716,377.500	
CITIZENS FINANCIAL GROUP INC	81,764	44.370	3,627,868.680	
CYBERARK SOFTWARE LTD	7,606	374.730	2,850,196.380	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	30,674	173.470	5,321,018.780	
HUBSPOT INC	8,416	723.740	6,090,995.840	
QORVO INC	18,331	75.270	1,379,774.370	
TE CONNECTIVITY PLC	52,304	153.200	8,012,972.800	
SMURFIT WESTROCK PLC	90,859	53.850	4,892,757.150	
FERGUSON ENTERPRISES INC	34,901	171.970	6,001,924.970	
LABCORP HOLDINGS INC	15,164	251.430	3,812,684.520	
SANDISK CORP/DE	19,954	48.600	969,764.400	
APTIV PLC	43,097	66.790	2,878,448.630	
GODADDY INC	24,464	174.070	4,258,448.480	
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	30,382	270.260	8,211,039.320	
TRANSUNION	34,367	93.200	3,203,004.400	
ALBERTSONS COS INC	54,086	20.430	1,104,976.980	
BLOCK INC	95,972	65.920	6,326,474.240	
DUPONT DE NEMOURS INC	73,468	81.820	6,011,151.760	
NUTANIX INC	44,547	68.430	3,048,351.210	
CARVANA CO	19,502	215.650	4,205,606.300	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS PLC	35,323	87.200	3,080,165.600	
KRAFT HEINZ CO	152,849	31.360	4,793,344.640	
FORTIVE CORP	61,764	80.100	4,947,296.400	
WASTE CONNECTIONS INC	45,899	187.950	8,626,717.050	
ALPHABET INC-CL A	1,026,682	179.250	184,032,748.500	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE CO	224,243	20.750	4,653,042.250	

	PAYPAL HOLDINGS INC	169,243	75.250	12,735,535.750	
	SEA LTD ADR	63,450	127.190	8,070,205.500	
	EQUITABLE HOLDINGS INC	57,347	53.300	3,056,595.100	
	ZILLOW GROUP INC-C	27,351	75.150	2,055,427.650	
	ALPHABET INC-CL C	880,493	181.190	159,536,526.670	
	PURE STORAGE INC	54,939	63.870	3,508,953.930	
	ZSCALER INC	16,171	197.050	3,186,495.550	
	ATLASSIAN CORP PLC	27,526	284.060	7,819,035.560	
	ROKU INC	23,174	91.240	2,114,395.760	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC	16,164	365.800	5,912,791.200	
	VISTRA CORP	59,614	142.760	8,510,494.640	
アメリカ・ドル	小計	64,670,307		9,063,759,266.140 (1,361,648,554,550)	
イギリス・ポンド	ANTOFAGASTA PLC	61,295	17.695	1,084,615.020	
	ASHTED GROUP	76,183	48.360	3,684,209.880	
	SEVERN TRENT PLC	45,548	24.700	1,125,035.600	
	BARCLAYS PLC	2,537,586	2.987	7,579,769.380	
	BARRATT REDROW PLC	285,009	4.251	1,211,573.250	
	BT GROUP PLC	1,171,195	1.528	1,789,585.960	
	BUNZL PLC	61,315	33.680	2,065,089.200	
	AVIVA PLC	486,814	5.028	2,447,700.790	
	CRODA INTERNATIONAL	20,573	32.030	658,953.190	
	DIAGEO PLC	388,742	21.990	8,548,436.580	
	SCHRODERS PLC	110,366	3.828	422,481.040	
	DCC PLC	17,471	53.750	939,066.250	
	NATIONAL GRID PLC	841,197	9.770	8,218,494.690	
	KINGFISHER PLC	336,026	2.475	831,664.350	
	BAE SYSTEMS PLC	534,910	13.050	6,980,575.500	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	348,708	30.140	10,510,059.120	
	HALMA PLC	62,208	28.720	1,786,613.760	
	NEXT PLC	21,907	99.100	2,170,983.700	
	IMPERIAL BRANDS PLC	140,692	27.430	3,859,181.560	
	ANGLO AMERICAN PLC	219,763	23.985	5,271,015.550	
	COMPASS GROUP PLC	298,608	27.790	8,298,316.320	
	HSBC HOLDINGS PLC	3,187,752	8.777	27,978,899.300	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	1,077,905	2.374	2,558,946.470	
	CENTRICA PLC	793,776	1.510	1,198,601.760	
	UNILEVER PLC	431,603	44.830	19,348,762.490	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	115,134	9.812	1,129,694.800	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	55,043	19.085	1,050,495.650	
	PEARSON PLC	116,743	13.500	1,576,030.500	
	PERSIMMON PLC	56,989	12.110	690,136.790	
	PRUDENTIAL PLC	474,188	7.098	3,365,786.420	
	RIO TINTO PLC	198,685	50.070	9,948,157.950	

VODAFONE GROUP PLC	4,053,903	0.684	2,772,869.650	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	121,646	53.020	6,449,670.920	
RELX PLC	323,712	38.980	12,618,293.760	
RENTOKIL INITIAL PLC	418,475	4.043	1,691,894.420	
ROLLS ROYCE HOLDINGS PLC	1,496,024	6.062	9,068,897.480	
NATWEST GROUP PLC	1,227,583	4.437	5,446,785.770	
SSE PLC	201,465	15.260	3,074,355.900	
BP PLC	2,823,209	4.465	12,605,628.180	
THE SAGE GROUP PLC	186,583	12.830	2,393,859.890	
SMITHS GROUP PLC	77,205	20.380	1,573,437.900	
SPIRAX GROUP PLC	17,230	76.200	1,312,926.000	
STANDARD CHARTERED PLC	362,528	11.765	4,265,141.920	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	10,877,096	0.673	7,320,285.600	
TAYLOR WIMPLEY PLC	569,863	1.144	651,923.270	
TESCO PLC	1,214,049	3.761	4,566,038.280	
3I GROUP PLC	169,004	40.820	6,898,743.280	
SMITH & NEPHEW PLC	156,657	10.435	1,634,715.790	
GSK PLC	732,165	14.525	10,634,696.620	
LONDON STOCK EXCHANGE PLC	83,171	113.000	9,398,323.000	
WPP PLC	176,061	7.612	1,340,176.330	
ASTRAZENECA PLC	271,940	117.720	32,012,776.800	
WHITBREAD PLC	31,475	26.610	837,549.750	
MARKS & SPENCER GROUP PLC	343,796	3.494	1,201,223.220	
INTERTEK GROUP PLC	29,397	52.600	1,546,282.200	
INTERCONTINENTAL HOTELS	26,874	96.960	2,605,703.040	
SAINSBURY (J) PLC	265,807	2.560	680,465.920	
ADMIRAL GROUP PLC	40,084	28.050	1,124,356.200	
THE BERKELEY GROUP HOLDINGS	15,910	37.540	597,261.400	
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	34,042	23.040	784,327.680	
EXPERIAN PLC	161,337	37.960	6,124,352.520	
MONDI PLC	67,554	12.350	834,291.900	
HARGREAVES LANSDOWN PLC	65,623	10.995	721,524.880	
INFORMA PLC	223,961	8.688	1,945,773.160	
GLENCORE PLC	1,805,454	3.179	5,739,538.260	
ENTAIN PLC	96,924	7.070	685,252.680	
COCA-COLA HBC AG	40,130	33.360	1,338,736.800	
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	135,828	5.060	687,289.680	
M&G PLC	454,395	2.084	946,959.180	
ENDEAVOUR MINING PLC	28,075	16.740	469,975.500	
WISE PLC	120,090	10.040	1,205,703.600	
JD SPORTS FASHION PLC	382,071	0.818	312,534.070	
HALEON PLC	1,515,835	3.969	6,016,349.110	
SHELL PLC	1,089,464	26.335	28,691,034.440	
AUTO TRADER GROUP PLC	143,188	7.826	1,120,589.280	

	MELROSE INDUSTRIES PLC	216,124	6.200	1,339,968.800	
イギリス・ポンド 小計		47,466,941		353,617,416.850 (67,042,326,061)	
イスラエル・ シュケル	BANK HAPOLIM BM	228,416	47.560	10,863,464.960	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL BM	239,083	46.720	11,169,957.760	
	ELBIT SYSTEMS LTD	5,599	1,066.000	5,968,534.000	
	ISRAEL DISCOUNT BANK LTD	244,057	27.650	6,748,176.050	
	ICL GROUP LTD	103,067	21.970	2,264,381.990	
	NICE LTD	10,202	559.500	5,708,019.000	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	29,444	168.500	4,961,314.000	
	AZRIELI GROUP	4,672	274.500	1,282,464.000	
イスラエル・シュケル 小計		864,540		48,966,311.760 (2,057,162,896)	
オーストラリ ア・ドル	RAMSAY HEALTH CARE LTD	28,306	34.300	970,895.800	
	WESTPAC BANKING CORPORATION	610,651	31.280	19,101,163.280	
	FORTESCUE LTD	297,888	18.500	5,510,928.000	
	TELSTRA GROUP LTD	843,086	4.160	3,507,237.760	
	ASX LTD	31,215	65.990	2,059,877.850	
	BHP GROUP LTD	884,527	40.800	36,088,701.600	
	COMPUTERSHARE LT	91,624	41.860	3,835,380.640	
	CSL LIMITED	85,579	261.000	22,336,119.000	
	REA GROUP LTD	9,317	233.700	2,177,382.900	
	TRANSURBAN GROUP	520,681	13.340	6,945,884.540	
	COCHLEAR LTD	10,446	269.000	2,809,974.000	
	ORIGIN ENERGY LTD	326,442	10.830	3,535,366.860	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	291,112	156.230	45,480,427.760	
	RIO TINTO LIMITED	65,833	119.800	7,886,793.400	
	APA GROUP	222,829	7.120	1,586,542.480	
	ARISTOCRAT LEISU	96,033	76.410	7,337,881.530	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP LT	444,982	7.930	3,528,707.260	
	PRO MEDICUS LTD	11,011	283.310	3,119,526.410	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	69,336	49.860	3,457,092.960	
	ORICA LTD	91,188	16.700	1,522,839.600	
	BLUESCOPE STEEL LTD	76,587	24.460	1,873,318.020	
	MACQUARIE GROUP LTD	62,407	231.830	14,467,814.810	
	SUNCORP GROUP LTD	196,764	20.200	3,974,632.800	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	545,801	35.900	19,594,255.900	
	QANTAS AIRWAYS LIMITED	112,659	9.060	1,020,690.540	
	QBE INSURANCE GROUP LIMITED	255,447	21.060	5,379,713.820	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	191,685	17.770	3,406,242.450	
	REECE LTD	31,558	19.050	601,179.900	

	SANTOS LTD	582,512	6.460	3,763,027.520	
	SONIC HEALTHCARE	88,200	28.100	2,478,420.000	
	WASHINGTON H SOUL PATTINSON & CO LTD	39,420	34.260	1,350,529.200	
	WESFARMERS LTD	195,200	76.880	15,006,976.000	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	339,147	23.380	7,929,256.860	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	203,840	31.250	6,370,000.000	
	SEEK LTD	58,513	26.130	1,528,944.690	
	MINERAL RESOURCES LTD	28,865	26.940	777,623.100	
	BRAMBLES LTD	249,920	19.950	4,985,904.000	
	CAR GROUP LTD	70,405	37.080	2,610,617.400	
	SGH LTD	39,806	52.310	2,082,251.860	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	134,910	10.900	1,470,519.000	
	XERO LTD	26,078	179.890	4,691,171.420	
	LOTTERY CORP LTD	366,780	5.060	1,855,906.800	
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	233,640	4.410	1,030,352.400	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	532,002	29.550	15,720,659.100	
	MEDIBANK PVT LTD	412,751	4.040	1,667,514.040	
	SOUTH32 LTD(AUD)	867,426	3.670	3,183,453.420	
	COLES GROUP LTD	230,734	19.740	4,554,689.160	
	WISETECH GLOBAL LTD	33,648	97.250	3,272,268.000	
オーストラリア・ドル 小計		11,238,791		319,446,655.840 (30,427,293,969)	
カナダ・ドル	AGNICO EAGLE MINES LTD	89,689	139.060	12,472,152.340	
	BARRICK GOLD CORP	302,207	26.040	7,869,470.280	
	BANK OF MONTREAL	129,079	142.350	18,374,395.650	
	BANK OF NOVA SCOTIA	215,585	72.230	15,571,704.550	
	NATIONAL BANK OF CANADA	69,976	125.030	8,749,099.280	
	BCE INC	14,197	34.320	487,241.040	
	BROOKFIELD CORP	237,262	82.590	19,595,468.580	
	SAPUTO INC	60,684	25.860	1,569,288.240	
	DESCARTES SYSTEMS GRP (THE)	17,471	158.170	2,763,388.070	
	CGI INC	34,495	160.160	5,524,719.200	
	CCL INDUSTRIES INC	27,743	72.650	2,015,528.950	
	CAE INC	55,407	35.500	1,966,948.500	
	CAMECO CORP	73,563	61.760	4,543,250.880	
	ROGERS COMM-CL B	62,818	40.290	2,530,937.220	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	167,255	87.090	14,566,237.950	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	373,607	41.890	15,650,397.230	
	CANADIAN TIRE CORP-CL A	8,911	142.430	1,269,193.730	
	CANADIAN UTILITIES LTD	16,330	34.450	562,568.500	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	92,199	144.180	13,293,251.820	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	21,175	77.170	1,634,074.750	
	OPEN TEXT CORP	40,459	38.390	1,553,221.010	

EMPIRE CO LTD	20,608	43.590	898,302.720	
KINROSS GOLD CORP	192,737	15.790	3,043,317.230	
RB GLOBAL INC	31,137	146.700	4,567,797.900	
FORTIS INC	82,632	62.740	5,184,331.680	
FIRST QUANTUM MINERALS LTD	117,480	17.670	2,075,871.600	
TELUS CORP	31,890	22.290	710,828.100	
GREAT WEST LIFECO INC	43,551	52.710	2,295,573.210	
IMPERIAL OIL LTD	32,165	98.430	3,166,000.950	
ENBRIDGE INC	379,942	59.250	22,511,563.500	
IGM FINANCIAL INC	12,478	44.930	560,636.540	
MANULIFE FINANCIAL CORP	302,871	42.940	13,005,280.740	
LOBLAW CO LTD	27,590	180.500	4,979,995.000	
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	133,913	71.170	9,530,588.210	
MAGNA INTERNATIONAL INC	55,589	54.640	3,037,382.960	
SUN LIFE FINANCIAL INC	101,370	78.600	7,967,682.000	
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	3,708	2,042.010	7,571,773.080	
METRO INC	35,059	95.610	3,351,990.990	
EMERA INC	54,611	57.000	3,112,827.000	
ONEX CORP	10,157	105.730	1,073,899.610	
PAN AMERICAN SILVER CORP	67,665	35.120	2,376,394.800	
POWER CORP OF CANADA	102,197	48.100	4,915,675.700	
QUEBECOR INC-B	30,598	33.060	1,011,569.880	
ROYAL BANK OF CANADA	247,726	169.140	41,900,375.640	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	163,320	108.840	17,775,748.800	
STANTEC INC	18,358	109.010	2,001,205.580	
SUNCOR ENERGY INC	221,204	55.790	12,340,971.160	
LUNDIN MINING CORP	119,660	11.980	1,433,526.800	
TECK RESOURCES LTD-CL B	82,129	58.290	4,787,299.410	
THOMSON REUTERS CORP	27,621	251.810	6,955,244.010	
TOROMONT INDUSTRIES LTD	13,097	122.550	1,605,037.350	
TORONTO DOMINION BANK (THE) C\$	304,458	84.640	25,769,325.120	
TC ENERGY CORP	183,174	63.190	11,574,765.060	
WEST FRASER TIMBER CO LTD	8,102	111.000	899,322.000	
WESTON (GEORGE) LTD	9,839	221.530	2,179,633.670	
INTACT FINANCIAL CORP	31,315	279.470	8,751,603.050	
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	82,315	98.200	8,083,333.000	
CONSTELLATION SOFTWARE INC	3,564	4,876.330	17,379,240.120	
FRANCO-NEVADA CORP NPR	34,326	199.230	6,838,768.980	
TOURMALINE OIL CORP	59,089	69.340	4,097,231.260	
KEYERA CORP	39,997	42.130	1,685,073.610	
PARKLAND CORP	24,129	37.170	896,874.930	
ALTAGAS LTD	47,249	34.590	1,634,342.910	

	PEMBINA PIPELINE CORP	105,593	51.450	5,432,759.850	
	DOLLARAMA INC	49,948	147.230	7,353,844.040	
	MEG ENERGY CORP	47,181	22.550	1,063,931.550	
	CENOVUS ENERGY INC W/I	248,558	20.540	5,105,381.320	
	ARC RESOURCES LTD	96,301	27.020	2,602,053.020	
	ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	73,200	29.060	2,127,192.000	
	TMX GROUP LTD	46,884	50.570	2,370,923.880	
	IVANHOE MINES LTD	136,822	14.670	2,007,178.740	
	NUTRIEN LTD	90,212	74.320	6,704,555.840	
	TFI INTERNATIONAL INC	14,528	129.020	1,874,402.560	
	WSP GLOBAL INC	22,489	252.910	5,687,692.990	
	IA FINANCIAL CORP INC	16,448	132.910	2,186,103.680	
	GFL ENVIRONMENTAL INC	41,873	65.600	2,746,868.800	
	BROOKFIELD ASSET MANAGEMENT LTD	60,033	82.830	4,972,533.390	
	AIR CANADA	41,858	17.040	713,260.320	
	BROOKFIELD RENEWABLE CORP	28,942	39.880	1,154,206.960	
	RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	51,117	91.020	4,652,669.340	
	SHOPIFY INC	213,199	164.630	35,098,951.370	
	FIRSTSERVICE CORP	7,857	247.350	1,943,428.950	
	HYDRO ONE LTD	56,437	45.200	2,550,952.400	
カナダ・ドル 小計		7,150,212		536,449,634.630 (56,466,688,541)	
シンガポール・ドル	SINGAPORE TECH ENG	289,800	5.100	1,477,980.000	
	SEMBCORP INDUSTRIES	162,200	5.900	956,980.000	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	352,181	46.350	16,323,589.350	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	139,900	13.300	1,860,670.000	
	GENTING SINGAPORE LTD	1,315,793	0.750	986,844.750	
	KEPPEL LTD	249,600	6.790	1,694,784.000	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	599,498	17.690	10,605,119.620	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	1,340,830	3.280	4,397,922.400	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	244,000	6.650	1,622,600.000	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	218,866	38.350	8,393,511.100	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	258,500	3.180	822,030.000	
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING HOLDINGS LTD	508,500	2.990	1,520,415.000	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD SINGAPORE	405,290	2.510	1,017,277.900	
シンガポール・ドル 小計		6,084,958		51,679,724.120 (5,795,881,060)	
スイス・フラン	LOGITECH INTL-REG	27,153	93.280	2,532,831.840	
	NESTLE SA-REGISTERED	459,576	87.780	40,341,581.280	
	CIE FINANC RICHEMONT	94,594	178.100	16,847,191.400	
	ROCHE HOLDING AG-	122,648	298.100	36,561,368.800	

	GENUSSCHEIN				
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	7, 599	273. 600	2, 079, 086. 400	
	SIKA INHABER	26, 449	232. 400	6, 146, 747. 600	
	SGS SA-REG	27, 911	95. 880	2, 676, 106. 680	
	NOVARTIS AG-REG SHS	344, 927	98. 410	33, 944, 266. 070	
	BALOISE HOLDING AG -R	8, 117	169. 200	1, 373, 396. 400	
	BARRY CALLEBAUT AG	717	1, 108. 000	794, 436. 000	
	CLARIANT AG-REG	45, 795	11. 180	511, 988. 100	
	SWISSCOM AG-REG	4, 457	503. 500	2, 244, 099. 500	
	ABB LTD	277, 147	49. 810	13, 804, 692. 070	
	ADECCO GROUP AG-REG	26, 454	23. 320	616, 907. 280	
	GEBERIT AG	6, 081	523. 000	3, 180, 363. 000	
	LONZA GROUP AG-REG	12, 612	583. 800	7, 362, 885. 600	
	LINDT & SPRUENGLI PART	161	11, 250. 000	1, 811, 250. 000	
	LINDT & SPRUENGLI NAMEN	20	108, 000. 000	2, 160, 000. 000	
	GIVAUDAN-REG	1, 589	4, 005. 000	6, 363, 945. 000	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	25, 305	584. 200	14, 783, 181. 000	
	ROCHE HOLDING AG-BEARER	6, 123	317. 800	1, 945, 889. 400	
	HOLCIM LTD	90, 044	93. 140	8, 386, 698. 160	
	TEMENOS GROUP	10, 930	75. 200	821, 936. 000	
	BACHEM HOLDING AG	4, 673	58. 550	273, 604. 150	
	SONOVA HOLDING AG	9, 018	292. 500	2, 637, 765. 000	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG	8, 251	217. 300	1, 792, 942. 300	
	STRAUMANN HOLDING AG	19, 254	124. 900	2, 404, 824. 600	
	THE SWATCH GROUP AG-B	4, 300	177. 900	764, 970. 000	
	HELVETIA HOLDING AG	7, 946	162. 000	1, 287, 252. 000	
	SCHINDLER NAMEN	3, 789	263. 500	998, 401. 500	
	SWISS LIFE HOLDING AG	4, 955	769. 600	3, 813, 368. 000	
	BANQUE CANTONALE VAUD	4, 903	94. 850	465, 049. 550	
	EMS-CHEMIE HOLDING	1, 245	642. 500	799, 912. 500	
	SWISS PRIME SITE AG	13, 356	106. 000	1, 415, 736. 000	
	AVOLTA AG	12, 933	40. 540	524, 303. 820	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	3, 942	1, 344. 500	5, 300, 019. 000	
	JULIUS BAER GROUP LTD	38, 960	58. 600	2, 283, 056. 000	
	SWISS RE LTD	52, 324	138. 550	7, 249, 490. 200	
	BKW AG	3, 194	154. 900	494, 750. 600	
	SIG GROUP AG	50, 969	20. 700	1, 055, 058. 300	
	ALCON INC	86, 889	80. 640	7, 006, 728. 960	
	SANDOZ GROUP AG	73, 022	41. 540	3, 033, 333. 880	
	GALDERMA GROUP AG	14, 716	114. 380	1, 683, 216. 080	
	UBS GROUP AG	578, 576	30. 110	17, 420, 923. 360	
	VAT GROUP AG	5, 180	358. 200	1, 855, 476. 000	
スイス・フラン	小計	2, 628, 804		271, 851, 029. 380 (45, 499, 706, 787)	
スウェーデン・ クローナ	ATLAS COPCO AB-A SHS	476, 517	183. 000	87, 202, 611. 000	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	266, 320	160. 400	42, 717, 728. 000	

	ERICSSON LM-B SHS	465,668	85.060	39,609,720.080	
	GETINGE AB-B SHS	38,925	221.900	8,637,457.500	
	LUNDBERGS B	14,872	529.500	7,874,724.000	
	SKF AB-B SHS	66,600	232.200	15,464,520.000	
	SANDVIK AB	186,658	234.100	43,696,637.800	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	274,665	170.100	46,720,516.500	
	SKANSKA AB-B SHS	62,329	249.100	15,526,153.900	
	SWEDBANK AB	148,820	255.300	37,993,746.000	
	SVENSKA CELLULOSA AB-B SHS	92,795	149.150	13,840,374.250	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	260,610	134.650	35,091,136.500	
	TRELLEBORG AB-B SHS	37,154	418.200	15,537,802.800	
	VOLVO AB-A SHS	24,198	330.400	7,995,019.200	
	VOLVO AB-B SHS	282,769	329.400	93,144,108.600	
	HOLMEN AB-B SHS	19,972	422.400	8,436,172.800	
	TELE2 AB-B SHS	100,027	127.350	12,738,438.450	
	INDUSTRIVARDEN A	15,292	401.800	6,144,325.600	
	INDUSTRIVARDEN C	31,300	400.600	12,538,780.000	
	SAAB AB-B	47,156	299.700	14,132,653.200	
	SECURITAS AB-B SHS	76,085	154.450	11,751,328.250	
	INVESTOR AB-B SHS	299,826	319.150	95,689,467.900	
	HENNES&MAURITZ AB-B SHS	104,669	142.800	14,946,733.200	
	ASSA ABLOY AB-B	172,830	328.400	56,757,372.000	
	TELIA CO AB	344,810	34.700	11,964,907.000	
	BOLIDEN AB	53,939	378.700	20,426,699.300	
	ALFA LAVAL AB	51,372	468.800	24,083,193.600	
	FASTIGHETS AB BALDER	117,966	76.000	8,965,416.000	
	INDUTRADE AB	39,178	315.600	12,364,576.800	
	NIBE INDUSTRIER AB	292,985	39.940	11,701,820.900	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	36,381	311.400	11,329,043.400	
	HEXAGON AB-B SHS	363,839	124.900	45,443,491.100	
	SAGAX AB	44,607	223.000	9,947,361.000	
	EPIROC AB-A	125,482	217.500	27,292,335.000	
	EPIROC AB-B	61,487	193.900	11,922,329.300	
	ESSITY AB-B	99,980	293.400	29,334,132.000	
	EQT AB	68,460	343.800	23,536,548.000	
	ADDTECH AB	47,848	337.200	16,134,345.600	
	BEIJER REF AB	71,081	165.400	11,756,797.400	
	LIFCO AB	39,631	379.200	15,028,075.200	
	EVOLUTION AB	33,386	815.800	27,236,298.800	
	INVESTMENT AB LATOUR	27,638	293.200	8,103,461.600	
スウェーデン・クローナ 小計		5,486,127		1,070,758,359.530 (15,086,985,286)	
デンマーク・ク ローネ	CARLSBERG AS-B	15,167	886.400	13,444,028.800	
	A P MOLLER A/S	663	12,760.000	8,459,880.000	
	AP MOLLER MAERSK A	543	12,430.000	6,749,490.000	

	DANSKE BANK A/S	113,672	233.500	26,542,412.000	
	GENMAB A/S	11,219	1,598.000	17,927,962.000	
	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	59,656	401.000	23,922,056.000	
	ROCKWOOL AS	1,677	2,762.000	4,631,874.000	
	NOVO NORDISK A/S-B	566,235	639.200	361,937,412.000	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	169,829	99.000	16,813,071.000	
	COLOPLAST-B	21,291	804.000	17,117,964.000	
	DSV A/S	34,993	1,445.000	50,564,885.000	
	DEMANT A/S	17,700	261.400	4,626,780.000	
	TRYG A/S	58,222	153.000	8,907,966.000	
	ZEALAND PHARMA A/S	11,566	708.000	8,188,728.000	
	PANDORA A/S	14,742	1,242.000	18,309,564.000	
	ORSTED A/S	31,744	314.100	9,970,790.400	
デンマーク・クロネ 小計		1,128,919		598,114,863.200 (12,602,280,168)	
ニュージーランド・ドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	303,739	7.955	2,416,243.740	
	FISHER & PAYKEL	95,209	34.550	3,289,470.950	
	INFRATIL LTD	167,377	10.560	1,767,501.120	
	MIGHTY RIVER POWER LTD	175,979	6.350	1,117,466.650	
	MERIDIAN ENERGY LTD	239,308	5.770	1,380,807.160	
ニュージーランド・ドル 小計		981,612		9,971,489.620 (857,448,392)	
ノルウェー・クロネ	MOWI ASA	73,118	214.400	15,676,499.200	
	NORSK HYDRO ASA	221,182	66.780	14,770,533.960	
	TELENOR ASA	119,422	142.500	17,017,635.000	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	14,874	1,325.000	19,708,050.000	
	ORKLA ASA	116,068	108.000	12,535,344.000	
	EQUINOR ASA	141,333	258.100	36,478,047.300	
	YARA INTERNATIONAL ASA	29,414	324.000	9,530,136.000	
	AKER BP ASA	55,995	235.300	13,175,623.500	
	SALMAR ASA	12,897	574.000	7,402,878.000	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	41,223	226.800	9,349,376.400	
	DNB BANK ASA	162,210	254.300	41,250,003.000	
ノルウェー・クロネ 小計		987,736		196,894,126.360 (2,658,070,706)	
ユーロ	KERRY GROUP PLC-A	25,025	99.650	2,493,741.250	
	KINGSPAN GROUP PLC	29,826	75.300	2,245,897.800	
	AIR LIQUIDE	101,376	174.780	17,718,497.280	
	AIRBUS SE	103,275	164.340	16,972,213.500	
	AXA SA	306,662	37.100	11,377,160.200	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	124,161	28.230	3,505,065.030	
	ADIDAS AG	28,260	245.200	6,929,352.000	
	GENERALI	167,223	31.330	5,239,096.590	
	DASSAULT AVIATION SA	3,120	241.800	754,416.000	
	DANONE	112,535	69.860	7,861,695.100	
	SAFRAN SA	63,863	242.900	15,512,322.700	
	INTESA SANPAOLO	2,497,503	4.533	11,321,181.090	

BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	53,290	83.380	4,443,320.200	
ACCOR SA	31,427	46.560	1,463,241.120	
BOUYGUES	29,123	32.210	938,051.830	
BPER BANCA SPA	205,147	6.958	1,427,412.820	
BNP PARIBAS	177,356	71.080	12,606,464.480	
THALES SA	17,203	185.700	3,194,597.100	
CAPGEMINI SA	27,456	163.100	4,478,073.600	
LOTUS BAKERIES NV	77	9,020.000	694,540.000	
UNICREDIT SPA	256,428	47.965	12,299,569.020	
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES NV	12,403	117.100	1,452,391.300	
D' IETEREN TRDG	4,146	162.300	672,895.800	
COMMERZBANK AG	179,069	20.090	3,597,496.210	
EIFFAGE	12,706	90.820	1,153,958.920	
FRESENIUS SE & CO KGAA	75,762	36.540	2,768,343.480	
PUBLICIS GROUPE	40,360	103.750	4,187,350.000	
IBERDROLA SA	1,100,748	13.760	15,146,292.480	
ENI SPA	382,505	14.036	5,368,840.180	
JERONIMO MARTINS	45,606	20.520	935,835.120	
KESKO OYJ-B	56,685	18.270	1,035,634.950	
KBC GROUPE	40,769	81.160	3,308,812.040	
HANNOVER RUECK SE	10,845	248.700	2,697,151.500	
WARTSILA OYJ	93,067	18.160	1,690,096.720	
L' OREAL	42,572	347.750	14,804,413.000	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	48,369	692.100	33,476,184.900	
GEA GROUP AG	25,513	54.400	1,387,907.200	
BOLLORE	114,808	5.855	672,200.840	
MEDIOBANCA SPA	86,792	16.570	1,438,143.440	
MICHELIN(CGDE)-B	121,759	34.030	4,143,458.770	
CONTINENTAL AG	17,635	70.560	1,244,325.600	
DEUTSCHE POST AG-REG	176,018	37.470	6,595,394.460	
OMV AG	23,354	41.380	966,388.520	
VERBUND AG	10,663	71.900	766,669.700	
PERNOD-RICARD	36,552	99.200	3,625,958.400	
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PFD	23,311	37.680	878,358.480	
RENAULT SA	34,278	48.940	1,677,565.320	
REPSOL SA	195,049	12.520	2,442,013.480	
MERCK KGAA	22,842	137.200	3,133,922.400	
COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	79,974	93.360	7,466,372.640	
RWE AG	114,655	30.250	3,468,313.750	
SEB SA	2,596	91.900	238,572.400	
SOCIETE GENERALE-A	128,019	37.850	4,845,519.150	
VINCI S. A.	88,100	109.300	9,629,330.000	
SODEXO	12,910	74.550	962,440.500	
SOFINA	2,281	243.400	555,195.400	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	96,071	239.600	23,018,611.600	

SAP SE	182,889	274.300	50,166,452.700	
TELEFONICA S. A	755,720	4.238	3,202,741.360	
TOTALENERGIES SE	378,556	58.060	21,978,961.360	
E. ON SE	405,785	12.085	4,903,911.720	
HENKEL AG & CO KGAA	17,886	74.200	1,327,141.200	
SIEMENS AG-REG	133,254	218.100	29,062,697.400	
UPM-KYMMENE OYJ	106,964	29.360	3,140,463.040	
ING GROEP NV-CVA	585,254	16.500	9,656,691.000	
PUMA AG	17,210	29.750	511,997.500	
BAYER AG	173,835	22.275	3,872,174.620	
STORA ENSO OYJ-R SHS	95,980	10.705	1,027,465.900	
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	29,704	84.660	2,514,740.640	
MERCEDES-BENZ GROUP AG	129,331	59.650	7,714,594.150	
BASF SE	156,165	49.000	7,652,085.000	
BEIERSDORF AG	18,636	129.050	2,404,975.800	
UNIPOL ASSICURAZIONI SPA	75,573	13.760	1,039,884.480	
HEIDELBERG MATERIALS AG	24,300	136.850	3,325,455.000	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	33,632	44.610	1,500,323.520	
ASM INTERNATIONAL NV	8,438	566.800	4,782,658.400	
ORANGE	344,524	11.155	3,843,165.220	
SAMPO OYJ-A SHS	414,995	8.120	3,369,759.400	
RANDSTAD NV	15,584	38.400	598,425.600	
ALLIANZ SE	68,452	323.100	22,116,841.200	
ENERGIAS DE PORTUGAL SA	505,441	3.135	1,584,557.530	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	162,715	33.940	5,522,547.100	
HERMES INTL	5,491	2,694.000	14,792,754.000	
ENDESA S. A.	50,946	21.650	1,102,980.900	
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	108,647	6.576	714,462.670	
ERSTE GROUP BANK AG	56,574	66.700	3,773,485.800	
MUENCHENER RUECKVER AG- REG	23,359	522.800	12,212,085.200	
ARCELOR MITTAL (NL)	88,596	26.830	2,377,030.680	
DASSAULT SYSTEMES SA	119,926	39.450	4,731,080.700	
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	35,170	50.550	1,777,843.500	
RHEINMETALL STAMM	7,768	951.400	7,390,475.200	
HEINEKEN NV	52,281	80.040	4,184,571.240	
AKZO NOBEL	34,237	58.280	1,995,332.360	
ASML HOLDING NV	70,167	713.500	50,064,154.500	
AEGON LTD	232,433	5.890	1,369,030.370	
VOLKSWAGEN AG PFD	36,812	101.450	3,734,577.400	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	998,628	12.405	12,387,980.340	
KERING	12,764	273.900	3,496,059.600	
ACCIONA S. A.	5,005	112.500	563,062.500	
FORTUM OYJ	73,699	14.940	1,101,063.060	
AGEAS	24,086	51.250	1,234,407.500	

UCB SA	22, 227	182. 100	4, 047, 536. 700	
NEMETSCHEK SE	10, 222	116. 500	1, 190, 863. 000	
CARREFOUR SA	90, 642	12. 940	1, 172, 907. 480	
NOKIA OYJ	934, 221	4. 726	4, 415, 128. 440	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	141, 413	24. 950	3, 528, 254. 350	
WOLTERS KLUWER-CVA	41, 015	172. 550	7, 077, 138. 250	
SANOFI	198, 569	103. 380	20, 528, 063. 220	
STMICROELECTRONICS NV	126, 643	26. 430	3, 347, 174. 490	
ELISA OYJ	20, 242	44. 080	892, 267. 360	
BANCO SANTANDER SA	2, 699, 308	5. 955	16, 074, 379. 140	
RED ELECTRICA DE CORPORACION SA	65, 589	17. 060	1, 118, 948. 340	
QIAGEN N.V.	33, 584	38. 295	1, 286, 099. 280	
DEUTSCHE BANK AG-REG	338, 007	19. 720	6, 665, 498. 040	
BMW VORZUG	7, 821	77. 750	608, 082. 750	
ENEL SPA	1, 407, 627	6. 940	9, 768, 931. 380	
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	611, 166	34. 660	21, 183, 013. 560	
SARTORIUS AG	4, 533	240. 200	1, 088, 826. 600	
LEONARDO SPA	64, 915	35. 850	2, 327, 202. 750	
CTS EVENTIM AG	11, 578	105. 400	1, 220, 321. 200	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	228, 125	38. 020	8, 673, 312. 500	
RATIONAL AG	860	873. 500	751, 210. 000	
CARL ZEISS MEDITEC AG	7, 150	54. 800	391, 820. 000	
BECHTLE AG	14, 521	33. 880	491, 971. 480	
KONINKLIJKE KPN NV	708, 323	3. 589	2, 542, 171. 240	
EUROFINS SCIENTIFIC	23, 038	49. 690	1, 144, 758. 220	
TELEPERFORMANCE	9, 581	101. 350	971, 034. 350	
DEUTSCHE BOERSE AG	32, 080	244. 800	7, 853, 184. 000	
EURAZEO	5, 673	79. 150	449, 017. 950	
BANCO SABADELL	905, 307	2. 564	2, 321, 207. 140	
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	12, 918	68. 950	890, 696. 100	
HEINEKEN HOLDING NV-A	25, 357	69. 800	1, 769, 918. 600	
INDITEX	191, 572	51. 820	9, 927, 261. 040	
ESSILORLUXOTTICA	51, 731	287. 400	14, 867, 489. 400	
SNAM SPA	317, 518	4. 521	1, 435, 498. 870	
CREDIT AGRICOLE SA	188, 139	15. 630	2, 940, 612. 570	
TENARIS SA	76, 002	18. 005	1, 368, 416. 010	
TELECOM ITALIA SPA	1, 970, 516	0. 272	535, 980. 350	
TERNA SPA	248, 415	7. 918	1, 966, 949. 970	
BIOMERIEUX	9, 417	114. 300	1, 076, 363. 100	
GRIFOLS SA	53, 226	9. 544	507, 988. 940	
NESTE OYJ	66, 248	8. 958	593, 449. 580	
RECORDATI SPA	18, 197	54. 200	986, 277. 400	
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	156, 478	5. 652	884, 413. 650	
MTU AERO ENGINES HOLDING AG	9, 686	307. 700	2, 980, 382. 200	
KONE OYJ	60, 733	54. 420	3, 305, 089. 860	
ELIA GROUP	4, 078	66. 050	269, 351. 900	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	4, 801	204. 400	981, 324. 400	

ENGIE	317,278	16.375	5,195,427.250	
ALSTOM	70,027	19.815	1,387,585.000	
IPSEN SA	5,964	111.000	662,004.000	
ARKEMA SA	10,489	81.700	856,951.300	
LEGRAND SA	45,141	106.500	4,807,516.500	
AMPLIFON SPA	20,249	25.240	511,084.760	
ADP	6,104	103.900	634,205.600	
ORION OYJ	22,095	51.960	1,148,056.200	
METSO CORPORATION	102,831	10.965	1,127,541.910	
GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	79,585	14.940	1,188,999.900	
SYMRISE AG	22,612	98.340	2,223,664.080	
REXEL SA	33,916	26.650	903,861.400	
PRYSMIAN SPA	50,283	65.600	3,298,564.800	
DIASORIN ITALIA SPA	2,429	102.300	248,486.700	
CAIXABANK	670,111	6.450	4,322,215.950	
BUREAU VERITAS SA	54,064	31.300	1,692,203.200	
GETLINK	65,097	15.915	1,036,018.750	
EDP RENOVAVEIS SA	92,750	9.210	854,227.500	
AMADEUS IT GROUP SA	80,788	69.860	5,643,849.680	
BRENTAG SE	21,559	64.380	1,387,968.420	
EVONIK INDUSTRIES AG	42,836	19.235	823,950.460	
EDENRED	42,160	30.500	1,285,880.000	
TALANX AG	10,349	85.250	882,252.250	
LEG IMMOBILIEN SE	11,915	78.500	935,327.500	
VONOVIA SE	133,100	29.420	3,915,802.000	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	164,156	10.860	1,782,734.160	
KNORR-BREMSE AG	10,342	82.300	851,146.600	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	50,344	54.500	2,743,748.000	
FERRARI NV	21,925	480.900	10,543,732.500	
ASR NEDERLAND NV	27,365	48.700	1,332,675.500	
AIB GROUP PLC	358,387	6.390	2,290,092.930	
NORDEA BANK ABP	541,540	12.390	6,709,680.600	
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	17,293	36.680	634,307.240	
MONCLER SPA	43,309	66.240	2,868,788.160	
NEXI SPA	83,576	4.741	396,233.810	
PROSUS NV	241,391	41.930	10,121,524.630	
DR ING HC F PORSCHE AG	18,371	59.320	1,089,767.720	
JDE PEET'S BV	14,385	17.500	251,737.500	
EXOR NV	16,552	93.900	1,554,232.800	
SIEMENS ENERGY AG	111,218	55.620	6,185,945.160	
INPOST SA	36,721	17.480	641,883.080	
EURONEXT NV	14,077	117.800	1,658,270.600	
IMCD NV	9,332	147.700	1,378,336.400	
NN GROUP NV	43,478	46.490	2,021,292.220	
FINECOBANK SPA	96,393	17.625	1,698,926.620	
ARGENX SE	10,592	602.800	6,384,857.600	
UNIVERSAL MUSIC GROUP BV	141,064	28.200	3,978,004.800	

	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	83,468	41.960	3,502,317.280	
	DSM-FIRMENICH AG	32,472	103.200	3,351,110.400	
	SYENSQO SA	11,217	79.650	893,434.050	
	ZALANDO SE	42,234	37.290	1,574,905.860	
	COVESTRO AG	34,369	59.500	2,044,955.500	
	STELLANTIS NV	363,425	13.470	4,895,334.750	
	FERROVIAL SE	84,753	42.180	3,574,881.540	
	CVC CAPITAL PARTNERS PLC	39,582	23.000	910,386.000	
	AENA SME SA	13,303	213.000	2,833,539.000	
	CELLNEX TELECOM SAU	95,346	32.340	3,083,489.640	
	BANCO BPM SPA	239,623	9.178	2,199,259.890	
	ABN AMRO BANK NV	75,982	17.625	1,339,182.750	
	SCOUT24 SE	15,599	94.450	1,473,325.550	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	160,098	52.080	8,337,903.840	
	POSTE ITALIANE SPA	89,785	14.985	1,345,428.220	
	AMUNDI SA	11,288	68.650	774,921.200	
	INFRASTRUTTURE WIRELESS ITALIANE SPA	44,691	9.620	429,927.420	
	ADYEN NV	3,819	1,769.400	6,757,338.600	
	DELIVERY HERO SE	34,547	27.210	940,023.870	
ユーロ 小計		32,586,696		985,522,431.970 (154,914,271,081)	
香港・ドル	CLP HOLDINGS LTD	281,796	66.400	18,711,254.400	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	93,314	53.150	4,959,639.100	
	HONG KONG EXCHANGES &CLEAR	209,391	345.600	72,365,529.600	
	MTR CORP	338,941	25.550	8,659,942.550	
	HANG SENG BANK LTD	122,096	109.200	13,332,883.200	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	297,972	20.900	6,227,614.800	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	212,820	50.650	10,779,333.000	
	(THE) WHARF HOLDINGS LTD	202,000	18.620	3,761,240.000	
	HONG KONG & CHINA GAS	1,947,406	6.120	11,918,124.720	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LTD	431,904	30.800	13,302,643.200	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	680,495	27.400	18,645,563.000	
	SINO LAND CO	659,200	7.890	5,201,088.000	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	248,565	73.250	18,207,386.250	
	SWIRE PACIFIC LTD A	53,020	64.850	3,438,347.000	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	240,156	107.800	25,888,816.800	
	AIA GROUP LTD	1,903,316	58.350	111,058,488.600	
	HKT TRUST / HKT LTD	797,136	9.790	7,803,961.440	
	SANDS CHINA LTD	503,400	18.080	9,101,472.000	
	SITC INTERNATIONAL CO LTD	276,000	17.460	4,818,960.000	
	WHARF REAL ESTATE	256,135	20.250	5,186,733.750	

	INVESTMENT CO LTD				
	WH GROUP LTD	1,550,000	6.170	9,563,500.000	
	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	427,945	39.750	17,010,813.750	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	379,695	34.500	13,099,477.500	
香港・ドル	小計	12,112,703		413,042,812.660 (7,979,987,141)	
合計		193,388,346		1,763,036,656,638 (1,763,036,656,638)	

(2) 株式以外の有価証券

2025年2月25日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダ・ドル	CONSTELLATION SOFTWARE INC WRT	2,968.000	0.000	
	カナダ・ドル 小計		2,968.000	0.000 (0)	
新株予約権証券 合計			2,968	0 (0)	
投資信託受益証券	オーストラリア・ドル	GOODMAN GROUP	295,264.000	9,779,143.680	
		GPT GROUP	349,447.000	1,656,378.780	
		MIRVAC GROUP	700,332.000	1,442,683.920	
		SCENTRE GROUP	825,454.000	2,996,398.020	
		STOCKLAND	369,843.000	1,893,596.160	
		VICINITY CENTRES	919,737.000	1,995,829.290	
	オーストラリア・ドル 小計		3,460,077.000	19,764,029.850 (1,882,523,844)	
	シンガポール・ドル	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,201,431.000	2,342,790.450	
		CAPLAND ASCENDAS REIT	611,078.000	1,546,027.340	
	シンガポール・ドル 小計		1,812,509.000	3,888,817.790 (436,130,915)	
投資信託受益証券 合計			5,272,586	2,318,654,759 (2,318,654,759)	
投資証券	アメリカ・ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	27,674.000	2,689,359.320	
		AMERICAN HOMES 4 RENT	58,836.000	2,046,316.080	
		AMERICAN TOWER CORP	81,742.000	15,694,464.000	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	105,024.000	2,266,417.920	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	25,378.000	5,607,776.660	
		BXP INC	24,473.000	1,684,721.320	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	16,851.000	2,042,004.180	
		CROWN CASTLE INC	77,544.000	7,177,472.640	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	57,100.000	9,118,299.000	
		EQUINIX INC	16,698.000	15,178,648.980	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	34,125.000	2,287,057.500	
		EQUITY RESIDENTIAL	60,317.000	4,355,490.570	

		ESSEX PROPERTY TRUST INC	11, 587. 000	3, 458, 371. 890		
		EXTRA SPACE STORAGE INC	36, 738. 000	5, 842, 811. 520		
		GAMING AND LEISURE PROPERTIES INC	49, 214. 000	2, 404, 103. 900		
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	117, 820. 000	2, 336, 370. 600		
		HOST HOTELS & RESORTS INC	110, 415. 000	1, 794, 243. 750		
		INVITATION HOMES INC	96, 467. 000	3, 065, 721. 260		
		IRON MOUNTAIN INC	52, 053. 000	4, 760, 767. 380		
		KIMCO REALTY	111, 968. 000	2, 439, 782. 720		
		MID AMERICA	20, 193. 000	3, 288, 430. 050		
		PROLOGIS INC	161, 518. 000	19, 500, 068. 140		
		PUBLIC STORAGE	27, 252. 000	8, 266, 894. 200		
		REALTY INCOME CORP	153, 660. 000	8, 806, 254. 600		
		REGENCY CENTERS CORP	27, 176. 000	2, 019, 992. 080		
		SBA COMMUNICATIONS CORP	18, 280. 000	3, 890, 715. 200		
		SIMON PROPERTY GROUP INC	57, 185. 000	10, 559, 210. 250		
		SUN COMMUNITIES INC	21, 879. 000	2, 937, 255. 750		
		UDR INC	50, 449. 000	2, 178, 892. 310		
		VENTAS INC	73, 842. 000	5, 003, 533. 920		
		VICI PROPERTIES INC	184, 246. 000	5, 886, 659. 700		
		WELLTOWER INC	109, 083. 000	16, 432, 263. 120		
		WEYERHAEUSER CO	131, 923. 000	3, 955, 051. 540		
		WP CAREY INC	42, 337. 000	2, 655, 800. 010		
		アメリカ・ドル 小計		2, 251, 047. 000	191, 631, 222. 060 (28, 788, 758, 491)	
		イギリス・ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	121, 345. 000	695, 306. 850	
			SEGRO PLC	250, 449. 000	1, 762, 159. 160	
		イギリス・ポンド 小計		371, 794. 000	2, 457, 466. 010 (465, 910, 981)	
		カナダ・ドル	CANADIAN APT PPTYS REIT	24, 471. 000	964, 157. 400	
		カナダ・ドル 小計		24, 471. 000	964, 157. 400 (101, 487, 208)	
		ユーロ	COVIVIO	15, 284. 000	804, 702. 600	
			GECINA SA	8, 697. 000	797, 080. 050	
			KLEPIERRE	36, 407. 000	1, 104, 588. 380	
			UNIBAIL-RODAMCO- WESTFIELD	18, 477. 000	1, 520, 657. 100	
			WAREHOUSES DE PAUW	31, 043. 000	655, 628. 160	
		ユーロ 小計		109, 908. 000	4, 882, 656. 290 (767, 504, 742)	
		香港・ドル	LINK REIT	410, 116. 000	14, 456, 589. 000	
		香港・ドル 小計		410, 116. 000	14, 456, 589. 000 (279, 301, 299)	
投資証券 合計			3, 167, 336	30, 402, 962, 721 (30, 402, 962, 721)		
合計				32, 721, 617, 480 (32, 721, 617, 480)		

(注) 新株予約権証券、投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における () 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率 (%)	組入新株 予約権証券 時価比率 (%)	組入 投資信託受益証券 時価比率 (%)	組入 投資証券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額 に対する比率 (%)
アメリカ・ドル	株式 570銘柄	74.52	—	—	—	77.43
	投資証券 34銘柄	—	—	—	1.58	
イギリス・ポンド	株式 76銘柄	3.67	—	—	—	3.76
	投資証券 2銘柄	—	—	—	0.03	
イスラエル・シェケル	株式 8銘柄	0.11	—	—	—	0.11
オーストラリア・ドル	株式 48銘柄	1.67	—	—	—	1.80
	投資信託受益証券 6銘柄	—	—	0.10	—	
カナダ・ドル	株式 83銘柄	3.09	—	—	—	3.15
	新株予約権証券 1銘柄	—	0.00	—	—	
	投資証券 1銘柄	—	—	—	0.01	
シンガポール・ドル	株式 13銘柄	0.32	—	—	—	0.35
	投資信託受益証券 2銘柄	—	—	0.02	—	
スイス・フラン	株式 45銘柄	2.49	—	—	—	2.53
スウェーデン・クローナ	株式 42銘柄	0.83	—	—	—	0.84
デンマーク・クローネ	株式 16銘柄	0.69	—	—	—	0.70
ニュージーランド・ドル	株式 5銘柄	0.05	—	—	—	0.05
ノルウェー・クローネ	株式 11銘柄	0.15	—	—	—	0.15
ユーロ	株式 214銘柄	8.48	—	—	—	8.67
	投資証券 5銘柄	—	—	—	0.04	
香港・ドル	株式 23銘柄	0.44	—	—	—	0.46
	投資証券 1銘柄	—	—	—	0.02	

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2025年2月25日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	3,299,095,650
国債証券	407,738,654,900
地方債証券	25,528,208,283
特殊債券	24,197,792,152
社債券	20,810,986,400
未収利息	1,053,880,729
前払費用	205,576,059
流動資産合計	482,834,194,173
資産合計	482,834,194,173
負債の部	
流動負債	
未払解約金	406,059,000
流動負債合計	406,059,000
負債合計	406,059,000
純資産の部	
元本等	
元本	405,709,777,585
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	76,718,357,588
元本等合計	482,428,135,173
純資産合計	482,428,135,173
負債純資産合計	482,834,194,173

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年2月27日 至 2025年2月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025年2月25日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	429,366,789,140円
同期中追加設定元本額	581,100,802,007円
同期中一部解約元本額	604,757,813,562円
元本の内訳	
ファンド名	
D I A M国内債券パッシブ・ファンド	31,715,726,532円
M I T O ラップ型ファンド（安定型）	44,590,897円
M I T O ラップ型ファンド（中立型）	87,642,668円
M I T O ラップ型ファンド（積極型）	48,692,689円
グローバル8資産ラップファンド（安定型）	545,814,761円
グローバル8資産ラップファンド（中立型）	243,096,935円
グローバル8資産ラップファンド（積極型）	24,355,889円
たわらノーロード 国内債券	20,665,580,825円
たわらノーロード バランス（8資産均等型）	8,451,427,723円
たわらノーロード バランス（堅実型）	1,827,847,480円
たわらノーロード バランス（標準型）	4,129,784,345円
たわらノーロード バランス（積極型）	645,596,019円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（保守型）	187,199,182円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）	2,589,362,984円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）	3,179,035,460円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）	839,308,977円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（積極型）	243,747円
たわらノーロード 最適化バランス（保守型）	57,584,292円
たわらノーロード 最適化バランス（安定型）	23,350,762円
たわらノーロード 最適化バランス（安定成長型）	192,664,296円
たわらノーロード 最適化バランス（成長型）	11,197,223円
たわらノーロード 最適化バランス（積極型）	62,284円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）	16,586円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）	151,981円
D I A M国内債券インデックスファンド<DC年金>	12,477,850,112円
O n e グローバルバランス	295,356,428円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 1 安定型	12,731,750,466円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 2 安定・成長型	19,348,822,356円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 3 成長型	9,196,968,137円
D I A M DC バランス30インデックスファンド	2,665,230,900円
D I A M DC バランス50インデックスファンド	3,031,710,169円
D I A M DC バランス70インデックスファンド	611,488,243円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	89,984,128円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	3,493,217,908円

マネックス資産設計ファンド エボリューション	4,772,050円
D I A M D C 8資産バランスファンド（新興国10）	5,964,165,123円
D I A M D C 8資産バランスファンド（新興国20）	2,781,170,839円
D I A M D C 8資産バランスファンド（新興国30）	600,160,258円
投資のソムリエ	46,508,174,557円
クルーズコントロール	583,214,459円
投資のソムリエ＜DC年金＞	6,353,662,906円
D I A M 8資産バランスファンドN＜DC年金＞	8,619,037,330円
4資産分散投資・ハイクラス＜DC年金＞	3,240,423,398円
投資のソムリエ＜DC年金＞リスク抑制型	11,723,540,837円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	29,332,860,055円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2045）	398,329,936円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2055）	215,563,504円
リスク抑制世界8資産バランスファンド（DC）	123,859,607円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2035）	1,583,892,911円
4資産分散投資・スタンダード＜DC年金＞	7,107,826,266円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	10,701,026,732円
9資産分散投資・スタンダード＜DC年金＞	7,065,200,010円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2040）	556,908,674円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2050）	233,447,451円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2060）	139,791,623円
4資産分散投資・ミドルクラス＜DC年金＞	3,955,222,609円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2065）	40,962,488円
O n e グローバル最適化バランス（安定型）＜ラップ向け＞	170,197,245円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2070）	236,734円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2019-12（適格機関投資家限定）	1,205,881,316円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-06（適格機関投資家限定）	1,210,725,675円
マルチアセット・インカム戦略ファンド20-08（適格機関投資家限定）	785,904,666円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-09（適格機関投資家限定）	728,330,287円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-03（適格機関投資家限定）	1,203,589,965円
インカム重視マルチアセット運用ファンドⅡ 2021-04（適格機関投資家限定）	3,075,781,752円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）2021-06（適格機関投資家限定）	2,054,831,837円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-09（適格機関投資家限定）	839,856,805円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）2022-05（適格機関投資家限定）	2,088,942,570円
予兆モデル活用型戦略ファンド2024-01（適格機関投資家限定）	1,336,089,566円
D I A M国内債券パッシブファンド（適格機関投資家向け）	8,978,092,326円
O n e コアポートフォリオ戦略ファンド（適格機関投資家限定）	42,158,175円
投資のソムリエ・私募（適格機関投資家限定）	927,013,332円
A M O n e マルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）（適格機関投資家限定）	202,070,291円
D I A Mワールドバランス25VA（適格機関投資家限定）	258,837,645円
O n e 収益追求型マルチアセット戦略ファンドⅡ（適格機関投資家限定）	82,625,295円

One 収益追求型マルチアセット戦略ファンドⅢ（適格機関投資家限定）	85,373,971円
One 収益追求型マルチアセット戦略ファンドⅣ（適格機関投資家限定）	82,365,873円
インカム重視マルチアセット運用ファンド（適格機関投資家限定）	2,020,014,842円
リスクコントロール世界8資産バランスファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	23,704,697円
AMOne コアポートフォリオ・プラス戦略ファンド（適格機関投資家限定）	16,647,602円
DIAMグローバル・バランスファンド25VA（適格機関投資家限定）	139,105,386円
DIAMグローバル・バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	97,930,374円
DIAM国際分散バランスファンド30VA（適格機関投資家限定）	20,990,875円
DIAM国際分散バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	54,904,125円
DIAM国内重視バランスファンド30VA（適格機関投資家限定）	29,213,972円
DIAM国内重視バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	424,649円
DIAM世界バランスファンド40VA（適格機関投資家限定）	253,706円
DIAM世界バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	5,927,475円
DIAMバランスファンド25VA（適格機関投資家限定）	2,180,784,048円
DIAMバランスファンド37.5VA（適格機関投資家限定）	2,083,147,342円
DIAMバランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	4,399,781,825円
DIAMグローバル・アセット・バランスVA（適格機関投資家限定）	53,637,688円
DIAMグローバル・アセット・バランスVA2（適格機関投資家限定）	125,568,707円
DIAM アクサ グローバル バランスファンド30VA（適格機関投資家限定）	1,315,482,403円
DIAM世界アセットバランスファンドVA（適格機関投資家向け）	90,778,035円
DIAM世界バランスファンド55VA（適格機関投資家限定）	626,489円
DIAM世界アセットバランスファンド2VA（適格機関投資家限定）	1,015,637,554円
DIAM世界アセットバランスファンド40VA（適格機関投資家限定）	27,926,163円
DIAM世界アセットバランスファンド25VA（適格機関投資家限定）	164,815,959円
DIAM世界アセットバランスファンド3VA（適格機関投資家限定）	232,328,055円
DIAM世界アセットバランスファンド4VA（適格機関投資家限定）	388,743,332円
DIAM世界バランス25VA（適格機関投資家限定）	191,982,212円
DIAM国内バランス30VA（適格機関投資家限定）	48,817,660円
コアサテライト戦略ファンド（適格機関投資家限定）	2,250,989円
動的パッケージファンド<DC年金>	347,659,551円
コア資産形成ファンド	140,069,364円
たわらノーロード 国内債券<ラップ専用>	13,380,771,822円
MHAM動的パッケージファンド〔適格機関投資家限定〕	37,515,659,624円
MHAM日本債券パッシブファンド〔適格機関投資家限定〕	26,778,481,039円
MHAM動的パッケージ4資産ファンド〔適格機関投資家限定〕	170,877,688円
計	405,709,777,585円
2. 受益権の総数	405,709,777,585口

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年2月27日

	至 2025年2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年2月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短時間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年2月25日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	△749,228,150
地方債証券	△31,952,665
特殊債券	△39,682,165
社債券	△16,731,800
合計	△837,594,780

（注）「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2025年2月15日から2025年2月25日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2025年2月25日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1891円 (11,891円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2025年2月25日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	4 5 9 回 利付国庫債券 (2年)	2,300,000,000	2,288,868,000	
	4 6 0 回 利付国庫債券 (2年)	2,500,000,000	2,489,350,000	
	4 6 3 回 利付国庫債券 (2年)	2,700,000,000	2,687,391,000	
	4 6 4 回 利付国庫債券 (2年)	600,000,000	596,904,000	
	4 6 5 回 利付国庫債券 (2年)	2,000,000,000	1,988,800,000	
	4 6 7 回 利付国庫債券 (2年)	800,000,000	797,560,000	
	4 6 8 回 利付国庫債券 (2年)	3,100,000,000	3,089,553,000	
	1 4 7 回 利付国庫債券 (5年)	3,350,000,000	3,327,588,500	
	1 4 8 回 利付国庫債券 (5年)	2,000,000,000	1,982,040,000	
	1 4 9 回 利付国庫債券 (5年)	3,180,000,000	3,143,843,400	
	1 5 0 回 利付国庫債券 (5年)	4,570,000,000	4,508,259,300	
	1 5 1 回 利付国庫債券 (5年)	1,600,000,000	1,574,688,000	
	1 5 2 回 利付国庫債券 (5年)	1,790,000,000	1,765,136,900	
	1 5 3 回 利付国庫債券 (5年)	7,300,000,000	7,166,556,000	
	1 5 4 回 利付国庫債券 (5年)	1,200,000,000	1,178,004,000	
	1 5 5 回 利付国庫債券 (5年)	1,500,000,000	1,477,320,000	
	1 5 7 回 利付国庫債券 (5年)	4,500,000,000	4,409,460,000	
	1 5 8 回 利付国庫債券 (5年)	1,300,000,000	1,269,970,000	

年)			
1 5 9 回 利付国庫債券 (5 年)	1, 000, 000, 000	974, 420, 000	
1 6 0 回 利付国庫債券 (5 年)	1, 600, 000, 000	1, 564, 224, 000	
1 6 1 回 利付国庫債券 (5 年)	1, 300, 000, 000	1, 275, 105, 000	
1 6 2 回 利付国庫債券 (5 年)	1, 600, 000, 000	1, 565, 760, 000	
1 6 3 回 利付国庫債券 (5 年)	3, 650, 000, 000	3, 584, 482, 500	
1 6 4 回 利付国庫債券 (5 年)	1, 500, 000, 000	1, 458, 585, 000	
1 6 5 回 利付国庫債券 (5 年)	1, 000, 000, 000	976, 070, 000	
1 6 6 回 利付国庫債券 (5 年)	2, 600, 000, 000	2, 547, 350, 000	
1 6 7 回 利付国庫債券 (5 年)	1, 600, 000, 000	1, 564, 064, 000	
1 6 8 回 利付国庫債券 (5 年)	1, 800, 000, 000	1, 773, 972, 000	
1 6 9 回 利付国庫債券 (5 年)	1, 000, 000, 000	981, 440, 000	
1 7 0 回 利付国庫債券 (5 年)	2, 600, 000, 000	2, 556, 996, 000	
1 7 3 回 利付国庫債券 (5 年)	900, 000, 000	883, 701, 000	
1 7 4 回 利付国庫債券 (5 年)	3, 300, 000, 000	3, 254, 625, 000	
1 7 5 回 利付国庫債券 (5 年)	1, 500, 000, 000	1, 491, 390, 000	
1 回 利付国庫債券 (4 0 年)	110, 000, 000	114, 947, 800	
2 回 利付国庫債券 (4 0 年)	330, 000, 000	331, 564, 200	
3 回 利付国庫債券 (4 0 年)	540, 000, 000	539, 562, 600	
4 回 利付国庫債券 (4 0 年)	720, 000, 000	714, 081, 600	
5 回 利付国庫債券 (4 0 年)	710, 000, 000	671, 667, 100	
6 回 利付国庫債券 (4 0 年)	940, 000, 000	864, 085, 600	
7 回 利付国庫債券 (4 0 年)	1, 030, 000, 000	898, 098, 200	
8 回 利付国庫債券 (4 0 年)	990, 000, 000	793, 564, 200	
9 回 利付国庫債券 (4 0 年)	1, 780, 000, 000	1, 022, 734, 600	
1 0 回 利付国庫債券 (4 0 年)	1, 730, 000, 000	1, 168, 753, 400	

1 1 回 利付国庫債券（4 0 年）	1, 380, 000, 000	887, 864, 400	
1 2 回 利付国庫債券（4 0 年）	1, 420, 000, 000	801, 022, 000	
1 3 回 利付国庫債券（4 0 年）	1, 820, 000, 000	1, 006, 387, 200	
1 4 回 利付国庫債券（4 0 年）	1, 520, 000, 000	892, 772, 000	
1 5 回 利付国庫債券（4 0 年）	1, 870, 000, 000	1, 209, 403, 800	
1 6 回 利付国庫債券（4 0 年）	1, 940, 000, 000	1, 373, 461, 800	
1 7 回 利付国庫債券（4 0 年）	1, 800, 000, 000	1, 658, 844, 000	
1 回 C T 利付国庫債券（1 0 年）	1, 700, 000, 000	1, 614, 235, 000	
2 回 C T 利付国庫債券（1 0 年）	1, 500, 000, 000	1, 457, 610, 000	
3 4 3 回 利付国庫債券（1 0 年）	1, 590, 000, 000	1, 577, 693, 400	
3 4 4 回 利付国庫債券（1 0 年）	3, 570, 000, 000	3, 534, 657, 000	
3 4 5 回 利付国庫債券（1 0 年）	5, 060, 000, 000	5, 000, 241, 400	
3 4 6 回 利付国庫債券（1 0 年）	4, 540, 000, 000	4, 476, 939, 400	
3 4 7 回 利付国庫債券（1 0 年）	4, 500, 000, 000	4, 427, 460, 000	
3 4 8 回 利付国庫債券（1 0 年）	5, 570, 000, 000	5, 467, 901, 900	
3 4 9 回 利付国庫債券（1 0 年）	6, 050, 000, 000	5, 925, 309, 500	
3 5 0 回 利付国庫債券（1 0 年）	5, 800, 000, 000	5, 666, 020, 000	
3 5 1 回 利付国庫債券（1 0 年）	3, 400, 000, 000	3, 313, 028, 000	
3 5 2 回 利付国庫債券（1 0 年）	3, 370, 000, 000	3, 274, 056, 100	
3 5 3 回 利付国庫債券（1 0 年）	3, 690, 000, 000	3, 574, 539, 900	
3 5 4 回 利付国庫債券（1 0 年）	2, 460, 000, 000	2, 375, 449, 800	
3 5 5 回 利付国庫債券（1 0 年）	3, 730, 000, 000	3, 589, 714, 700	
3 5 6 回 利付国庫債券（1 0 年）	3, 400, 000, 000	3, 262, 844, 000	
3 5 7 回 利付国庫債券（1 0 年）	3, 300, 000, 000	3, 157, 044, 000	
3 5 8 回 利付国庫債券（1 0 年）	2, 950, 000, 000	2, 814, 654, 000	
3 5 9 回 利付国庫債券（1 0 年）	3, 850, 000, 000	3, 664, 122, 000	

0年)			
3 6 0回 利付国庫債券 (10年)	4,100,000,000	3,891,105,000	
3 6 1回 利付国庫債券 (10年)	3,900,000,000	3,690,921,000	
3 6 2回 利付国庫債券 (10年)	3,910,000,000	3,690,961,800	
3 6 3回 利付国庫債券 (10年)	4,670,000,000	4,395,637,500	
3 6 4回 利付国庫債券 (10年)	4,110,000,000	3,856,002,000	
3 6 5回 利付国庫債券 (10年)	3,630,000,000	3,394,521,900	
3 6 6回 利付国庫債券 (10年)	4,040,000,000	3,793,075,200	
3 6 7回 利付国庫債券 (10年)	3,970,000,000	3,710,600,200	
3 6 8回 利付国庫債券 (10年)	4,750,000,000	4,420,587,500	
3 6 9回 利付国庫債券 (10年)	2,920,000,000	2,771,985,200	
3 7 0回 利付国庫債券 (10年)	4,150,000,000	3,926,398,000	
3 7 1回 利付国庫債券 (10年)	3,600,000,000	3,365,748,000	
3 7 2回 利付国庫債券 (10年)	5,100,000,000	4,914,819,000	
3 7 3回 利付国庫債券 (10年)	4,400,000,000	4,154,788,000	
3 7 4回 利付国庫債券 (10年)	3,100,000,000	2,969,521,000	
3 7 5回 利付国庫債券 (10年)	3,680,000,000	3,609,859,200	
3 7 6回 利付国庫債券 (10年)	4,000,000,000	3,841,000,000	
3 7 7回 利付国庫債券 (10年)	1,700,000,000	1,673,548,000	
1回 利付国庫債券 (30年)	110,000,000	118,772,500	
2回 利付国庫債券 (30年)	100,000,000	106,645,000	
4回 利付国庫債券 (30年)	200,000,000	220,538,000	
6回 利付国庫債券 (30年)	200,000,000	217,042,000	
1 1回 利付国庫債券 (30年)	250,000,000	259,347,500	
1 2回 利付国庫債券 (30年)	230,000,000	245,883,800	
1 3回 利付国庫債券 (30年)	150,000,000	159,120,000	

1 4 回 利付国庫債券（3 0 年）	340,000,000	371,970,200	
1 5 回 利付国庫債券（3 0 年）	260,000,000	286,868,400	
1 6 回 利付国庫債券（3 0 年）	240,000,000	264,835,200	
1 7 回 利付国庫債券（3 0 年）	270,000,000	295,461,000	
1 8 回 利付国庫債券（3 0 年）	400,000,000	434,040,000	
1 9 回 利付国庫債券（3 0 年）	280,000,000	303,665,600	
2 0 回 利付国庫債券（3 0 年）	330,000,000	364,244,100	
2 1 回 利付国庫債券（3 0 年）	310,000,000	335,885,000	
2 2 回 利付国庫債券（3 0 年）	290,000,000	319,783,000	
2 3 回 利付国庫債券（3 0 年）	350,000,000	385,899,500	
2 5 回 利付国庫債券（3 0 年）	330,000,000	356,670,600	
2 6 回 利付国庫債券（3 0 年）	620,000,000	676,637,000	
2 7 回 利付国庫債券（3 0 年）	620,000,000	683,016,800	
2 8 回 利付国庫債券（3 0 年）	770,000,000	847,608,300	
2 9 回 利付国庫債券（3 0 年）	860,000,000	935,112,400	
3 0 回 利付国庫債券（3 0 年）	880,000,000	944,196,000	
3 1 回 利付国庫債券（3 0 年）	720,000,000	761,580,000	
3 2 回 利付国庫債券（3 0 年）	970,000,000	1,036,057,000	
3 3 回 利付国庫債券（3 0 年）	1,180,000,000	1,209,417,400	
3 4 回 利付国庫債券（3 0 年）	1,200,000,000	1,258,224,000	
3 5 回 利付国庫債券（3 0 年）	1,060,000,000	1,077,426,400	
3 6 回 利付国庫債券（3 0 年）	1,370,000,000	1,387,645,600	
3 7 回 利付国庫債券（3 0 年）	1,360,000,000	1,352,860,000	
3 8 回 利付国庫債券（3 0 年）	850,000,000	829,642,500	
3 9 回 利付国庫債券（3 0 年）	1,210,000,000	1,197,791,100	
4 0 回 利付国庫債券（3 0 年）	1,030,000,000	1,001,427,800	

年)			
4 1 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 060, 000, 000	1, 012, 374, 200	
4 2 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 000, 000, 000	952, 680, 000	
4 3 回 利付国庫債券 (3 0 年)	710, 000, 000	675, 146, 100	
4 4 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 130, 000, 000	1, 071, 771, 100	
4 5 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 250, 000, 000	1, 142, 662, 500	
4 6 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 540, 000, 000	1, 403, 633, 000	
4 7 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 340, 000, 000	1, 240, 183, 400	
4 8 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 470, 000, 000	1, 308, 108, 900	
4 9 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 300, 000, 000	1, 153, 165, 000	
5 0 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 250, 000, 000	977, 725, 000	
5 1 回 利付国庫債券 (3 0 年)	620, 000, 000	429, 746, 800	
5 2 回 利付国庫債券 (3 0 年)	2, 450, 000, 000	1, 772, 134, 000	
5 3 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 320, 000, 000	972, 840, 000	
5 4 回 利付国庫債券 (3 0 年)	900, 000, 000	691, 794, 000	
5 5 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 080, 000, 000	826, 491, 600	
5 6 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 140, 000, 000	868, 554, 600	
5 7 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 130, 000, 000	857, 138, 900	
5 8 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 560, 000, 000	1, 178, 096, 400	
5 9 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 220, 000, 000	895, 236, 000	
6 0 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 030, 000, 000	790, 308, 700	
6 1 回 利付国庫債券 (3 0 年)	960, 000, 000	698, 409, 600	
6 2 回 利付国庫債券 (3 0 年)	720, 000, 000	494, 740, 800	
6 3 回 利付国庫債券 (3 0 年)	850, 000, 000	565, 122, 500	
6 4 回 利付国庫債券 (3 0 年)	900, 000, 000	595, 152, 000	
6 5 回 利付国庫債券 (3 0 年)	1, 000, 000, 000	657, 750, 000	

6 6 回 利付国庫債券（3 0 年）	890,000,000	581,855,300	
6 7 回 利付国庫債券（3 0 年）	1,190,000,000	818,553,400	
6 8 回 利付国庫債券（3 0 年）	1,240,000,000	848,073,200	
6 9 回 利付国庫債券（3 0 年）	1,360,000,000	952,027,200	
7 0 回 利付国庫債券（3 0 年）	1,300,000,000	905,736,000	
7 1 回 利付国庫債券（3 0 年）	1,030,000,000	714,191,700	
7 2 回 利付国庫債券（3 0 年）	1,590,000,000	1,097,227,200	
7 3 回 利付国庫債券（3 0 年）	1,290,000,000	885,959,100	
7 4 回 利付国庫債券（3 0 年）	1,670,000,000	1,242,596,900	
7 5 回 利付国庫債券（3 0 年）	1,820,000,000	1,459,603,600	
7 6 回 利付国庫債券（3 0 年）	1,320,000,000	1,082,162,400	
7 7 回 利付国庫債券（3 0 年）	1,380,000,000	1,184,978,400	
7 8 回 利付国庫債券（3 0 年）	1,300,000,000	1,060,670,000	
7 9 回 利付国庫債券（3 0 年）	1,450,000,000	1,119,864,000	
8 0 回 利付国庫債券（3 0 年）	1,680,000,000	1,504,070,400	
8 1 回 利付国庫債券（3 0 年）	1,000,000,000	852,110,000	
8 2 回 利付国庫債券（3 0 年）	1,310,000,000	1,169,423,900	
8 3 回 利付国庫債券（3 0 年）	1,400,000,000	1,367,100,000	
8 4 回 利付国庫債券（3 0 年）	1,110,000,000	1,059,739,200	
8 5 回 利付国庫債券（3 0 年）	300,000,000	298,941,000	
8 5 回 利付国庫債券（2 0 年）	590,000,000	599,097,800	
8 6 回 利付国庫債券（2 0 年）	120,000,000	122,103,600	
8 7 回 利付国庫債券（2 0 年）	120,000,000	121,977,600	
8 8 回 利付国庫債券（2 0 年）	590,000,000	602,348,700	
8 9 回 利付国庫債券（2 0 年）	10,000,000	10,196,300	
9 0 回 利付国庫債券（2 0 年）	470,000,000	480,683,100	

年)			
9 1 回 利付国庫債券 (2 0 年)	110, 000, 000	112, 670, 800	
9 2 回 利付国庫債券 (2 0 年)	1, 160, 000, 000	1, 188, 014, 000	
9 3 回 利付国庫債券 (2 0 年)	370, 000, 000	379, 190, 800	
9 4 回 利付国庫債券 (2 0 年)	670, 000, 000	687, 996, 200	
9 5 回 利付国庫債券 (2 0 年)	550, 000, 000	568, 793, 500	
9 6 回 利付国庫債券 (2 0 年)	120, 000, 000	123, 555, 600	
9 7 回 利付国庫債券 (2 0 年)	660, 000, 000	682, 954, 800	
9 8 回 利付国庫債券 (2 0 年)	160, 000, 000	165, 163, 200	
9 9 回 利付国庫債券 (2 0 年)	750, 000, 000	776, 182, 500	
1 0 0 回 利付国庫債券 (2 0 年)	830, 000, 000	863, 415, 800	
1 0 1 回 利付国庫債券 (2 0 年)	230, 000, 000	240, 632, 900	
1 0 2 回 利付国庫債券 (2 0 年)	500, 000, 000	524, 625, 000	
1 0 3 回 利付国庫債券 (2 0 年)	160, 000, 000	167, 364, 800	
1 0 4 回 利付国庫債券 (2 0 年)	110, 000, 000	114, 356, 000	
1 0 5 回 利付国庫債券 (2 0 年)	640, 000, 000	666, 636, 800	
1 0 6 回 利付国庫債券 (2 0 年)	500, 000, 000	522, 535, 000	
1 0 7 回 利付国庫債券 (2 0 年)	600, 000, 000	626, 082, 000	
1 0 8 回 利付国庫債券 (2 0 年)	690, 000, 000	714, 777, 900	
1 0 9 回 利付国庫債券 (2 0 年)	350, 000, 000	362, 999, 000	
1 1 0 回 利付国庫債券 (2 0 年)	440, 000, 000	459, 870, 400	
1 1 1 回 利付国庫債券 (2 0 年)	460, 000, 000	483, 418, 600	
1 1 2 回 利付国庫債券 (2 0 年)	740, 000, 000	774, 447, 000	
1 1 3 回 利付国庫債券 (2 0 年)	2, 470, 000, 000	2, 590, 289, 000	
1 1 6 回 利付国庫債券 (2 0 年)	530, 000, 000	560, 358, 400	
1 1 7 回 利付国庫債券 (2 0 年)	1, 870, 000, 000	1, 968, 118, 900	

1 1 8 回 利付国庫債券（20年）	955,000,000	1,002,406,200	
1 1 9 回 利付国庫債券（20年）	470,000,000	488,471,000	
1 2 0 回 利付国庫債券（20年）	500,000,000	514,480,000	
1 2 1 回 利付国庫債券（20年）	1,040,000,000	1,087,902,400	
1 2 2 回 利付国庫債券（20年）	870,000,000	905,487,300	
1 2 3 回 利付国庫債券（20年）	1,450,000,000	1,535,100,500	
1 2 5 回 利付国庫債券（20年）	900,000,000	960,336,000	
1 2 6 回 利付国庫債券（20年）	910,000,000	960,350,300	
1 2 7 回 利付国庫債券（20年）	840,000,000	881,932,800	
1 2 8 回 利付国庫債券（20年）	200,000,000	210,188,000	
1 3 0 回 利付国庫債券（20年）	1,110,000,000	1,160,760,300	
1 3 1 回 利付国庫債券（20年）	1,100,000,000	1,143,197,000	
1 3 2 回 利付国庫債券（20年）	530,000,000	551,200,000	
1 3 3 回 利付国庫債券（20年）	1,630,000,000	1,706,104,700	
1 3 4 回 利付国庫債券（20年）	900,000,000	942,507,000	
1 3 5 回 利付国庫債券（20年）	130,000,000	135,242,900	
1 3 6 回 利付国庫債券（20年）	560,000,000	578,911,200	
1 3 7 回 利付国庫債券（20年）	480,000,000	498,984,000	
1 3 8 回 利付国庫債券（20年）	1,060,000,000	1,087,220,800	
1 3 9 回 利付国庫債券（20年）	680,000,000	702,297,200	
1 4 0 回 利付国庫債券（20年）	950,000,000	987,040,500	
1 4 1 回 利付国庫債券（20年）	1,560,000,000	1,620,340,800	
1 4 2 回 利付国庫債券（20年）	730,000,000	763,740,600	
1 4 3 回 利付国庫債券（20年）	2,130,000,000	2,195,028,900	
1 4 4 回 利付国庫債券（20年）	1,050,000,000	1,073,929,500	
1 4 5 回 利付国庫債券（20年）	2,250,000,000	2,334,127,500	

0年)			
146回 利付国庫債券(20年)	2,240,000,000	2,322,454,400	
147回 利付国庫債券(20年)	1,290,000,000	1,325,307,300	
148回 利付国庫債券(20年)	1,730,000,000	1,760,171,200	
149回 利付国庫債券(20年)	2,290,000,000	2,326,090,400	
150回 利付国庫債券(20年)	2,330,000,000	2,341,836,400	
151回 利付国庫債券(20年)	2,360,000,000	2,323,278,400	
152回 利付国庫債券(20年)	1,640,000,000	1,610,365,200	
153回 利付国庫債券(20年)	2,660,000,000	2,630,101,600	
154回 利付国庫債券(20年)	2,420,000,000	2,363,468,800	
155回 利付国庫債券(20年)	2,280,000,000	2,174,937,600	
156回 利付国庫債券(20年)	2,280,000,000	2,027,649,600	
157回 利付国庫債券(20年)	2,380,000,000	2,056,891,200	
158回 利付国庫債券(20年)	2,390,000,000	2,130,302,600	
159回 利付国庫債券(20年)	1,340,000,000	1,203,266,400	
160回 利付国庫債券(20年)	1,520,000,000	1,375,432,800	
161回 利付国庫債券(20年)	1,760,000,000	1,566,875,200	
162回 利付国庫債券(20年)	1,930,000,000	1,710,192,300	
163回 利付国庫債券(20年)	1,730,000,000	1,525,756,200	
164回 利付国庫債券(20年)	2,570,000,000	2,226,108,300	
165回 利付国庫債券(20年)	1,870,000,000	1,611,528,600	
166回 利付国庫債券(20年)	2,260,000,000	1,992,212,600	
167回 利付国庫債券(20年)	1,950,000,000	1,663,096,500	
168回 利付国庫債券(20年)	2,200,000,000	1,839,948,000	
169回 利付国庫債券(20年)	1,820,000,000	1,490,634,600	
170回 利付国庫債券(20年)	1,700,000,000	1,384,174,000	

	171回 利付国庫債券（20年）	1,540,000,000	1,246,506,800	
	172回 利付国庫債券（20年）	1,780,000,000	1,456,253,600	
	173回 利付国庫債券（20年）	1,960,000,000	1,594,244,400	
	174回 利付国庫債券（20年）	1,870,000,000	1,512,156,800	
	175回 利付国庫債券（20年）	2,020,000,000	1,651,996,400	
	176回 利付国庫債券（20年）	2,200,000,000	1,789,062,000	
	177回 利付国庫債券（20年）	1,500,000,000	1,191,615,000	
	178回 利付国庫債券（20年）	1,900,000,000	1,527,334,000	
	179回 利付国庫債券（20年）	1,810,000,000	1,447,438,900	
	180回 利付国庫債券（20年）	2,240,000,000	1,878,956,800	
	181回 利付国庫債券（20年）	1,900,000,000	1,614,620,000	
	182回 利付国庫債券（20年）	1,750,000,000	1,533,315,000	
	183回 利付国庫債券（20年）	1,800,000,000	1,652,706,000	
	184回 利付国庫債券（20年）	1,580,000,000	1,374,900,200	
	185回 利付国庫債券（20年）	2,200,000,000	1,907,752,000	
	186回 利付国庫債券（20年）	2,300,000,000	2,129,892,000	
	187回 利付国庫債券（20年）	1,800,000,000	1,606,878,000	
	188回 利付国庫債券（20年）	1,450,000,000	1,358,708,000	
	189回 利付国庫債券（20年）	1,800,000,000	1,768,752,000	
	190回 利付国庫債券（20年）	1,200,000,000	1,157,292,000	
国債証券 合計		437,625,000,000	407,738,654,900	
地方債証券	760回 東京都公募公債	100,000,000	98,774,000	
	783回 東京都公募公債	110,000,000	107,226,900	
	796回 東京都公募公債	200,000,000	190,574,000	
	802回 東京都公募公債	400,000,000	380,400,000	
	813回 東京都公募公債	300,000,000	283,647,000	
	1回 東京都公募公債 30年	200,000,000	213,940,000	
	14回 東京都公募公債 30年	100,000,000	99,712,000	
	9回 東京都公募公債 20	200,000,000	204,312,000	

年			
10回 東京都公募公債 20年	300,000,000	306,936,000	
18回 東京都公募公債 20年	100,000,000	104,572,000	
21回 東京都公募公債 20年	100,000,000	104,981,000	
31回 東京都公募公債 20年	200,000,000	196,254,000	
28年度6回 北海道公募公債	100,000,000	98,865,000	
30年度8回 北海道公募公債	400,000,000	389,520,000	
30年度14回 北海道公募公債	400,000,000	387,304,000	
令和2年度19回 北海道公募公債	100,000,000	94,138,000	
36回2号 宮城県公募公債 10年	250,000,000	236,177,500	
237回 神奈川県公募公債	200,000,000	193,246,000	
251回 神奈川県公募公債 10年	200,000,000	188,790,000	
258回 神奈川県公募公債 10年	300,000,000	280,338,000	
3回 神奈川県公募公債 30年	100,000,000	110,388,000	
11回 神奈川県公募公債 20年	100,000,000	104,237,000	
16回 神奈川県公募公債 20年	300,000,000	315,963,000	
19回 神奈川県公募公債 20年	100,000,000	104,119,000	
413回 大阪府公募公債 10年	100,000,000	98,634,000	
419回 大阪府公募公債 10年	100,000,000	98,503,000	
464回 大阪府公募公債 10年	200,000,000	187,648,000	
467回 大阪府公募公債 10年	200,000,000	188,122,000	
469回 大阪府公募公債 10年	200,000,000	187,328,000	
472回 大阪府公募公債 10年	200,000,000	186,340,000	
474回 大阪府公募公債 10年	300,000,000	279,207,000	
10回 大阪府公募公債 20年	200,000,000	206,622,000	
13回 大阪府公募公債 20年	100,000,000	96,713,000	
14回 大阪府公募公債 20年	100,000,000	88,509,000	

0 年			
1 9 0 回 大阪府公募公債 5 年	300,000,000	295,335,000	
2 9 年度 1 3 回 京都府公募 公債	109,330,000	106,803,383	
令和 2 年度 1 回 京都府公募 公債	400,000,000	380,188,000	
令和 2 年度 1 4 回 京都府公 募公債	200,000,000	188,992,000	
令和元年度 1 6 回 兵庫県公 募公債	200,000,000	190,400,000	
令和 3 年度 2 回 兵庫県公募 公債	100,000,000	94,157,000	
2 回 兵庫県公募公債 3 0 年	100,000,000	106,277,000	
1 回 兵庫県公募公債 1 5 年	200,000,000	202,388,000	
5 回 兵庫県公募公債 1 5 年	300,000,000	303,108,000	
9 回 兵庫県公募公債 1 5 年	100,000,000	99,705,000	
5 回 兵庫県公募公債 1 2 年	100,000,000	99,473,000	
令和元年度 9 回 静岡県公 募公債	200,000,000	190,660,000	
令和 2 年度 1 0 回 静岡県 公募公債	100,000,000	94,593,000	
令和 2 年度 1 4 回 静岡県 公募公債	200,000,000	188,070,000	
2 回 静岡県公募公債 1 5 年	100,000,000	101,141,000	
4 回 静岡県公募公債 1 5 年	100,000,000	101,117,000	
8 回 静岡県公募公債 1 5 年	200,000,000	196,884,000	
7 回 静岡県公募公債 2 0 年	300,000,000	313,689,000	
2 2 年度 1 4 回 愛知県公募 公債	300,000,000	315,675,000	
2 4 年度 1 2 回 愛知県公募 公債 3 0 年	100,000,000	101,220,000	
2 6 年度 4 回 愛知県公募公 債 2 0 年	200,000,000	202,222,000	
2 7 年度 8 回 愛知県公募公 債 3 0 年	150,000,000	135,676,500	
3 0 年度 1 9 回 愛知県公募 公債	200,000,000	192,372,000	
令和元年度 7 回 愛知県公募 公債	300,000,000	192,714,000	
3 0 年度 3 回 広島県公募公 債	100,000,000	97,335,000	

令和2年 7回 広島県公募公債	200,000,000	188,964,000	
27年度 2回 広島県公募公債 30年	100,000,000	75,060,000	
令和2年 2回 広島県公募公債	100,000,000	80,512,000	
令和元年度第8回 埼玉県公募公債	200,000,000	190,532,000	
6回 埼玉県公募公債 30年	200,000,000	156,412,000	
12回 埼玉県公募公債 30年	300,000,000	196,395,000	
9回 埼玉県公募公債 20年	100,000,000	105,164,000	
13回 埼玉県公募公債 20年	100,000,000	102,212,000	
14回 埼玉県公募公債 20年	300,000,000	303,546,000	
15回 埼玉県公募公債 20年	100,000,000	97,066,000	
28年度8回 福岡県公募公債	100,000,000	98,744,000	
30年度6回 福岡県公募公債	200,000,000	193,720,000	
令和元年度1回 福岡県公募公債	200,000,000	191,090,000	
令和2年5回 福岡県公募公債	100,000,000	94,484,000	
24年度1回 福岡県公募公債 15年	100,000,000	101,059,000	
令和元年3回 福岡県公募公債 30年	200,000,000	130,838,000	
20回2号 福岡県公募公債	100,000,000	103,760,000	
21年度2回 福岡県公募公債 (20年)	100,000,000	105,342,000	
24年度2回 福岡県公募公債 (20年)	300,000,000	308,274,000	
27年度9回 千葉県公募公債	100,000,000	99,305,000	
令和3年 5回 千葉県公募公債	200,000,000	186,422,000	
14回 千葉県公募公債 20年	100,000,000	98,686,000	
18回 千葉県公募公債 20年	100,000,000	96,639,000	
21回 千葉県公募公債 20年	100,000,000	87,225,000	
令和3年度1回 長野県公募公債 10年	200,000,000	188,524,000	
5回 群馬県公募公債 20年	100,000,000	100,931,000	

1 5 7 回 共同発行市場公募 地方債	120,000,000	119,058,000	
1 5 9 回 共同発行市場公募 地方債	200,000,000	198,092,000	
1 6 0 回 共同発行市場公募 地方債	500,000,000	494,705,000	
1 6 6 回 共同発行市場公募 地方債	500,000,000	493,460,000	
1 6 9 回 共同発行市場公募 地方債	500,000,000	492,645,000	
1 7 3 回 共同発行市場公募 地方債	400,000,000	393,056,000	
1 7 4 回 共同発行市場公募 地方債	100,000,000	98,012,000	
1 7 8 回 共同発行市場公募 地方債	100,000,000	97,930,000	
1 7 9 回 共同発行市場公募 地方債	500,000,000	489,365,000	
1 8 9 回 共同発行市場公募 地方債	100,000,000	96,888,000	
1 9 4 回 共同発行市場公募 地方債	300,000,000	287,955,000	
1 9 6 回 共同発行市場公募 地方債	500,000,000	477,820,000	
2 0 3 回 共同発行市場公募 地方債	100,000,000	94,990,000	
2 2 7 回 共同発行市場公募 地方債	500,000,000	467,880,000	
2 2 8 回 共同発行市場公募 地方債	500,000,000	465,990,000	
3 0 年度 3 回 堺市公募公債	100,000,000	96,846,000	
令和 2 年度 1 回 福島県公募 公債	200,000,000	188,738,000	
2 9 年度 4 回 大阪市公募公 債	200,000,000	196,060,000	
令和 2 年 2 回 大阪市公募 公債	300,000,000	284,745,000	
6 回 大阪市公募公債 2 0 年	200,000,000	208,734,000	
5 1 1 回 名古屋市公募公債 1 0 年	200,000,000	189,590,000	
1 6 回 名古屋市公募公債 2 0 年	100,000,000	100,896,000	
1 7 回 名古屋市公募公債 2 0 年	100,000,000	97,114,000	
4 回 京都市公募公債 2 0 年	100,000,000	102,581,000	
9 回 京都市公募公債 2 0 年	200,000,000	211,136,000	
2 4 年度 1 2 回 神戸市公募 公債	200,000,000	206,386,000	

	30年度7回 神戸市公募公債 30年	300,000,000	292,035,000	
	令和3年度6回 神戸市公募公債 30年	200,000,000	135,550,000	
	令和元年度3回 横浜市公募公債	400,000,000	380,960,000	
	2回 横浜市公募公債 30年	100,000,000	109,304,000	
	17回 横浜市公募公債 20年	100,000,000	103,834,000	
	29回 横浜市公募公債 20年	100,000,000	101,000,000	
	23年度7回 札幌市公募公債 30年	100,000,000	101,559,000	
	29年度5回 札幌市公募公債 20年	300,000,000	262,632,000	
	第91回 川崎市公募公債	200,000,000	194,216,000	
	6回 川崎市公募公債 20年	200,000,000	209,332,000	
	5回 川崎市公募公債 30年	100,000,000	101,208,000	
	6回 北九州市公募公債 20年	100,000,000	103,687,000	
	11回 北九州市公募公債 20年	300,000,000	315,678,000	
	17回 北九州市公募公債 20年	100,000,000	100,932,000	
	22年度8回 福岡市公募公債	100,000,000	104,889,000	
	30年度7回 福岡市公募公債	200,000,000	173,730,000	
	2019年度5回 福岡市公募公債 20年	100,000,000	80,410,000	
	29年度2回 広島市公募公債	200,000,000	175,790,000	
	29年度6回 広島市公募公債	300,000,000	293,529,000	
	30年度2回 仙台市公募公債 20年	100,000,000	87,216,000	
	令和3年度3回 仙台市公募公債 5年	300,000,000	295,044,000	
	17回 さいたま市公募公債	200,000,000	190,482,000	
	令和2年度1回 高知県公募公債	200,000,000	188,738,000	
	30年度3回 岡山県公募公債 10年	200,000,000	192,640,000	
地方債証券 合計		26,539,330,000	25,528,208,283	
特殊債券	9回 新関西国際空港社債	200,000,000	200,514,000	
	12回 新関西国際空港社債	200,000,000	198,544,000	
	78回 日本政策投資銀行債券	300,000,000	295,491,000	

1 2 5 回 日本政策投資銀行 債券	500,000,000	396,970,000	
1 3 1 回 日本政策投資銀行 債券	100,000,000	67,243,000	
1 5 6 回 日本政策投資銀行 債券	400,000,000	373,264,000	
3 3 回 政保日本政策投資銀行 社債	300,000,000	297,807,000	
1 回 高速道路機構債	300,000,000	334,632,000	
1 9 回 高速道路機構債	150,000,000	160,488,000	
2 6 回 高速道路機構債	200,000,000	220,128,000	
3 6 回 高速道路機構債	300,000,000	324,702,000	
5 0 回 高速道路機構債	300,000,000	246,858,000	
7 5 回 日本高速道路保有・ 債務返済機構	100,000,000	104,456,000	
1 2 4 回 日本高速道路保 有・債務返済機構	100,000,000	100,714,000	
1 5 5 回 日本高速道路保 有・債務返済機構	100,000,000	97,302,000	
1 5 9 回 日本高速道路保 有・債務返済機構	100,000,000	89,230,000	
1 6 2 回 日本高速道路保 有・債務返済機構	100,000,000	84,697,000	
1 6 9 回 高速道路機構債	100,000,000	81,988,000	
1 7 2 回 高速道路機構債	200,000,000	171,320,000	
2 1 0 回 高速道路機構債	100,000,000	85,983,000	
9 7 回 政保日本高速道路保 有・債務返済機構	100,000,000	104,685,000	
1 1 6 回 政保日本高速道路 保有・債務返済機構	100,000,000	98,761,000	
1 2 1 回政保日本高速道路保 有・債務返済機構	500,000,000	518,675,000	
1 5 3 回 政保日本高速道路 保有・債務返済機構	100,000,000	104,170,000	
1 8 8 回 政保日本高速道路 保有・債務返済機構	100,000,000	100,841,000	
2 3 9 回政保日本高速道路保 有・債務返済機構	300,000,000	291,519,000	
2 5 0 回 政保日本高速道路 保有・債務返済機構	100,000,000	98,099,000	
2 6 0 回政保日本高速道路保 有・債務返済機構	200,000,000	174,864,000	
第2 6 2 回 政保道路債	500,000,000	479,865,000	
2 6 8 回 政保日本高速道路 保有・債務返済機構	100,000,000	85,284,000	
2 7 1 回 政保日本高速道路 保有・債務返済機構	300,000,000	297,690,000	
2 8 6 回 政保日本高速道路 保有・債務返済機構	200,000,000	173,244,000	
3 0 0 回 政保日本高速道路 保有・債務返済機構	100,000,000	98,599,000	

3 0 9 回政保日本高速道路保有・債務返済機構	800,000,000	787,352,000	
3 1 9 回政保日本高速道路保有・債務返済機構	200,000,000	177,138,000	
3 3 7 回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	87,276,000	
3 9 8 回 政保道路債	300,000,000	194,655,000	
4 1 3 回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	200,000,000	113,554,000	
4 1 8 回 高速道路機構債	200,000,000	132,678,000	
4 2 0 回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	200,000,000	134,252,000	
2 8 回 日本道路・機構承継債	500,000,000	556,860,000	
1 回 地方公共団体金融機構債券 20年	200,000,000	207,364,000	
1 回 地方公共団体金融機構債券 20年	300,000,000	314,271,000	
2 回 地方公共団体金融機構債券 20年	300,000,000	314,658,000	
1 3 回 地方公共団体金融機構債券 20年	100,000,000	105,301,000	
7 9 回 政保地方公共団体金融機構債券	300,000,000	303,120,000	
1 9 回 地方公共団体金融機構債券	200,000,000	207,794,000	
2 3 回 地方公共団体金融機構債券 20年	100,000,000	102,732,000	
2 4 回 地方公共団体金融機構債券 20年	200,000,000	205,670,000	
F 1 4 7 回 地方公共団体金融機構債券	200,000,000	201,500,000	
F 1 7 4 回 地方公共団体金融機構債券	300,000,000	302,607,000	
3 6 回 地方公共団体金融機構債券 20年	100,000,000	100,932,000	
3 9 回 地方公共団体金融機構債券	500,000,000	496,600,000	
4 2 回 地方公共団体金融機構債券 20年	300,000,000	286,071,000	
4 4 回 地方公共団体金融機構債券 20年	200,000,000	194,644,000	
2 8 8 回 政保地方公共団体金融機構債券	300,000,000	279,366,000	
8 3 回 地方公共団体金融機構債券 10年	400,000,000	396,716,000	
9 1 回 政保地方公共団体金融機構債券	100,000,000	98,663,000	
5 9 回 地方公共団体金融機構債券 20年	100,000,000	88,358,000	
9 6 回 地方公共団体金融機構債券	500,000,000	491,780,000	

構債券			
9 8 回 政保地方公共団体金融機構債券	100,000,000	98,273,000	
1 0 3 回 政保地方公共団体金融機構債券	100,000,000	97,880,000	
1 1 3 回 政保地方公共団体金融機構債券	100,000,000	97,222,000	
7 7 回 地方公共団体金融機構債券 2 0 年	300,000,000	235,305,000	
1 0 回 地方公共団体金融機構債券 3 0 年	300,000,000	192,633,000	
1 5 回 日本政策金融公庫債券	200,000,000	207,596,000	
4 0 回 政保日本政策金融公庫債券	103,000,000	102,257,370	
9 3 回 都市再生債券	100,000,000	99,821,000	
1 0 9 回 都市再生機構債券	200,000,000	197,082,000	
1 6 5 回 都市再生機構債券	200,000,000	133,878,000	
1 1 回 独立行政法人福祉医療機構	100,000,000	101,876,000	
3 9 回 住宅金融支援機構債券	200,000,000	208,806,000	
7 5 回 住宅金融支援機構債券	350,000,000	367,482,500	
8 0 回 住宅金融支援機構債券	100,000,000	101,084,000	
1 1 5 回 住宅金融支援機構債券	100,000,000	103,464,000	
1 2 4 回 住宅金融支援機構債券	100,000,000	101,214,000	
1 4 8 回 住宅金融支援機構債券	250,000,000	242,797,500	
1 5 9 回 住宅金融支援機構債券	100,000,000	95,762,000	
1 8 7 回 住宅金融支援機構債券	100,000,000	99,177,000	
2 2 2 回 住宅金融支援機構債券	300,000,000	293,739,000	
2 3 0 回 住宅金融支援機構債券	300,000,000	293,406,000	
2 3 3 回 住宅金融支援機構債券	100,000,000	85,604,000	
3 2 1 回 住宅金融支援機構債券	500,000,000	493,220,000	
3 2 5 回 住宅金融支援機構債券	500,000,000	493,220,000	
2 7 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	13,084,000	13,298,839	
2 9 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	82,575,000	84,261,181	
3 6 回貸付債権担保住宅金融	123,800,000	126,070,492	

支援機構債券			
3 8 回貸付債権担保住宅金融 支援機構債券	17,764,000	17,991,201	
4 9 回貸付債権担保住宅金融 支援機構債券	15,181,000	15,435,281	
5 2 回貸付債権担保住宅金融 支援機構債券	17,730,000	17,906,413	
5 3 回貸付債権担保住宅金融 支援機構債券	18,810,000	18,972,706	
6 0 回貸付債権担保住宅金融 支援機構債券	22,851,000	22,879,563	
6 4 回貸付債権担保住宅金融 支援機構債券	56,672,000	56,070,143	
7 6 回貸付債権担保住宅金融 支援機構債券	25,449,000	25,270,348	
8 2 回貸付債権担保住宅金融 支援機構債券	30,977,000	30,281,566	
8 4 回貸付債権担保住宅金融 支援機構債券	31,401,000	30,678,777	
8 6 回貸付債権担保住宅金融 支援機構債券	34,801,000	33,834,228	
9 0 回貸付債権担保住宅金融 支援機構債券	36,455,000	35,176,158	
9 3 回貸付債権担保住宅金融 支援機構債券	41,690,000	39,293,241	
9 6 回貸付債権担保住宅金融 支援機構債券	46,781,000	44,335,289	
9 9 回貸付債権担保住宅金融 支援機構債券	48,966,000	46,608,776	
1 1 4 回貸付債権担保住宅金 融支援機構債券	186,138,000	169,746,687	
1 1 7 回貸付債権担保住宅金 融支援機構債券	63,483,000	58,116,782	
1 1 8 回貸付債権担保住宅金 融支援機構債券	62,993,000	57,767,100	
1 1 9 回貸付債権担保住宅金 融支援機構債券	63,493,000	58,146,254	
1 2 6 回貸付債権担保住宅金 融支援機構債券	197,616,000	179,034,167	
1 2 8 回貸付債権担保住宅金 融支援機構債券	197,166,000	178,502,266	
1 3 0 回貸付債権担保住宅金 融支援機構債券	135,408,000	122,377,688	
1 3 1 回貸付債権担保住宅金 融支援機構債券	202,101,000	182,030,349	
1 3 2 回貸付債権担保住宅金 融支援機構債券	199,938,000	180,194,122	
1 3 7 回貸付債権担保住宅金 融支援機構債券	348,765,000	314,917,356	
1 3 9 回貸付債権担保住宅金 融支援機構債券	69,280,000	62,483,632	

	1 4 2 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	71,692,000	63,828,821	
	1 5 4 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	233,613,000	206,179,825	
	1 5 6 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	310,296,000	274,630,577	
	1 6 0 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	239,043,000	211,457,437	
	1 6 8 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	244,734,000	216,875,928	
	1 7 0 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	744,084,000	657,539,589	
	い第8 5 1 号 利付商工債	300,000,000	297,354,000	
	い第8 5 4 号 利付商工債	300,000,000	296,331,000	
	い第8 5 5 号 利付商工債	200,000,000	197,366,000	
	3 7 7 回 利附信金中金債（5年）	300,000,000	297,282,000	
	1 5 回 国際協力機構債	100,000,000	102,835,000	
	7 2 回 東日本高速道路社債	200,000,000	196,134,000	
	7 7 回 東日本高速道路社債	300,000,000	292,527,000	
	8 7 回 中日本高速道路債券	400,000,000	396,896,000	
	7 8 回 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	97,950,000	
	9 0 回 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	200,000,000	187,586,000	
特殊債券 合計		25,487,830,000	24,197,792,152	
社債券	2 5 回 フランス相互信用連合銀行（B F C M）円貨社債（2 0 1 7）	300,000,000	293,283,000	
	1 1 回 クレディ・アグリコル・エス・エー円貨社債（2 0 1 6）	100,000,000	99,010,000	
	3 7 回 成田国際空港社債	100,000,000	79,518,000	
	5 7 回 東日本高速道路社債	100,000,000	99,033,000	
	6 7 回 東日本高速道路社債	200,000,000	190,388,000	
	7 9 回 東日本高速道路社債	300,000,000	296,865,000	
	8 3 回 東日本高速道路社債	200,000,000	197,910,000	
	9 0 回 中日本高速道路債券	200,000,000	197,690,000	
	9 1 回 中日本高速道路債券	500,000,000	493,390,000	
	3 3 回 西日本高速道路債券	300,000,000	296,526,000	
	3 4 回 西日本高速道路債券	200,000,000	197,654,000	
	6 1 回 西日本高速道路債券	500,000,000	494,710,000	
	6 2 回 西日本高速道路債券	500,000,000	493,375,000	
	2 4 回 大和ハウス工業社債	200,000,000	197,868,000	
	3 回 ダイドーグループHD社債	300,000,000	284,013,000	
	9 回 野村不動産ホールディングス社債	100,000,000	88,646,000	
	3 0 回 東レ社債	300,000,000	294,948,000	
	4 2 回 王子ホールディング	200,000,000	198,156,000	

ス社債			
23回 三菱ケミカルホールディングス社債	200,000,000	173,502,000	
40回 三菱ケミカルホールディングス社債	100,000,000	98,909,000	
17回 ダイセル社債	300,000,000	283,140,000	
16回 武田薬品工業社債	500,000,000	462,375,000	
4回 ENEOSホールディングス社債	300,000,000	282,240,000	
14回 ブリヂストン社債	300,000,000	288,825,000	
35回 三菱マテリアル社債	300,000,000	296,565,000	
17回 パナソニック社債	100,000,000	99,055,000	
19回 パナソニック社債	100,000,000	94,611,000	
23回 パナソニック社債	200,000,000	187,234,000	
58回 川崎重工業社債	300,000,000	277,011,000	
5回 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス社債	100,000,000	97,083,000	
26回 トヨタ自動車社債	200,000,000	198,260,000	
26回 豊田通商社債	100,000,000	85,735,000	
73回 三井物産社債	400,000,000	382,888,000	
88回 三菱東京UFJ銀行社債	100,000,000	102,558,000	
12回 りそな銀行劣後社債	100,000,000	101,575,000	
20回 三井住友信託銀行社債	300,000,000	296,271,000	
28回 芙蓉総合リース社債	300,000,000	297,213,000	
17回 NTTファイナンス社債	300,000,000	292,908,000	
18回 NTTファイナンス社債	400,000,000	378,576,000	
69回 ホンダファイナンス社債	300,000,000	296,616,000	
81回 トヨタファイナンス社債	100,000,000	97,821,000	
96回 トヨタファイナンス社債	100,000,000	99,069,000	
80回 日立キャピタル社債	200,000,000	189,926,000	
86回 日立キャピタル社債	300,000,000	281,715,000	
23回 三井住友ファイナンス&リース社債	100,000,000	96,087,000	
27回 三井住友ファイナンス&リース社債	200,000,000	197,342,000	
31回 三井住友ファイナンス&リース社債	200,000,000	188,542,000	
56回 三菱UFJリース社債	300,000,000	293,532,000	
3回 野村ホールディングス社債	300,000,000	295,824,000	
106回 住友不動産社債	100,000,000	99,291,000	
108回 住友不動産社債	200,000,000	196,964,000	

8 0 回	東京急行電鉄社債	100,000,000	99,793,000	
4 3 回	京浜急行電鉄社債	100,000,000	83,315,000	
6 5 回	東日本旅客鉄道普通社債	100,000,000	103,940,000	
7 1 回	東日本旅客鉄道社債	100,000,000	103,121,000	
7 3 回	東日本旅客鉄道普通社債	200,000,000	208,554,000	
1 0 7 回	東日本旅客鉄道普通社債	100,000,000	85,812,000	
1 2 5 回	東日本旅客鉄道社債	100,000,000	76,625,000	
1 2 7 回	東日本旅客鉄道社債	100,000,000	85,700,000	
1 4 7 回	東日本旅客鉄道社債	100,000,000	94,805,000	
1 6 0 回	東日本旅客鉄道社債	100,000,000	57,282,000	
1 6 3 回	東日本旅客鉄道社債	300,000,000	297,207,000	
1 6 5 回	東日本旅客鉄道社債	200,000,000	157,936,000	
1 7 1 回	東日本旅客鉄道社債	200,000,000	130,208,000	
2 1 回	西日本旅客鉄道社債	100,000,000	104,035,000	
6 0 回	西日本旅客鉄道社債	200,000,000	189,332,000	
7 0 回	西日本旅客鉄道社債	100,000,000	67,142,000	
7 1 回	西日本旅客鉄道社債	100,000,000	58,054,000	
7 4 回	西日本旅客鉄道社債	100,000,000	93,462,000	
7 5 回	西日本旅客鉄道社債	200,000,000	157,476,000	
3 2 回	東海旅客鉄道社債	100,000,000	103,126,000	
4 回	東京地下鉄社債	120,000,000	122,294,400	
4 7 回	東京地下鉄社債	100,000,000	56,700,000	
7 回	ニッコンHD社債	300,000,000	284,463,000	
6 回	横浜高速鉄道社債	200,000,000	188,954,000	
1 2 回	ソフトバンク社債	400,000,000	385,828,000	
3 0 回	光通信社債	200,000,000	184,246,000	
5 2 7 回	中部電力社債	100,000,000	85,996,000	
5 3 2 回	中部電力社債	200,000,000	190,784,000	
5 0 8 回	関西電力社債	300,000,000	295,923,000	
5 3 0 回	関西電力社債	400,000,000	384,744,000	
5 3 1 回	関西電力社債	200,000,000	161,720,000	
5 4 1 回	関西電力社債	300,000,000	278,511,000	
3 9 6 回	中国電力社債	200,000,000	186,892,000	
4 2 5 回	中国電力社債	100,000,000	94,567,000	
3 0 7 回	北陸電力社債	100,000,000	100,118,000	
3 1 1 回	北陸電力社債	100,000,000	99,291,000	
4 8 8 回	東北電力社債	100,000,000	98,794,000	
5 2 1 回	東北電力社債	400,000,000	380,404,000	
5 2 5 回	東北電力社債	200,000,000	195,220,000	
5 3 6 回	東北電力社債	300,000,000	276,948,000	

	3 2 0 回 四国電力社債	300,000,000	279,564,000	
	4 6 3 回 九州電力社債	100,000,000	84,269,000	
	4 6 6 回 九州電力社債	100,000,000	83,122,000	
	4 9 1 回 九州電力社債	300,000,000	279,702,000	
	4 9 2 回 九州電力社債	100,000,000	77,060,000	
	4 9 3 回 九州電力社債	200,000,000	197,906,000	
	5 0 7 回 九州電力社債	200,000,000	187,170,000	
	3 4 0 回 北海道電力社債	300,000,000	295,956,000	
	3 5 0 回 北海道電力社債	200,000,000	167,664,000	
	5 4 回 電源開発社債	100,000,000	97,983,000	
	7 5 回 電源開発社債	200,000,000	185,148,000	
	4 1 回 東京瓦斯社債	200,000,000	173,200,000	
	5 2 回 東京瓦斯社債	100,000,000	81,025,000	
	5 5 回 東京瓦斯社債	100,000,000	77,860,000	
	5 7 回 東京瓦斯社債	300,000,000	164,565,000	
	7 回 ファーストリテイリング社債	200,000,000	194,862,000	
	8 回 ファーストリテイリング社債	200,000,000	172,362,000	
社債券 合計		22,220,000,000	20,810,986,400	
合計			478,275,641,735	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
貸借対照表

(単位：円)

2025年2月25日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	1,626,134,067
コール・ローン	960,952,371
国債証券	267,466,300,660
未収利息	2,143,916,425
前払費用	252,945,107
流動資産合計	272,450,248,630
資産合計	272,450,248,630
負債の部	
流動負債	
未払解約金	477,116,000
流動負債合計	477,116,000
負債合計	477,116,000
純資産の部	
元本等	
元本	114,176,423,318
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	157,796,709,312
元本等合計	271,973,132,630
純資産合計	271,973,132,630
負債純資産合計	272,450,248,630

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年2月27日 至 2025年2月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025年2月25日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	111,583,962,350円
同期中追加設定元本額	43,503,425,606円
同期中一部解約元本額	40,910,964,638円
元本の内訳	
ファンド名	
D I A M外国債券パッシブ・ファンド	6,725,039,420円
M I T O ラップ型ファンド（安定型）	1,342,501円
M I T O ラップ型ファンド（中立型）	9,594,059円
M I T O ラップ型ファンド（積極型）	28,521,275円
グローバル8資産ラップファンド（安定型）	16,425,401円
グローバル8資産ラップファンド（中立型）	26,606,872円
グローバル8資産ラップファンド（積極型）	14,268,157円
たわらノーロード 先進国債券	23,638,767,538円
たわらノーロード バランス（8資産均等型）	4,354,397,246円
たわらノーロード バランス（堅実型）	76,192,408円
たわらノーロード バランス（標準型）	498,458,694円
たわらノーロード バランス（積極型）	128,378,845円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（保守型）	16,883,366円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）	964,068,959円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）	1,867,642,712円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）	994,871,253円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（積極型）	757,272,547円
たわらノーロード 最適化バランス（保守型）	1,663,550円
たわらノーロード 最適化バランス（安定型）	12,286,824円
たわらノーロード 最適化バランス（安定成長型）	169,398,873円
たわらノーロード 最適化バランス（成長型）	34,763,172円
たわらノーロード 最適化バランス（積極型）	27,943,955円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（安定型）	66,500円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（バランス型）	309,390円
マスターズ・マルチアセット・ファンド（積極型）	38,895円
D I A M外国債券インデックスファンド<DC年金>	6,993,228,490円
O n e DC 先進国債券インデックスファンド	2,959,594,346円
O n e グローバルバランス	156,908,727円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 1 安定型	767,862,745円

D I A M バランス・ファンド<DC年金> 2 安定・成長型	2,642,102,545円
D I A M バランス・ファンド<DC年金> 3 成長型	3,282,796,815円
D I A M DC バランス30インデックスファンド	378,021,222円
D I A M DC バランス50インデックスファンド	843,657,822円
D I A M DC バランス70インデックスファンド	862,345,801円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	24,571,338円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	952,077,302円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	17,134,851円
D I A M DC 8資産バランスファンド(新興国10)	155,013,865円
D I A M DC 8資産バランスファンド(新興国20)	170,483,763円
D I A M DC 8資産バランスファンド(新興国30)	295,956,500円
クルーズコントロール	430,349,032円
D I A M 8資産バランスファンドN<DC年金>	225,130,824円
4資産分散投資・ハイクラス<DC年金>	1,168,152,914円
4資産分散投資・スタンダード<DC年金>	1,006,561,174円
9資産分散投資・スタンダード<DC年金>	184,341,347円
4資産分散投資・ミドルクラス<DC年金>	793,811,193円
O n e グローバル最適化バランス(安定型)<ラップ向け>	4,906,979円
O n e グローバル最適化バランス(成長型)<ラップ向け>	44,568,451円
D I A M パッシブ資産分散ファンド	821,364,544円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2019-12(適格機関投資家限定)	335,491,533円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-06(適格機関投資家限定)	336,854,608円
マルチアセット・インカム戦略ファンド20-08(適格機関投資家限定)	201,654,408円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-09(適格機関投資家限定)	202,536,018円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-03(適格機関投資家限定)	405,619,801円
インカム重視マルチアセット運用ファンドII 2021-04(適格機関投資家限定)	858,749,021円
マルチアセット・インカム戦略ファンド(内外株式債券型・シグナルヘッジ付き)2021-06(適格機関投資家限定)	210,071,881円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-09(適格機関投資家限定)	233,373,880円
マルチアセット・インカム戦略ファンド(内外株式債券型・シグナルヘッジ付き)2022-05(適格機関投資家限定)	212,491,621円
予兆モデル活用型戦略ファンド2024-01(適格機関投資家限定)	836,077,710円
D I A M 為替フルヘッジ型外国債券パッシブ私募ファンド(適格機関投資家向け)	5,783,239,901円
D I A M 外国債券パッシブファンド(適格機関投資家向け)	1,345,052,579円
外国債券パッシブファンド(適格機関投資家限定)	2,507,362,545円
A M O n e マルチアセット・インカム戦略ファンド(シグナルヘッジ付き)(適格機関投資家限定)	21,073,442円
D I A M ワールドバランス25VA(適格機関投資家限定)	38,880,475円
インカム重視マルチアセット運用ファンド(適格機関投資家限定)	561,840,352円
D I A M グローバル・バランスファンド25VA(適格機関投資家限定)	274,882,750円
D I A M グローバル・バランスファンド50VA(適格機関投資家限定)	193,559,847円
D I A M 国際分散バランスファンド30VA(適格機関投資家限定)	10,363,534円

D I A M国際分散バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	18,148,612円
D I A M国内重視バランスファンド30VA（適格機関投資家限定）	5,766,608円
D I A M国内重視バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	52,200円
D I A M世界バランスファンド40VA（適格機関投資家限定）	125,904円
D I A M世界バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	1,955,397円
D I A Mバランスファンド25VA（適格機関投資家限定）	943,433,693円
D I A Mバランスファンド37.5VA（適格機関投資家限定）	1,118,767,479円
D I A Mバランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	2,175,919,187円
D I A Mグローバル・アセット・バランスVA（適格機関投資家限定）	44,134,270円
D I A Mグローバル・アセット・バランスVA2（適格機関投資家限定）	86,734,232円
D I A M アクサ グローバル バランスファンド30VA（適格機関投資家限定）	872,447,325円
D I A M世界アセットバランスファンドVA（適格機関投資家向け）	163,891,074円
D I A M世界バランスファンド55VA（適格機関投資家限定）	153,860円
D I A M世界アセットバランスファンド2VA（適格機関投資家限定）	125,973,821円
D I A M世界アセットバランスファンド3VA（適格機関投資家限定）	115,244,314円
D I A M世界アセットバランスファンド4VA（適格機関投資家限定）	154,625,335円
D I A M世界バランス25VA（適格機関投資家限定）	28,696,568円
動的パッケージファンド<DC年金>	55,001,214円
コア資産形成ファンド	22,352,187円
たわらノーロード 外国債券（為替ヘッジなし）<ラップ専用>	1,043,482,432円
たわらノーロード 外国債券（為替ヘッジあり）<ラップ専用>	15,176,112,066円
MHAM動的パッケージファンド〔適格機関投資家限定〕	5,895,370,274円
MHAM外国債券パッシブファンド〔適格機関投資家限定〕	6,012,714,358円
計	114,176,423,318円
2. 受益権の総数	114,176,423,318口

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年2月27日 至 2025年2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年2月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸

差額	借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2025年2月25日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	1,097,966,579
合計	1,097,966,579

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2025年2月22日から2025年2月25日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2025年2月25日現在
1口当たり純資産額	2.3820円
(1万口当たり純資産額)	(23,820円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

2025年2月25日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US T N/B 0.375 07/31/27	3,780,000.000	3,451,538.670	
		US T N/B 0.375 09/30/27	3,810,000.000	3,457,872.630	
		US T N/B 0.5 02/28/26	5,170,000.000	4,981,261.070	
		US T N/B 0.5 04/30/27	2,970,000.000	2,745,451.750	
		US T N/B 0.5 05/31/27	2,980,000.000	2,746,023.450	
		US T N/B 0.5 06/30/27	2,680,000.000	2,462,564.060	
		US T N/B 0.5 08/31/27	3,060,000.000	2,794,521.100	

US T N/B 0.5 10/31/27	3,660,000.000	3,322,021.870	
US T N/B 0.625 03/31/27	3,200,000.000	2,974,562.490	
US T N/B 0.625 05/15/30	4,050,000.000	3,366,562.500	
US T N/B 0.625 07/31/26	5,100,000.000	4,850,279.310	
US T N/B 0.625 08/15/30	5,740,000.000	4,728,437.080	
US T N/B 0.625 11/30/27	3,900,000.000	3,541,687.500	
US T N/B 0.625 12/31/27	4,020,000.000	3,639,827.330	
US T N/B 0.75 01/31/28	4,180,000.000	3,788,288.250	
US T N/B 0.75 03/31/26	5,720,000.000	5,509,968.740	
US T N/B 0.75 04/30/26	6,000,000.000	5,764,218.710	
US T N/B 0.75 05/31/26	5,630,000.000	5,393,474.010	
US T N/B 0.75 08/31/26	4,950,000.000	4,702,790.010	
US T N/B 0.875 06/30/26	4,510,000.000	4,316,387.070	
US T N/B 0.875 09/30/26	4,510,000.000	4,282,033.570	
US T N/B 0.875 11/15/30	4,680,000.000	3,881,200.780	
US T N/B 1.0 07/31/28	5,270,000.000	4,736,721.260	
US T N/B 1.125 02/15/31	4,890,000.000	4,089,931.050	
US T N/B 1.125 02/28/27	3,300,000.000	3,108,574.220	
US T N/B 1.125 02/29/28	5,500,000.000	5,029,599.630	
US T N/B 1.125 05/15/40	1,800,000.000	1,117,757.800	
US T N/B 1.125 08/15/40	2,460,000.000	1,513,188.280	
US T N/B 1.125 08/31/28	4,230,000.000	3,808,652.320	
US T N/B 1.125 10/31/26	4,490,000.000	4,269,007.800	
US T N/B 1.25 03/31/28	4,610,000.000	4,221,841.580	
US T N/B 1.25 04/30/28	2,200,000.000	2,009,519.520	
US T N/B 1.25 05/15/50	2,380,000.000	1,163,364.440	
US T N/B 1.25 05/31/28	4,140,000.000	3,772,008.970	
US T N/B 1.25 06/30/28	3,500,000.000	3,180,898.420	
US T N/B 1.25 08/15/31	8,360,000.000	6,925,410.950	
US T N/B 1.25 09/30/28	4,980,000.000	4,493,574.610	
US T N/B 1.25 11/30/26	4,700,000.000	4,468,947.240	
US T N/B 1.25 12/31/26	4,290,000.000	4,069,550.960	
US T N/B 1.375 08/15/50	4,770,000.000	2,395,154.880	
US T N/B 1.375 08/31/26	2,800,000.000	2,686,414.040	
US T N/B 1.375 10/31/28	4,710,000.000	4,259,974.190	
US T N/B 1.375 11/15/31	5,890,000.000	4,886,514.260	
US T N/B 1.375 11/15/40	2,000,000.000	1,274,609.380	
US T N/B 1.375 12/31/28	4,600,000.000	4,141,796.840	
US T N/B 1.5 01/31/27	2,940,000.000	2,795,411.710	
US T N/B 1.5 02/15/30	2,830,000.000	2,484,541.010	
US T N/B 1.5 11/30/28	3,500,000.000	3,173,173.810	
US T N/B 1.625 05/15/26	5,170,000.000	5,013,789.270	
US T N/B 1.625 05/15/31	7,340,000.000	6,277,276.910	
US T N/B 1.625 08/15/29	3,460,000.000	3,100,957.420	
US T N/B 1.625 09/30/26	5,050,000.000	4,854,016.610	
US T N/B 1.625 10/31/26	2,410,000.000	2,311,199.400	
US T N/B 1.625 11/15/50	4,280,000.000	2,297,239.820	
US T N/B 1.625 11/30/26	1,810,000.000	1,732,403.320	
US T N/B 1.75 01/31/29	4,500,000.000	4,102,119.130	
US T N/B 1.75 08/15/41	4,810,000.000	3,202,313.870	

US T N/B 1.75 11/15/29	4,250,000.000	3,807,734.370	
US T N/B 1.75 12/31/26	2,110,000.000	2,020,531.050	
US T N/B 1.875 02/15/32	7,080,000.000	6,042,614.040	
US T N/B 1.875 02/15/41	3,100,000.000	2,137,607.400	
US T N/B 1.875 02/15/51	4,780,000.000	2,734,682.830	
US T N/B 1.875 02/28/27	5,210,000.000	4,981,757.230	
US T N/B 1.875 02/28/29	4,700,000.000	4,297,654.280	
US T N/B 1.875 06/30/26	2,880,000.000	2,793,937.500	
US T N/B 1.875 07/31/26	3,200,000.000	3,098,437.500	
US T N/B 1.875 11/15/51	5,370,000.000	3,048,314.050	
US T N/B 2.0 02/15/50	1,800,000.000	1,075,007.800	
US T N/B 2.0 08/15/51	5,810,000.000	3,414,055.850	
US T N/B 2.0 11/15/26	4,500,000.000	4,338,369.130	
US T N/B 2.0 11/15/41	4,150,000.000	2,865,283.210	
US T N/B 2.125 05/31/26	2,850,000.000	2,777,970.680	
US T N/B 2.25 02/15/27	3,780,000.000	3,643,565.620	
US T N/B 2.25 02/15/52	5,000,000.000	3,114,746.090	
US T N/B 2.25 03/31/26	3,300,000.000	3,231,421.870	
US T N/B 2.25 05/15/41	3,420,000.000	2,491,990.980	
US T N/B 2.25 08/15/27	4,240,000.000	4,051,021.880	
US T N/B 2.25 08/15/46	1,570,000.000	1,041,658.190	
US T N/B 2.25 08/15/49	4,140,000.000	2,635,530.430	
US T N/B 2.25 11/15/27	3,270,000.000	3,109,437.890	
US T N/B 2.375 02/15/42	3,610,000.000	2,638,049.800	
US T N/B 2.375 03/31/29	4,000,000.000	3,724,296.880	
US T N/B 2.375 04/30/26	2,060,000.000	2,017,311.310	
US T N/B 2.375 05/15/27	3,830,000.000	3,684,878.910	
US T N/B 2.375 05/15/29	3,770,000.000	3,503,964.600	
US T N/B 2.375 05/15/51	4,760,000.000	3,072,152.350	
US T N/B 2.375 11/15/49	4,490,000.000	2,932,355.840	
US T N/B 2.5 02/15/45	1,200,000.000	853,945.300	
US T N/B 2.5 02/15/46	2,870,000.000	2,014,941.780	
US T N/B 2.5 02/28/26	2,280,000.000	2,241,353.000	
US T N/B 2.5 03/31/27	3,000,000.000	2,901,386.710	
US T N/B 2.5 05/15/46	1,730,000.000	1,209,783.600	
US T N/B 2.625 02/15/29	5,330,000.000	5,022,379.890	
US T N/B 2.625 05/31/27	4,910,000.000	4,747,164.450	
US T N/B 2.625 07/31/29	3,070,000.000	2,872,968.340	
US T N/B 2.75 02/15/28	4,540,000.000	4,359,641.410	
US T N/B 2.75 04/30/27	2,500,000.000	2,426,708.970	
US T N/B 2.75 05/31/29	3,300,000.000	3,111,667.970	
US T N/B 2.75 07/31/27	4,120,000.000	3,985,375.780	
US T N/B 2.75 08/15/32	7,840,000.000	7,052,784.340	
US T N/B 2.75 08/15/42	1,240,000.000	955,042.170	
US T N/B 2.75 08/15/47	2,230,000.000	1,610,565.220	
US T N/B 2.75 11/15/42	1,056,000.000	809,448.750	
US T N/B 2.75 11/15/47	2,250,000.000	1,621,054.670	
US T N/B 2.875 04/30/29	4,000,000.000	3,795,156.230	
US T N/B 2.875 05/15/28	4,560,000.000	4,381,607.820	
US T N/B 2.875 05/15/32	7,050,000.000	6,418,667.000	

US T N/B 2.875 05/15/43	2,890,000.000	2,244,039.840	
US T N/B 2.875 05/15/49	1,200,000.000	873,281.250	
US T N/B 2.875 05/15/52	7,010,000.000	5,027,621.280	
US T N/B 2.875 08/15/28	3,530,000.000	3,380,595.490	
US T N/B 2.875 08/15/45	1,470,000.000	1,111,859.760	
US T N/B 2.875 11/15/46	1,580,000.000	1,177,840.610	
US T N/B 3.0 02/15/47	1,960,000.000	1,490,786.710	
US T N/B 3.0 02/15/48	2,650,000.000	1,996,091.780	
US T N/B 3.0 02/15/49	2,010,000.000	1,501,454.290	
US T N/B 3.0 05/15/42	1,080,000.000	867,923.430	
US T N/B 3.0 05/15/45	1,290,000.000	998,742.180	
US T N/B 3.0 05/15/47	2,620,000.000	1,987,566.790	
US T N/B 3.0 08/15/48	2,510,000.000	1,881,764.640	
US T N/B 3.0 08/15/52	4,740,000.000	3,486,862.500	
US T N/B 3.0 11/15/44	1,800,000.000	1,399,921.880	
US T N/B 3.125 02/15/42	1,360,000.000	1,117,218.750	
US T N/B 3.125 02/15/43	1,540,000.000	1,246,016.390	
US T N/B 3.125 05/15/48	2,830,000.000	2,176,446.870	
US T N/B 3.125 08/15/44	1,590,000.000	1,265,416.400	
US T N/B 3.125 08/31/27	4,540,000.000	4,427,298.040	
US T N/B 3.125 08/31/29	3,110,000.000	2,969,624.800	
US T N/B 3.125 11/15/28	4,180,000.000	4,025,454.270	
US T N/B 3.125 11/15/41	1,020,000.000	840,862.500	
US T N/B 3.25 05/15/42	3,060,000.000	2,550,019.900	
US T N/B 3.25 06/30/27	2,700,000.000	2,646,158.190	
US T N/B 3.25 06/30/29	3,500,000.000	3,364,921.860	
US T N/B 3.375 05/15/33	6,700,000.000	6,247,095.650	
US T N/B 3.375 05/15/44	1,730,000.000	1,436,170.300	
US T N/B 3.375 08/15/42	2,920,000.000	2,469,110.940	
US T N/B 3.375 09/15/27	4,000,000.000	3,923,593.760	
US T N/B 3.375 11/15/48	2,450,000.000	1,963,253.870	
US T N/B 3.5 01/31/28	3,680,000.000	3,611,646.860	
US T N/B 3.5 01/31/30	2,700,000.000	2,610,984.370	
US T N/B 3.5 02/15/33	7,250,000.000	6,836,665.010	
US T N/B 3.5 02/15/39	1,000,000.000	897,851.560	
US T N/B 3.5 04/30/28	4,500,000.000	4,408,593.750	
US T N/B 3.5 04/30/30	3,000,000.000	2,894,941.410	
US T N/B 3.5 09/30/26	4,000,000.000	3,958,281.240	
US T N/B 3.5 09/30/29	3,500,000.000	3,394,042.960	
US T N/B 3.625 02/15/44	1,630,000.000	1,407,912.500	
US T N/B 3.625 02/15/53	4,800,000.000	3,996,749.980	
US T N/B 3.625 03/31/28	3,500,000.000	3,443,808.570	
US T N/B 3.625 03/31/30	2,500,000.000	2,428,271.470	
US T N/B 3.625 05/15/26	3,900,000.000	3,873,415.990	
US T N/B 3.625 05/15/53	3,510,000.000	2,922,349.200	
US T N/B 3.625 05/31/28	2,500,000.000	2,457,324.220	
US T N/B 3.625 08/15/43	1,470,000.000	1,274,909.170	
US T N/B 3.625 08/31/29	4,000,000.000	3,902,578.110	
US T N/B 3.625 09/30/31	2,500,000.000	2,402,441.400	
US T N/B 3.75 04/15/26	6,000,000.000	5,970,117.180	

US T N/B 3.75 05/31/30	3,500,000.000	3,415,849.600	
US T N/B 3.75 06/30/30	3,200,000.000	3,121,750.010	
US T N/B 3.75 08/15/27	3,500,000.000	3,465,546.870	
US T N/B 3.75 08/15/41	3,720,000.000	3,347,128.090	
US T N/B 3.75 08/31/31	2,000,000.000	1,936,718.760	
US T N/B 3.75 11/15/43	1,460,000.000	1,286,453.890	
US T N/B 3.75 12/31/28	1,500,000.000	1,475,566.410	
US T N/B 3.75 12/31/30	2,600,000.000	2,528,398.440	
US T N/B 3.875 02/15/43	3,500,000.000	3,159,228.510	
US T N/B 3.875 05/15/43	1,300,000.000	1,170,761.720	
US T N/B 3.875 08/15/33	7,000,000.000	6,757,050.790	
US T N/B 3.875 08/15/34	8,000,000.000	7,681,875.030	
US T N/B 3.875 08/15/40	1,100,000.000	1,013,783.190	
US T N/B 3.875 09/30/29	2,950,000.000	2,905,980.430	
US T N/B 3.875 10/15/27	4,000,000.000	3,970,312.480	
US T N/B 3.875 11/30/27	3,300,000.000	3,274,154.300	
US T N/B 3.875 11/30/29	2,800,000.000	2,755,867.180	
US T N/B 3.875 12/31/27	4,600,000.000	4,563,433.580	
US T N/B 3.875 12/31/29	2,800,000.000	2,754,828.130	
US T N/B 4.0 01/15/27	4,000,000.000	3,987,265.640	
US T N/B 4.0 01/31/29	1,500,000.000	1,488,515.620	
US T N/B 4.0 01/31/31	2,000,000.000	1,970,195.320	
US T N/B 4.0 02/15/26	2,000,000.000	1,995,688.320	
US T N/B 4.0 02/15/34	7,500,000.000	7,287,744.150	
US T N/B 4.0 02/28/30	3,000,000.000	2,966,308.590	
US T N/B 4.0 02/29/28	4,700,000.000	4,675,582.040	
US T N/B 4.0 06/30/28	3,500,000.000	3,479,902.330	
US T N/B 4.0 07/31/29	1,400,000.000	1,387,476.560	
US T N/B 4.0 07/31/30	3,500,000.000	3,455,019.540	
US T N/B 4.0 10/31/29	2,800,000.000	2,771,617.180	
US T N/B 4.0 11/15/42	3,120,000.000	2,870,400.000	
US T N/B 4.0 11/15/52	4,760,000.000	4,243,279.650	
US T N/B 4.0 12/15/27	4,400,000.000	4,379,890.630	
US T N/B 4.125 02/15/27	4,000,000.000	3,996,718.760	
US T N/B 4.125 03/31/29	2,500,000.000	2,491,015.620	
US T N/B 4.125 03/31/31	2,200,000.000	2,179,976.560	
US T N/B 4.125 06/15/26	4,700,000.000	4,696,052.750	
US T N/B 4.125 07/31/28	2,500,000.000	2,494,873.050	
US T N/B 4.125 07/31/31	2,000,000.000	1,980,078.120	
US T N/B 4.125 08/15/44	2,000,000.000	1,849,687.500	
US T N/B 4.125 08/15/53	4,100,000.000	3,737,566.390	
US T N/B 4.125 08/31/30	2,500,000.000	2,481,640.620	
US T N/B 4.125 09/30/27	4,000,000.000	3,996,015.640	
US T N/B 4.125 10/31/27	3,340,000.000	3,335,890.210	
US T N/B 4.125 10/31/29	4,000,000.000	3,982,031.240	
US T N/B 4.125 10/31/31	2,500,000.000	2,472,509.770	
US T N/B 4.125 11/15/27	4,000,000.000	3,994,375.000	
US T N/B 4.125 11/15/32	8,100,000.000	7,991,314.410	
US T N/B 4.125 11/30/29	4,000,000.000	3,982,968.760	
US T N/B 4.125 11/30/31	3,000,000.000	2,966,718.750	

US T N/B 4. 25 01/15/28	5,500,000.000	5,510,097.670	
US T N/B 4. 25 02/15/54	4,200,000.000	3,912,562.500	
US T N/B 4. 25 02/28/29	4,930,000.000	4,935,873.650	
US T N/B 4. 25 02/28/31	2,000,000.000	1,995,781.240	
US T N/B 4. 25 03/15/27	3,850,000.000	3,855,865.240	
US T N/B 4. 25 05/15/39	950,000.000	921,982.410	
US T N/B 4. 25 06/30/29	2,000,000.000	2,001,640.620	
US T N/B 4. 25 06/30/31	2,800,000.000	2,791,796.860	
US T N/B 4. 25 08/15/54	3,000,000.000	2,798,906.240	
US T N/B 4. 25 11/15/34	5,800,000.000	5,731,578.090	
US T N/B 4. 25 11/15/40	2,000,000.000	1,923,281.220	
US T N/B 4. 375 02/15/38	500,000.000	496,191.400	
US T N/B 4. 375 05/15/34	8,500,000.000	8,490,205.110	
US T N/B 4. 375 05/15/40	1,500,000.000	1,467,392.580	
US T N/B 4. 375 05/15/41	1,430,000.000	1,391,512.880	
US T N/B 4. 375 07/15/27	3,500,000.000	3,516,132.830	
US T N/B 4. 375 08/15/26	4,000,000.000	4,010,781.240	
US T N/B 4. 375 08/15/43	2,000,000.000	1,923,828.120	
US T N/B 4. 375 08/31/28	3,500,000.000	3,519,208.980	
US T N/B 4. 375 11/15/39	500,000.000	490,371.090	
US T N/B 4. 375 11/30/28	4,000,000.000	4,022,500.000	
US T N/B 4. 375 11/30/30	3,000,000.000	3,013,593.750	
US T N/B 4. 375 12/15/26	1,800,000.000	1,805,941.400	
US T N/B 4. 375 12/31/29	3,800,000.000	3,822,859.350	
US T N/B 4. 5 02/15/36	500,000.000	507,910.150	
US T N/B 4. 5 02/15/44	1,300,000.000	1,267,830.080	
US T N/B 4. 5 04/15/27	4,300,000.000	4,328,218.750	
US T N/B 4. 5 05/15/27	3,500,000.000	3,523,242.170	
US T N/B 4. 5 05/15/38	500,000.000	502,324.220	
US T N/B 4. 5 05/31/29	2,700,000.000	2,728,845.690	
US T N/B 4. 5 07/15/26	4,100,000.000	4,117,296.870	
US T N/B 4. 5 08/15/39	980,000.000	975,253.110	
US T N/B 4. 5 11/15/33	7,000,000.000	7,063,027.370	
US T N/B 4. 5 11/15/54	4,500,000.000	4,381,875.000	
US T N/B 4. 5 12/31/31	2,000,000.000	2,021,875.000	
US T N/B 4. 625 02/15/40	1,390,000.000	1,399,176.160	
US T N/B 4. 625 03/15/26	3,630,000.000	3,644,975.310	
US T N/B 4. 625 04/30/29	3,000,000.000	3,045,878.910	
US T N/B 4. 625 04/30/31	3,000,000.000	3,052,617.180	
US T N/B 4. 625 05/15/44	2,000,000.000	1,980,000.000	
US T N/B 4. 625 05/15/54	4,600,000.000	4,563,164.070	
US T N/B 4. 625 05/31/31	2,000,000.000	2,034,765.620	
US T N/B 4. 625 06/15/27	4,500,000.000	4,544,472.640	
US T N/B 4. 625 09/15/26	3,500,000.000	3,523,173.810	
US T N/B 4. 625 09/30/28	2,300,000.000	2,331,984.370	
US T N/B 4. 625 09/30/30	3,000,000.000	3,051,738.270	
US T N/B 4. 625 10/15/26	3,400,000.000	3,423,640.600	
US T N/B 4. 625 11/15/26	3,900,000.000	3,927,802.740	
US T N/B 4. 625 11/15/44	2,000,000.000	1,977,500.000	
US T N/B 4. 75 02/15/41	2,230,000.000	2,268,676.560	

	US T N/B 4.75 11/15/43	2,020,000.000	2,037,201.550	
	US T N/B 4.75 11/15/53	3,100,000.000	3,133,421.870	
	US T N/B 4.875 04/30/26	2,000,000.000	2,014,960.940	
	US T N/B 4.875 10/31/28	3,000,000.000	3,067,910.160	
	US T N/B 4.875 10/31/30	4,500,000.000	4,634,296.870	
	US T N/B 5.0 05/15/37	800,000.000	844,500.000	
	US T N/B 5.25 11/15/28	1,350,000.000	1,397,830.070	
	US T N/B 5.375 02/15/31	1,860,000.000	1,967,167.970	
	US T N/B 6.125 11/15/27	3,200,000.000	3,364,124.990	
	US T N/B 6.25 05/15/30	5,259,000.000	5,747,717.230	
	アメリカ・ドル 小計	924,315,000.000 (138,859,842,450)	846,093,596.600 (127,108,641,020)	
イギリス・ポンド	UK TREASURY 0.125 01/31/28	1,340,000.000	1,201,741.900	
	UK TREASURY 0.25 07/31/31	1,440,000.000	1,123,823.830	
	UK TREASURY 0.375 10/22/26	2,430,000.000	2,292,757.240	
	UK TREASURY 0.375 10/22/30	990,000.000	804,705.830	
	UK TREASURY 0.5 01/31/29	1,880,000.000	1,639,457.860	
	UK TREASURY 0.5 10/22/61	880,000.000	249,656.000	
	UK TREASURY 0.625 07/31/35	1,950,000.000	1,318,458.140	
	UK TREASURY 0.625 10/22/50	1,640,000.000	618,608.000	
	UK TREASURY 0.875 01/31/46	1,250,000.000	584,500.000	
	UK TREASURY 0.875 07/31/33	2,800,000.000	2,103,864.000	
	UK TREASURY 0.875 10/22/29	1,430,000.000	1,239,477.970	
	UK TREASURY 1.0 01/31/32	2,870,000.000	2,306,657.880	
	UK TREASURY 1.125 01/31/39	1,670,000.000	1,054,080.340	
	UK TREASURY 1.125 10/22/73	2,840,000.000	982,072.000	
	UK TREASURY 1.25 07/22/27	1,900,000.000	1,781,529.540	
	UK TREASURY 1.25 07/31/51	1,730,000.000	777,499.290	
	UK TREASURY 1.25 10/22/41	1,150,000.000	675,970.000	
	UK TREASURY 1.5 07/22/26	930,000.000	898,371.760	
	UK TREASURY 1.5 07/22/47	1,200,000.000	633,863.940	
	UK TREASURY 1.5 07/31/53	1,410,000.000	658,047.000	
	UK TREASURY 1.625 10/22/28	1,030,000.000	947,089.520	
	UK TREASURY 1.625 10/22/54	1,270,000.000	606,925.310	
	UK TREASURY 1.625	830,000.000	348,434.000	

10/22/71			
UK TREASURY 1.75 01/22/49	1,230,000.000	670,842.000	
UK TREASURY 1.75 07/22/57	1,310,000.000	632,175.720	
UK TREASURY 1.75 09/07/37	1,190,000.000	860,013.000	
UK TREASURY 2.5 07/22/65	1,250,000.000	712,625.000	
UK TREASURY 3.25 01/22/44	1,660,000.000	1,297,622.000	
UK TREASURY 3.25 01/31/33	2,600,000.000	2,394,808.010	
UK TREASURY 3.5 01/22/45	1,050,000.000	845,040.000	
UK TREASURY 3.5 07/22/68	880,000.000	647,944.640	
UK TREASURY 3.75 01/29/38	1,550,000.000	1,401,110.960	
UK TREASURY 3.75 03/07/27	1,700,000.000	1,684,943.900	
UK TREASURY 3.75 07/22/52	1,370,000.000	1,094,395.530	
UK TREASURY 3.75 10/22/53	800,000.000	634,180.760	
UK TREASURY 4.0 01/22/60	1,300,000.000	1,071,200.000	
UK TREASURY 4.0 10/22/31	1,400,000.000	1,372,001.420	
UK TREASURY 4.0 10/22/63	820,000.000	670,596.000	
UK TREASURY 4.125 01/29/27	2,440,000.000	2,436,484.110	
UK TREASURY 4.125 07/22/29	2,300,000.000	2,290,325.620	
UK TREASURY 4.25 03/07/36	1,000,000.000	965,700.000	
UK TREASURY 4.25 06/07/32	2,470,000.000	2,460,012.300	
UK TREASURY 4.25 07/31/34	1,100,000.000	1,075,013.500	
UK TREASURY 4.25 09/07/39	1,660,000.000	1,556,512.190	
UK TREASURY 4.25 12/07/27	1,210,000.000	1,217,517.360	
UK TREASURY 4.25 12/07/40	1,690,000.000	1,566,968.000	
UK TREASURY 4.25 12/07/46	1,280,000.000	1,137,152.000	
UK TREASURY 4.25 12/07/49	1,147,000.000	1,008,636.550	
UK TREASURY 4.25 12/07/55	1,512,000.000	1,309,089.600	
UK TREASURY 4.375 01/31/40	1,100,000.000	1,040,930.000	
UK TREASURY 4.375 03/07/28	400,000.000	401,700.280	

	UK TREASURY 4.375 03/07/30	400,000.000	401,730.480	
	UK TREASURY 4.375 07/31/54	1,180,000.000	1,043,120.000	
	UK TREASURY 4.5 06/07/28	1,700,000.000	1,715,704.260	
	UK TREASURY 4.5 09/07/34	1,250,000.000	1,247,677.880	
	UK TREASURY 4.5 12/07/42	1,745,000.000	1,643,266.500	
	UK TREASURY 4.625 01/31/34	1,350,000.000	1,360,738.440	
	UK TREASURY 4.75 10/22/43	1,350,000.000	1,301,940.000	
	UK TREASURY 4.75 12/07/30	1,995,000.000	2,049,699.700	
	UK TREASURY 4.75 12/07/38	1,430,000.000	1,423,217.380	
	UK TREASURY 6.0 12/07/28	1,180,000.000	1,261,007.350	
イギリス・ポンド 小計		89,859,000.000 (17,036,367,810)	72,751,233.790 (13,792,906,414)	
イスラエル・ シュケル	ISRAEL FIXED BOND 0.5 02/27/26	1,430,000.000	1,379,302.210	
	ISRAEL FIXED BOND 02/28/29	1,700,000.000	1,674,510.200	
	ISRAEL FIXED BOND 03/30/35	1,300,000.000	1,267,442.800	
	ISRAEL FIXED BOND 08/31/29	700,000.000	711,815.300	
	ISRAEL FIXED BOND 1.0 03/31/30	3,810,000.000	3,266,899.740	
	ISRAEL FIXED BOND 1.3 04/30/32	2,350,000.000	1,931,309.900	
	ISRAEL FIXED BOND 1.5 05/31/37	2,490,000.000	1,814,096.970	
	ISRAEL FIXED BOND 11/29/52	1,130,000.000	799,184.590	
	ISRAEL FIXED BOND 2.0 03/31/27	1,660,000.000	1,588,981.880	
	ISRAEL FIXED BOND 2.25 09/28/28	3,810,000.000	3,569,874.750	
	ISRAEL FIXED BOND 3.75 03/31/47	1,810,000.000	1,598,049.000	
	ISRAEL FIXED BOND 5.5 01/31/42	1,410,000.000	1,572,660.420	
	ISRAEL FIXED BOND 6.25 10/30/26	1,220,000.000	1,259,887.900	
イスラエル・シュケル 小計		24,820,000.000 (1,042,732,876)	22,434,015.660 (942,493,379)	
オーストラリ ア・ドル	AUSTRALIAN 0.5 09/21/26	1,515,000.000	1,438,462.200	
	AUSTRALIAN 1.0 11/21/31	2,070,000.000	1,684,193.400	
	AUSTRALIAN 1.0 12/21/30	1,120,000.000	942,222.400	
	AUSTRALIAN 1.25 05/21/32	2,300,000.000	1,873,419.000	

	AUSTRALIAN 1.5 06/21/31	2,310,000.000	1,972,116.300	
	AUSTRALIAN 1.75 06/21/51	1,420,000.000	747,559.000	
	AUSTRALIAN 1.75 11/21/32	1,450,000.000	1,208,517.000	
	AUSTRALIAN 2.25 05/21/28	1,080,000.000	1,027,641.600	
	AUSTRALIAN 2.5 05/21/30	1,660,000.000	1,542,289.400	
	AUSTRALIAN 2.75 05/21/41	960,000.000	743,222.400	
	AUSTRALIAN 2.75 06/21/35	1,650,000.000	1,417,960.500	
	AUSTRALIAN 2.75 11/21/27	1,130,000.000	1,098,054.900	
	AUSTRALIAN 2.75 11/21/28	1,600,000.000	1,537,632.000	
	AUSTRALIAN 2.75 11/21/29	1,600,000.000	1,516,816.000	
	AUSTRALIAN 3.0 03/21/47	1,090,000.000	807,973.400	
	AUSTRALIAN 3.0 11/21/33	1,520,000.000	1,369,200.800	
	AUSTRALIAN 3.25 04/21/29	2,400,000.000	2,339,424.000	
	AUSTRALIAN 3.25 06/21/39	550,000.000	470,360.000	
	AUSTRALIAN 3.5 12/21/34	1,820,000.000	1,685,538.400	
	AUSTRALIAN 3.75 04/21/37	1,080,000.000	1,000,900.800	
	AUSTRALIAN 3.75 05/21/34	1,340,000.000	1,274,139.000	
	AUSTRALIAN 4.25 04/21/26	1,250,000.000	1,255,037.500	
	AUSTRALIAN 4.25 06/21/34	300,000.000	296,499.000	
	AUSTRALIAN 4.5 04/21/33	2,060,000.000	2,085,111.400	
	AUSTRALIAN 4.75 04/21/27	1,740,000.000	1,772,451.000	
	AUSTRALIAN 4.75 06/21/54	800,000.000	771,976.000	
	オーストラリア・ドル 小計		37,815,000.000 (3,601,878,750)	33,878,717.400 (3,226,947,832)
オフショア・人民元	CHINA GOVERNMENT BOND 1.42 11/15/27	15,000,000.000	14,967,230.850	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.62 08/15/27	34,440,000.000	34,562,382.540	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.67 06/15/26	4,000,000.000	4,010,672.800	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.74 10/15/29	21,000,000.000	21,106,184.400	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.85 05/15/27	19,000,000.000	19,148,855.500	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.87 09/15/31	22,000,000.000	22,168,326.400	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1.91 07/15/29	32,000,000.000	32,425,472.000	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.04 02/25/27	35,000,000.000	35,378,861.000	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.04 11/25/34	8,000,000.000	8,160,629.600	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.05 04/15/29	29,040,000.000	29,544,433.510	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.11 08/25/34	25,000,000.000	25,729,865.000	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.12 06/25/31	21,410,000.000	21,911,754.050	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2.18 08/15/26	50,000,000.000	50,509,285.000	

CHINA GOVERNMENT BOND 2.27 05/25/34	21,590,000.000	22,541,855.600	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.28 03/25/31	23,000,000.000	23,724,847.300	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.3 05/15/26	49,500,000.000	50,034,748.500	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.35 02/25/34	21,000,000.000	21,974,202.600	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.37 01/15/29	29,000,000.000	29,832,279.700	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.39 11/15/26	35,000,000.000	35,538,944.000	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.4 07/15/28	30,000,000.000	30,786,513.000	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.44 10/15/27	21,000,000.000	21,482,779.500	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.48 04/15/27	25,100,000.000	25,607,627.420	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.5 07/25/27	31,410,000.000	32,090,180.400	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.52 08/25/33	25,000,000.000	26,440,422.500	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.54 12/25/30	23,000,000.000	24,048,641.300	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.55 10/15/28	27,000,000.000	27,901,470.600	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.6 09/01/32	19,300,000.000	20,444,611.590	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.6 09/15/30	34,000,000.000	35,581,608.600	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.62 04/15/28	24,000,000.000	24,761,580.000	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.62 06/25/30	18,000,000.000	18,849,358.800	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.62 09/25/29	18,000,000.000	18,777,706.200	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.67 05/25/33	19,500,000.000	20,816,991.000	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.67 11/25/33	24,880,000.000	26,667,436.420	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.68 05/21/30	33,600,000.000	35,311,083.360	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.69 08/12/26	46,600,000.000	47,450,114.480	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.69 08/15/32	16,000,000.000	17,035,180.800	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.75 02/17/32	15,500,000.000	16,533,493.500	
CHINA GOVERNMENT BOND 2.75 06/15/29	22,000,000.000	23,013,493.800	
CHINA GOVERNMENT BOND	9,000,000.000	9,623,691.000	

2.76 05/15/32			
CHINA GOVERNMENT BOND	22,000,000.000	23,165,518.200	
2.79 12/15/29			
CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.000	11,520,491.400	
2.8 03/24/29			
CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.000	10,551,985.000	
2.8 03/25/30			
CHINA GOVERNMENT BOND	19,300,000.000	20,748,713.970	
2.8 11/15/32			
CHINA GOVERNMENT BOND	28,000,000.000	28,877,175.600	
2.85 06/04/27			
CHINA GOVERNMENT BOND	11,200,000.000	12,166,136.640	
2.88 02/25/33			
CHINA GOVERNMENT BOND	11,100,000.000	11,908,399.680	
2.89 11/18/31			
CHINA GOVERNMENT BOND	20,100,000.000	21,051,694.800	
2.91 10/14/28			
CHINA GOVERNMENT BOND	14,900,000.000	18,052,147.150	
3.0 10/15/53			
CHINA GOVERNMENT BOND	32,000,000.000	33,509,868.800	
3.01 05/13/28			
CHINA GOVERNMENT BOND	21,000,000.000	22,680,651.000	
3.02 05/27/31			
CHINA GOVERNMENT BOND	12,000,000.000	12,219,792.000	
3.03 03/11/26			
CHINA GOVERNMENT BOND	11,500,000.000	14,065,878.850	
3.12 10/25/52			
CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.000	8,574,348.800	
3.13 11/21/29			
CHINA GOVERNMENT BOND	15,800,000.000	19,647,110.400	
3.19 04/15/53			
CHINA GOVERNMENT BOND	18,450,000.000	18,914,556.240	
3.25 06/06/26			
CHINA GOVERNMENT BOND	9,000,000.000	9,836,739.000	
3.27 11/19/30			
CHINA GOVERNMENT BOND	18,500,000.000	19,449,605.000	
3.28 12/03/27			
CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.000	11,812,381.900	
3.29 05/23/29			
CHINA GOVERNMENT BOND	8,820,000.000	11,131,925.740	
3.32 04/15/52			
CHINA GOVERNMENT BOND	16,100,000.000	20,380,376.590	
3.39 03/16/50			
CHINA GOVERNMENT BOND	10,450,000.000	13,585,820.320	
3.53 10/18/51			
CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.000	5,282,423.000	
3.59 08/03/27			
CHINA GOVERNMENT BOND	10,600,000.000	14,160,728.680	
3.72 04/12/51			
CHINA GOVERNMENT BOND	15,000,000.000	20,412,699.000	
3.81 09/14/50			

	CHINA GOVERNMENT BOND 3.86 07/22/49	16,300,000.000	22,020,224.200	
	CHINA GOVERNMENT BOND 4.08 10/22/48	10,300,000.000	14,343,086.810	
オフショア・人民元 小計		1,375,290,000.000 (28,451,174,346)	1,456,565,293.390 (30,132,548,850)	
カナダ・ドル	CANADA 0.25 03/01/26	1,810,000.000	1,765,055.420	
	CANADA 0.5 12/01/30	2,600,000.000	2,279,136.460	
	CANADA 1.0 06/01/27	1,150,000.000	1,109,031.950	
	CANADA 1.0 09/01/26	2,670,000.000	2,604,395.430	
	CANADA 1.25 03/01/27	2,110,000.000	2,051,948.730	
	CANADA 1.25 06/01/30	1,940,000.000	1,792,729.050	
	CANADA 1.5 06/01/26	1,700,000.000	1,675,442.570	
	CANADA 1.5 06/01/31	2,370,000.000	2,182,957.320	
	CANADA 1.5 12/01/31	1,840,000.000	1,679,984.430	
	CANADA 1.75 12/01/53	2,180,000.000	1,567,222.910	
	CANADA 2.0 06/01/28	930,000.000	910,762.210	
	CANADA 2.0 06/01/32	2,390,000.000	2,241,767.360	
	CANADA 2.0 12/01/51	2,910,000.000	2,253,341.430	
	CANADA 2.25 06/01/29	600,000.000	589,734.640	
	CANADA 2.25 12/01/29	900,000.000	879,372.490	
	CANADA 2.5 12/01/32	2,320,000.000	2,243,743.230	
	CANADA 2.75 03/01/30	400,000.000	399,296.960	
	CANADA 2.75 06/01/33	1,730,000.000	1,698,800.670	
	CANADA 2.75 09/01/27	1,050,000.000	1,051,824.000	
	CANADA 2.75 12/01/48	500,000.000	458,462.950	
	CANADA 2.75 12/01/55	1,450,000.000	1,304,531.750	
	CANADA 2.75 12/01/64	380,000.000	345,723.780	
	CANADA 3.0 04/01/26	1,350,000.000	1,353,440.010	
	CANADA 3.0 06/01/34	1,700,000.000	1,693,032.340	
	CANADA 3.25 06/01/35	750,000.000	759,847.980	
	CANADA 3.25 09/01/28	1,400,000.000	1,425,066.510	
	CANADA 3.25 12/01/33	1,620,000.000	1,648,156.870	
	CANADA 3.25 12/01/34	370,000.000	375,561.720	
	CANADA 3.5 03/01/28	1,030,000.000	1,054,058.910	
	CANADA 3.5 03/01/34	1,450,000.000	1,502,148.170	
	CANADA 3.5 09/01/29	1,300,000.000	1,340,405.310	
	CANADA 3.5 12/01/45	900,000.000	935,257.770	
	CANADA 4.0 03/01/29	1,700,000.000	1,781,269.180	
	CANADA 4.0 05/01/26	500,000.000	507,195.860	
	CANADA 4.0 06/01/41	590,000.000	648,961.250	
	CANADA 4.0 08/01/26	500,000.000	508,888.790	
	CANADA 5.0 06/01/37	330,000.000	392,706.550	
	CANADA 5.75 06/01/29	640,000.000	718,746.360	
	CANADA 5.75 06/01/33	1,010,000.000	1,209,627.590	
カナダ・ドル 小計		53,070,000.000 (5,586,148,200)	50,939,636.910 (5,361,906,181)	
シンガポール・ドル	SINGAPORE 1.25 11/01/26	510,000.000	497,683.870	
	SINGAPORE 1.625 07/01/31	840,000.000	782,460.000	

	SINGAPORE 1.875 03/01/50	630,000.000	519,750.000	
	SINGAPORE 1.875 10/01/51	570,000.000	464,550.000	
	SINGAPORE 2.125 06/01/26	590,000.000	585,450.830	
	SINGAPORE 2.25 08/01/36	770,000.000	725,725.000	
	SINGAPORE 2.375 07/01/39	240,000.000	225,631.200	
	SINGAPORE 2.625 05/01/28	240,000.000	239,208.000	
	SINGAPORE 2.625 08/01/32	550,000.000	542,025.000	
	SINGAPORE 2.75 03/01/46	660,000.000	647,311.500	
	SINGAPORE 2.75 04/01/42	660,000.000	648,120.000	
	SINGAPORE 2.875 07/01/29	620,000.000	623,710.700	
	SINGAPORE 2.875 09/01/27	200,000.000	200,820.120	
	SINGAPORE 2.875 09/01/30	620,000.000	623,224.000	
	SINGAPORE 3.0 04/01/29	320,000.000	323,424.000	
	SINGAPORE 3.0 08/01/72	125,000.000	128,062.500	
	SINGAPORE 3.25 06/01/54	160,000.000	173,141.600	
	SINGAPORE 3.375 05/01/34	310,000.000	322,928.550	
	SINGAPORE 3.5 03/01/27	800,000.000	812,564.000	
	シンガポール・ドル 小計		9,415,000.000 (1,055,892,250)	9,085,790.870 (1,018,971,446)
スウェーデン・ クローナ	SWEDEN 0.125 05/12/31	4,820,000.000	4,250,173.550	
	SWEDEN 0.75 05/12/28	4,490,000.000	4,311,747.000	
	SWEDEN 0.75 11/12/29	3,960,000.000	3,721,014.000	
	SWEDEN 1.0 11/12/26	7,010,000.000	6,895,737.000	
	SWEDEN 1.75 11/11/33	3,200,000.000	3,062,976.000	
	SWEDEN 2.25 05/11/35	1,100,000.000	1,089,407.270	
	SWEDEN 2.25 06/01/32	4,030,000.000	4,033,521.410	
	SWEDEN 3.5 03/30/39	3,900,000.000	4,359,147.000	
スウェーデン・クローナ 小計		32,510,000.000 (458,065,900)	31,723,723.230 (446,987,260)	
デンマーク・ク ローネ	DENMARK 0.0 11/15/31	5,080,000.000	4,425,119.130	
	DENMARK 0.25 11/15/52	4,560,000.000	2,582,117.060	
	DENMARK 0.5 11/15/27	2,850,000.000	2,748,538.570	
	DENMARK 0.5 11/15/29	5,140,000.000	4,800,843.600	
	DENMARK 2.25 11/15/26	1,210,000.000	1,218,825.610	
	DENMARK 2.25 11/15/33	1,940,000.000	1,949,307.530	
	DENMARK 4.5 11/15/39	7,330,000.000	9,212,985.370	
デンマーク・クローネ 小計		28,110,000.000 (592,277,700)	26,937,736.870 (567,578,116)	
ニュージーラン ド・ドル	NEW ZEALAND 0.25 05/15/28	1,050,000.000	935,791.520	
	NEW ZEALAND 0.5 05/15/26	380,000.000	365,979.800	
	NEW ZEALAND 1.5 05/15/31	1,310,000.000	1,104,985.000	
	NEW ZEALAND 1.75 05/15/41	400,000.000	256,826.880	
	NEW ZEALAND 2.0 05/15/32	1,410,000.000	1,203,801.810	
	NEW ZEALAND 2.75 04/15/37	790,000.000	642,543.900	
	NEW ZEALAND 2.75	810,000.000	530,900.990	

	05/15/51			
	NEW ZEALAND 3.0 04/20/29	750,000.000	721,477.530	
	NEW ZEALAND 3.5 04/14/33	910,000.000	850,895.080	
	NEW ZEALAND 4.25 05/15/34	130,000.000	127,170.730	
	NEW ZEALAND 4.25 05/15/36	100,000.000	95,400.000	
	NEW ZEALAND 4.5 04/15/27	800,000.000	812,412.070	
	NEW ZEALAND 4.5 05/15/30	200,000.000	203,335.860	
	NEW ZEALAND 4.5 05/15/35	450,000.000	445,365.700	
ニュージーランド・ドル 小計		9,490,000.000 (816,045,100)	8,296,886.870 (713,449,302)	
ノルウェー・ク ローネ	NORWAY 1.25 09/17/31	2,950,000.000	2,502,167.870	
	NORWAY 1.375 08/19/30	4,610,000.000	4,050,046.350	
	NORWAY 1.5 02/19/26	3,510,000.000	3,425,935.500	
	NORWAY 1.75 02/17/27	4,700,000.000	4,523,033.250	
	NORWAY 1.75 09/06/29	2,920,000.000	2,670,358.220	
	NORWAY 2.0 04/26/28	2,420,000.000	2,293,797.000	
	NORWAY 2.125 05/18/32	2,530,000.000	2,246,545.120	
	NORWAY 3.0 08/15/33	3,500,000.000	3,264,143.750	
	NORWAY 3.5 10/06/42	2,760,000.000	2,621,793.000	
	NORWAY 3.625 04/13/34	1,570,000.000	1,530,396.750	
ノルウェー・クローネ 小計		31,470,000.000 (424,845,000)	29,128,216.810 (393,230,927)	
ポーランド・ズ ロチ	POLAND 0.25 10/25/26	2,280,000.000	2,104,320.300	
	POLAND 04/25/26	600,000.000	566,970.000	
	POLAND 1.25 10/25/30	7,420,000.000	5,892,426.030	
	POLAND 1.75 04/25/32	4,350,000.000	3,353,445.450	
	POLAND 2.5 07/25/26	1,420,000.000	1,369,334.400	
	POLAND 2.5 07/25/27	5,060,000.000	4,747,357.780	
	POLAND 2.75 04/25/28	3,360,000.000	3,114,577.190	
	POLAND 2.75 10/25/29	2,000,000.000	1,778,060.000	
	POLAND 3.75 05/25/27	2,620,000.000	2,538,502.930	
	POLAND 4.75 07/25/29	1,800,000.000	1,746,137.240	
	POLAND 5.0 01/25/30	1,900,000.000	1,852,701.870	
	POLAND 5.0 10/25/34	1,750,000.000	1,638,609.870	
	POLAND 5.75 04/25/29	3,790,000.000	3,824,898.320	
	POLAND 6.0 10/25/33	1,690,000.000	1,709,942.000	
	POLAND 7.5 07/25/28	3,400,000.000	3,618,852.900	
ポーランド・ズロチ 小計		43,440,000.000 (1,646,593,200)	39,856,136.280 (1,510,746,846)	
マレーシア・リ ンギット	MALAYSIA 2.632 04/15/31	2,000,000.000	1,879,657.200	
	MALAYSIA 3.502 05/31/27	1,250,000.000	1,251,559.370	
	MALAYSIA 3.582 07/15/32	1,400,000.000	1,384,686.630	
	MALAYSIA 3.733 06/15/28	2,000,000.000	2,012,084.200	
	MALAYSIA 3.757 05/22/40	1,400,000.000	1,365,297.240	
	MALAYSIA 3.828 07/05/34	2,270,000.000	2,276,218.890	

	MALAYSIA 3.844 04/15/33	1,660,000.000	1,664,563.160	
	MALAYSIA 3.885 08/15/29	1,100,000.000	1,113,066.130	
	MALAYSIA 3.892 03/15/27	1,000,000.000	1,009,178.700	
	MALAYSIA 3.899 11/16/27	2,030,000.000	2,052,706.360	
	MALAYSIA 3.9 11/30/26	1,660,000.000	1,675,721.680	
	MALAYSIA 3.906 07/15/26	1,220,000.000	1,229,302.500	
	MALAYSIA 4.054 04/18/39	650,000.000	656,891.100	
	MALAYSIA 4.065 06/15/50	1,700,000.000	1,679,597.980	
	MALAYSIA 4.232 06/30/31	670,000.000	687,743.400	
	MALAYSIA 4.254 05/31/35	2,400,000.000	2,485,263.120	
	MALAYSIA 4.392 04/15/26	1,050,000.000	1,062,883.810	
	MALAYSIA 4.457 03/31/53	1,720,000.000	1,798,996.500	
	MALAYSIA 4.498 04/15/30	1,200,000.000	1,246,432.560	
	MALAYSIA 4.504 04/30/29	1,590,000.000	1,647,151.750	
	MALAYSIA 4.642 11/07/33	500,000.000	531,271.050	
	MALAYSIA 4.696 10/15/42	1,160,000.000	1,257,768.280	
	MALAYSIA 4.736 03/15/46	300,000.000	326,770.500	
	MALAYSIA 4.762 04/07/37	1,900,000.000	2,051,946.800	
	MALAYSIA 4.893 06/08/38	500,000.000	548,487.500	
	MALAYSIA 4.921 07/06/48	1,990,000.000	2,229,607.940	
	MALAYSIA 4.935 09/30/43	1,600,000.000	1,780,258.560	
マレーシア・リンギット 小計		37,920,000.000 (1,288,661,904)	38,905,112.910 (1,322,139,686)	
メキシコ・ペソ	MEXICAN BONDS 03/01/29	25,000,000.000	24,322,250.000	
	MEXICAN BONDS 03/04/27	28,080,000.000	26,297,933.680	
	MEXICAN BONDS 05/24/35	11,500,000.000	10,252,940.000	
	MEXICAN BONDS 05/26/33	27,290,000.000	23,972,081.800	
	MEXICAN BONDS 07/31/53	22,290,000.000	17,679,772.670	
	MEXICAN BONDS 09/03/26	16,850,000.000	16,423,189.500	
	MEXICAN BONDS 10.0 11/20/36	4,805,000.000	4,915,226.360	
	MEXICAN BONDS 5.75 03/05/26	31,672,000.000	30,708,924.780	
	MEXICAN BONDS 7.5 06/03/27	19,146,000.000	18,571,015.930	
	MEXICAN BONDS 7.75 05/29/31	33,648,000.000	30,926,244.540	
	MEXICAN BONDS 7.75 11/13/42	19,707,000.000	15,811,783.130	
	MEXICAN BONDS 7.75 11/23/34	13,035,000.000	11,448,274.070	
	MEXICAN BONDS 8.0 11/07/47	17,461,000.000	14,064,635.720	
	MEXICAN BONDS 8.5 05/31/29	18,419,000.000	17,878,994.140	
	MEXICAN BONDS 8.5 11/18/38	21,642,000.000	19,345,492.930	
メキシコ・ペソ 小計		310,545,000.000 (2,277,350,703)	282,618,759.250 (2,072,556,409)	
ユーロ	AUSTRIA 0.0 02/20/30	1,280,000.000	1,132,793.600	

AUSTRIA 0.0 02/20/31	1,360,000.000	1,167,772.160	
AUSTRIA 0.0 10/20/40	770,000.000	478,555.000	
AUSTRIA 0.25 10/20/36	640,000.000	469,248.000	
AUSTRIA 0.5 02/20/29	1,520,000.000	1,413,850.800	
AUSTRIA 0.5 04/20/27	1,190,000.000	1,147,836.780	
AUSTRIA 0.7 04/20/71	360,000.000	155,908.080	
AUSTRIA 0.75 02/20/28	1,055,000.000	1,009,259.940	
AUSTRIA 0.75 03/20/51	590,000.000	342,529.650	
AUSTRIA 0.75 10/20/26	1,330,000.000	1,299,453.220	
AUSTRIA 0.85 06/30/20	310,000.000	123,807.000	
AUSTRIA 0.9 02/20/32	600,000.000	532,960.800	
AUSTRIA 1.5 11/02/86	190,000.000	109,763.000	
AUSTRIA 1.85 05/23/49	460,000.000	362,168.890	
AUSTRIA 2.0 07/15/26	460,000.000	459,183.370	
AUSTRIA 2.1 09/20/17	390,000.000	284,608.350	
AUSTRIA 2.4 05/23/34	2,370,000.000	2,290,727.050	
AUSTRIA 2.9 02/20/33	1,150,000.000	1,163,219.250	
AUSTRIA 2.9 02/20/34	450,000.000	452,835.000	
AUSTRIA 2.9 05/23/29	400,000.000	407,774.000	
AUSTRIA 3.15 06/20/44	550,000.000	551,073.600	
AUSTRIA 3.15 10/20/53	420,000.000	414,717.970	
AUSTRIA 3.2 07/15/39	400,000.000	405,800.000	
AUSTRIA 3.8 01/26/62	480,000.000	541,288.060	
AUSTRIA 4.15 03/15/37	1,010,000.000	1,129,221.410	
AUSTRIA 6.25 07/15/27	615,000.000	671,536.950	
BELGIUM 0.0 10/22/27	1,030,000.000	970,981.000	
BELGIUM 0.0 10/22/31	1,040,000.000	872,089.920	
BELGIUM 0.1 06/22/30	1,600,000.000	1,407,680.000	
BELGIUM 0.35 06/22/32	1,050,000.000	882,525.000	
BELGIUM 0.4 06/22/40	780,000.000	507,144.300	
BELGIUM 0.65 06/22/71	870,000.000	332,397.480	
BELGIUM 0.8 06/22/27	960,000.000	929,713.570	
BELGIUM 0.8 06/22/28	940,000.000	891,402.000	
BELGIUM 0.9 06/22/29	1,240,000.000	1,163,099.840	
BELGIUM 1.0 06/22/26	1,340,000.000	1,320,526.450	
BELGIUM 1.0 06/22/31	1,440,000.000	1,303,685.990	
BELGIUM 1.25 04/22/33	1,260,000.000	1,121,248.800	
BELGIUM 1.4 06/22/53	1,540,000.000	946,573.320	
BELGIUM 1.45 06/22/37	1,060,000.000	874,606.000	
BELGIUM 1.6 06/22/47	920,000.000	651,082.100	
BELGIUM 1.7 06/22/50	1,020,000.000	706,518.940	
BELGIUM 1.9 06/22/38	500,000.000	428,235.620	
BELGIUM 2.15 06/22/66	450,000.000	312,795.000	
BELGIUM 2.25 06/22/57	390,000.000	286,827.840	
BELGIUM 2.7 10/22/29	250,000.000	252,399.500	
BELGIUM 2.75 04/22/39	320,000.000	301,538.560	
BELGIUM 2.85 10/22/34	720,000.000	711,841.320	
BELGIUM 3.0 06/22/33	1,200,000.000	1,211,911.200	
BELGIUM 3.0 06/22/34	580,000.000	583,104.450	
BELGIUM 3.1 06/22/35	400,000.000	401,731.520	

BELGIUM 3.3 06/22/54	420,000.000	395,106.490	
BELGIUM 3.45 06/22/43	240,000.000	240,341.080	
BELGIUM 3.75 06/22/45	640,000.000	665,809.770	
BELGIUM 4.0 03/28/32	740,000.000	799,046.080	
BELGIUM 4.25 03/28/41	880,000.000	975,205.330	
BELGIUM 4.5 03/28/26	670,000.000	686,573.250	
BELGIUM 5.0 03/28/35	1,170,000.000	1,370,361.900	
BELGIUM 5.5 03/28/28	1,600,000.000	1,750,131.200	
BUNDESOBL 0.0 04/10/26	1,010,000.000	987,325.500	
BUNDESOBL 0.0 04/16/27	2,460,000.000	2,355,832.790	
BUNDESOBL 0.0 10/09/26	2,760,000.000	2,671,404.000	
BUNDESOBL 1.3 10/15/27	2,580,000.000	2,532,270.000	
BUNDESOBL 1.3 10/15/27	2,050,000.000	2,012,177.500	
BUNDESOBL 2.1 04/12/29	1,400,000.000	1,396,150.000	
BUNDESOBL 2.1 04/12/29	500,000.000	498,750.000	
BUNDESOBL 2.2 04/13/28	1,700,000.000	1,705,780.000	
BUNDESOBL 2.4 04/18/30	600,000.000	604,830.000	
BUNDESOBL 2.4 10/19/28	2,000,000.000	2,018,500.000	
BUNDESOBL 2.5 10/11/29	1,500,000.000	1,519,200.000	
BUNDESSCHAT 2.7 09/17/26	2,100,000.000	2,119,110.000	
DEUTSCHLAND 0.0 02/15/30	2,020,000.000	1,816,081.000	
DEUTSCHLAND 0.0 02/15/31	1,340,000.000	1,175,850.000	
DEUTSCHLAND 0.0 02/15/32	1,350,000.000	1,153,642.500	
DEUTSCHLAND 0.0 05/15/35	1,460,000.000	1,134,420.000	
DEUTSCHLAND 0.0 05/15/36	1,780,000.000	1,341,497.000	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/30	1,530,000.000	1,359,175.500	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/30	1,390,000.000	1,235,223.500	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/31	1,490,000.000	1,290,936.000	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/31	800,000.000	693,848.400	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/50	2,040,000.000	1,040,132.460	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/50	1,140,000.000	580,716.000	
DEUTSCHLAND 0.0 08/15/52	1,290,000.000	622,489.500	
DEUTSCHLAND 0.0 11/15/27	1,620,000.000	1,533,168.000	
DEUTSCHLAND 0.0 11/15/28	1,660,000.000	1,538,574.730	
DEUTSCHLAND 0.25 02/15/27	2,970,000.000	2,868,871.500	
DEUTSCHLAND 0.25 02/15/29	1,630,000.000	1,517,671.810	
DEUTSCHLAND 0.25 08/15/28	1,770,000.000	1,663,711.500	
DEUTSCHLAND 0.5 02/15/28	2,120,000.000	2,026,508.000	
DEUTSCHLAND 0.5 08/15/27	3,110,000.000	2,997,412.530	
DEUTSCHLAND 08/15/26	2,290,000.000	2,223,607.170	
DEUTSCHLAND 08/15/29	1,390,000.000	1,265,617.580	
DEUTSCHLAND 1.0 05/15/38	2,160,000.000	1,768,824.000	
DEUTSCHLAND 1.25 08/15/48	2,420,000.000	1,816,149.500	
DEUTSCHLAND 1.7 08/15/32	1,880,000.000	1,802,168.000	
DEUTSCHLAND 1.8 08/15/53	2,400,000.000	1,962,240.000	
DEUTSCHLAND 1.8 08/15/53	900,000.000	737,190.000	

DEUTSCHLAND 2. 1 11/15/29	2, 500, 000. 000	2, 488, 500. 000	
DEUTSCHLAND 2. 2 02/15/34	2, 100, 000. 000	2, 063, 145. 000	
DEUTSCHLAND 2. 3 02/15/33	1, 150, 000. 000	1, 145, 285. 000	
DEUTSCHLAND 2. 3 02/15/33	1, 600, 000. 000	1, 593, 920. 000	
DEUTSCHLAND 2. 4 11/15/30	1, 300, 000. 000	1, 310, 530. 000	
DEUTSCHLAND 2. 5 02/15/35	800, 000. 000	802, 040. 000	
DEUTSCHLAND 2. 5 07/04/44	1, 720, 000. 000	1, 665, 132. 000	
DEUTSCHLAND 2. 5 08/15/46	2, 240, 000. 000	2, 164, 861. 510	
DEUTSCHLAND 2. 5 08/15/54	1, 460, 000. 000	1, 388, 752. 000	
DEUTSCHLAND 2. 6 05/15/41	1, 300, 000. 000	1, 281, 865. 000	
DEUTSCHLAND 2. 6 08/15/33	1, 900, 000. 000	1, 930, 020. 000	
DEUTSCHLAND 2. 6 08/15/34	2, 600, 000. 000	2, 633, 540. 000	
DEUTSCHLAND 3. 25 07/04/42	1, 080, 000. 000	1, 161, 162. 000	
DEUTSCHLAND 4. 0 01/04/37	2, 030, 000. 000	2, 324, 831. 110	
DEUTSCHLAND 4. 25 07/04/39	1, 280, 000. 000	1, 520, 448. 000	
DEUTSCHLAND 4. 75 07/04/28	1, 180, 000. 000	1, 280, 831. 000	
DEUTSCHLAND 4. 75 07/04/34	2, 920, 000. 000	3, 485, 020. 000	
DEUTSCHLAND 4. 75 07/04/40	1, 610, 000. 000	2, 026, 426. 500	
DEUTSCHLAND 5. 5 01/04/31	1, 720, 000. 000	2, 022, 032. 000	
DEUTSCHLAND 5. 625 01/04/28	1, 140, 000. 000	1, 250, 922. 000	
DEUTSCHLAND 6. 25 01/04/30	840, 000. 000	993, 930. 000	
DEUTSCHLAND 6. 5 07/04/27	1, 250, 000. 000	1, 376, 250. 000	
FINLAND 0. 0 09/15/26	100, 000. 000	96, 785. 000	
FINLAND 0. 0 09/15/30	110, 000. 000	95, 806. 110	
FINLAND 0. 125 04/15/36	180, 000. 000	132, 013. 330	
FINLAND 0. 125 04/15/52	560, 000. 000	258, 662. 660	
FINLAND 0. 125 09/15/31	700, 000. 000	596, 779. 050	
FINLAND 0. 25 09/15/40	290, 000. 000	189, 014. 460	
FINLAND 0. 5 04/15/26	460, 000. 000	451, 725. 340	
FINLAND 0. 5 04/15/43	380, 000. 000	243, 656. 320	
FINLAND 0. 5 09/15/27	400, 000. 000	383, 483. 970	
FINLAND 0. 5 09/15/28	650, 000. 000	610, 179. 590	
FINLAND 0. 5 09/15/29	770, 000. 000	707, 093. 150	
FINLAND 0. 75 04/15/31	700, 000. 000	628, 517. 210	
FINLAND 1. 125 04/15/34	480, 000. 000	414, 808. 800	
FINLAND 1. 375 04/15/27	210, 000. 000	206, 507. 210	
FINLAND 1. 375 04/15/47	280, 000. 000	202, 582. 110	
FINLAND 1. 5 09/15/32	450, 000. 000	413, 374. 050	
FINLAND 2. 625 07/04/42	400, 000. 000	375, 275. 480	
FINLAND 2. 75 04/15/38	370, 000. 000	358, 496. 700	
FINLAND 2. 75 07/04/28	320, 000. 000	324, 885. 070	
FINLAND 2. 875 04/15/29	400, 000. 000	407, 440. 000	
FINLAND 2. 95 04/15/55	60, 000. 000	57, 312. 000	

FINLAND 3.0 09/15/33	1,000,000.000	1,017,070.000	
FINLAND 3.2 04/15/45	200,000.000	201,240.000	
FRANCE OAT 0.0 02/25/27	4,100,000.000	3,923,264.810	
FRANCE OAT 0.0 05/25/32	4,990,000.000	4,050,383.000	
FRANCE OAT 0.0 11/25/29	3,610,000.000	3,192,508.910	
FRANCE OAT 0.0 11/25/30	3,980,000.000	3,408,934.650	
FRANCE OAT 0.0 11/25/31	3,870,000.000	3,202,012.840	
FRANCE OAT 0.25 11/25/26	3,120,000.000	3,017,172.600	
FRANCE OAT 0.5 05/25/26	4,160,000.000	4,076,611.730	
FRANCE OAT 0.5 05/25/29	2,790,000.000	2,561,005.170	
FRANCE OAT 0.5 05/25/40	1,950,000.000	1,269,749.820	
FRANCE OAT 0.5 05/25/72	1,790,000.000	589,294.850	
FRANCE OAT 0.5 06/25/44	1,490,000.000	863,851.340	
FRANCE OAT 0.75 02/25/28	4,180,000.000	3,985,604.920	
FRANCE OAT 0.75 05/25/28	4,690,000.000	4,449,585.910	
FRANCE OAT 0.75 05/25/52	2,250,000.000	1,131,662.250	
FRANCE OAT 0.75 05/25/53	2,460,000.000	1,207,433.180	
FRANCE OAT 0.75 11/25/28	4,000,000.000	3,753,294.000	
FRANCE OAT 1.0 05/25/27	4,360,000.000	4,240,747.150	
FRANCE OAT 1.25 05/25/34	3,260,000.000	2,777,237.170	
FRANCE OAT 1.25 05/25/36	3,090,000.000	2,501,355.000	
FRANCE OAT 1.25 05/25/38	1,800,000.000	1,389,060.000	
FRANCE OAT 1.5 05/25/31	3,780,000.000	3,504,438.000	
FRANCE OAT 1.5 05/25/50	2,420,000.000	1,563,880.810	
FRANCE OAT 1.75 05/25/66	2,240,000.000	1,333,271.310	
FRANCE OAT 1.75 06/25/39	2,450,000.000	1,994,522.950	
FRANCE OAT 2.0 05/25/48	1,950,000.000	1,454,680.290	
FRANCE OAT 2.0 11/25/32	2,650,000.000	2,472,839.550	
FRANCE OAT 2.5 05/25/30	3,650,000.000	3,619,754.170	
FRANCE OAT 2.5 05/25/43	1,450,000.000	1,244,032.200	
FRANCE OAT 2.5 09/24/26	4,320,000.000	4,340,645.280	
FRANCE OAT 2.5 09/24/27	4,200,000.000	4,218,570.300	
FRANCE OAT 2.75 02/25/29	3,710,000.000	3,739,351.660	
FRANCE OAT 2.75 02/25/30	3,000,000.000	3,011,289.000	
FRANCE OAT 2.75 10/25/27	4,240,000.000	4,287,030.080	
FRANCE OAT 3.0 05/25/33	2,100,000.000	2,095,052.400	
FRANCE OAT 3.0 05/25/54	1,550,000.000	1,344,425.430	
FRANCE OAT 3.0 06/25/49	500,000.000	448,434.600	
FRANCE OAT 3.0 11/25/34	2,700,000.000	2,662,477.420	
FRANCE OAT 3.25 05/25/45	2,340,000.000	2,228,877.030	
FRANCE OAT 3.25 05/25/55	1,300,000.000	1,178,117.200	
FRANCE OAT 3.5 11/25/33	2,600,000.000	2,682,252.820	
FRANCE OAT 4.0 04/25/55	1,530,000.000	1,594,616.330	
FRANCE OAT 4.0 04/25/60	1,460,000.000	1,520,731.750	
FRANCE OAT 4.0 10/25/38	1,540,000.000	1,640,166.220	
FRANCE OAT 4.5 04/25/41	2,490,000.000	2,794,561.340	
FRANCE OAT 4.75 04/25/35	2,330,000.000	2,643,766.420	
FRANCE OAT 5.5 04/25/29	3,500,000.000	3,903,173.750	
FRANCE OAT 5.75 10/25/32	3,510,000.000	4,178,808.380	
IRISH 0.0 10/18/31	670,000.000	566,612.300	

IRISH 0.2 05/15/27	420,000.000	402,396.120	
IRISH 0.2 10/18/30	350,000.000	308,821.620	
IRISH 0.4 05/15/35	520,000.000	409,405.090	
IRISH 0.55 04/22/41	290,000.000	200,114.500	
IRISH 0.9 05/15/28	710,000.000	681,526.870	
IRISH 1.0 05/15/26	890,000.000	877,942.700	
IRISH 1.1 05/15/29	730,000.000	694,113.200	
IRISH 1.3 05/15/33	290,000.000	261,795.350	
IRISH 1.35 03/18/31	540,000.000	506,255.400	
IRISH 1.5 05/15/50	550,000.000	400,763.000	
IRISH 1.7 05/15/37	780,000.000	683,372.590	
IRISH 2.0 02/18/45	840,000.000	713,830.320	
IRISH 2.4 05/15/30	670,000.000	669,072.050	
IRISH 3.0 10/18/43	280,000.000	279,493.200	
IRISH 3.15 10/18/55	200,000.000	201,328.000	
ITALY BTPS 0.0 04/01/26	2,020,000.000	1,971,520.000	
ITALY BTPS 0.0 08/01/26	1,850,000.000	1,792,650.000	
ITALY BTPS 0.25 03/15/28	1,460,000.000	1,364,954.000	
ITALY BTPS 0.45 02/15/29	1,900,000.000	1,743,535.000	
ITALY BTPS 0.6 08/01/31	1,120,000.000	960,299.760	
ITALY BTPS 0.85 01/15/27	1,710,000.000	1,665,198.000	
ITALY BTPS 0.9 04/01/31	1,510,000.000	1,332,667.110	
ITALY BTPS 0.95 03/01/37	1,180,000.000	872,020.000	
ITALY BTPS 0.95 06/01/32	2,000,000.000	1,714,200.000	
ITALY BTPS 0.95 08/01/30	1,350,000.000	1,217,700.000	
ITALY BTPS 0.95 09/15/27	1,880,000.000	1,814,388.000	
ITALY BTPS 0.95 12/01/31	1,400,000.000	1,217,098.750	
ITALY BTPS 1.1 04/01/27	1,900,000.000	1,852,025.000	
ITALY BTPS 1.25 12/01/26	1,480,000.000	1,454,544.000	
ITALY BTPS 1.35 04/01/30	1,850,000.000	1,719,537.070	
ITALY BTPS 1.45 03/01/36	1,320,000.000	1,065,768.000	
ITALY BTPS 1.5 04/30/45	1,210,000.000	802,956.000	
ITALY BTPS 1.65 03/01/32	1,290,000.000	1,170,773.680	
ITALY BTPS 1.65 12/01/30	2,340,000.000	2,176,674.840	
ITALY BTPS 1.7 09/01/51	1,170,000.000	735,005.700	
ITALY BTPS 1.8 03/01/41	1,150,000.000	864,915.000	
ITALY BTPS 2.0 02/01/28	1,160,000.000	1,145,435.610	
ITALY BTPS 2.05 08/01/27	1,700,000.000	1,687,703.960	
ITALY BTPS 2.1 07/15/26	1,840,000.000	1,836,738.590	
ITALY BTPS 2.15 03/01/72	860,000.000	531,824.000	
ITALY BTPS 2.15 09/01/52	1,460,000.000	999,954.000	
ITALY BTPS 2.2 06/01/27	1,590,000.000	1,586,025.000	
ITALY BTPS 2.25 09/01/36	750,000.000	655,200.000	
ITALY BTPS 2.45 09/01/33	1,080,000.000	1,012,135.490	
ITALY BTPS 2.45 09/01/50	1,180,000.000	879,926.000	
ITALY BTPS 2.5 12/01/32	1,340,000.000	1,273,536.000	
ITALY BTPS 2.65 12/01/27	1,520,000.000	1,528,208.000	
ITALY BTPS 2.7 03/01/47	1,270,000.000	1,027,557.000	
ITALY BTPS 2.7 10/15/27	500,000.000	502,950.000	
ITALY BTPS 2.8 03/01/67	500,000.000	371,750.000	

ITALY BTPS 2.8 06/15/29	1,800,000.000	1,807,200.000	
ITALY BTPS 2.8 12/01/28	1,940,000.000	1,955,267.800	
ITALY BTPS 2.95 02/15/27	1,300,000.000	1,314,170.000	
ITALY BTPS 2.95 09/01/38	720,000.000	656,784.000	
ITALY BTPS 3.0 08/01/29	1,710,000.000	1,730,466.470	
ITALY BTPS 3.0 10/01/29	1,000,000.000	1,007,250.000	
ITALY BTPS 3.1 03/01/40	960,000.000	877,829.990	
ITALY BTPS 3.15 11/15/31	1,400,000.000	1,399,020.000	
ITALY BTPS 3.25 03/01/38	600,000.000	569,520.000	
ITALY BTPS 3.25 09/01/46	1,380,000.000	1,227,795.990	
ITALY BTPS 3.35 03/01/35	1,420,000.000	1,402,995.500	
ITALY BTPS 3.35 07/01/29	1,400,000.000	1,432,620.000	
ITALY BTPS 3.4 04/01/28	1,150,000.000	1,178,865.000	
ITALY BTPS 3.45 03/01/48	1,140,000.000	1,037,290.460	
ITALY BTPS 3.45 07/15/27	1,500,000.000	1,535,550.000	
ITALY BTPS 3.45 07/15/31	1,600,000.000	1,630,880.000	
ITALY BTPS 3.5 02/15/31	1,400,000.000	1,434,020.000	
ITALY BTPS 3.5 03/01/30	400,000.000	413,118.800	
ITALY BTPS 3.7 06/15/30	1,000,000.000	1,037,100.000	
ITALY BTPS 3.8 04/15/26	1,500,000.000	1,524,665.700	
ITALY BTPS 3.8 08/01/28	300,000.000	311,820.000	
ITALY BTPS 3.85 02/01/35	1,000,000.000	1,027,200.000	
ITALY BTPS 3.85 07/01/34	2,180,000.000	2,247,798.000	
ITALY BTPS 3.85 09/01/49	1,100,000.000	1,059,971.000	
ITALY BTPS 3.85 09/15/26	1,600,000.000	1,636,640.000	
ITALY BTPS 3.85 12/15/29	1,700,000.000	1,777,690.000	
ITALY BTPS 4.0 02/01/37	2,040,000.000	2,116,704.000	
ITALY BTPS 4.0 04/30/35	1,600,000.000	1,675,360.000	
ITALY BTPS 4.0 10/30/31	1,500,000.000	1,585,650.000	
ITALY BTPS 4.0 11/15/30	1,000,000.000	1,052,200.000	
ITALY BTPS 4.05 10/30/37	1,300,000.000	1,346,930.000	
ITALY BTPS 4.1 02/01/29	800,000.000	841,760.000	
ITALY BTPS 4.15 10/01/39	1,260,000.000	1,298,682.000	
ITALY BTPS 4.2 03/01/34	1,120,000.000	1,188,432.000	
ITALY BTPS 4.3 10/01/54	400,000.000	405,520.000	
ITALY BTPS 4.35 11/01/33	2,200,000.000	2,361,700.000	
ITALY BTPS 4.4 05/01/33	1,400,000.000	1,510,320.000	
ITALY BTPS 4.45 09/01/43	1,500,000.000	1,582,650.000	
ITALY BTPS 4.5 10/01/53	770,000.000	809,732.000	
ITALY BTPS 4.75 09/01/28	2,180,000.000	2,339,175.530	
ITALY BTPS 4.75 09/01/44	1,860,000.000	2,046,748.640	
ITALY BTPS 5.0 08/01/34	1,860,000.000	2,092,686.000	
ITALY BTPS 5.0 08/01/39	1,090,000.000	1,231,264.000	
ITALY BTPS 5.0 09/01/40	1,050,000.000	1,183,770.000	
ITALY BTPS 5.25 11/01/29	2,640,000.000	2,930,664.000	
ITALY BTPS 5.75 02/01/33	1,160,000.000	1,357,780.000	
ITALY BTPS 6.0 05/01/31	1,560,000.000	1,823,016.000	
ITALY BTPS 6.5 11/01/27	2,010,000.000	2,221,854.000	
ITALY BTPS 7.25 11/01/26	1,250,000.000	1,352,625.000	
NETHERLANDS 0.0 01/15/27	1,280,000.000	1,230,572.800	

NETHERLANDS 0.0 01/15/29	1,240,000.000	1,136,091.720	
NETHERLANDS 0.0 01/15/38	1,240,000.000	865,221.760	
NETHERLANDS 0.0 01/15/52	1,330,000.000	635,849.060	
NETHERLANDS 0.0 07/15/30	1,200,000.000	1,057,397.390	
NETHERLANDS 0.0 07/15/31	1,900,000.000	1,629,595.700	
NETHERLANDS 0.25 07/15/29	760,000.000	695,371.880	
NETHERLANDS 0.5 01/15/40	760,000.000	546,832.920	
NETHERLANDS 0.5 07/15/26	560,000.000	547,892.800	
NETHERLANDS 0.5 07/15/32	1,400,000.000	1,212,367.380	
NETHERLANDS 0.75 07/15/27	1,000,000.000	968,178.000	
NETHERLANDS 0.75 07/15/28	630,000.000	599,873.400	
NETHERLANDS 2.0 01/15/54	790,000.000	658,158.950	
NETHERLANDS 2.5 01/15/30	380,000.000	382,517.950	
NETHERLANDS 2.5 01/15/33	1,310,000.000	1,306,031.350	
NETHERLANDS 2.5 07/15/33	350,000.000	347,506.250	
NETHERLANDS 2.5 07/15/34	1,200,000.000	1,184,040.000	
NETHERLANDS 2.75 01/15/47	1,290,000.000	1,267,425.630	
NETHERLANDS 3.25 01/15/44	590,000.000	621,733.740	
NETHERLANDS 3.75 01/15/42	1,490,000.000	1,662,959.610	
NETHERLANDS 4.0 01/15/37	1,020,000.000	1,138,218.000	
NETHERLANDS 5.5 01/15/28	1,290,000.000	1,406,100.000	
PORTUGUESE 0.3 10/17/31	2,100,000.000	1,813,407.750	
PORTUGUESE 1.0 04/12/52	400,000.000	225,956.900	
PORTUGUESE 1.15 04/11/42	400,000.000	284,812.130	
PORTUGUESE 1.65 07/16/32	500,000.000	466,135.000	
PORTUGUESE 2.125 10/17/28	1,600,000.000	1,594,193.600	
PORTUGUESE 2.25 04/18/34	1,400,000.000	1,334,807.600	
PORTUGUESE 4.1 02/15/45	400,000.000	434,040.000	
PORTUGUESE 4.1 04/15/37	1,700,000.000	1,865,971.170	
PORTUGUESE 4.125 04/14/27	1,700,000.000	1,773,449.350	
SPAIN 0.0 01/31/27	2,010,000.000	1,925,781.000	
SPAIN 0.0 01/31/28	1,880,000.000	1,753,758.000	
SPAIN 0.1 04/30/31	2,530,000.000	2,154,295.000	
SPAIN 0.5 04/30/30	2,700,000.000	2,427,175.120	
SPAIN 0.5 10/31/31	1,740,000.000	1,501,828.800	
SPAIN 0.6 10/31/29	1,830,000.000	1,673,103.770	
SPAIN 0.7 04/30/32	2,850,000.000	2,460,519.000	
SPAIN 0.8 07/30/27	2,400,000.000	2,313,240.000	
SPAIN 0.8 07/30/29	1,700,000.000	1,573,945.000	
SPAIN 0.85 07/30/37	1,600,000.000	1,200,488.000	
SPAIN 1.0 07/30/42	1,440,000.000	969,408.000	
SPAIN 1.0 10/31/50	1,290,000.000	724,245.990	

		SPAIN 1. 2 10/31/40	1, 020, 000. 000	739, 107. 300	
		SPAIN 1. 25 10/31/30	1, 050, 000. 000	970, 777. 500	
		SPAIN 1. 3 10/31/26	2, 130, 000. 000	2, 099, 624. 070	
		SPAIN 1. 4 04/30/28	1, 470, 000. 000	1, 426, 845. 940	
		SPAIN 1. 4 07/30/28	1, 470, 000. 000	1, 420, 828. 500	
		SPAIN 1. 45 04/30/29	2, 050, 000. 000	1, 965, 466. 330	
		SPAIN 1. 45 10/31/27	1, 860, 000. 000	1, 818, 673. 590	
		SPAIN 1. 45 10/31/71	660, 000. 000	327, 298. 620	
		SPAIN 1. 5 04/30/27	2, 060, 000. 000	2, 027, 658. 000	
		SPAIN 1. 85 07/30/35	1, 640, 000. 000	1, 453, 236. 800	
		SPAIN 1. 9 10/31/52	1, 370, 000. 000	939, 523. 030	
		SPAIN 1. 95 04/30/26	1, 530, 000. 000	1, 525, 720. 590	
		SPAIN 1. 95 07/30/30	1, 070, 000. 000	1, 033, 527. 700	
		SPAIN 2. 35 07/30/33	1, 570, 000. 000	1, 495, 425. 000	
		SPAIN 2. 5 05/31/27	2, 300, 000. 000	2, 309, 315. 000	
		SPAIN 2. 55 10/31/32	1, 620, 000. 000	1, 583, 099. 420	
		SPAIN 2. 7 10/31/48	960, 000. 000	815, 049. 600	
		SPAIN 2. 8 05/31/26	1, 800, 000. 000	1, 812, 240. 000	
		SPAIN 2. 9 10/31/46	1, 600, 000. 000	1, 427, 019. 580	
		SPAIN 3. 1 07/30/31	1, 700, 000. 000	1, 732, 793. 000	
		SPAIN 3. 15 04/30/33	2, 170, 000. 000	2, 201, 958. 670	
		SPAIN 3. 25 04/30/34	1, 270, 000. 000	1, 289, 231. 610	
		SPAIN 3. 45 07/30/43	740, 000. 000	722, 823. 120	
		SPAIN 3. 45 07/30/66	1, 120, 000. 000	1, 027, 463. 360	
		SPAIN 3. 45 10/31/34	1, 650, 000. 000	1, 697, 539. 300	
		SPAIN 3. 5 05/31/29	1, 300, 000. 000	1, 349, 866. 310	
		SPAIN 3. 55 10/31/33	1, 020, 000. 000	1, 061, 922. 000	
		SPAIN 3. 9 07/30/39	560, 000. 000	588, 313. 600	
		SPAIN 4. 0 10/31/54	900, 000. 000	929, 238. 750	
		SPAIN 4. 2 01/31/37	2, 360, 000. 000	2, 577, 538. 190	
		SPAIN 4. 7 07/30/41	1, 080, 000. 000	1, 238, 325. 300	
		SPAIN 4. 9 07/30/40	1, 910, 000. 000	2, 224, 577. 000	
		SPAIN 5. 15 10/31/28	1, 660, 000. 000	1, 814, 961. 000	
		SPAIN 5. 15 10/31/44	1, 210, 000. 000	1, 471, 572. 960	
		SPAIN 5. 75 07/30/32	1, 635, 000. 000	1, 950, 592. 100	
		SPAIN 5. 9 07/30/26	830, 000. 000	872, 477. 150	
		SPAIN 6. 0 01/31/29	1, 960, 000. 000	2, 218, 337. 800	
		ユーロ 小計	533, 665, 000. 000 (83, 886, 801, 350)	501, 655, 302. 450 (78, 855, 196, 992)	
国債証券 合計		287, 024, 677, 539 (287, 024, 677, 539)	267, 466, 300, 660 (267, 466, 300, 660)		
合計			267, 466, 300, 660 (267, 466, 300, 660)		

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の合計金額に 対する比率

			(%)	(%)
アメリカ・ドル	国債証券	267銘柄	46.74	47.52
イギリス・ポンド	国債証券	61銘柄	5.07	5.16
イスラエル・シェケル	国債証券	13銘柄	0.35	0.35
オーストラリア・ドル	国債証券	26銘柄	1.19	1.21
オフショア・人民元	国債証券	66銘柄	11.08	11.27
カナダ・ドル	国債証券	39銘柄	1.97	2.00
シンガポール・ドル	国債証券	19銘柄	0.37	0.38
スウェーデン・クローナ	国債証券	8銘柄	0.16	0.17
デンマーク・クローネ	国債証券	7銘柄	0.21	0.21
ニュージーランド・ドル	国債証券	14銘柄	0.26	0.27
ノルウェー・クローネ	国債証券	10銘柄	0.14	0.15
ポーランド・ズロチ	国債証券	15銘柄	0.56	0.56
マレーシア・リンギット	国債証券	27銘柄	0.49	0.49
メキシコ・ペソ	国債証券	15銘柄	0.76	0.77
ユーロ	国債証券	369銘柄	28.99	29.48

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

D I AMバランス・ファンド<DC年金> 1 安定型

2025年2月28日現在

I 資産総額	23,153,352,753円
II 負債総額	17,925,221円
III 純資産総額 (I - II)	23,135,427,532円
IV 発行済数量	12,431,784,607口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.8610円

D I AMバランス・ファンド<DC年金> 2 安定・成長型

2025年2月28日現在

I 資産総額	53,082,125,101円
II 負債総額	36,535,072円
III 純資産総額 (I - II)	53,045,590,029円
IV 発行済数量	20,048,251,917口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.6459円

D I AMバランス・ファンド<DC年金> 3 成長型

2025年2月28日現在

I 資産総額	49,206,446,942円
II 負債総額	66,178,458円
III 純資産総額 (I - II)	49,140,268,484円
IV 発行済数量	13,688,666,158口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	3.5899円

(参考)

国内株式パッシブ・ファンド (最適化法) ・マザーファンド

2025年2月28日現在

I 資産総額	601,535,481,046円
II 負債総額	515,621,100円
III 純資産総額 (I - II)	601,019,859,946円
IV 発行済数量	125,453,462,459口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	4.7908円

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2025年2月28日現在

I 資産総額	1,799,414,671,417円
II 負債総額	1,441,115,019円
III 純資産総額 (I - II)	1,797,973,556,398円
IV 発行済数量	183,658,439,941口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	9.7898円

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2025年2月28日現在

I 資産総額	491,809,764,010円
II 負債総額	10,101,931,000円
III 純資産総額 (I - II)	481,707,833,010円
IV 発行済数量	404,892,946,313口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.1897円

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

2025年2月28日現在

I 資産総額	272, 038, 724, 450円
II 負債総額	1, 666, 458, 357円
III 純資産総額 (I - II)	270, 372, 266, 093円
IV 発行済数量	113, 738, 276, 544口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	2. 3771円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2025年2月28日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)
※種類株式の発行が可能	

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2025年2月28日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2025年2月28日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,487,909,998,490
追加型株式投資信託	752	17,003,593,272,902
単位型公社債投資信託	22	34,110,339,288
単位型株式投資信託	191	1,002,919,122,632
合計	991	19,528,532,733,312

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、第39期事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第40期中間会計期間（自2024年4月1日至2024年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長 谷 川 敬
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	33,770	41,183
金銭の信託	29,184	28,143
未収委託者報酬	16,279	19,018
未収運用受託報酬	3,307	3,577
未収投資助言報酬	283	315
未収収益	15	6
前払費用	1,129	1,510
その他	2,377	2,088
流動資産計	86,346	95,843
固定資産		
有形固定資産	1,127	1,093
建物	※1 1,001	※1 918
器具備品	※1 118	※1 130
リース資産	※1 7	※1 5
建設仮勘定	-	39
無形固定資産	5,021	4,495
ソフトウェア	3,367	2,951
ソフトウェア仮勘定	1,651	1,543
電話加入権	2	0
投資その他の資産	9,768	8,935
投資有価証券	182	184
関係会社株式	5,810	4,447
長期差入保証金	775	768
繰延税金資産	2,895	3,406
その他	104	128
固定資産計	15,918	14,524
資産合計	102,265	110,368

(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,481	1,982
リース債務	1	1
未払金	7,246	8,970
未払収益分配金	0	1
未払償還金	-	0
未払手数料	7,005	8,246
その他未払金	240	721
未払費用	7,716	8,616
未払法人税等	1,958	3,676
未払消費税等	277	1,497
賞与引当金	1,730	1,927
役員賞与引当金	48	52
流動負債計	20,460	26,725
固定負債		
リース債務	6	4
退職給付引当金	2,654	2,719
時効後支払損引当金	108	73
固定負債計	2,769	2,796
負債合計	23,230	29,521
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	57,481	59,294
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	57,358	59,170
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	25,678	27,490
株主資本計	79,034	80,846
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	79,034	80,846
負債・純資産合計	102,265	110,368

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	95,739		102,113	
運用受託報酬	16,150		17,155	
投資助言報酬	2,048		2,211	
その他営業収益	23		26	
営業収益計		113,962		121,507
営業費用				
支払手数料	41,073		44,366	
広告宣伝費	216		329	
公告費	0		0	
調査費	33,177		35,468	
調査費	12,294		13,277	
委託調査費	20,882		22,190	
委託計算費	548		558	
営業雑経費	733		823	
通信費	36		36	
印刷費	504		598	
協会費	69		65	
諸会費	29		44	
支払販売手数料	92		78	
営業費用計		75,749		81,545
一般管理費				
給料	10,484		10,763	
役員報酬	168		164	
給料・手当	9,199		9,425	
賞与	1,115		1,173	
交際費	17		34	
寄付金	11		15	
旅費交通費	128		162	
租税公課	330		489	
不動産賃借料	1,006		1,030	
退職給付費用	437		412	
固定資産減価償却費	1,388		1,567	
福利厚生費	47		46	
修繕費	1		1	
賞与引当金繰入額	1,730		1,927	
役員賞与引当金繰入額	48		52	
機器リース料	0		0	
事務委託費	4,074		3,379	
事務用消耗品費	37		46	
器具備品費	1		3	
諸経費	334		240	
一般管理費計		20,078		20,172
営業利益		18,135		19,788

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
営業外収益				
受取利息	10		4	
受取配当金	※1 2,400		※1 899	
時効成立分配金・償還金	0		0	
雑収入	10		18	
時効後支払損引当金戻入額	24		35	
営業外収益計		2,446		959
営業外費用				
為替差損	3		19	
金銭の信託運用損	1,003		1,008	
早期割増退職金	24		6	
雑損失	47		0	
営業外費用計		1,079		1,034
経常利益		19,502		19,712
特別利益				
投資有価証券売却益	4		—	
特別利益計		4		—
特別損失				
固定資産除却損	12		6	
投資有価証券売却損	9		—	
関係会社株式評価損	584		1,362	
減損損失	—		※2 231	
特別損失計		606		1,601
税引前当期純利益		18,900		18,111
法人税、住民税及び事業税		4,881		5,769
法人税等調整額		197		△510
法人税等合計		5,078		5,258
当期純利益		13,821		12,852

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573
当期変動額									
剰余金の配当							△12,360	△12,360	△12,360
当期純利益							13,821	13,821	13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,461	1,461	1,461
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	77,573
当期変動額			
剰余金の配当			△12,360
当期純利益			13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,461
当期末残高	△0	△0	79,034

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							△11,040	△11,040	△11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			△11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,812
当期末残高	△0	△0	80,846

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 2～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
建物	523	630
器具備品	934	769
リース資産	1	3

(損益計算書関係)

※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
受取配当金	2, 393	895

※2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

(百万円)

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウェア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウェア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	24, 490	—	—	24, 490
A種種類株式	15, 510	—	—	15, 510
合計	40, 000	—	—	40, 000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式	12, 360	309, 000	2022年3月31日	2022年6月17日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生（予定）日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式					

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生（予定）日
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第38期（2023年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	29,184	29,184	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	1	1	—
資産計	29,186	29,186	—

第39期（2024年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	28,143	28,143	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	1	1	—
資産計	28,145	28,145	—

（注1）現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期（2023年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	33,770	—	—	—
(2) 金銭の信託	29,184	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	16,279	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,307	—	—	—
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	82,540	1	—	—

第39期（2024年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	41,183	—	—	—
(2) 金銭の信託	28,143	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	19,018	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,577	—	—	—
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	91,923	1	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第38期（2023年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	29,184	—	29,184
(2) 投資有価証券 其他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	29,186	—	29,186

第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	28,143	—	28,143
(2) 投資有価証券 其他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	28,145	—	28,145

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（百万円）

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
投資有価証券（其他有価証券）		
非上場株式	180	182
関係会社株式		
非上場株式	5,810	4,447

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第38期の貸借対照表計上額5,810百万円、第39期の貸借対照表計上額4,447百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第38期（2023年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額180百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第39期（2024年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	54	4	9

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について584百万円（関係会社株式584百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,576	2,698
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	31	9
退職給付の支払額	△191	△246
退職給付債務の期末残高	2,698	2,760

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(百万円)	
	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,698	2,760
未積立退職給付債務	2,698	2,760
未認識数理計算上の差異	△44	△40
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719
退職給付引当金	2,654	2,719
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	22	13
過去勤務費用の費用処理額	34	△0
その他	△4	△4
確定給付制度に係る退職給付費用	334	307

(注) 上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において24百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～3.56%	1.00%～3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度103百万円、当事業年度104百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
未払事業税	121	195
未払事業所税	9	9
賞与引当金	529	590
未払法定福利費	94	98
運用受託報酬	390	351
資産除去債務	15	17
減価償却超過額（一括償却資産）	21	12
減価償却超過額	198	91
繰延資産償却超過額（税法上）	297	331
退職給付引当金	812	832
時効後支払損引当金	33	22
ゴルフ会員権評価損	7	6
関係会社株式評価損	345	761
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	—	70
その他	13	8
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	2,895	3,406
繰延税金負債	—	—
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産の純額	2,895	3,406

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
（調整）		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.69 %	△1.44 %
その他	△0.06 %	△0.14 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.87 %	29.04 %

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	76,224百万円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
流動資産	－百万円	－百万円
固定資産	68,921百万円	60,761百万円
資産合計	68,921百万円	60,761百万円
流動負債	－百万円	－百万円
固定負債	3,643百万円	1,957百万円
負債合計	3,643百万円	1,957百万円
純資産	65,278百万円	58,804百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	51,451百万円	47,640百万円
顧客関連資産	20,947百万円	17,109百万円

(2) 損益計算書項目

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益	一百万円	一百万円
営業利益	△8,039百万円	△7,649百万円
経常利益	△8,039百万円	△7,649百万円
税引前当期純利益	△8,039百万円	△7,649百万円
当期純利益	△6,744百万円	△6,474百万円
1株当たり当期純利益	△168,617円97銭	△161,850円28銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	4,228百万円	3,837百万円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	95,739百万円	102,113百万円
運用受託報酬	14,651百万円	15,156百万円
投資助言報酬	2,048百万円	2,211百万円
成功報酬（注）	1,499百万円	1,999百万円
その他営業収益	23百万円	26百万円
合計	113,962百万円	121,507百万円

（注）成功報酬は、前事業年度においては損益計算書の運用受託報酬、当事業年度においては損益計算書の委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	7,474	未払 手数料	1,579
	みずほ証券株式 会社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	13,932	未払 手数料	2,404

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	8,140	未払 手数料	1,870
	みずほ証券株式 会社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	16,655	未払 手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1株当たり情報)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	1,975,862円96銭	2,021,173円74銭
1株当たり当期純利益金額	345,535円19銭	321,310円79銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)
(資産の部)	
流動資産	
現金・預金	30,451
有価証券	0
金銭の信託	31,850
未収委託者報酬	19,361
未収運用受託報酬	3,548
未収投資助言報酬	315
未収収益	9
前払費用	1,538
その他	2,282
流動資産計	89,360
固定資産	
有形固定資産	1,040
建物	※1 888
器具備品	※1 146
リース資産	※1 4
建設仮勘定	0
無形固定資産	4,122
ソフトウェア	3,011
ソフトウェア仮勘定	1,111
電話加入権	0
投資その他の資産	8,024
投資有価証券	183
関係会社株式	3,840
長期差入保証金	764
繰延税金資産	3,085
その他	150
固定資産計	13,188
資産合計	102,548

(単位：百万円)

	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	552
リース債務	1
未払金	8,577
未払収益分配金	0
未払償還金	0
未払手数料	8,466
その他未払金	108
未払費用	7,321
未払法人税等	3,650
未払消費税等	※2 1,191
契約負債	7
賞与引当金	916
役員賞与引当金	28
流動負債計	22,247
固定負債	
リース債務	3
退職給付引当金	2,720
時効後支払損引当金	64
固定負債計	2,787
負債合計	25,035
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	19,552
資本準備金	2,428
その他資本剰余金	17,124
利益剰余金	55,960
利益準備金	123
その他利益剰余金	55,837
別途積立金	31,680
繰越利益剰余金	24,157
株主資本計	77,513
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△0
評価・換算差額等計	△0
純資産合計	77,513
負債・純資産合計	102,548

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

		第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬		55,266	
運用受託報酬		8,186	
投資助言報酬		1,200	
その他営業収益		13	
	営業収益計		64,667
営業費用			
支払手数料		24,284	
広告宣伝費		157	
公告費		0	
調査費		18,581	
調査費		6,728	
委託調査費		11,853	
委託計算費		278	
営業雑経費		355	
通信費		19	
印刷費		234	
協会費		33	
諸会費		29	
支払販売手数料		39	
	営業費用計		43,658
一般管理費			
給料		5,154	
役員報酬		89	
給料・手当		5,002	
賞与		63	
交際費		27	
寄付金		5	
旅費交通費		105	
租税公課		298	
不動産賃借料		583	
退職給付費用		210	
固定資産減価償却費	※1	790	
福利厚生費		29	
修繕費		0	
賞与引当金繰入額		916	
役員賞与引当金繰入額		28	
機器リース料		0	
事務委託費		1,607	
事務用消耗品費		19	
器具備品費		0	
諸経費		154	
	一般管理費計		9,933
営業利益			11,075

(単位：百万円)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)		
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	448	
時効成立分配金・償還金	0	
為替差益	26	
金銭の信託運用益	2	
雑収入	6	
時効後支払損引当金戻入額	7	
営業外収益計		494
営業外費用		
早期割増退職金	6	
営業外費用計		6
経常利益		11,563
特別損失		
固定資産除却損	3	
関係会社株式評価損	31	
特別損失計		35
税引前中間純利益		11,528
法人税、住民税及び事業税		3,685
法人税等調整額		320
法人税等合計		4,006
中間純利益		7,522

(3) 中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490
当中間期変動額							
剰余金の配当							△10,855
中間純利益							7,522
株主資本以 外の項目の 当中間期変 動額(純額)							
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	—	△3,333
当中間期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,157

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	59,294	80,846	△0	△0	80,846
当中間期変動額					
剰余金の配当	△10,855	△10,855			△10,855
中間純利益	7,522	7,522			7,522
株主資本以 外の項目の 当中間期変 動額(純額)			0	0	0
当中間期変動額 合計	△3,333	△3,333	0	0	△3,333
当中間期末残高	55,960	77,513	△0	△0	77,513

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 3～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる

場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物 … 685百万円 器具備品 … 609百万円 リース資産 … 4百万円
※2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
※1. 減価償却実施額	有形固定資産 … 76百万円 無形固定資産 … 713百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金 (財 産) の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
	A種種類 株式				
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類 株式				

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc. (以下「AM-One USA」という) の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ (以下「MHFG」という) の子会社である米州みずほLLC (以下「米州みずほ」という) が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社 (以下「DL」という) が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

- (2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

(金融商品関係)

第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券	0	0	—
(2) 金銭の信託	31,850	31,850	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	0	0	—
資産計	31,852	31,852	—

(注) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	0	—	0
金銭の信託	—	31,850	—	31,850
投資有価証券				
其他有価証券	—	0	—	0
資産計	—	31,852	—	31,852

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（銀行預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。
これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券(その他有価証券)	
非上場株式	182
関係会社株式	
非上場株式	3,840

(有価証券関係)

第40期中間会計期間末
(2024年9月30日現在)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額3,840百万円)については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

区 分	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年4月1日から2024年9月30日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212百万円

取得原価 144,212百万円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん 76,224百万円

b. 発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

c. のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額 資産合計 40,451百万円

うち現金・預金 11,605百万円

うち金銭の信託 11,792百万円

b. 負債の額 負債合計 9,256百万円

うち未払手数料及び未払費用 4,539百万円

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額 53,030百万円

b. 主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030百万円

c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	－百万円
固定資産	57,453百万円
資産合計	57,453百万円
流動負債	－百万円
固定負債	1,750百万円
負債合計	1,750百万円
純資産	55,702百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額45,734百万円及び顧客関連資産の金額15,385百万円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	－百万円
営業利益	△3,629百万円
経常利益	△3,629百万円
税引前中間純利益	△3,629百万円
中間純利益	△3,101百万円
1株当たり中間純利益	△77,541円29銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額1,905百万円及び顧客関連資産の償却額1,723百万円が含まれております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

第40期中間会計期間
(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

委託者報酬	55,266百万円
運用受託報酬	8,186百万円
投資助言報酬	1,200百万円
成功報酬	－百万円
その他営業収益	13百万円
合計	64,667百万円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,937,834円09銭
1株当たり中間純利益金額	188,050円89銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益金額	7,522百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	7,522百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)

(注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当増資を引き受け、同社への出資比率が23.4%から49.9%に引き上がりました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約 款

追加型証券投資信託
DIAMバランス・ファンド<DC年金> 1 安定型
約 款

運用の基本方針

約款第17条に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目標として安定的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券、外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券、国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券および外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

1) 主として国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券、外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券、国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券および外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券への投資を通じて国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分散投資を行います。

2) 国内株式、国内債券、外国株式、外国債券および短期金融資産について、株式への実質投資割合の上限が40%以下、かつ外貨建資産への実質投資割合の上限が30%以下の範囲内において配分した基本アロケーションのもと、当社が独自に指数化する合成インデックスに概ね連動する投資成果を目指して運用します。

（注）当社が独自に指数化する合成インデックスとは、国内株式についてはTOPIX（東証株価指数、配当込み）、国内債券についてはNOMURA - BPI総合、外国株式についてはMSCIコクサイインデックス（円換算ベース、配当込み）、外国債券についてはFTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）、短期金融資産についてはコール・ローンのオーバーナイト物レートを、当ファンドにおける基本アロケーションに基づいて合成したものです。

3) 各資産につき、基本アロケーションにおける各資産毎の比率から一定の範囲内で配分比率の変動を抑えます。なお、運用環境見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、基本アロケーションの若干の見直しを行う場合があります。

4) 実質組入れ外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

5) 信託財産の効率的な運用に資するため、国内において行われる通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引を行うことができます。また有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

6) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

7) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

（３）投資制限

- 1) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の15%以下とします。
- 3) 各マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 5) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 6) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 7) 有価証券先物取引等は約款第22条の範囲で行います。
- 8) スワップ取引は約款第23条の範囲で行います。
- 9) 金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第24条の範囲で行います。
- 10) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（４）収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
DIAMバランス・ファンド＜DC年金＞1 安定型
約款

<信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者としみずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この投資信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

<信託事務の委託>

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

<信託の目的、金額および限度額>

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

②委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加することができるものとします。

③追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

④委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第7項、第51条第1項、第52条第1項、第53条第1項および第55条第2項の規定による信託終了の日または信託契約終了の日までとします。

<受益権の分割および再分割>

第5条 委託者は、第3条第1項による受益権について100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<受益権の取得申込みの勧誘の種類>

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<当初の受益者>

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③第30条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<信託日時の異なる受益権の内容>

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

<受益権の帰属と受益証券の不発行>

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③委託者は、第5条第1項の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

- ④委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

<受益権の設定に係る受託者の通知>

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

<受益権の申込み単位、価額および手数料>

第12条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める契約を結んだ受益権取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

ただし、取得申込日がニューヨークの銀行、フランクフルトの銀行、パリの銀行、ロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所、英国証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得申込みに応じません。

- ②第1項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③第1項の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第4項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る当該価額は、1口につき1円に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④前項に規定する手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結前の取得申込については1口につき1円とします。）に乗じて得た額とします。
- ⑤前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者が第46条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込みの受け付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

<受益権の譲渡に係る記載または記録>

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、
- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、
 - ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

<受益権の譲渡の対抗要件>

- 第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

<投資の対象とする資産の種類>

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。
- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます、以下同じ。）

- イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

<運用の指図範囲等>

第16条 委託者は、信託金を主として第1号から第4号までのアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託(以下、それぞれを総称し「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに第5号以降の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド
2. 外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
3. 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
4. 外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
5. 株券または新株引受権証書
6. 国債証券
7. 地方債証券
8. 特別の法律により法人の発行する債券
9. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
10. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
11. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
12. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
13. 特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
14. コマーシャル・ペーパー
15. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ)および新株予約権証券
16. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第5号から第15号までの証券または証書の性質を有するもの
17. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替投資信託受益権を含みます。)
18. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
19. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
20. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
21. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
22. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
23. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
24. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
25. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
26. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第5号の証券または証書、第16号ならびに第21号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第6号から第10号までの証券および第16号ならびに第21号の証券または証書のうち第6号から第10号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第17号の証券および第18号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の40を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の40を超えることとなった場合には、これを調整します。

⑤委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の15を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該投資信託証券、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<運用の基本方針>

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

<投資する株式等の範囲>

第18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

<同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限>

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<同一銘柄の転換社債等への投資制限>

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<信用リスク集中回避のための投資制限>

第20条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<信用取引の指図範囲>

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

<先物取引等の運用指図・目的・範囲>

第22条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財

産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額とマザーファンドが限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ②委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額

が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

＜スワップ取引の運用指図・目的・範囲＞

- 第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

＜金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲＞

- 第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託期間に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑤為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥前項においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑧委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

<デリバティブ取引等にかかる投資制限>

第24条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<有価証券の貸付けの指図および範囲>

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

<公社債の空売りの指図範囲>

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ②前項の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

<公社債の借入れ>

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ②前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債

の一部を返還するための指図をするものとします。

④第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

<外貨建資産への投資制限>

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の30を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<特別の場合の外貨建有価証券への投資制限>

第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

<外国為替予約の指図>

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産に係る売予約とマザーファンドの信託財産に係る為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

③前項においてマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係る為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

<保管業務の委任>

第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

<有価証券の保管>

第32条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

<混蔵寄託>

第33条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

＜信託財産の登記等および記載等の留保等＞

- 第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

＜一部解約の請求および有価証券の売却等の指図＞

- 第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

＜再投資の指図＞

- 第36条 委託者は、前条の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

＜資金の借入れ＞

- 第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入れ額は借入指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入れ額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜損益の帰属＞

- 第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

＜受託者による資金の立替え＞

- 第39条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを

定めます。

<信託の計算期間>

第40条 この信託の計算期間は、毎年2月26日から翌年2月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成14年12月13日から平成16年2月25日までとし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

<信託財産に関する報告>

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

<信託事務の諸費用>

第42条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②信託財産の財務諸表監査に要する費用は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて計算し、毎年8月25日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

<信託報酬等の総額および支弁の方法>

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た額とします。

1. 信託契約締結日から平成17年9月30日まで …年10,000分の31

2. 平成17年10月1日から信託終了の日まで …年10,000分の26

②前項の信託報酬は、毎年8月25日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分は別に定めるものとします。

③第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

<収益の分配方式>

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時は、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

<収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責>

第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時

における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第47条第1項に規定する支払開始日まで、一部解約金については第47条第2項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

<収益分配金の再投資等>

第46条 収益分配金は、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。

- ②委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

- ④前項および第47条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

<償還金および一部解約金の支払い>

第47条 償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ②一部解約金は、第49条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

- ③前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

- ④償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

<償還金の時効>

第48条 受益者が、信託終了による償還金について第47条第1項に規定する支払い開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

<信託契約の一部解約>

第49条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求日がニューヨークの銀行、フランクフルトの銀行、パリの銀行、ロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所、英国証券取引所の休業日に該当する場合は、一部解約の実行の請求に応じません。

②平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

③委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消すことができます。

⑥前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

⑦委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、第51条の規定を準用するものとします。

<質権口記載又は記録の受益権の取り扱い>

第50条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

<信託契約の解約>

第51条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場

合には適用しません。

＜信託契約に関する監督官庁の命令＞

第52条 委託者は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定に従います。

＜委託者の登録取消等に伴う取扱い＞

第53条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

＜委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い＞

第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

＜受託者の辞任および解任に伴う取扱い＞

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第56条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

＜信託約款の変更＞

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

＜反対者の買取請求権＞

第57条 第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第51条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、投資信託及び投資法人に関する法律第30条の2の規定に基づき、受益権の買取を請求することができます。

<公告>

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am-one.co.jp/>

②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<運用状況にかかる情報の提供>

第59条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

<信託約款に関する疑義の取扱い>

第60条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第15条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第3条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第24条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成14年12月13日 (信託契約締結日)

委託者	興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社
受託者	みずほ信託銀行株式会社

約 款

追加型証券投資信託
DIAMバランス・ファンド<DC年金> 2 安定・成長型
約 款

運用の基本方針

約款第17条に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目標として安定的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券、外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券、国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券および外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

1) 主として国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券、外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券、国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券および外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券への投資を通じて国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分散投資を行います。

2) 国内株式、国内債券、外国株式、外国債券および短期金融資産について、株式への実質投資割合の上限が60%以下、かつ外貨建資産への実質投資割合の上限が50%以下の範囲内において配分した基本アロケーションのもと、当社が独自に指数化する合成インデックスに概ね連動する投資成果を目指して運用します。

(注) 当社が独自に指数化する合成インデックスとは、国内株式についてはTOPIX（東証株価指数、配当込み）、国内債券についてはNOMURA - BPI総合、外国株式についてはMSCIコクサイインデックス（円換算ベース、配当込み）、外国債券についてはFTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）、短期金融資産についてはコール・ローンのオーバーナイト物レートを、当ファンドにおける基本アロケーションに基づいて合成したものです。

3) 各資産につき、基本アロケーションにおける各資産毎の比率から一定の範囲内で配分比率の変動を抑えます。なお、運用環境見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、基本アロケーションの若干の見直しを行う場合があります。

4) 実質組入れ外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

5) 信託財産の効率的な運用に資するため、国内において行われる通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引を行うことができます。また有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

6) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

7) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- 1) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の60%以下とします。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の15%以下とします。
- 3) 各マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 5) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 6) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- 7) 有価証券先物取引等は約款第22条の範囲で行います。
- 8) スワップ取引は約款第23条の範囲で行います。
- 9) 金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第24条の範囲で行います。
- 10) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(4) 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
DIAMバランス・ファンド＜DC年金＞2安定・成長型
約款

＜信託の種類、委託者および受託者＞

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者としみずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この投資信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

＜信託事務の委託＞

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

＜信託の目的、金額および限度額＞

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

②委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加することができるものとします。

③追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

④委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

＜信託期間＞

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第7項、第51条第1項、第52条第1項、第53条第1項および第55条第2項の規定による信託終了の日または信託契約終了の日までとします。

＜受益権の分割および再分割＞

第5条 委託者は、第3条第1項による受益権について100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

＜受益権の取得申込の勧誘の種類＞

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

＜当初の受益者＞

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

＜追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法＞

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③第30条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<信託日時の異なる受益権の内容>

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

<受益権の帰属と受益証券の不発行>

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③委託者は、第5条第1項の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

- ④委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

<受益権の設定に係る受託者の通知>

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

<受益権の申込み単位、価額および手数料>

第12条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める契約を結んだ受益権取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

ただし、取得申込日がニューヨークの銀行、フランクフルトの銀行、パリの銀行、ロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所、英国証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得申込みに応じません。

- ②第1項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③第1項の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第4項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る当該価額は、1口につき1円に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④前項に規定する手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結前の取得申込については1口につき1円とします。）に乗じて得た額とします。
- ⑤前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者が第46条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込みの受け付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

<受益権の譲渡に係る記載または記録>

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

<受益権の譲渡の対抗要件>

- 第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

<投資の対象とする資産の種類>

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます、以下同じ。）

- イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

<運用の指図範囲等>

第16条 委託者は、信託金を主として第1号から第4号までのアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託(以下、それぞれを総称し「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに第5号以降の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド
2. 外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
3. 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
4. 外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
5. 株券または新株引受権証書
6. 国債証券
7. 地方債証券
8. 特別の法律により法人の発行する債券
9. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
10. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
11. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
12. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
13. 特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
14. コマーシャル・ペーパー
15. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ)および新株予約権証券
16. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第5号から第15号までの証券または証書の性質を有するもの
17. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替投資信託受益権を含みます。)
18. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
19. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
20. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
21. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
22. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
23. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
24. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
25. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
26. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第5号の証券または証書、第16号ならびに第21号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第6号から第10号までの証券および第16号ならびに第21号の証券または証書のうち第6号から第10号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第17号の証券および第18号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の60を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の60を超えることとなった場合には、これを調整します。

⑤委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の15を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該投資信託証券、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<運用の基本方針>

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

<投資する株式等の範囲>

第18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

<同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限>

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<同一銘柄の転換社債等への投資制限>

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<信用リスク集中回避のための投資制限>

第20条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<信用取引の指図範囲>

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

<先物取引等の運用指図・目的・範囲>

第22条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託

財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額とマザーファンドが限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。

③委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額

が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

<スワップ取引の運用指図・目的・範囲>

- 第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

<金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲>

- 第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託期間に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑤為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥前項においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑧委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

<デリバティブ取引等にかかる投資制限>

第24条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<有価証券の貸付けの指図および範囲>

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

<公社債の空売りの指図範囲>

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ②前項の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

<公社債の借入れ>

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ②前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債

の一部を返還するための指図をするものとします。

④第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

<外貨建資産への投資制限>

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の50を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<特別の場合の外貨建有価証券への投資制限>

第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

<外国為替予約の指図>

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産に係る売予約とマザーファンドの信託財産に係る為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

③前項においてマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係る為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

<保管業務の委任>

第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

<有価証券の保管>

第32条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

<混蔵寄託>

第33条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

＜信託財産の登記等および記載等の留保等＞

- 第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

＜一部解約の請求および有価証券の売却等の指図＞

- 第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

＜再投資の指図＞

- 第36条 委託者は、前条の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

＜資金の借入れ＞

- 第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入れ額は借入指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入れ額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜損益の帰属＞

- 第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

＜受託者による資金の立替え＞

- 第39条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを

定めます。

<信託の計算期間>

第40条 この信託の計算期間は、毎年2月26日から翌年2月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成14年12月13日から平成16年2月25日までとし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

<信託財産に関する報告>

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

<信託事務の諸費用>

第42条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②信託財産の財務諸表監査に要する費用は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて計算し、毎年8月25日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

<信託報酬等の総額および支弁の方法>

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た額とします。

1. 信託契約締結日から平成17年9月30日まで …年10,000分の34

2. 平成17年10月1日から信託終了の日まで …年10,000分の29

②前項の信託報酬は、毎年8月25日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分は別に定めるものとします。

③第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

<収益の分配方式>

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時は、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

<収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責>

第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時

における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。) については第47条第1項に規定する支払開始日まで、一部解約金については第47条第2項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

<収益分配金の再投資等>

第46条 収益分配金は、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。

- ②委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ④前項および第47条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

<償還金および一部解約金の支払い>

第47条 償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ②一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ③前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ④償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

<償還金の時効>

第48条 受益者が、信託終了による償還金について第47条第1項に規定する支払い開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

<信託契約の一部解約>

第49条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

ただし、一部解約の実行の請求日がニューヨークの銀行、フランクフルトの銀行、パリの銀行、ロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所、英国証券取引所の休業日に該当する場合は、一部解約の

実行の請求に応じません。

- ②平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ③委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消すことができます。
- ⑥前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。
- ⑦委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、第51条の規定を準用するものとします。

<質権口記載又は記録の受益権の取り扱い>

第50条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

<信託契約の解約>

- 第51条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ②委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

<信託契約に関する監督官庁の命令>

第52条 委託者は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定に従います。

<委託者の登録取消等に伴う取扱い>

第53条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

<委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い>

第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

<受託者の辞任および解任に伴う取扱い>

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第56条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

<信託約款の変更>

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<反対者の買取請求権>

第57条 第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第51条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、投資信託及び投資法人に関する法律第30条の2の規定に基づき、受益権の買取を請求することができます。

<公告>

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.am-one.co.jp/>

②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<運用状況にかかる情報の提供>

第59条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

<信託約款に関する疑義の取扱い>

第60条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第15条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第3条 第24条に規定する「金利先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第24条に規定する「為替先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成14年12月13日 (信託契約締結日)

委託者	興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社
受託者	みずほ信託銀行株式会社

約 款

追加型証券投資信託
DIAMバランス・ファンド＜DC年金＞ 3 成長型
約 款

運用の基本方針

約款第17条に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目標として安定的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券、外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券、国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券および外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

1) 主として国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券、外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券、国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券および外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券への投資を通じて国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分散投資を行います。

2) 国内株式、国内債券、外国株式、外国債券および短期金融資産について、株式への実質投資割合の上限が80%未満、かつ外貨建資産への実質投資割合の上限が55%以下の範囲内において配分した基本アロケーションのもと、当社が独自に指数化する合成インデックスに概ね連動する投資成果を目指して運用します。

(注) 当社が独自に指数化する合成インデックスとは、国内株式についてはTOPIX（東証株価指数、配当込み）、国内債券についてはNOMURA - BPI総合、外国株式についてはMSCIコクサイインデックス（円換算ベース、配当込み）、外国債券についてはFTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）、短期金融資産についてはコール・ローンのオーバーナイト物レートを、当ファンドにおける基本アロケーションに基づいて合成したものです。

3) 各資産につき、基本アロケーションにおける各資産毎の比率から一定の範囲内で配分比率の変動を抑えます。なお、運用環境見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、基本アロケーションの若干の見直しを行う場合があります。

4) 実質組入れ外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

5) 信託財産の効率的な運用に資するため、国内において行われる通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引を行うことができます。また有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

6) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

7) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- 1) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の80%未満とします。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の15%以下とします。
- 3) 各マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 5) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 6) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の55%以下とします。
- 7) 有価証券先物取引等は約款第22条の範囲で行います。
- 8) スワップ取引は約款第23条の範囲で行います。
- 9) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第24条の範囲で行います。
- 10) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(4) 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

. 追加型証券投資信託
DIAMバランス・ファンド＜DC年金＞3 成長型
約款

＜信託の種類、委託者および受託者＞

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者としみずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この投資信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

＜信託事務の委託＞

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

＜信託の目的、金額および限度額＞

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

②委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加することができるものとします。

③追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

④委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

＜信託期間＞

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第7項、第51条第1項、第52条第1項、第53条第1項および第55条第2項の規定による信託終了の日または信託契約終了の日までとします。

＜受益権の分割および再分割＞

第5条 委託者は、第3条第1項による受益権について100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

＜受益権の取得申込の勧誘の種類＞

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

＜当初の受益者＞

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

＜追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法＞

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③第30条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜信託日時の異なる受益権の内容＞

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

＜受益権の帰属と受益証券の不発行＞

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③委託者は、第5条第1項の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

- ④委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

＜受益権の設定に係る受託者の通知＞

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

＜受益権の申込み単位、価額および手数料＞

第12条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める契約を結んだ受益権取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

ただし、取得申込日がニューヨークの銀行、フランクフルトの銀行、パリの銀行、ロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所、英国証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得申込みに応じません。

- ②第1項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③第1項の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第4項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る当該価額は、1口につき1円に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④前項に規定する手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結前の取得申込については1口につき1円とします。）に乗じて得た額とします。
- ⑤前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者が第46条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込みの受け付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

<受益権の譲渡に係る記載または記録>

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、
- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、
 - ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

<受益権の譲渡の対抗要件>

- 第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

<投資の対象とする資産の種類>

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。
- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます、以下同じ。）

- イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

<運用の指図範囲等>

第16条 委託者は、信託金を主として第1号から第4号までのアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託(以下、それぞれを総称し「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに第5号以降の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド
2. 外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
3. 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
4. 外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
5. 株券または新株引受権証書
6. 国債証券
7. 地方債証券
8. 特別の法律により法人の発行する債券
9. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
10. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
11. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
12. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
13. 特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
14. コマーシャル・ペーパー
15. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ)および新株予約権証券
16. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第5号から第15号までの証券または証書の性質を有するもの
17. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替投資信託受益権を含みます。)
18. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
19. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
20. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
21. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
22. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
23. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
24. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
25. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
26. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第5号の証券または証書、第16号ならびに第21号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第6号から第10号までの証券および第16号ならびに第21号の証券または証書のうち第6号から第10号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第17号の証券および第18号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の80以上となる投資の指図しません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の80以上となった場合には、これを調整します。

⑤委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の15を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該投資信託証券、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<運用の基本方針>

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

<投資する株式等の範囲>

第18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

<同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限>

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<同一銘柄の転換社債等への投資制限>

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<信用リスク集中回避のための投資制限>

第20条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<信用取引の指図範囲>

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

<先物取引等の運用指図・目的・範囲>

第22条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託

財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額とマザーファンドが限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。

③委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計

額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

＜スワップ取引の運用指図・目的・範囲＞

- 第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

＜金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲＞

- 第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託期間に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属す

るマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑤為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥前項においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑧委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

<デリバティブ取引等にかかる投資制限>

第24条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<有価証券の貸付けの指図および範囲>

- 第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

<公社債の空売りの指図範囲>

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ②前項の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

<公社債の借入れ>

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ②前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産

総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

<外貨建資産への投資制限>

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の55を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の55を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<特別の場合の外貨建有価証券への投資制限>

第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

<外国為替予約の指図>

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産に係る売予約とマザーファンドの信託財産に係る為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

③前項においてマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係る為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

<保管業務の委任>

第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

<有価証券の保管>

第32条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

<混蔵寄託>

第33条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるも

のとします。

＜信託財産の登記等および記載等の留保等＞

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

＜一部解約の請求および有価証券の売却等の指図＞

第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

＜再投資の指図＞

第36条 委託者は、前条の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

＜資金の借入れ＞

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入れ額は借入指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入れ額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜損益の帰属＞

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

＜受託者による資金の立替え＞

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

<信託の計算期間>

第40条 この信託の計算期間は、毎年2月26日から翌年2月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成14年12月13日から平成16年2月25日までとし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

- ②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

<信託財産に関する報告>

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

<信託事務の諸費用>

第42条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ②信託財産の財務諸表監査に要する費用は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて計算し、毎年8月25日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

<信託報酬等の総額および支弁の方法>

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た額とします。

1. 信託契約締結日から平成17年9月30日まで …年10,000分の37
2. 平成17年10月1日から信託終了の日まで …年10,000分の32

- ②前項の信託報酬は、毎年8月25日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分は別に定めるものとします。
- ③第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

<収益の分配方式>

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時は、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

<収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責>

第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第47条第1項に規定する支払開始日まで、一部解約金については第47条第2項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

<収益分配金の再投資等>

第46条 収益分配金は、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。

②委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

④前項および第47条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

<償還金および一部解約金の支払い>

第47条 償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

②一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

③前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

④償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

<償還金の時効>

第48条 受益者が、信託終了による償還金について第47条第1項に規定する支払い開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

<信託契約の一部解約>

第49条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

ただし、一部解約の実行の請求日がニューヨークの銀行、フランクフルトの銀行、パリの銀行、ロ

ロンドンの銀行、ニューヨーク証券取引所、英国証券取引所の休業日に該当する場合は、一部解約の実行の請求に応じません。

- ②平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ③委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消すことができます。
- ⑥前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。
- ⑦委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、第51条の規定を準用するものとします。

<質権口記載又は記録の受益権の取り扱い>

第50条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

<信託契約の解約>

- 第51条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ②委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
 - ⑤委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ⑥第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

<信託契約に関する監督官庁の命令>

第52条 委託者は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定に従います。

<委託者の登録取消等に伴う取扱い>

第53条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

<委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い>

第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

<受託者の辞任および解任に伴う取扱い>

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第56条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

<信託約款の変更>

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<反対者の買取請求権>

第57条 第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第51条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、投資信託及び投資法人に関する法律第30条の2の規定に基づき、受益権の買取を請求することができます。

<公告>

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am-one.co.jp/>

- ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<運用状況にかかる情報の提供>

第59条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により提供します。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

<信託約款に関する疑義の取扱い>

第60条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第15条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第3条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第24条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成14年12月13日 (信託契約締結日)

委託者 興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社

受託者 みずほ信託銀行株式会社

親投資信託
国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド
約款

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、東証株価指数に連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- 1) 主としてわが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄に投資し、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 最適化法によるポートフォリオ構築を行い、運用コストの最小化と徹底したリスク管理を行います。
- 3) 株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 4) 株式の組入比率の調整には、株価指数先物取引等を活用します。
- 5) 非株式割合は原則として信託財産総額の50%以下とします。また、外貨建資産割合は原則として信託財産総額の10%以下とします。
- 6) 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 7) 信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行います。
- 3) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。
- 4) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 5) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託
外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

約款

運用の基本方針

約款第16条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

海外の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- 1) 主に海外の株式に投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み）に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 株式への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 3) 組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。
- 4) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 5) 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- 6) 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において、原則として信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- 5) 有価証券先物取引等は約款第20条の範囲で行います。
- 6) スワップ取引は約款第21条の範囲で行います。
- 7) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第22条の範囲で行います。
- 8) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為

替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

9) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

10) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託
国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
約款

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA－BPI総合に連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- 1) 主としてわが国の公社債に投資し、NOMURA－BPI総合に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 公社債（債券先物取引等を含みます。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 3) 公社債の組入比率の調整には、債券先物取引等を活用する場合があります。
- 4) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 5) 信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- 6) 信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- 1) 株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限ります。
- 2) 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 3) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 5) 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 6) 有価証券先物取引等は約款第18条の範囲で行います。
- 7) スワップ取引は約款第19条の範囲で行います。
- 8) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第20条の範囲で行います。
- 9) 外国為替予約取引は約款第24条の範囲で行いません。
- 10) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 11) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

- 12) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託
外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

約款

運用の基本方針

約款第15条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

海外の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- 1) 主に日本を除く世界主要国の公社債に投資し、「FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）」に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 外国債券への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 3) 外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。
- 4) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 5) 信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- 6) 信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- 1) 株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限ります。
株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 2) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 3) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- 5) 有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行います。
- 6) スワップ取引は約款第20条の範囲で行います。
- 7) 金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第21条の範囲で行います。

- 8) 外国為替予約取引は約款24条の範囲で行ないます。
- 9) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 10) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- 11) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。